

## 平成30年第4回(12月)伊豆市議会定例会会議録目次

### 第1号(11月28日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○議事日程説明	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○行政報告	4
○議案第95号～議案第98号の上程、説明	7
○議案第99号～議案第101号の上程、説明	14
○議案第102号～議案第105号の上程、説明	17
○議案第106号～議案第108号の上程、説明	20
○散会宣告	22

### 第2号(12月4日)

○議事日程	23
○本日の会議に付した事件	23
○出席議員	23
○欠席議員	23
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	23
○職務のため出席した者の職氏名	23
○開議宣告	24
○議事日程説明	24
○一般質問	24
山口 繁 君	24
杉山 誠 君	43
小長谷 順二 君	61

永岡康司君	80
西島信也君	95
○発言訂正について	110
○延会宣告	113

### 第 3 号 (12月5日)

○議事日程	115
○本日の会議に付した事件	115
○出席議員	115
○欠席議員	115
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	115
○職務のため出席した者の職氏名	115
○開議宣告	116
○一般質問	116
波多野靖明君	116
星谷和馬君	132
森良雄君	151
間野みどり君	165
木村建一君	174
○延会宣告	188

### 第 4 号 (12月6日)

○議事日程	191
○本日の会議に付した事件	191
○出席議員	191
○欠席議員	191
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	191
○職務のため出席した者の職氏名	191
○開議宣告	192
○一般質問	193
鈴木正人君	193
○発言訂正について	210
青木靖君	211
杉山武司君	221
○散会宣告	232

第 5 号 (12月7日)

○議事日程	2 3 3
○本日の会議に付した事件	2 3 3
○出席議員	2 3 3
○欠席議員	2 3 4
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2 3 4
○職務のため出席した者の職氏名	2 3 4
○開議宣告	2 3 5
○議事日程説明	2 3 5
○議案第95号～議案第98号の質疑、委員会付託	2 3 5
○議案第99号の質疑、委員会付託	2 4 1
○議案第100号の質疑、委員会付託省略、討論、採決	2 4 2
○議案第101号の質疑、委員会付託	2 4 2
○議案第102号～議案第105号の質疑、委員会付託	2 4 2
○議案第106号～議案第108号の質疑、委員会付託	2 4 5
○散会宣告	2 4 5

第 6 号 (12月19日)

○議事日程	2 4 7
○本日の会議に付した事件	2 4 7
○出席議員	2 4 7
○欠席議員	2 4 8
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2 4 8
○職務のため出席した者の職氏名	2 4 8
○開議宣告	2 4 9
○議案第95号～議案第98号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 4 9
○議案第99号、議案第101号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 5 4
○議案第102号～議案第105号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 5 5
○議案第106号～議案第108号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 5 8
○請願第4号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 6 0
○日程の追加	2 6 4
○報告第24号の上程、説明、確認事項	2 6 4
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 6
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 9

○閉会宣告	291
○署名議員	293

## 平成30年第4回（12月）伊豆市議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成30年11月28日（水曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 行政報告  
日程第 5 議案第 95号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）  
日程第 6 議案第 96号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）  
日程第 7 議案第 97号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第3回）  
日程第 8 議案第 98号 平成30年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）  
日程第 9 議案第 99号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について  
日程第10 議案第100号 伊豆市行政財産の目的外使用に関する条例の一部改正について  
日程第11 議案第101号 伊豆市下水道事業等の公営企業化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
日程第12 議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆体験農園）  
日程第13 議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について（筥湯）  
日程第14 議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について（恋人岬）  
日程第15 議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆室内温水プール）  
日程第16 議案第106号 市道路線の認定について  
日程第17 議案第107号 市道路線の廃止について  
日程第18 議案第108号 市道路線の変更について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（16名）

1番	波多野 靖 明 君	2番	山 口 繁 君
3番	星 谷 和 馬 君	4番	間 野 みどり 君
5番	鈴 木 正 人 君	6番	下 山 祥 二 君
7番	杉 山 武 司 君	8番	三 田 忠 男 君

9番	青木靖君	10番	永岡康司君
11番	小長谷順二君	12番	小長谷朗夫君
13番	西島信也君	14番	杉山誠君
15番	森良雄君	16番	木村建一君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	本多伸治君
教育長	西井伸美君	総合政策部長	田村英樹君
総務部長	伊郷伸之君	市民部長	梅原敏男君
健康福祉部長	村井克代君	産業部長	堀江啓一君
建設部長	山田博治君	教育部長	金刺重哉君
会計管理者	城所章正君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	浅田茂治	次長	稲村栄一
主任	山下正恵		

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから平成30年第4回伊豆市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下、関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三田忠男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長から指名いたします。11番小長谷順二議員、12番小長谷朗夫議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（三田忠男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12月19日までの22日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月19日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります会期日程表のとおりでございます。御了承願います。

次に、休会日についてお諮りいたします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程に記されたとおりとすることに決しました。

### ◎諸般の報告

○議長（三田忠男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員からの法に基づく例月出納検査結果並びに議長等の会議、出張につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。

次に、昨日までに受理した請願書は1件であります。お手元に配付してあります「伊豆市自然環境と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例に罰則や安全に関する条項等の新規追加に関する請願書」の審議については、総務経済委員会に審査を付託いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

### ◎行政報告

○議長（三田忠男君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第4回伊豆市議会定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

まず、東京2020大会に向けて。

東京2020大会自転車競技の一部が伊豆ベロドロームで開催されることを見据え、去る11月20日、大会会場周辺で大規模爆破事件が起きたという想定で、緊急対応事態における国・県・市及び関係機関と連携した静岡県国民保護共同図上訓練を実施いたしました。幾つかの緊急事態を想定し、初動対応要領の確認、関係機関との情報共有、調整要領の確認、緊急対応事態対策本部の設置・運営、要領の確認などを具体的に行いました。

30もの関係機関が参加したこの大規模な訓練は、オリンピックに限らず、国内外から多くの観光客が訪れる観光地である本市にとって、非常に有意義なものとなりました。

今回の検証を踏まえ、観客や観光客、そして市民の安心・安全の確保を最優先に、今後も関係機関とのさらなる連携の強化に努めてまいります。

また、10月23日に開催された東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の理事会にて、伊豆ベロドロームの座席を1,800席から3,600席に増設することが決定いたしました。

さらに、1年後の2019年10月6日には、組織委員会主催によるマウンテンバイクのテストイベントが開催されることが決定し、テクノロジー等のテストが実施されます。市としましては、ラストマイルにおける各項目の課題等を検証するために県などと連携しながら対応を



進めてまいります。

なお、きのうの午後、国際自転車競技連合UCIの新しい会長であるラパルティアンさんほか御一行が現地を視察されました。このベロドロームの座席については、ロンドンやリオより少ないのですが、既存施設を使うということで最低基準をクリアしているので満足だという御発言でした。

マウンテンバイクについては、とてもいい会場になると。それはコンパクトという意味で、リオやロンドンより規模が小さいというより、ちゃんと距離はとれるんですが、まとまった敷地の中にコンパクトに設備をつくることができ、周りの5キロサーキットのどこからでも観戦ができる。同じ側に施設が並んでいてとても管理しやすいということで、完成後の姿に対して、とても強い関心と高い期待をお持ちだということが確認できました。

2つ目で、牧之郷地区計画について。

人口減少が進む伊豆市においては、移住・定住の促進、交通の利便性を生かした地域活力の向上、緑豊かな周辺環境と調和した良好な集落環境の創出が求められています。このため、牧之郷地区では、土地の合理的な利用を図り、良好な住環境の保全と安全な交通環境の創出により、鉄道駅周辺の利便性を生かした安全で快適な市街地を形成することを目標に、住民が主体となって地区計画の案の策定を進めてまいりました。

このたび牧之郷地区計画の原案がまとまりましたので、市の手続条例に基づき、11月15日から本日28日まで、原案の縦覧を行うとともに、原案に対する意見書については、12月5日を期限に提出できる手続を行っております。

今後、原案に対する皆様からの御意見を反映するなどの作業を進め、都市計画の案としてまとめてまいります。

そして、来年2月には牧之郷地区計画の都市計画決定を目指して、都市計画法に基づく案の縦覧を行う予定でございます。

3つ目に、駿河湾フェリー事業の継続に向けて。

来年4月以降の方向性については、既に発表されているところですが、県と3市3町は、関係団体等とも連携しながら利用促進に取り組むことにより、重要な社会インフラである駿河湾フェリーの平成31年4月以降の運航を継続する。

鈴与グループから無償寄附の申し出があった船舶等の資産は、県と3市3町を代表して、県が所有することを基本とする。

来年4月以降の実運航については、新たな運営体制への事業の円滑な引き継ぎに必要な当面の措置として、株式会社エスパルスドリームフェリーが担うという内容が示されました。

現在、来年度の運営体制について、県において検討いただいているところです。今後、財務や経営などの専門的な見地から検討を重ね、来年早々を目途に、具体的な継続スキーム、県と3市3町の役割分担や負担割合について関係団体で協議し、決定していく予定でございます。

4つ目、修善寺自然公園（虹の郷）について。

現在、一般財団法人伊豆市振興公社が指定管理を行っています。今年度いっぱい5年間の指定管理期間が終了することから、6月に振興公社から指定管理継続申請書が提出されましたが、その後10月上旬までに提出しなければならない指定申請書が未提出になっておりました。

振興公社内では、指定管理の継続申請について議論が重ねられていたとのことですが、理事会を経て11月22日に修善寺自然公園の運営について安定的な実施体制及び経営基盤等の確保が困難であるとの理由から、指定管理者の申請を辞退する旨の意向が文書により示されました。

観光が大きな産業である伊豆市にとって、修善寺自然公園は年間20万人弱の観光客が訪れる大切な施設であり、観光への影響を最小限とすべく、早急に関係団体と連携をとりながら対応を進めてまいります。

5つ目、修善寺・中伊豆・天城地区の中学校基本方針決定について。

去る11月13日に、伊豆市教育委員会より、「伊豆市修善寺・中伊豆・天城地区の中学校基本方針」決定の報告を受けました。

ことし6月に、伊豆市教育振興審議会から示された答申書を受け、教育委員会においても答申書を尊重しつつ、学校教育現場で御尽力いただいている先生方の御意見、総合教育会議での方針案についての意見交換、さらには議会議員の方々からも方針案についての御意見をいただき、教育委員会で決定された方針であると伺っております。

市長部局としては、今回教育委員会が策定した基本方針を尊重して、伊豆市の教育環境改善を引き続き支援していきたいと考えております。

6つ目、伊豆市グリーンコンサート2018の実施について。

本年も11月25日に、アクシスカつらぎで開催いたしました。今回は、土肥方面から会場までの送迎バスを手配するなど、市民が参加しやすいように工夫し、970席の前売り券は早々に完売するほどの人気でございました。

このコンサートは、東京2020公認プログラムとして「東京交響楽団」による質の高いプロのオーケストラの演奏を多くの市民の皆様にお楽しみいただくことができたものと考えております。今後も文化振興には、引き続き尽力をしてまいります。

最後に、主要事業に関する市民への説明及び民意の確認について。

これまで市長として、主要な事業を提案するについて、議会からしばしば「市民への説明は十分に行われたのか」との御指摘をいただいております。そこで、市長として、毎年実施しているタウンミーティングの地区割をこれまでになく細分化し、ミニ集会として実施してまいります。

その背景には、本年4月、合併特例債期限の再延長が国会で可決された。

本年5月、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会において、入札を行うための予算案

が否決された。

本年6月、教育振興審議会において、3中学校の将来像に関する検討結果がまとめられたという状況があり、8月下旬からミニ集会を始めました。

3中学校と新ごみ焼却場の動向は、将来の財政見通しに大きな影響を及ぼし、これが全市民への行政サービスを左右することから、ミニ集会においては財政の観点で新ごみ焼却場、3中学校の件についても市長として言及いたしました。きのう実施したミニ集会を含めて、これまで31回実施し、参加者数は680人になりました。

これまでのところ3中学校の将来像に関しては、統合方針に対する反対意見はありませんでした。統合先については、今の修善寺中学校を統合先にすべきであるとの御意見が約半数を占める地区が修善寺地区内において3地区ございましたが、そのほかの会場では、修善寺地区も含めてそのような御意見はありませんでした。

新ごみ焼却場については、災害対応を規模に含めることの可否、発電設備を設置することの可否、入札対象に実績条件を付すことの可否についても御説明したところ、組合執行部案への反対意見はありませんでした。

このような中、10月に組合議会で新ごみ焼却場の入札を進めるための予算案が可決され、さらに11月、教育委員会において3中学校に関する基本方針が決定されました。

市長としては、可能な限りの市民説明、直接市民の皆さんへの説明等、市民の皆さんの意思を確認してきたものと確信しております。いずれの事業も大きな予算を伴うもので、市民の将来負担に大きな影響があります。議会におかれましては、市民負担の軽減につながる有利な財源が確保されているタイミングで、必要な意思決定をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、報告申し上げます。

○議長（三田忠男君） 以上で行政報告は終わりました。

#### ◎議案第95号～議案第98号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第5、議案第95号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）から日程第8、議案第98号 平成30年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）の4議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第95号から第98号まで一括して提案理由を申し上げます。

議案第95号は、人事院勧告や職員の異動に伴う職員給与費に805万円、台風24号被害に伴い中伊豆支所屋上や観光施設の改修に640万円、オリンピック開催に伴い、沿道の修景伐を推進する補助金として490万円、本年夏の猛暑を受け、市内の小中学校の普通教室にエアコ

ンを設置する整備工事に4億500万円など、総額4億4,994万9,000円を増額し、歳入歳出予算額を181億6,221万9,000円とするものです。

歳入歳出予算のほか小中学校エアコン整備事業について、新たに繰越明許費を設定、中伊豆支所屋上防水工事など6件の債務負担行為の追加及び小中学校エアコン整備事業に充てるため、地方債の追加をお願いするものです。

議案第96号は、人事院勧告による職員給与費や制度改正に伴うシステム改修費など、総額57万3,000円を増額し、歳入歳出予算額を44億4,114万3,000円とするものです。

議案第97号は、人事院勧告などによる職員給与費や県道の舗装、改良工事に伴う管渠布設やマンホール工事など、総額939万円を増額し、歳入歳出予算額を15億8,538万4,000円とするものです。

議案第98号は、人事院勧告による職員給与費や国道の舗装工事に伴うマンホール工事など、総額424万5,000円を増額し、歳入歳出予算額を1億5,540万5,000円とするものです。

詳細について、それぞれ担当する部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第95号について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

私から、議案第95号 一般会計補正予算（第4回）について補足説明をさせていただきます。

議案書のまず2ページ、3ページ、第1表でございます。こちらにつきましては、各款項の補正額と総額を記載してございます。御確認いただきたいと思います。

4ページをお願いします。

第2表、繰越明許費でございます。こちらは先ほど市長提案理由で申しましたとおり、小中学校へのエアコンの整備事業に係る経費の繰り越しでございます。

現在、国のこの事業に対する交付金の内示はまだ示されておりませんが、この交付金を受けるには、交付金対象事業が平成30年度の予算措置の事業に限るということになっております。よりまして、こちら平成30年度予算に計上し、年度内当然完了が見込まれませんので、全額を繰り越すというものでございます。仮に平成31年度予算に計上しますと、交付金の対象事業にならないということになりますので、今回、小学校分で2億7,500万円、中学校分で1億3,000万円、合計4億500万円を計上させていただき、全額翌年度へ繰り越しをさせていただきます。

次に、5ページの第3表、債務負担行為補正でございます。こちらにつきましては、新たにまず、中伊豆支所の屋上防水改修工事、これは台風24号によりまして、屋上の防水シートが破損しました。この後、歳出のほうで説明させていただきますが、まず平成30年度の補正

予算として407万4,000円、それに平成31年度の債務負担額として611万1,000円、2年間で対応し、合計で1,018万5,000円の改修工事となります。

続きまして、修善寺小学校放課後児童クラブ運営事業の委託でございます。こちらは来年度、平成31年度の運営に先立ちまして、今年度中に事業者を決定し、契約を締結したいと。運営につきましては平成31年度以降になりますが、先立って契約をしたいということで、平成31年度の債務負担行為を726万8,000円、同じく修善寺南小学校放課後児童クラブ運営業務委託でございますが、同様に平成31年度からの業務委託をするに当たりまして、平成30年度中に契約をするというもので509万4,000円。

続いて、月ヶ瀬道の駅指定管理委託、こちらは平成31年度から平成35年度までの5カ年の道の駅の指定管理の管理委託費について、こちらも今年度中に協定を結び、準備に入るということで、5年間の1,750万円の債務負担。

続いて、市道姥金深沢日陰線改良工事、こちらはラフォーレ修善寺に行く途中の市道になります。いわゆるオリンピックのための選手村へのアクセス道路となります。現在、国におきましては公共工事の施行時期の平準化を図るため、工事を前倒してなるべく発注するようという要請が来ております。今回、平成31年度の実施予定の工事を前倒してまず発注したいと。ただし、契約の初年度、平成30年度には支出をしない債務負担行為、いわゆる国土交通省なんかでよく言われるゼロ債務負担行為と言われるものを設定して、今回債務負担をお願いするものでございます。期間は平成30年度、平成31年度でございますが、平成30年度の予算はございません。ただし、今年度に発注し、工期が平成30年度から平成31年度にわたるということで、期間は平成30年度、平成31年度をお願いするものでございます。こちらは7,000万円。

次に、外国語指導助手業務委託、こちらも現在ALTによります外国語指導助手業務を委託してございますが、今年度いっぱい現在契約が終わるということで、平成31年度から平成33年度までの3カ年の業務委託を今年度中に相手方を決定し、まず契約をするための債務負担でございます。こちらが1億825万6,000円。

債務負担行為については以上でございます。

続きまして、6ページの第4表、地方債の補正でございます。こちらは第2表の繰越明許費でお願いしました小学校、中学校へのエアコンの設置事業に対する財源としまして地方債をお願いするものでございます。

小中学校の総事業費が先ほど4億500万円と申しました。この地方債に充てるのが学校教育施設等整備事業債という起債になります。充当率が75%、こちらは交付税措置が50%の普通交付税の措置を見込んでおります。残りの25%につきましては一般財源として財政調整基金の繰り入れを計上してございます。

小学校のエアコン2億7,500万円の事業費に対しまして75%の充当率、こちら2億620万円、中学校のエアコン事業費1億3,000万円の事業費に対しまして、こちら75%で9,750万円、小

中学校合わせまして4億500万円のうち3億370万円の地方債を計上してございます。

こちらにつきましては財源として、国のほうでは補正予算によりまして交付金等の予算は確保されておりますが、現在まだ内示等の金額が確定しておりませんので、この補正の段階では起債と一般財源をまず見込んでおります。今後国の特例交付金が決定し次第、最終的にまた歳入のほうの補正をさせていただく予定でございます。

続きまして、事項別明細に移らせていただきます。

まず、今回の補正予算、先ほど市長が申しましたとおり、人件費につきましては人事院勧告に基づく人件費の増額を予定してございます。

43ページをお願いいたします。

給与費明細になります。今回の人事院勧告につきましては、大きく2つがございます。まず、一般職につきましては、給料表の改定、平均で0.2%の増額、それと勤勉手当の12月支給分に0.05月、これによりまして期末勤勉手当の総額が4.40月から4.45月に上がります。この人事院勧告の内容に基づいて、今回補正をしてございます。

なお、あわせて職員の異動等、これは中途退職の職員もいました。そのような関係で人事院勧告の増額分にあわせて所要の改正をお願いするものでございます。

まず、42ページの特別職につきましては、先ほどの期末勤勉手当、職員0.05上がるのと同様に、特別職の期末手当も0.05月増額するものでございます。11万3,000円。43ページの一般職につきましては、まず職員数の比較1人増となっておりますが、これは中途退職があった職員の退職補充に1人任用してございます。その関係で1人増額となっております。

(2)の明細のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、給料につきましては、今回の人事院勧告に基づく給与改定に伴う増額としまして、269万2,000円、ただし、先ほど申しました職員の異動、これは退職や育児休業などにより526万7,000円の減額、あわせまして257万5,000円を減額でございます。

職員手当につきましては、同じく人事院勧告による期末勤勉手当の増額としまして623万円の増額、その他の増減分としましては、早期退職者に対する退職手当の特別負担金で232万1,000円、職員の異動等によります602万9,000円の減額、そのほか時間外手当の増額で646万8,000円で、合計899万円の増額でございます。

人件費につきましては、以上でございます。

続きまして、人件費以外の歳出で説明させていただきます。

まず、13ページをお願いいたします。

13ページの2款1項1目の一般管理費、2庶務一般事務事業でございます。こちらは平成31年度のオリンピック組織委員会への職員の派遣、また県から現在技術派遣職員の受け入れの要望をしてございます。それら合計5人分の家賃借り上げ等の補正でございます。敷金、礼金、4月分の家賃の前払い等、合わせて154万2,000円。

3中伊豆支所費、こちら先ほどの債務負担行為で申しました中伊豆支所の屋上防水工事で

ございます。平成30年度予算としましては407万4,000円、債務負担行為でお願いしています611万1,000円、合わせて2カ年で1,018万5,000円を予定しております。

続いて4、バス路線維持事業でございます。こちらは前年度、平成29年度の自主運行バスの補助金の精算となります。176万7,000円。

続いて、19ページをお願いいたします。

中段どころになります3款1項6目国民健康保険事業の繰出金でございますが、こちらは人事院勧告に基づく国保会計の人件費の増額に対する一般会計からの繰り出しでございます。

続いて、21ページをお願いいたします。

3款2項1目のちょうど真ん中の行になります3放課後児童クラブ運営事業でございます。こちらは平成31年4月から開設予定の修善寺小学校と修善寺南小学校における放課後児童クラブの備品購入費でございます。169万6,000円。

続いて、3款2項2目の児童措置費の児童扶養手当給付事業、こちらは児童扶養手当の制度改正によりまして、手当の支給改正が増加します。それに対応するためのシステム改修の委託料302万8,000円。

続いて、29ページをお願いいたします。

6款2項2目の林業振興費の負担金でございます。負担補助でございます。2森林整備事業、まず林業再生プロジェクト推進事業補助金でございますが、こちらは大野地区でも実施しましたオリンピックのアクセス道路沿いの修景伐を実施しました。今回、選手村となりますラフォーレ修善寺へのアクセス道路の修景伐として補助金を490万円。

なお、これにつきましては、490万円のうち県費が340万円見込んでおります。

次の高性能林業機械導入補助金でございます。こちら10分の10が県の補助金となっております。グラップル付きのバックホウ、いわゆる木材をつかむ前にはさみがついている、そういう重機、特殊機械を購入するための補助金750万円。

続いて31ページ、7款1項4目の観光施設管理費の6達磨山高原管理事業、こちらは台風24号による倒木の処理として25万3,000円。

その他観光施設管理事業、こちらにつきましては同じく台風24号の影響でございますが、土肥の山川ポケットパークの転落防止柵、こちらを改修するために207万4,000円をお願いするものでございます。

続いて、37ページをお願いいたします。

10款2項1目の2小学校一般事務事業、あわせて10款3項1目中学校管理費の中学校一般事務事業でございます。こちらにつきましては、小学校は6小学校の夏場の電気料の使用料がふえたということで電気料に不足が生じたために追加をするもの、同じく中学校につきましてもお願いするものでございます。

次いで、旧土肥小学校管理事業でございます。こちら旧土肥小学校につきましては、やはり夏場の電気料の使用料がふえたということでお願いするものと、廃棄物の処理手数料で

ございますが、旧土肥小学校に残っている不用物品の処理をするための処理手数料になります。

続きまして、9中伊豆小学校管理運営事業でございますが、体育館トイレの排水の改修でございます。こちらはトイレの排水管の老朽化等によります破損がございまして、そちらの改修に190万円、あと小学校エアコン整備事業、こちらは全小学校へのエアコンの設置で2億7,500万円。

中学校につきましては、4天城中学校管理運営事業でございます。こちらの施設改修工事費につきましては、来年度、身体に障害のあるお子様が入学されるということで、それに対応するために体育館のトイレや体育館の階段の手すりなど、必要な改修工事をするものでございます。334万8,000円。

あと、6中学校エアコン整備事業につきましては、全中学校へのエアコン設置として1億3,000万円をお願いするものでございます。

一般会計につきましては、以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第96号について、市民部長。

〔市民部長 梅原敏男君登壇〕

○市民部長（梅原敏男君） 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第96号 伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について、補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては、45ページからになります。

今回の補正につきましては、先ほど市長が申したとおり、人事院勧告に伴う人件費の増額と国保事業にかかわりますシステムの改修に伴う経費の補正でございます。

まず、歳入につきまして説明をさせていただきます。

議案書、予算に関する説明資料52、53ページをお開きください。

歳入につきましては、国保事業システム改修にかかわりまして、5款1項2目財政調整交付金の1節財政調整交付金27万円を、また人事院勧告に基づきまして7款1項1目一般会計繰入金3節職員給与費等繰入金30万3,000円を、それぞれ増額をお願いするものでございます。

続きまして、54、56ページをお開きください。

歳出につきましては、1款1項1目一般管理費の2節給料で7万5,000円、3節職員手当等で14万1,000円、4節共済費で8万7,000円の増額をお願いするものでございます。

同じく1目の一般管理費の13節委託料でございますが、今年度からの国民健康保険制度改革の実施に伴いまして、国保事業システムの療養給付費負担金システム、それと財政調整交付金システム、この2つのシステムにつきまして市から県への申請ベースに機能変更する改修費用といたしまして27万円の増額をお願いするものでございます。

補足説明は以上でございます。



○議長（三田忠男君） 続いて、議案第97号及び議案第98号について、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第97号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第3回）と議案第98号 平成30年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について、補足説明をさせていただきます。

まず、58ページをお願いします。58、59ページになります。

まず、歳入歳出のそれぞれ939万円増額補正するものでございます。

67ページをお願いします。

まず、歳出ですが、職員の給与費について人事院勧告に伴う所要額の調整と時間外手当の増額により64万2,000円を増額するものでございます。明細につきましては、70ページをごらんいただきたいと思っております。

続きまして、公共下水道事業の単独事業の工事請負費としまして874万8,000円、67ページでありますけれども、増額をお願いするものでございます。これは県道の事業に対応するもので、県道沼津土肥線とあと県道大藪臨港線の舗装工事が行われます。それに伴います下水道マンホールの高さ調整とふたの取りかえ工事に15カ所、405万円、あと県道熱海大仁線柏久保工区の道路のつけかえ、今現道がありますけれども、今度クランクを直しているところですから、その道路のつけかえに伴う下水道管の布設がえ工事に、87メートルで469万8,000円を充てるものでございます。

歳入につきましては、繰越金を増額するものでございます。

よろしくをお願いします。

続きまして、72ページ、73ページをお願いします。

農業集落排水事業ですけれども、歳入歳出のそれぞれ424万5,000円の増額をお願いするものでございます。

81ページをお願いします。

まず、歳出ですが、これも職員の給与費、人事院勧告に伴う所要額の調整と時間外の手当の増額により19万5,000円の増額をお願いするものでございます。

明細書につきましては、82ページをごらんいただきたいと思っております。

81ページの下の新設費の工事請負費の405万円の補正をお願いするものでございますが、これも県道の事業に対応しまして国道414号、門野原地区で施行される舗装工事に伴いまして、下水道マンホールの高さ調整とふたがえ工事につきまして15カ所、405万円を充てるものでございます。

歳入につきましては、繰越金を増額するものでございます。

よろしくをお願いします。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

◎議案第99号～議案第101号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第9、議案第99号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてから日程第11、議案第101号 伊豆市下水道事業等の公営企業化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてまでの3議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第99号から第101号までの3議案について、提案理由を申し上げます。

議案第99号は、人事院勧告に基づき、市の特別職と一般職などの給与に関する6条例を改正するものです。

議案第100号は、平成18年の地方自治法の改正の際に、引用条項が変更されたものについて、改正が漏れていたために改正するものです。

議案第101号は、下水道事業及び農業集落排水事業について、公営企業法を適用することに伴い、関係する14条例について所要の改正を行うものです。

詳細についてそれぞれ担当する部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第99号及び議案第100号について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私からは議案第99号と第100号について補足をさせていただきます。

まず、議案第99号の伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正でございますが、条例議案説明資料というA4の1枚の資料をお配りさせていただいております。

今回のこの改正条例でございますが、表にありますとおり、3本の条例を改正してございます。

1点目が特別職の職員の給与に関する条例、2本目が職員の給与に関する条例、3本目が一般職の任期付職員の採用等に関する条例、この3本の条例を人事院勧告に基づき、期末勤勉給料表等の改正を行っております。

今回の改正でございますが、それぞれこの3本の条例を平成30年度分の給与、期末勤勉手当等の改正をまず1つ行っていると。

それと、平成31年度以降の施行分について行っているということで、まず特別職の給与に関する条例については、1条で平成30年度、2条で平成31年度、一般職の給与条例につきましては、続いて3条で平成30年度分、4条で平成31年度以降分、任期付職員の条例につきま

しては5条で平成30年度分、6条で平成31年度分ということで、それぞれ3本の条例を6条立てで改正してございます。

それでは、議案書の91ページをお願いします。

新旧対照表でございます。先ほどの補正予算のときにも人事院勧告の内容を申しました。今回の勧告は、給料表の平均0.2%のベースアップと、職員でいう勤勉手当の0.05月のベースアップ、ただし特別職につきましては期末手当のみでございまして、期末手当を0.05上げるというものでございます。

まず、第1条の特別職の平成30年度分につきましては、「100分の227.5」を100分の5月上げるために「100分の232.5」に改正するもの。

2条につきましては平成31年度以降分のものでございます。現在6月と12月に支給する期末手当の支給率は異なっておりましたが、平成31年度以降は6月12月ともに同じ支給率と、均等に分けるということでございまして、こちらを100分の445、これを6月と12月に均等に割りまして100分の222.5に改正するものでございます。こちらにつきましては平成31年4月1日以降の施行となります。

次のページの92ページの3条、こちらが一般職の職員の給与に関する条例となります。こちらは職員につきましては勤勉率を100分の5月、0.05月、平成30年度については上げるものでございます。「100分の90」を「100分の95」に改正するもの。再任用職員につきましても「100分の42.5」を「100分の47.5」に改正するものでございます。当然既に支給してあります6月につきましては、改正はございません。

93ページ以降の給料表につきましては、今回の人事院勧告に基づき、平均0.2%の給料表の改定をしてございます。

続いて、99ページの第4条、こちらが一般職の職員の平成31年度以降の運用となるものでございます。先ほど特別職で申したとおり、期末手当、勤勉手当それぞれ6月、12月支給率が違ったわけですが、今回年間100分の445に合計なるわけですが、それを6月、12月に均等に割り振るというものでございます。

まず、期末手当につきましては、年間100分の260、これを6月、12月に均等に分けるために100分の130にするものでございます。

27条の勤勉手当につきましても、こちら勤勉手当の合計が100分の185となります。これを6月、12月に均等に分けるために100分の92.5に改めるものでございます。

続きまして、100ページの任期付職員の採用等に関する条例につきましても、第5条として、第7条の給料表を改定してございます。

また、あわせて第8条で勤勉手当の支給について改正をするものでございます。100分の65を100分の70としております。

第6条が平成31年4月1日以降の期末手当の支給につきましては、6月と12月を均等にするというので、100分の167.5にするものでございます。

以上が給与関係の条例となります。

続いて、議案第100号、103ページ以降になります。

105ページの新旧対照表をお願いします。

伊豆市行政財産の目的外使用に関する条例でございます。こちら第1条で地方自治法の238条の4第4項を引用してございます。平成18年、自治法の大幅な改正がございました。そのときに238条の4に3項が加わったことにより、この238条の4の第4項が3項繰り下げられ、238条の4第7項に変わっておりました。そのとき改正すべきものの手続が漏れていたということで、今回改正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第101号について、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私から議案第101号について補足説明をさせていただきます。

107ページをお願いします。

伊豆市下水道事業等の公営企業化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、補足説明をいたします。

まず、市民に必要なサービスである下水道を将来にわたり、安定的に運営していくためには、財政的な管理が不可欠であり、複式簿記に基づく収益の把握が必要となります。また、平成27年1月には、総務省から公営企業会計の適用の推進について要請の通知があり、人口3万人以上の市、区、町、村等の下水道事業は、平成31年度までに公営企業会計に移行すべきであるとしております。

このことから、下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法を適用するため、本条例を制定し、関係条例を改正するものでございます。

まず、主な内容につきましては、108ページの下段になりますけれども、伊豆市水道事業条例の一部改正でございます。

下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法に適用するため、伊豆市水道条例の名称、趣旨、経営の基本、組織等に公共下水道事業及び農業集落排水事業を追加し、条例で法の適用をすることを定めるものでございます。

新旧対照表の135ページをお願いします。

改正後に公共下水道事業及び農業集落排水事業を追加し、それ以降のページにつきましても追加、改正をしております。

続きまして、107ページに戻っていただきまして、条例集の中に「町長」を「管理者」、「市長」を「管理者」に改めるにつきましては、下水道等に関する執行権が市長から公営企業管理者に移行するため「市長」を「管理者」に改めます。ただし、伊豆市の公営企業は管理者を非設置としており、条例中の管理者は管理の権限を行う市長となります。これは公営

企業法第7条ただし書きにより、条例で管理者を置かない旨を定めることができます。その際には、地方公営企業法第8条第2項に基づき、地方公共団体の長が管理者の権限を行うとしております。

また、同じページのその中に「規則」を「規程」に改めるにつきましては、規則は市長や教育委員会等の行政委員会のみが定めることができ、公営企業の管理者には規則を定める権限がありませんが、そのかわりとしまして規程を定めることができます。そのため、下水道事業に関する条例中の「規則」を「規程」に改めます。

また、その他としまして、公営企業会計以降にあわせ必要な字句の訂正を行います。

新旧対照表は111ページから改正を行っておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

以上で補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） ここで40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◎議案第102号～議案第105号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第12、議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆体験農園）から日程第15、議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆室内温水プール）の4議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第102号から第105号までの4議案について、一括して提案理由を申し上げます。

来年3月31日をもって指定期間が満了する中伊豆体験農園、修善寺温泉管湯、恋人岬関連施設、中伊豆室内温水プールの4つの公の施設の指定管理者をそれぞれ指定することについて、議会の議決を求めるものです。

詳細については、それぞれ担当する部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第102号から議案第104号について、産業部長。

[産業部長 堀江啓一君登壇]

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから議案第102号から第104号について説明させていただきます。

141ページをお開きください。

まず、中伊豆体験農園から説明させていただきます。

指定管理者を指定する公の施設の名称は中伊豆体験農園。

指定管理候補者となる団体は、中伊豆体験農園管理組合。

指定の期間は、2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間とします。

提案に至る経緯でございますが、中伊豆体験農園は、農業を通じてゆとりある余暇と安らぎの空間を提供し、地域と都市との交流を深め、地域農業の活性を寄与することを目的に設置され、現在地元農業者や地域住民により組織された中伊豆体験農園管理組合が平成19年4月より指定管理者として管理運営を行っております。

農業体験や運営事業を通じまして、都市住民と農村との交流、グリーンツーリズム等推進事業の事業の継続性という観点、現指定管理者として管理運営等の実績、また平成29年度実施した業績評価について、学校給食等への提供等、地産地消の取り組みが高評価され、A評価されている点、管理組合から継続要望書が提出されている等を考慮しまして、伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項第3号に基づき、指定管理者の候補者として選定し、伊豆市指定管理者審査会に諮問いたしました。その結果、指定管理者の候補として、中伊豆体験農園管理組合は適格であるとの答申を受けました。

よりまして、同条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

管理公社の概要につきましては、添付資料のとおりでございます。

続きまして、第103号、修善寺温泉管湯について説明させていただきます。

145ページをお開きください。

本件は、指定管理協定の期間満了に伴う次期指定管理者の指定に係るものでございます。

指定管理者を指定する公の施設の名称は、修善寺温泉管湯。

指定管理者となる団体は、一般社団法人伊豆市観光協会です。

指定の期間は、2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間といたします。

現指定管理者である一般社団法人伊豆市観光協会は、当施設が供用開始されました平成12年2月から管理に携わっており、平成18年4月からは、当施設の指定管理者として管理運営を行っております。

また、平成29年度に実施されました伊豆市指定管理者審査会では、その業務実績について、指定協定等を遵守しながら目標を達成しているという形で、A評価の答申を受けております。

指定管理者の継続に関する提案書等が提出されまして、伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項第3号により、指定管理者の候補者として選定するために伊豆市指定管理者審査会へ諮問いたしました。その結果、指定管理者の候補者として、

一般社団法人伊豆市観光協会は適格であるとの答申を受けました。

よりまして、同条例第6条の規定により、指定管理者の候補者、一般社団法人伊豆市観光協会について議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細資料につきましては、添付資料のとおりでございます。

続きまして、議案第104号、恋人岬関連施設について説明いたします。

149ページをお開きください。

本件は、指定管理協定の期間満了に伴う次期指定管理者の指定に関するものでございます。

指定管理者を指定する公の施設の名称は、恋人岬関連施設。

指定管理者となる団体は、土肥温泉旅館協同組合です。

指定の期間は、2019年4月1日から2022年3月31日までの3年間です。

指定管理期間につきましては、前は5年間でしたが、指定管理期間を3年間に短縮し、期間中でも双方合意をもって指定管理を終了できることとしております。

土肥地区におきましては、今年度、土肥地区観光防災まちづくり重点地区対策基本計画策定業務委託を実施しており、今後の観光施設を取り巻く状況が大きく変わることが予想されております。そのために、変化に対応するために今回期間を短縮させていただきました。現指定管理者である土肥温泉旅館協同組合は、昭和60年6月から当施設の管理に携わっており、平成29年度に実施されました伊豆市指定管理者審査会では、その業務実績について指定管理者の積極的な取り組み姿勢が評価できるという形で、A評価の答申を受けております。

指定管理の継続に関する提案書も提出され、伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第1項第3号により、指定管理者の候補者として選定するために伊豆市指定管理者審査会へ諮問いたしました。その結果、指定管理者の候補者としての土肥温泉旅館協同組合は適格であるとの答申を受けましたので、同条例第6条の規定により、指定管理者の候補者、土肥温泉旅館協同組合について、議会の議決を求めるものでございます。

なお、添付資料については、添付させていただいております。

以上、それぞれ説明させていただきましたが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第105号について、教育部長。

〔教育部長 金刺重哉君登壇〕

○教育部長（金刺重哉君） おはようございます。

それでは、議案第105号 公の施設の指定管理者の指定につきまして、中伊豆室内温水プールにつきまして補足説明をさせていただきます。

議案書は153ページでございます。

まず、本指定管理に係る手続でございますが、伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定に基づきまして、平成30年9月28日から平成30年10月29日までの間、指定管理者になろうとする法人、その他の団体を公募いたしました。

公募期間に応募がありましたのは、有限会社伊豆スイムサポート1社でございました。

教育委員会では、申請内容を確認いたしまして、同条例第5条の2の規定によりまして、伊豆市指定管理者審査会に諮問をいたしました。

去る11月7日開催の伊豆市指定管理者審査会におきまして、本件の御審議をいただきました。審査会からは、有限会社伊豆スイムサポートが候補者として適格である旨の答申をいただいたところでございます。

この答申を受け、定例教育委員会にて上程案の審議をいただき、御承認をいただきましたことから、条例第6条第1項の規定に基づきまして、議会の承認をいただくものでございます。

なお、答申書には、天城温泉プールの廃止に伴いまして、利用者の推移が気になるということでもありますことから、利用者のモニタリング等を行い、利用者の動向に注視し、利用者のニーズに合った管理運営をとの附帯意見も添えられておりましたので、今後の基本協定、年度別協定にもこの点を配慮し、適切な管理運営を心がけてまいります。

指定管理者の団体につきましては、議案書の次のページ、155ページに参考資料として概要をつけてございます。

中伊豆室内温水プールを広くスポーツ振興と健康づくりを図るために、水泳競技者から一般市民まで広く利用していただけることを目的としまして、本指定管理を行うものでございます。

団体の概要については、ここに記載のとおりでございます。

指定の管理の期間でございますが、平成31年4月1日から5カ年間でございます。

補足説明は以上でございます。御審議よろしくお願いを申し上げます。

#### ◎議案第106号～議案第108号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第16、議案第106号 市道路線の認定についてから日程第18、議案第108号 市道路線の変更についての3議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第106号から第108号までの3議案について、一括して提案理由を申し上げます。

伊豆縦貫自動車道天城北道路が新年1月26日に供用開始となることが公表をされました。この天城北道路の区域決定に伴う市道の認定がえを行うものでございます。

議案第106号は、道路法第8条第1項の規定により、市道の路線を認定するものです。

議案第107号は、道路法第10条第1項の規定により、市道の路線を廃止するものです。

議案第108号は、道路法第10条第2項の規定により、市道の路線を変更するものとなっております。



詳細について建設部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、議案第106号から第108号につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、本3議案は今市長が申しましたように、国土交通省が行う天城北道路の区域決定に伴い、天城北道路の敷地内に市道敷等が入ることから、国土交通省の区域決定にあわせ告示する必要が生じたため、認定がえするものでございます。

なお、3議案は関連した案件となりますので、議案ごとに図面は添付せず、一括してありますので、御了承願います。

議案書157ページ、図面は160ページになります。お願いします。

議案第106号 市道路線の認定でございますが、市道相原下町中丸線、緑色の路線になります。この認定になります。これは天城北道路の建設発生土の処理に伴う大平地区の再圃場整備に伴い、新設された道路で、市道大平日向線、図面でいきますと、一番右端になりますけれども、そこから北に向かい、天城北道路の下を西方向に行き、終点を狩野川までとするものでございます。これが天城北道路の用地と狩野川の間には民地と市有地が残っているため、ここを終点といたします。

次に、議案第107号 市道路線の廃止について説明します。

2路線の廃止をお願いするものでございます。164ページをお願いします。

図面番号1番になります。枠内が黄色になっております。市道萩原相原下町線の廃止につきましては、天城北道路の建設発生土の処理に伴う大平地区の再圃場整備に伴い廃止するものでございます。

次に、市道見与坂追廻シ線ですが、位置図は159ページの右上になりますけれども、7番になります。詳細は163ページをごらんください。

これは佐野の梶山から東亜ビレッジまで通じる、いわゆる里道を認定してありましたが、天城北道路により分断されて、通行不能となったことから廃止するものでございます。

なお、廃止後は法定外道路として管理いたします。

廃止路線の説明は以上になります。

最後に、議案第108号の市道路線の変更について説明いたします。

4路線の変更をお願いするものでございます。164ページをお願いします。

図面番号5番、図面の一番左になります。市道小ノ田中丸線は、変更前は図面のとおり北側、狩野川まで接する箇所を終点としておりました。再圃場整備に伴い、大平日向線の下を通過できなくなったことと、変更前の終点が天城北道路の建設に伴い通行不能になったこと

により、終点を大平日向線の手前、赤い矢印を置いてありますけれども、そこにするものでございます。

なお、大平日向線の北側道路、今青い部分になりますけれども、これにつきましては再圃場整備の換地処理が終わるまで、法定外道路として管理いたします。

次に、相原線について説明いたします。160ページをお願いします。

図面番号は2番になります。右の上ですね。天城北道路のすぐ下になりますけれども、起点側の変更を、新設認定をお願いしております相原下町中丸線、この緑の部分に接道させ、天城北道路の下を並行して、狩野川の手前の回転広場、一番右になりますけれども、赤く塗ったところまでの路線ということに変更いたします。

次に、市道萩原原線につきまして164ページをお願いします。

図面番号4番の箇所、議案第107号で説明したとおり、萩原相原下町線、青色の廃止に伴い、起点を大平日向線に接するものでございます。

最後に、市道根本片山線の変更については、図面159ページの図面番号6番になります。詳細につきましては、167ページ、168ページになります。まず、168ページをお願いします。

起点側、県道修善寺天城湯ヶ島線側のほうですけれども、そこから拡幅工事が実施され、拡幅された赤色の部分と167ページの黄色い部分の一部市道を天城北道路の建設に伴い、つけかえにより完成した赤色の部分に変更し、終点を167ページの図面の一番上、東側ですけれども、図面上までするものでございます。

以上、3議案の補足説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（三田忠男君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第95号から議案第108号までの14議案に対する質疑は、12月7日開催予定の本会議にて行います。

### ◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は、12月4日午前9時30分から開会し、一般質問を行います。

当日は、発言順序1番の山口繁議員から発言順序5番の西島信也議員まで行います。

なお、本日提出されております各議案に対する質疑の通告期限は、12月4日の正午となっておりますので、御承知ください。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時00分

平成30年第4回(12月)伊豆市議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年12月4日(火曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(16名)

1番	波多野 靖明君	2番	山口 繁君
3番	星谷 和馬君	4番	間野 みどり君
5番	鈴木 正人君	6番	下山 祥二君
7番	杉山 武司君	8番	三田 忠男君
9番	青木 靖君	10番	永岡 康司君
11番	小長谷 順二君	12番	小長谷 朗夫君
13番	西島 信也君	14番	杉山 誠君
15番	森 良雄君	16番	木村 建一君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	本多 伸治君
教育長	西井 伸美君	総合政策部長	田村 英樹君
総務部長	伊郷 伸之君	市民部長	梅原 敏男君
健康福祉部長	村井 克代君	産業部長	堀江 啓一君
建設部長	山田 博治君	教育部長	金刺 重哉君
会計管理者	城所 章正君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	浅田 茂治	次長	稲村 栄一
主任	山下 正恵		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

- 議長（三田忠男君） ただいまから平成30年第4回伊豆市議会定例会を再開いたします。
- 本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
- 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

- 議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

- 議長（三田忠男君） 日程に基づき一般質問を行います。
- 今回は13名の議員より通告されております。
- 本日は、発言順序1番の山口繁議員から発言順序5番の西島信也議員までを行います。
- なお、議会基本条例第14条第2項により、本会議における一般質問は一問一答方式で実施いたします。
- これより順次質問を許します。

◇ 山 口 繁 君

- 議長（三田忠男君） 最初に、2番、山口繁議員。
- 〔2番 山口 繁君登壇〕
- 2番（山口 繁君） 皆さん、おはようございます。議席番号2番の山口繁です。
- きょうは、先輩保護司の皆さんにたくさん傍聴に来ていただいて、とても緊張しております。
- それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして私の一般質問を行います。
- 大きくは3つに分けての質問と構成しておりますが、それをくくめて「犯罪のない安心・安全のまちづくりのために」というタイトルをつけました。
- 大きな1番は、児童生徒の登下校時の安全確保についてであります。
- 児童生徒の自宅から学校までの通学途上における安全の確保は、大きな課題となっております。朝の集団登校時はもちろんですが、下校時は時間帯の幅が広く、少数や単独での移動が多くなるためその対応は重要で、犯罪の対象になり得る可能性を秘めた事例が多くあることも事実です。
- その事例に関しましては、この資料の5ページから7ページに、県警が発信しております

メールの内容を整理しましたので、大仁・三島警察署管内でありますけれども、小中学生を対象とした事例を載せてございます。後で説明をいたします。

県では、犯罪の起こりにくい防犯のまちづくりを進めるには、地域の安全は地域で守ることが大切で、地域でさまざまな活動に取り組む人たちの情報の共有化と連携を図る安心・安全ネットワークとして、地区安全会議の設置を提唱しています。

そこで、以下の点について伺います。

①県のホームページによると、伊豆市には修善寺南小地区と八岳小地区に地区安全会議が設置されているというように紹介されています。その2つの組織の設置の経緯、これまでの活動と現状の取り組みについて説明願いたい。

②近隣市町では、伊豆の国市や函南町にも地区安全会議の設置が確認できますが、特に三島市がこの取り組みに力を入れていて、14小学校区中、つい最近1地区が追加されるなど、12地区において活動されていると聞いております。

地区安全会議に関しては、当初は県の補助金が出たようですが、現在では廃止されており、三島市では同等水準の財政措置をして取り組みを進めております。こうした取り組みに関して、市としてどのように考えるか伺いたい。

③このような組織がなくとも、市内の各小中学校それぞれが工夫をして児童生徒の安全確保の施策を実施していると思いますが、その特徴的な取り組みについて解説願いたい。

大きな2番であります。保護司の活動への理解と具体的な支援策について。

保護司は、保護観察官とともに犯罪や非行をしてしまった人に対する円滑な社会復帰を助けるための保護観察活動、刑務所や少年院に収容されている人が出所・退院後にスムーズに社会復帰できるよう帰住予定地の調査、その身元引受人との話し合いを行い、受け入れ体制を整えるための生活環境調整活動、そして、犯罪や非行を未然に防ぐとともに、罪を犯した人の更生について、その理解を深めるために世論啓発などをする犯罪予防活動を行っています。

近年では、犯罪そのものは減少傾向にありますが、再犯の比率が高まっており、さらには、刑の一部執行猶予制度がスタートし、保護観察の機会がふえるとともに、期間が長くなる傾向にあります。

そうした保護司の活動への御理解と御協力をお願いし、以下に具体的な支援策についての見解を伺います。

①更生保護サポートセンターの設置について。

保護観察活動は、犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、更生を図るための約束事、遵守事項と言っておりますが、これを守るように指導するとともに、生活面での助言や悩みの相談に乗り、就労先を探すこともあります。

このように、罪を犯してしまった人を孤立させず、再犯防止のために果たす役割は大きいと思います。

その対象者との面接ですが、家庭の温かみを伝えるということから、保護司の自宅で行うのが一般的ですが、昨今では、住環境の変化により自宅での面接が困難なケースがふえています。

そうしたことから、国は10年ほど前より保護司の活動拠点となる更生保護サポートセンターの整備を進めており、保護観察対象者との面接や、経験の少ない保護司に対するサポート等の場として、また、保護司会の会合や交流、研修の場として、さらには、更生保護女性会などの更生保護ボランティアや地域住民にとっての安心・安全の拠点となることを期待しております。

大仁地区保護司会は、大仁警察署管内の伊豆市、伊豆の国市にまたがる組織となっており、サポートセンターについては、両市の協力と理解のもと、伊豆市であれば修善寺地区、伊豆の国市であれば大仁地区のいずれかにおいて、拠点の設置ができればと願っております。早急に両市で調整をしていただき、保護司の活動に重要な意味を持つサポートセンターの設置に向けて御尽力いただきたいと思います。この点についての見解を伺いたい。

#### ②社会を明るくする運動の推進について。

社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない社会を築こうとする全国的な運動です。

伊豆市においては、市長をトップに大仁警察署長、大仁地区保護司会長が脇を固めて推進委員会が設置され、その運動が展開されます。

この運動の強調月間である7月に示された行動目標・重点事項は、別紙2のとおりとなります。8ページにございます。

委員会の構成メンバーである保護司会としては、これらの行動目標等を意識した通常の保護司活動に加え、この運動に対する啓発活動、対話集会、あいさつ運動、街頭や機関誌による広報活動等々を実施しております。

この運動の行動目標・重点事項をクリアするためには、保護司会や社会福祉協議会、民生委員等の福祉関係団体の努力だけでは不可能です。

推進委員会をリードする市として、この運動が実効あるものとなるために、特にどの項目に重点を置いて支援ができるのかを伺います。

#### ③再犯防止の取り組みについて

再犯の防止等の推進に関する法律が平成28年12月に施行され、翌平成29年度に定められた国の再犯防止推進計画では、地方公共団体との連携強化等の取り組みが明記されました。

今後は、市町村等において再犯防止に関する施策の検討の場を設けることや、地域の実情を踏まえた地方版の再犯防止推進計画が、早期に策定されることが求められることとなります。

また、この中には、①で示した更生保護サポートセンター設置の推進が盛り込まれています。更生保護の対象となった市民が、再犯することなく社会復帰を果たすためには、生活保

護制度、生活困窮者支援制度、介護保険制度などの福祉制度との連携も不可欠となります。これらを踏まえて、市としての再発防止に対する施策をどのように考えるか伺いたい。

④保護司の人材確保について。

保護司の高齢化、保護司の平均年齢は65歳を超えています。定年は75歳です。や、なり手不足は深刻な課題です。その安定的な確保について、市として支援できることがあるかを伺いたい。

例えばある自治体では、その長の呼びかけで職員が兼職の許可を得て、保護司になり活躍しているという事例があります。職員自身がそれまでの職務で培ってきた知識や能力を生かし、保護観察対象者に対して生活上直面する課題、生活保護、就労支援、教育相談等について、担当窓口に的確、迅速につなぐことができるという利点があります。

このように、市長のリーダーシップで庁内組織の中から保護司の人材確保に積極的に関与していくということが考えられますが、その点についての見解を求めます。

大きな3番であります。犯罪被害者への支援について。

犯罪に巻き込まれてしまった人や家族は、直接的な被害だけではなく、心身の不調や転居を余儀なくされるなどの住宅問題、仕事を失うなどによる経済的困窮などの二次被害に苦しめられます。

犯罪被害者支援に関する法律や県条例、県の推進計画などが策定されている中で、市としてこれをどのように考えるか伺いたい。

以上、市長、教育長に関連するところの答弁をお願いいたします。

以上であります。

○議長（三田忠男君） ただいまの山口繁議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

まず、初めの登下校についてお答え申し上げます。

静岡県では、平成16年4月に静岡県まちづくり条例を施行するとともに、地域防犯活動事業費助成制度を創設し、平成20年度までの5年間、防犯まちづくりを推進するため、地区安全会議の設立とその活動を支援してまいりました。

これを受けて伊豆市でも、平成16年度に地域ぐるみの自主防犯活動を促進するため「伊豆市地域防犯活動事業補助金交付要綱」を定め、当該活動を行う地区安全会議を支援してきております。

詳細について、総務部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） 皆さん、おはようございます。

それでは私のほうからは、③の各学校が行っている登下校安全確保について回答いたします。

市内の各小中学校の特徴的な取り組みについてですが、市内の各小学校では、登校時に学校付近の道路の交差点などの危険場所で、あいさつ運動を兼ねてボランティアや教員による見守りなどを行っていただいております。

また、帰りの時間がまちまちになる下校時は、見守り活動を行いきにくい状況ですので、学校ではお便りなどで保護者や地域の人に呼びかけ、買い物や犬の散歩など、日常の生活の中でできる限り見守りをお願いしております。

また、大仁警察署では管内全ての新聞販売店の協力を得て、先ほどの11月28日から小学生の下校見守り活動に取り組んでいただいております、大変にありがたい取り組みであると考えております。

さらに、防犯教育・啓発活動としては、静岡県防犯アドバイザー協会から講師を招き、「こども体験型防犯講座」、通称あぶトレと呼んでおりますが、これを実施している学校もございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 続いて、市長の答弁に対する補足説明をお願いします。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私からはまず1点目の地区安全会議の活動と取り組みについてということですが、平成17年度に八岳地区と修善寺南小地区に地区安全会議が設置されております。それぞれの構成につきましては、自治会やPTA、小学校の教員、交番等となっております。

まず、南小地区の活動ですが、当時物品等を購入しております。さすまたの購入や防犯用の車用のステッカーの購入と配布、また、防犯パンフレットやマップの作成して配布と、補助金を活用して活動しておりました。

八岳地区につきましては、同じように防犯教室や講習会、防犯グッズの配布、のぼり旗等を購入して、防犯パトロールの活動を実施してきました。

現在の活動状況につきましては、両地区とも当時の地区安全会議としての取り組み、活動はされていないようでございます。

2点目の三島市の取り組みを受けてということですが、先ほど申しましたとおり、伊豆市では、修善寺南小地区と八岳地区の2地区に地区安全会議が設立され、活動の広がりがありましたが、現在ではそれ以上の広がり、また活動の状況は見えておりません。

市では、この地区、当時の地区安全会議の組織の範囲、旧小学校区単位と同じく同様の範囲で、現在、地域づくり協議会の設立をお願いしております。

このそれぞれの立ち上がった地域づくり協議会の活動内容、事業計画等を見ておりますと、防犯活動、防犯事業というのもあります。主には現在は、防犯灯のLED化等の事業をやっ



ているようでございますが、市としてはこの地域づくり事業の一環として、地域ぐるみでの防犯活動に取り組んでいただきたいと期待しているところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口繁議員。

○2番（山口 繁君） 御答弁ありがとうございました。

せっかく2つできたところが、今の状況は活動していないということなんですが、平成16年でしたか、平成17年でしたか、できた南小、それから八岳小、どれくらいこれ立ち上がって、何年間くらい活発に動かれたというふうに把握しているのでしょうか。

それからもう1つは、八岳小というのは小学校なくなっちゃったんですけれども、なくなって中伊豆の小学校に移って、統合されていくわけですけれども、そういう中で、中伊豆小学校に統合されていく中で、八岳地区として、中伊豆小学校のその児童たちの見守りというようなことに関してということがあったのかなのか、その辺の経緯、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、修善寺南小ですが、市のほうでは平成17年度に立ち上がってそのときの実績はいただいておりますが、防犯を担当している部署としては、申しわけありません、それ以降の細かい活動というのは御報告受けていないのが実情です。

ただ、南小学区につきましては、平成23年度からコミュニティ・スクールという会議がありますので、そのコミュニティ・スクールの会議の中でいろいろ防犯について、地域や学校、PTAで協議して活動しているということは伺っております。

八岳地区につきましては、議員おっしゃるとおり、学校再編によって通学の形態が変わっております。特に、旧大見小学校、八幡地区に学校が移ったということで、当時八岳地区の児童も徒歩通学だったものが、全部がバス通学になっているというような状況もありまして、それが直接起因しているかどうかというのはわからないんですが、八岳地区につきましては、子供の通学形態が変わったということと、あと、それに伴ってのそれ以上の活動というのは、把握できておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口繁議員。

○2番（山口 繁君） わかりました。

今後、その地区安全会議という提唱されているものを伊豆市としては、余り積極的な広がりもないので、積極的に市が中心となって、それを主導していくという考えも多分ないというふうにも聞き取れたんですが、やっぱりこの活動というのはなかなか難しく、三島市が今活発にやられているというのは、その昔からスクールガードとかいう仕組みがあって、そ

れでずっと活動されてきて、平成16年、17年ごろそういう形ができた。

もう1つは、やっぱり人材なんですよね。ものすごく熱心な教頭先生が一人おって、こういうことに関してきちんとやっていかなきゃいけないということがあって、その人の主導でこの安全会議の広がりが見えた。つい、ことしの夏ぐらいにも、新しい地区が会議をつくったと、こういうようなことで活発にやられておって、県からの補助金がなくても、三島のやる単独の財政の中でやっていくんだということで、まあいい取り組みだなというふうに思います。

ただ、安全会議というのは横の連携の組織でしてね、PTAであるとか、NPO法人であるとか、事業所であるとか、自主防災組織であるとか、町内会、老人会、民生委員もあり、保護司もあるのかもしれないというようなことで、それをこう横断的にやるということに関して、では誰がリーダーシップをとるのというところが、物すごく難しいんだらうと思うんですね。

要は私が言いたかったのは、この地区安全会議をつくりなさいということを行っているわけではなくて、やっぱり子供たちの見守りというようなところに仮に特化したときに、これがどうやって機能できる仕掛けができるかということ、ぜひお願いしたいなというふうに思っているわけです。

というのも、新潟でしたか、殺人、殺されちゃったのがありましたよね、児童が。殺されたというようなことがあって、極めて危険な状況にあるわけですね。

そこで、資料を用意してありますが、何ページでしたか、エスピーくんというのは。これは県警本部の生活安全部が発信しているメールで、ここに24件ほどありますが、これは三島警察署、大仁警察署に限って書いてあります。

これは直ちに事件ではありません。だけれども事件の芽となるようなものが結構含まれているという感じがするものですからね、ちょっと心配だなという感じがあります。

これ見てみますと、三島市とそれから伊豆の国市が多いですね、件数的には。これよりも潜在的なものをもっとあるわけですから、でも比例的にあるのかなというふうに、伊豆市はたまたま3件ぐらいでしょうかね、声掛けがあったり、つきまといがあたりというのがあったんですけども、というようなことで、少ないからいいということではないですよ。

犯罪の芽になるような、犯罪の芽というか、事件の芽になるようなことがあるということがあるので、やっぱり主には下校時でありますから、下校時の見守りをきちっとやってほしいなというふうに思うわけです。

それで、大仁警察署が結構主体となって、先ほど新聞店との見守りというのがありましたよね。それから、この7月から下校時の見守りということで、大仁警察署に関連する組織というと地域安全推進員であるとか、少年警察ボランティアとかいうのが警察署の管内にチームがあるわけですね。そこに、ことしの7月は私どもはなかったですが、保護司もそこに入るようになりました。

警察署の主導で、その2つの警察が管理しているチームを動かして、それから市長にも多分、こういうことをやるのでという連絡が入っていると思います。市のほうは防災安全課なのかな、そこが受けたというふうに思ってますけれども。

できたら、そこから例えば保護司なり、民生委員児童委員さんの皆さんも関係あるし、ちょっとその広がりを見せた形で、関係する多くの団体に連絡調整をするような機能を持っていただくということができれば、子供たちをきちっと見守るということができればいいのではないかなというふうに思うわけです。

ですから、地区安全会議をつくりなさいということを行っているわけではなくて、そういうような大仁警察署が今主導してやっていますので、それをうまく利用して、市としてはここに振る、ここに振る、ここに振るっていう、この辺のコントロールを市がやっていただけるとありがたいなというふうに思うわけです。

その辺に関してどうでしょうかね。地区安全会議をつくりなさいということは、僕は言うつもりはありませんけれども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 登下校距離が長い地域においては、安全確保はとても大事な課題だと思っております。

そこで、地域によって事情が物すごく異なりますので、一元的に同じ制度を市内全域でというのは正直言って合わないと思うんですね。

私が住んでおります本柿木の一番奥は3キロ、小学校1年生ずっと歩くんですね。これは私が小さいころから集団下校、集団登校の習慣があったこと、それから、あそこは田舎道なんですけど、ほぼ全域住居から見えます。経路上に死角がないんですね。

ところが、例えば土肥の入谷ですと、下の小土肥の集落の出口から入谷まで、物すごく死角が多いんです。これはバスもないので、大変申しわけないんですが親御さんが送っていただいていると思うんですが、そういった地域特性にやっぱり合わせてやらざるを得ないと思うんです。

一番気にしているところは、実は天城中学校の下校の船原方向への、冬なんて本当に竹やぶの裏、完全に誰からも目視できない状況。そういった、その地域、地域に合わせた対策というものを、当然市が警備員を張りつけるわけにはいきませんので、何とかその地域の皆さんと相談をしながら、個別具体的な、そして効果のある対策については話し合えればと思います。

基本的には、窓口は全部教育委員会に押しつけるわけではなくて、教育委員会が窓口になっていただいて、我々市長部局と地域の皆さんで話し合わせていただくのが、最も効果的ではないかと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） よくわかりました。

そう意味で、教育委員会であろうが、どこであろうがいいんですが。とにかく、こういうことの窓口はどこだということがはっきりしておく、それできちっと機能していくということが大事だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

通学路の点検みたいなのは、この9月に教育委員会との関係でやられたということ聞いてますんでね。こういうのも定期的に、ぜひやってほしいんですが。

1点だけ細かい話なんですけど、伊豆市で唯一地下歩道のあるところがあるんですね。修善寺道路の修善寺インターのところなんですけど、あそこ四十数メートルぐらいの地下歩道、地下歩道というのは多分昼間でも暗いですから、そこを通行するのはどうかと言ったら、これは子供さんたち、児童と学校も入るのかな、それから父兄かなということで、ルールをつくってまして、3人以上いなければ絶対通っちゃだめだと、1人2人では絶対その通路は通行しちゃだめだと、上を通りなさいと、こういうルールをつくっているようです。

ですから、そういうルールは多分守られているとは思いますが、そういうルールが守られているかどうかということもどこかで見てもらうということも必要ですし、中の通路は暗くて犯罪の温床になりやすいところですから、まあ一直線ではありますけれども、四十数メートルあるということで、きれいにしておくということもあるし、照明設備がきちんとしておくということもあるし、そういうものの点検もぜひ日常的に、これどこの部署がやるかわかりませんが、やっていただくと。

これは先ほど市長が言われたように、地域の安全は地域で守ることがありますので、地域の人たちにどこかこう委ねて、例えば、蛍光灯が1本切れたよと言ったら、市のどこかへ連絡すると。それは教育委員会なのかどこなのかかわかりませんが、その窓口をとにかく一本のどこかにしてもらって、それで常に安全が確保できる。まあ、それだけで安全が確保できるかどうかかわかりませんが、そういうような仕掛けをぜひつくっていただきたいなというふうに思います。

その辺について、ちょっと窓口の一本化ということで、どこがどういうふうにとり扱ったらいいかということで、何かお考えがあるようでしたらお聞きしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 市民全体の防犯ということ考えますと、やはり市長部局のほうで、道路管理もありますのでやっていくのがいいのかなと。

ただ、各学校とか中学校とか細かいことになると、やはり教育委員会と協議しながらということになりますけれども、伊豆市全体の防犯という意味では、市長部局のほうで担当していきたいと考えます。

○議長（三田忠男君） 教育部局はありませんか。よろしいですか。

教育長。

○教育長（西井伸美君） ケース・バイ・ケースによると思うんですけども、その小学校区単位で、学校というものへの連絡が一番行くのかなと思います。そうですので、学校に連絡が来たら学校は教育委員会に連絡をしてもらって、教育委員会で把握していきながら指示するなり行動していきたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） わかりました。

これで終わりにしますが、下校時がやっぱり危ないんですよね。どう考えても危ないし、完璧に100%保護できるということはない。あの新潟の事件だって、ずっと一緒だったけれども、どこかあるところで、たった一人になったところで狙われてしまうわけですよね。

だからもう、やろうとする人はどんな状況でもやっちゃうという世界ですから。これはもう100%防ぎようがないけれども、なるべく確度の高い防ぎ方をすることが必要ではないかなと思うわけです。

どこかの自治体での例なんですけど、下校時に何々小学校の誰々ですと、私たちはこれから下校します、皆さん見守ってくださいみたいなことを同報無線でやると言っていて、結構効果的な事例があるというふうに聞いているんですけど、こういうようなことをこれは例なんですけど、こんなことをやるということに関してどんなお考えがあるか、これだけ最後にして終わりにします。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） 子供たちが放送しているという例は、多分三島市だと思います。それから、子供の声ではなくてやっているのが伊豆の国市、大体3時ごろを目安に下校しますというような放送が流れると、よって地域の皆さん見守りをお願いしますというような内容だと思います。

伊豆市で実施するかどうかにつきましては、また検討させていただきます。

○議長（三田忠男君） よろしいですか。

次の2問目の保護司の活動についての答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

保護司の皆様には、社会奉仕の精神を発揮され、更生保護に係る保護観察、生活環境の調整、そして犯罪予防活動に大変御尽力されておまして、改めて感謝申し上げます。

保護司の皆様の活動環境の改善に関しましては、国や県などの関係機関、そしてとりわけやはり伊豆の国市としっかり調整をして、進めるべきものは前に進めてまいりたいと考えております。

詳細について、市民部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは続いて市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） それでは私のほうから、保護司様の活動支援という部分で4つほど質問をいただいておりますけれども、その部分についてお答えをさせていただきたいと思っております。

保護司の皆様のご活動の1つであります保護観察におきましては、対象者のプライバシーや相談内容の守秘義務、また、そのほかにも生活環境の調整、犯罪予防活動等、地域との連携のための活動拠点といたしまして必要なものであるということは認識はしております。

しかし、議員御承知のとおり、市内、特に修善寺地区におきまして、サポートセンターとしての保護司の皆様が常時常駐し、また利用可能な公共施設がございません。

また、現在伊豆市におきまして、公共施設の再編成、再配置を検討中であるということから、保護司の皆様には要望に沿うことができず、御不便をおかけしているなというふうに感じております。

今後も伊豆の国市と連携を図りながら、サポートセンターの設置につきまして、協議を進めていきたいと考えております。

続きまして、②という部分で社会を明るくする運動につきましては、御承知のとおり法務省が主唱いたしまして、全ての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くための全国的な運動でございます。

毎年7月は、社会を明るくする運動強調月間・再犯防止啓発月間といたしまして、伊豆市においても推進委員会を設置し、委員会を構成する関係機関、特に保護司の方々を中心といたしまして、啓発活動やミニ集会を開催していただいております。

この運動の行動目標、重点項目のどこに重点を置いてという部分については、どれか1つということではございません。全ての面におきまして、推進委員会を構成する団体が活動しやすいようにサポートさせていただくことが重要であると考えております。

続いて、③でございますが、再犯防止に対する施策につきましても、支援を必要としている方々の情報、支援のノウハウという部分について、市の部分では十分でないというふうに思います。また、単独で行えるものでもございません。

常に、保護司の皆様と情報を共有させていただきながら、福祉施策を担う健康福祉部やそのほか就業支援、教育等の支援が必要になるかと思っておりますので、庁内で支援に関係する部局と連携・調整を図り、社会復帰できる体制づくりに努力していきたいと考えております。

④でございます。保護司の皆さんの活動や負担が増大する中、後継者の育成や人材の確保という部分は、重要な課題となっているということは十分承知しております。

先ほど議員がおっしゃった、ある自治体の例については、他の業務を行う職員への負担、また新たな職員の確保をしなければならないことも考えられますので、今のところ難しいというふうに考えております。

また、人材の確保という面につきましては、消防団や民生委員児童委員等のボランティア活動組織も同様な課題を抱えていると思います。市職員に対しまして、期待はわかりますけれども、強制することはできないような状況でございます。

まずは、保護司の皆さんのさまざまな活動内容を職員が十分理解し、地域社会において重要な役割を担っていることを知る機会を設けることが必要かなとは考えております。

その上で、保護司の皆さんの活動支援、新たな人材確保につなげるという意識を高めてまいりますというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 大きくは4つの点で質問し、それに対する御答弁をいただきました。

保護司のこれまでの活動ですが、国の指導、監督のもとといたしますか、法務省の出先機関である県ごとの保護観察所、あるいは、それは静岡にあります。静岡県では静岡にありますが、その駐在官事務所が浜松・沼津にあるわけでした。私どもは、沼津の駐在官事務所ということで、いわゆる国から直轄的にその保護司というふうにつながったという部分があって、県やそれから市町村ということの中では、どうしてもその更生保護行政ということに関しては、ちょっと十分でないという言い方は失礼かもしれませんが、そういうような連携がなかなかうまくとれてなかったということがあったんだろうと思います。

ただ、青少年の健全育成というようなことにもかかわりますし、犯罪のない安心・安全のまちづくりを進めるという意味では、自治体の関与、この一番その末端の市民を抱える自治体の関与というのは、もっと積極的であっていいなというふうに思っていますので、そういうようなことをちょっと胸に秘めながら、再質問をすることにいたします。

ちょうど今、保護司会は伊豆の国とまたがっているという保護司会で、ちょっとややこしい。これは県東部の中でほかに余り、市と市でまたがっているというのではないんですけども、40人の保護司がいます。今、大分犯罪が少なくなってまして、ただ再犯は多いということは先ほど言いましたけれども。今40人のうち、多分、保護観察ということにかかわっているのは、4分の1くらいではないかな、4分の1強くらいではないかなというふうに思います。

それから、戻ってきたときにどこに生活を置くか、拠点を置くかと、生活環境調整に関しては約半分ぐらいの保護司が関与している。ですから、何もそれぞれの事案を持っていない保護司さんもいるというようなことで、これは少ないことのほうがいいんですけども。

まあまあ、それにしてもいろんな課題があって、一所懸命頑張ってもらっているということでもあります。

まず、1番目の更生保護サポートセンターの設置ということでもあります。これは先ほども申し上げましたように、自分の家できちっと迎えて、それでいろいろ面談をし、月2回ぐら

いの面談をしというようなことでやるんですけれども、今、なる保護司さんの住環境がずいぶん変わってきて、そうやって入れるということに関してなかなか難しい。例えば、マンション暮らしの人が保護司になったときに、なかなか迎え入れてやるということが不可能な状況があります。

幸いなことに、今、伊豆市内の保護司は20人なんですけど、20人が欠員が出れば瞬間的には欠員になるけれども、すぐ補充ができるくらいの格好でなってますけれども。将来的には相当高齢化してますので、僕なんかまだ全然若いほうなんです、平均以下なんですけれども、高齢化していて70代の人も何人かいらっしゃいますし、そうなってくると今度は若い人達をどんどん入れていかないといけないと、住環境が全然変わってきてますんで。サポートセンターというのは、そういう意味でのサポートセンター、いわゆる面接をするという場所だということもあるし、それから保護司が集まって会合を開かなきゃいけないというようなことがあります。研修の場も必要だしというようなことで、ぜひつくっていただきたい。

これは、伊豆市と伊豆の国市の市にまたがっている特殊性があるということも考慮してもらって、ぜひ市長同士、関係部署同士で調整をしてもらって、どちらかにできればありがたいなというふうに思ってます。

ただ、サポートセンターは、はっきり言いまして沼津駐在官事務所の中では、今のところゼロです。ないんです。ないのにつくれと言っているのはおかしいではないと言われるかもしれませんが、御殿場であるとか富士なんかは、既に市役所の中に更生保護の保護司会の事務局を持っているんですね。事務局をきちっと、それで保護司がやるべきようなことも事務局でまとめてやってもらって、場所は提供しますよということになっているものだから、サポートセンター逆に要らないよというような地区もあるわけでありまして。

自治体が重なっているところは、この近隣では三島市と函南町があるんですけれども、これはもう三島市が大きいものだから、三島市の福祉課の中にそういうものを置いてやっているということなんですね。

で、伊豆市、伊豆の国は、どこにも何にもない。そういうものをつくってもらって、伊豆市に置くのか、伊豆の国市に置くのか、事務局をその中につくってもらって、職員も配置してということができればいいけれども、多分それは、なかなか難しいでしょうから、どこか施設を貸していただいて、保護司会の中できちっと運用していきますというようなことでのお願いだということも理解していただきたいなというふうに思います。

その辺の、今言ったサポートセンターをつくるという以前に、御殿場とか富士でやっているような事務局を設けるなんていうことに関しては、僕は勝手に実現不可能だろうなというふうに言いましたけれども、その可能性はあるかどうかを教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今でも職員を減らせ減らせという圧力が大変強い中で、新たに職員を



配置するというのは、正直言って難しいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） ということだから、多分無理かなというふうに思いはあるんですけども、できたらそういう意味ではサポートセンターということで、公共施設の再配置をやっているということだけでも、ちょっと工夫をすれば伊豆の国市ともちょっと調整していただいて、ぜひどこかにつくっていただくということのお願いをしたいなというふうに思います。

そうしたら、社会を明るくする運動の推進であります。

これは、8ページに伊豆市の実施要領ということで、社会を明るくする運動の行動目標と重点事項ということを列挙してありますが、ほぼ日常的に保護司が頑張ってやらなきゃいけない部分があるんですけども、これを全部というわけにいきませんので、1点だけ、1点だけといいますか、まず1つは、重点事項の1、出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数をつやすことというのがあります。

これは我々の用語では協力雇用主と言ってまして、どこか製造所であるとか、建設屋さんであるとかというところの経営者ときちっと了解を得た上で、そういう人たちの雇用をしてもらうということになってるんですけども、そういうのがあるんですけども、実は、我が保護司会の中には、そういう協力雇用主の会というのがないわけです。

市長にちょっと可能性について伺いたいと思うんですけども、市役所で、少年でもいい、ある人を雇用するということが可能かどうかということなんですが、これは誰でもということではなくて、その担当している保護司の保護観察期間の間の短期雇用でいいと思うんですね。保護司から離れちゃった人をずっとやってくれということではなくて、保護観察期間の間くらいは、その次の就労につながるための何て言うかな、スタートするための、社会に出るための雇用という意味で、臨時職員、期限付きの臨時職員の扱いというようなことになると思うんですけども、そんなようなものの可能性はあるかどうかをちょっとお聞かせください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 再就職先の件については、自立更生センターをつくるか、あるいは市が直接何らかの形で雇用に関与するかという手法の中で、市が直接採用することも随分考えました。

ただ、近くの市長秘書室に直接置くのは、やはりいろんな守秘義務との関係で現実的には難しいであろうと。それからもう1つは、実際に経歴を公表していい方、伏せなければうまくいかない方に大別されるようですけども、伏せなければいけない方には、そもそも公募することができないですね。

そうすると、特別の人事制度をつくらなければいけない。そこは市長主導ではうまくいきませんので、そこは議会のほうで、ぜひそういったそのあり方を御検討いただき、もう市長がこういうことをやってくださいと言って、今そうだなという感じを正直を言って受けませんので、その新しい特別な人事制度のあり方については、ぜひ議会のほうで皆さんで話し合って御提案いただきたいと思います。

もう1つは、公表していい方が中にいらっしゃれば、そういった方の配置の仕方というのは私は可能性としてはあると思いますが、どのような形で採用するかということ、その課題をやはりクリアしないと次には進めないかなという気がします。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 議会のほうでという言われ方をしましたが、僕はやはり市長のリーダーシップがあればそれはできるのではないかなと、これは後で出てくる人材確保のところもつながるんですけどもね。

市長のリーダーシップでできるような世界ではないかなというふうに思いますし、今よその市町村でも、そういう雇用をしているという事例がありますけれども、これはやっぱり市長の掛け声一つでそういうふうにしたという状況も聞いてますんで、いろいろやり方がありますからそれは検討するとして、ぜひ条件を整えばそういうことがうまくいくように、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

それから、今多くなっている犯罪の多くなっている薬物依存の関係で、結構多くなっているんですが、そういう人たちの薬物の怖さ、そういう資質ではなくて、薬物のその怖さってことを知らしめる、これは多分学校でもやってるのかな、いわゆる静岡県のほうでもそういうのがありますので、そういう人を、講師を呼んで、薬物の怖さを知らしめるような研修とか、講習のようなものとか、薬物乱用防止講座というんですかね、何かそんなのを市町ではきちっと取り組んでやっているというところがあるんですけども、そんなのはどういうふうにお考えになっているのか、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほどちょっと申し上げました自立更生センターについて、随分勉強した時期があるんですが、今でもそうなんですが、その中で法務省に極めて信頼できる知人がいて、いろいろ勉強してきました。

その中でやはり薬物というのは極めて難しい。衝動的な暴力的な事項ですね、そういったものは特殊な事情の中で、つかっとなってというところは、割と更生しやすいんだそうです。

ところが、薬物はこれはもう心の弱さと、それから繰り返す依存性の強さで、とにかく入ったら出るのが相当難しい。これはもう有名人の方でいろいろ報道されているとおりのよう

です。

したがって、絶対に入らせないことなんですが、潜在的な薬物の関与している人口は、おむね交通事故と同じぐらいなんだそうですね。表面化してる数と、軽い事故なんかは全国であるわけですけれども、大体それと同じぐらいで薬物の問題というのはあるんです。

そうすると、相当広範囲に実は広がっている。ですからそこは、青少年の教育は、これは教育委員会としっかり連携をして、薬物の怖さ、薬物の影響というのは、しっかり教育せしむ必要があると私は強く思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 市長おっしゃられるとおり、薬物は本当に依存性が高くて、もうそこに入り込んでしまったら、多分一生だめなんだろうと思うんですね。

薬物依存症の更生施設なんですけど、静岡ダルクというところがありまして。それは、薬物依存で自分が経験した人が運営している更生施設なんです。この人たちの話を聞くと、いやいやすごいなというような思いがありまして、まあそんなものも含めて、ぜひまず、その世界に入って行かないという意味での薬物の怖さを知らしめる、そういうものの取り組みをぜひお願いをしたいなというふうに思います。

それから、非行少年の学びの継続というような観点なんですけど、これ教育長にはあれをしていなかったんで、答弁者はしてないからこれはやめましようかね。ちょっと、どういうふうに帰ってきて中学に戻りたいとかいうようなときに、どんな取り扱いをするのかというようなことは、ぜひ考えておいてほしいなというふうに思いますので、これは答弁は結構です。

次の③のほうにいていただきたい。

○議長（三田忠男君） はい、犯罪被害者への支援ですね。答弁を求めます。

○2番（山口 繁君） 再犯防止です。

○議長（三田忠男君） 再犯防止ね。③のところですか。

○2番（山口 繁君） あ、そうではないか、僕のほうがやるんだね。

○議長（三田忠男君） そうです。

○2番（山口 繁君） そうだそうだ。ひどく勘違いしていましたね。4分になったからちょっと動揺しているのかもしれませんが。

再犯防止計画というのは、昨年12月に国が閣議決定をしてつくりました。これに基づいて県もつくるのかなというふうに見てたんですが、県がまだつくったというわけではないように思います。

ただそうはいっても、やっぱりこのそういう対象の人たちというのは市民ですから、県民というよりも市民ですから、市として推進計画というものをきちっとつくるべきではないかなというふうに思うんですが、その辺のことにして可能性はありますでしょうか。

○議長（三田忠男君） ③ですね。答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 推進計画でございますが、この部分については国が昨年度つくっておりますが、現在の動きを見ますと、静岡県でも策定がされていないという部分もございます。

そういった部分で、国と県との指導をいただきながらつくっていきたいなと思っておりますが、伊豆市としてという部分について、当然のことながら更生保護の支援という部分については先ほど申したとおり、医療、福祉、そのほかにも住居の関係、就労の関係、教育の関係という部分がございます。

そういった部分を含めると、やはり庁内においても、そういった関係する部局との連携・調整を図りながら、推進計画の部分の協議を進めたいなというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） ちょっと混乱をしてしまいまして申しわけありません。

そしたら、わかりました。

保護司の人材確保については、なかなか難しいですよというようなことの答弁をいただいておりますが、こちらのほうも、今のところその充足がきちっとできてるのでいいんですが、いずれは大変なことになってくるのではないかなと思うわけです。これは将来の課題として、人材確保をうまくできるような仕組みをちょっとこちらのほうで提案できるものがあれば、また相談をさせていただきたいなというふうに思います。

で、伊豆市のちょっと話があればなんですけれども、今、市民部長にずっとお答えをいただいているんですけども、基本的には社会を明るくする運動の事務局もやってもらったりしているんですけども、やっぱりよその市町を見ますと、福祉系のところが更生保護行政というのは取り扱ってますね。人権擁護であるとか、民生委員であるとかということと並んで、その保護司の関係の更生保護行政を携わってもらっているということなんですけれども、これは伊豆市に合併したときの経緯で何かあったんだろうとは思いますが、それはどうということなのかということと、もう1つは、やはり市によっては福祉計画というところの中に、更生保護活動というものを織り込んでやっていますんで、我が市で言えば、健康福祉部の社会福祉課くらいのところのあれになるのかなというように思いがあるんですけども、その点についてお伺いしたいなと。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） ただいま議員おっしゃったとおり、合併当初から保護司さんの支援については、市民部局で行っておるということでございます。

福祉部局で担当しているという市町もございます。そういった部分で、近隣市町の福祉部局での業務体制、そういった部分等も調べさせていただきながら、また先ほど申したとおり、

福祉だけに限らず教育、産業という部分もございまして、そういった部局と調整を進めながら、担当する部局等を考えたいというふうに思っております。

○議長（三田忠男君） それでは、3番の犯罪被害者への支援について答弁願います。  
市長。

○市長（菊地 豊君） 3番目の質問について答弁申し上げます。

犯罪被害に遭われた方々などに対する支援についてですが、犯罪被害者の方々の状況や心情に対する理解を深め、県民全体で犯罪被害者を温かく支える地域社会の形成を目指して県条例が制定をされております。施策を総合的に推進していくのが、その推進計画であると認識をしております。

伊豆市では、単独の支援事業は実施しておりませんが、それぞれの被害者の方々の状況に応じて、利用可能な支援事業は幾つかありますので、もしそのような方で相談先がわからない場合などは、市の防災安全課を相談窓口としております。ここは防犯を担当しておりますので、まずは御相談いただき、その支援の内容、御相談の内容によって、それぞれの関係部課と調整をして御支援申し上げたいと、このように考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 被害者のための総合的対応窓口というのは、防災安全課ということでよろしいわけですね。防災安全課、わかりました。

近隣の、すみません、県の推進計画というのはできておって、でき得れば市町村もその推進計画をつくるというようなことになってるんだろうと思うけれども、この計画はまだつくる予定はないということよろしいですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 伊豆市としてのこの推進計画については、まだ検討しておりません。

先ほど市長も申したとおり、一応旗振りの相談窓口は防災安全課なんですけれども、実態を見ますと、ほとんどそういう御相談というのはありません。

当然、県とか警察とか、県内にも支援センターとかありますので、直接そういうところに相談されているのが実態のようです。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 犯罪がないということで、そのつくる必要もないということでしょうけれども、いずれはどういうことになっていくのかです。

近隣の市町を見ますと、推進計画というよりも、推進計画をつくりなさいとか、それから

いろんな補助をなさい、そういう人たちに対する補助をなさいということで、長泉町が犯罪被害者等の支援条例というのをつくっているんです。多分、長泉町でもそんなに事例はないのかもしれないけれども、いずれ事例が、まあ起きちゃ困るんですけれども、起きたときにはきちっと対応しなければいけないという思いで条例をつくってるんだと思うんですけれども、そのあたりはやっぱり推進計画も必要なければ、条例の中に推進計画をつくりなさいとあるわけですが、この点についてはどうでしょう、条例ということに関して。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私は一般論としては、ほかの施策も伊豆市が単独でできる事業であっても、伊豆の国市と一緒にできるのであれば、なるべくそのように検討なさいと指示をしています。

なかんずく、この件については、やはり大仁警察署管内で一緒のほうがいいと思うんですね。先ほど御質問がありましたサポートセンターも、私はたしか有力な建設候補地があったなと認識してるんですが、それが進んでいないようであれば、もう一度伊豆の国市としっかり話をして、これは場所決めだけの問題ですから。

ですから、犯罪被害者についても伊豆の国市さんと連携をさせていただいて、大仁警察署と連携をとりながら、共通の、共同の計画をつくるほうが多分効果的なんだろうと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 今、市長言われたように、更生保護がここはちょっと特殊な地域で、伊豆の国市とまたがっているということがございますから、そういう力強い言葉をいただきましたので、ぜひ一步でも二歩でも前に進むようにお願いしたいなと思います。

保護司というと、どうしても加害者、犯罪者の立場からなんですけれども、今では被害者のほうも支援する保護司という存在もありまして、静岡県の場合は、静岡の保護観察所に被害者支援の観察官、それから保護司も常駐をしております。

そういう意味で両方の心情をきちっと、被害者側の気持ちをきちっとその犯罪者に、犯罪を犯してしまった人にもきちっと伝えて、二度と再犯しないようにというようなことの活動はしていきたいなと思います。

ありがとうございました。

○議長（三田忠男君） これで山口繁議員の質問を終了いたします。

ここで10時35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 杉 山 誠 君

○議長（三田忠男君） 次に、14番、杉山誠議員。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

○14番（杉山 誠君） 14番、杉山誠です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに、スマート自治体の構築に向けての取り組みについて、市長に伺います。

1971年から74年までの毎年約200万人が生まれた団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年ころには、20代前半となる人の数は団塊ジュニア世代の半分程度と推計されています。深刻な労働力不足が予想される中で、その少ない労働力を民と官で分け合う時代が近づいていることとなります。

こうした時代を見据えて、総務省の有識者会議、自治体戦略2040構想研究会が7月にまとめた報告書では、スマート自治体への転換、公共私による暮らしの維持を提起しています。

このスマート自治体とは、人工知能（A I）など先端技術を駆使して、事務の自動処理を進め、なおかつこのシステムも自治体間で標準化、共通化して無駄な重複投資を避けることを目指す構想です。

また、公共私の協力では、自治体職員の減少、地縁組織の弱体化、家族の扶助機能の低下などで、暮らしを支える地域の力が落ちないように、公（自治体）が共（地域）と私（民間）に働きかけて、連携して業務をすることを目指す取り組みであります。

これからは自治体だけで住民サービスの全てを賄うことは難しい時代となり、公務員の意識改革も求められてきます。迫り来る2040年の地方行政の姿について、自治体改革を進める必要があると思いますが、いかがでしょうか。

次に、小児がんの早期発見に向けて市長に伺います。

我が国の小児の疾病による死亡原因の1位である小児がんは、年間約2,000人から2,500人の発症数ですが、小児がんを扱う医療施設は全国に200程度しかありません。多くの医療機関では小児がんに対する医療経験が乏しく、小児がん患者が適切な治療を受けられないことが懸念をされています。

そのため、早期発見に向けた住民への啓発が重要であり、また小児がんの中でも網膜芽細胞腫は、白色瞳孔や斜視の症状があらわれるので、乳児健診で発見できればがんの早期発見、治療につなげることができます。小児がんに対する当市の取り組みはいかが行われているでしょうか。

次に、学校のICT活用の推進について、市長、教育長に伺います。

人工知能（A I）やビッグデータ、物のインターネット（I o T）など、ICTを取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。

学校現場において、ICTを活用した学習活動により、児童がインターネットを通して世界じゅうから資料を取り入れたり、授業の幅が広がり多彩になった、学習意欲も高まっているなどの報告に見られるように、子供の学習の質の向上や人材育成の視点からも、ICT環境の整備が強く求められています。伊豆市教育委員会の取り組みはいかがでしょうか。

また、文科省は、今年度から教育のICT化をさらに推進するための環境整備の予算として、地方財政措置を講じています。しかし、地方交付税の使い道は各自治体に任されているため、学校のICT環境の充実を図るには、自治体が整備計画をつくることが重要とされますが、いかがでしょうか。

最後に、「ジビエ」の利用拡大目指しての取り組みについて、市長に伺います。

鹿やイノシシなど野生鳥獣による被害は深刻で、被害額として数字にあらわれている以上に、農家の営農意欲の低下や耕作放棄地の拡大につながるなどの重要な影響を及ぼしています。

当市においては、食肉加工センター・イズシカ問屋の開設を初め、先進的に狩猟者の捕獲意欲の向上に取り組んできたと認識していますが、野生鳥獣被害の目に見えた現象までは至っていないと思われまます。

2016年に鳥獣被害防止特別措置法が改正され、捕獲した鳥獣は食肉として利用するべきと明示されましたが、広く普及するには課題も多くあります。

イズシカ問屋の現状と課題、そして農水省では鹿やイノシシなど、野生鳥獣の肉、ジビエを使った料理の普及へ向けて、食肉処理を行う施設に対して国が品質の安全性にお墨つきを与える国産ジビエ認証制度の申請受付が7月から始まっていますが、認証取得に向けた取り組みはいかがでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの杉山誠議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

最初に御質問いただきましたAIの活用、それから自治体改革、これはそういう方向に進むことが望ましいとかいうレベルではなくて、絶対に避けて通れない、この方向に進まなければ我々行政もやっていけないし、市民の皆さんもとても立ち行かなくなる、それくらい現実的で厳しい状況だというふうに認識をしております。

例えば、AIの活用の中で、私も実際に介護サービスのロボットとはどうなのかなと考えた時期もあるんですが、実際にその研究開発をしていただいた実例を拝見しますと、お年寄り、特に認知症になったお年寄りにとって、最も違和感のない形だとか、話すスピードだとか、そういったものも本当に現実的に検証されておりますし、そこにAI技術が入って、体温だとか、呼吸だとか、それが病院と連携するとか、そういった新しい技術を使って少子高



齢化、厳しい社会に対応していく、そういったことが現実的に研究過程を拝見しますと、やはりいろんな分野でA I というものを活用する余地はあるのかなど、痛感をしております。

行政サービスの中に、これをどの程度取り上げていくか、これはしっかり検討させていただきたいと思います。

それから最後に、自治体改革全般について御指摘がありましたので、これもそのとおりで、なかなかA I だけでは改革ができない。例えば今、問題になっております下水道、水道。下水道は修善寺地区は広域で既にやっておりますけれども、伊豆市のように一番端っこにあって、一番面積が広いところが水道事業を統合するというのは、香川県のように全県でやれば別ですけれども、それぞれ個別に協議する事業としては考えにくい。

ただ、県からの御説明では、例えば共同発注するとか、そういったことでコストを減らすことはできるのではないかというような御指摘もございました。

伊豆市の行政全体について、しっかり方向性を見据えて、時間をかけてでもその方向にちゃんと進んでいくということは、とても大切な課題だろうと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 市長からも、これは避けて通れない、しっかりと検討しなければいけないというような答弁がございましたけれども、総務省の研究会では人口減少が急激に進んでいる中で、高齢化というような中で、2040年ごろに迫り来る課題として、内政上の危機ということを位置づけているということで、このまま放置すれば、我が国の社会経済は立ち行かなくなるということまで言われています。

ここで、質問させていただきましたこれからの自治体の方向性ということで示されてきたわけなんですけれども、やはり地方行政というのは地域間の格差がありますので、一律には決められないと思います。

しかし、そんな中で取り組まなければならないということで、伊豆市では支え手が減っていく中で、インフラの老朽化などが大きな課題になってくると思うんですけれども、この待ったなしの対策を伊豆市に当てはめてみると、具体的にはどのようなことを感じておられるでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） インフラの老朽化というのが一つの事例の御指摘をいただきましたが、老朽化だけではなしに、統合したことによって、4町が合併したとによって、行政サービスがかつてより遠くなったということもございますので、例えば、今の高齢の方には難しいかもしれないんですが、10年後ぐらいを見据えますと、やっぱり電子手続、自宅でもできるような電子手続というのは一つの選択肢なんだろうと思います。

ただ、私も相当税務署の方に申し上げたんですが、例えばe-Taxなんか難しくしてしよ

うがないですよ。自分でも去年やってみようと思ったんですが、物は買わなければいけないし、一度三島に行かなければいけないし、これで税金を納めるというのですから、相当強く申し上げたんですが、今年度からはかなり簡素になったので、もう一回やってくれという、実は御意見もあって、やっぱり国や県と私たちが現場感覚を我々がちゃんと上に申し上げて、本当に市役所まで、支所まで来なくてもいいような電子手続のやり方というのは、もっと真摯に取り組まなければいけない。

それから、一般行政事務手続の中で、今、人間がやっているところで、そこをより自動化できるところ、あるいは入力をより簡単にして、今人間が計算している、あるいは手続しているようなところをいかに省力化していくか、そのような観点からも行政事務のAIによる活用というのは大切なんだろうと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） そうですね、住民サービスという観点からいくと、やはりAIというものは、住民サービスを受ける側にとってなかなかまだ、すんなりと取り組めないというところがあると思います。

直接住民とかかわる部分はいろいろな方法がありますがけれども、三菱総合研究所から出された資料なんですけれども、行政分野でAIを活用できる可能性として、例えば、電話や窓口などの問い合わせ対応、これをAIやロボットで代替するとか、外国人居住者や観光客向けの自動翻訳サービス、これなんかは活躍できると思います。

またあるいは、健康福祉にかかわる糖尿病などの重症化、そして生活保護に陥りような人をデータによって予測して、事前に支援するための準備作業、あるいは法律や条例などの文案作成やチェック支援をする作業など、多岐にわたっているんですけども、一つの事例として、横浜市ではごみの分別方法について、冊子によるものはなかなか見てももらえないということで、メールで問い合わせをすると、それにAIが自動的に受け答えをして、Q&A方式だとなかなか事例が探すのもまた時間がかかるんですけども、直接返答を返してくれる。あるいは、音声を認識して答えてくれるというようなことも始めようとしているのかなということ。

それから、さいたま市で行われた保育所の入所選考、これをAIで活用した実験をやったそうですけれども、毎年約30人が50時間かけて行っている保育施設の割り振りを決める作業、これをわずか数秒で終了できたということで、しかも93%が手作業のときと同じ結果だったということ。

さいたま市ですと、兄弟姉妹がいる場合、保育所の次の保育所、あるいはそういった割り振り作業というのは非常に煩雑だったそうなんですけれども、これをAIを活用して、本当に短時間でできて、職員の負担軽減、またあるいは平等性というか、そういうものもしっかり担保できたということなんですけれども、ただし、人がやったのと違って、直接保護者と

面談してかかわることによる保護者に対するフォロー、これがやはり少し機械でやると問題があるということですから、そこはやはり直接人とかかわることは職員が直に対応するということで取り組んでいるそうですけれども、今後例えば市民課の窓口であるとか、あるいは介護認定であるとか、そういう面で活用がされていくと思うんですけれども、その辺のところは機械でやるところ、それから職員が直に対応するところ、それらをしっかり役割分担するという方向で進めていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今、全国的にも実証実験ということ、今、議員がおっしゃられたように、さいたま市の例とかいろいろあるようです。国のほうも現在は各自治体にどんな実証実験をやっているかという情報を集めていると。各自治体の行政事務にA Iやロボットをどういう分野で活用できるかというような情報も示されると思います。

近隣では、三島市が30年3月に問い合わせ業務の自動化ということで、市民の方からの問い合わせにA Iが答えるというような実験もやっていると伺っておりますので、そういう結果を活用できる見通しが立った場合には、当然積極的にできれば、各自治体事情が違うものですから、三島のA Iのシステムを伊豆市にというわけにいかないんですが、構築するところでは、なるべく共同してできたらなと思っております。

人によっては、窓口に来て職員と話すことによって満足する人と、逆にそれは煩わしいので電話で問い合わせに答えてくれるほうがいいという人もいますので、その辺人数も勘案しながら可能な限り、やはり時代のおくれというわけにいきませんので、検討させていただきますと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 検討がされているようなんですけれども、これを導入するに当たっては、やはり自治体間の連携ということが言われていますように、重複する作業はできるだけ共同作業が行われればいいと思うんですけれども、今、一部事務組合であるとか、そういった共同作業が行われているところは幾つかあると思うんですけれども、今後A Iを使った共同作業、こういったところを近隣あるいは広域の自治体と連携していくような動きというのは、行政間ではあるんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは、私は国家的な事業として進めるべきだと思っております。

御承知のとおり、実は電子システムは市町によって扱っているメーカーが違う場合があるんですね。あるいは大きな組織になりますと、意図的に変えて1社にしないこともありますし、それから先般、ある国会議員の先生からお話を伺ってびっくりしたんですけれども、い

いわゆる電子決済、我々は進めてはいるんですが、ある国ではそういった個人情報全部政府に集まって、要するに国民全体が監視されているような体制になっている。そこの電子決済を日本国民が使うことによって、全ての情報が向こうに流れていってしまう。だから、この8月からそういった政府での検討を始めるんだというような実は御発言がありまして、そういったことを直接伺うと、全て市民生活に直結するような電子情報を扱うのは、やはり国の技術と国の保全技術によって進めていかなければ、ちょっと市町が先に独自に始めるというのは、そういう話を伺うと、さすがにリスクイかなという感じがいたしました。

これは皆さんの御意見として、しっかりと私も県市長会、全国市長会を通じて、全国にわたる市の課題として提言をさせていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） そうですね、こういう問題はやはり自治体間の利害関係もあるし、システムの違いもありますので、しっかりとした制度を構築していただきたいと思いますので、今後ともよろしくをお願いします。

あと、次にやはり自治体改革として求められているのが、役所が住民サービスの全てを賄うことがなかなか難しい時代になってくるということで、やはり民間の力と協調、協働しながら進めていく中で、ここでは公共私協力ということが言われているんですけども、自治体職員の減少する中で、またあるいは企業の撤退などということもあって、企業数も少なくなる中で、いかに地域の活力を維持していくかということで、民間との協働が大切になってくるんですけども、その辺のところ、具体的に少し考えがありましたらお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） それもとても大切な観点だと思っております。

市民の生活に必要な事業体がなくなると、市民の皆さん直接的に困るわけですから、そういったものはやはり政策的に守っていく必要があるだろうと思うんですね。

一例として、昨年設置しました水道相談センター、ここは非常に効果があって、今までは夜中にもまず職員が呼び出されて、それから水道屋さん和相談をしてということで、時間もかかっていたんですが、今はストレートに相談センターに行って、そこですぐに一番近い水道屋さんに対応していただきますので、対策が圧倒的に早くなりました。

そこで、夜中や土日に呼び出されることもなくなった職員は、今度はもっと行政で必要な設計とか、検討作業に時間を回せるようになったんですね。

やはりそこは、行政とそれから地域のそれぞれ特性のある事業体の皆さんと連携をとることによって、市民の皆さんにとっての行政サービスの質も高まるだろうと思っておりますし、行政改革にもつながる、このように考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） あと、やはり地域の課題ということで、今、地域づくり協議会の設立が進んでおりますけれども、その現状、さまざまな地域によって課題はあると思いますけれども、やはり行政として全て地域の自主性に委ねますというのではなくて、ある程度の方角性はこれは職員のほうからアドバイスできるような形まで見ていると、なかなか自主性にお任せしますということが先に協調されていて、本来の目的からちょっと外れたというか、そぐわないようなことも、それはそれとしてしっかり地域でやっていただくことですので、うまく認めて、進めていかなければいけないんですけれども、その辺のところの行政としての思いというものが、どんな感じでそれを進めていこうとしているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 地域づくり協議会については、後で総合政策部長に補足をさせますが、私は現時点で耳にしているのは、やはり全部ゼロから地域の、例えばある廃止された公共施設の使い方とか、いかがですかというよりも、まず市のほうから一例を示してくれという声が非常に多かったものですから、あくまでも押しつけるわけではないけれども、例えばこんな案でいかがでしょうかという提案をやっぱりさせていただいたほうが動きやすいのかなという気はしております。

直接私の耳に入るのはそのことが多いんですけれども、そのほかのことについて、部長のほうから答弁させます。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） ただいま地域づくり協議会の考え方ということでございまして、確かに今後の自治体の行政というものが、職員減少という形、そういった中で地域と一体となって取り組むという目的、地域のことは地域で解決しましょうというのが地域づくり協議会の考え方でございます。

今、市長が申し上げましたとおり、幾つかどういったものが課題として地域で取り上げて進めていったらいいかというようなものについては例示をされていて、その中で例えば、御相談いただければ、どういった考え方ができるかといったところの御助言はできると思うんです。

行政がやらなければならない業務、これは当然行政がやりますが、地域で解決できるものについては地域でやっていただくといったところの中では、やはり何といいますか、我々行政側から押しつけるという形でなく、皆さんがそういった形で御協力いただけるという体制がやはり大事ではないかと思っておりますので、今申し上げましたとおり、御助言等は十分我々もできると思っておりますので、そういった取り組みに御相談がある場合、行政のほうと御相談いただけたらと思います。

ただ、あくまでも地域づくり協議会というのは、地域が主体となってやっていくという

ころが原点でございますので、そこは御理解いただきたいと思ひます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 地域づくり協議会については、行政の請負で、あるいはまた補助金ありきの地域づくりではなくて、やはり住民が協力してみずからの地域を住みやすい地域につくり上げていこうという、そういう住民同士の連携そのものが自分は大事だと思ってきたものですから、それに対するアドバイスというのは、市役所のほうからしっかりとさせていただきたいと思ひますけれども、今後今まで申し上げましたような自治体改革を進めるに当たって、職員の考え方も当然変わっていかねばいけないと思ひますけれども、それに調整役、マネジャーとしての今言いましたように、地域づくりに対しても、その地域に在住の職員は、積極的にかかわっていてもいいと思ひますけれども、そういった意味で、力量が求められてくると思ひますけれども、職員の人材育成、これはどのように考えているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願ひます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 地域づくり協議会のサポーター、今5名だったと思ひますが、地元の職員をつける場合がいい場合と、何人かその地域の外の職員をつけた場合がいいだろうということで、そこはいろいろ考えながら総務のほうでも人事の配置を考えてくれています。

その一番の根幹となる地域づくりにおける職員の関与の仕方なんですが、そこはやはりうちのような中山間地では一番根幹に触れる部分なんだろうと思ひます。

ここに生まれ、ここに住んで、あるいは職員の採用に伴ってこちらに移り住んで、みずからがここはいいなと思わないと、そしてこの全部とは言いませんけれども、全部とは言いませんが地域の活動にかかわっていく、そういう姿勢がないと、都市部のように全部お金がありますから業者に任せますということでは、やっぱりいい政策ができないと思ひますね。

それは、恐らく中山間地における本質的な部分だと思ひますので、私のみならず市の幹部がしっかりと日常の業務の中で伝えていくべき課題と思ひます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○14番（杉山 誠君） 次へまいります。

○議長（三田忠男君） それでは、小児がんの早期発見について、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 小児がんの早期発見に向けての取り組みということでございますけれども、運用時期は4カ月、10カ月、1歳6カ月、3歳で健診を実施しており、この健診の中で視覚について、斜視を含む異常の有無を医師が確認しております。

1歳6カ月及び3歳児健診では、目つきや目の動きなど視覚に関する問診を保護者に行い、さらに3歳児健診では、絵で示す絵指標を使用した視力検査及びオートレフラクターという写真撮影による視力検査を実施しており、異常の早期発見に努めております。

また、伊豆市独自の取り組みとしまして、乳幼児期に実施しております離乳食教室及び健康相談の中で、満4カ月児、満7カ月児に目つきや目の動きがおかしくないか、瞳が白く見えないか、黄緑色に光って見ることがないか等、保護者に確認も行っております。

これらの乳幼児健診は、小児がんの早期発見を主の目的としたものではございませんが、乳幼児の健やかな成長、発達の確認及び異常の早期発見のため、きめ細かな問診及び診察と専門職による健康相談の場となっております。

今後も乳幼児の疾病や障害を早期に発見し、確実な治療につながるよう努めてまいります。以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） がんの検診を目的としたものではないという答弁でありましたけれども、ここで質問してありますように、目についてかなりきめ細かな確認をしていただいているということで、非常にありがたいと思います。

小児の目にできる腫瘍というのは、ほとんどが網膜芽細胞腫、ちょっと聞きなれない言葉なんですけれども、網膜の奥にできる悪性腫瘍ということで、診断時の年齢が1歳から3歳までがほとんどだということで、これ東京都が発行している小児がん診断ハンドブックというのがあるんですけれども、これによると、診断は受けても診断がおくれたケースとして、母親が相談で訴えても経過観察になったであるとか、医療機関でしっかりとした検査が行われなかったということがあるわけなんですけれども、やはり医療機関へ正確につないでいくということが必要だと思うんですけれども、この目の病気に関しては、眼科医につなげるといことだと思えるんですけれども、その他の異常については、どのような体制で医療機関へつないでいるのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） まず、健診のほうで何らかの異常が確認された場合には、その専門の医療機関の受診を勧めております。議員のおっしゃるとおりに、この網膜芽細胞腫の疑いの場合には、眼科への受診を勧めるようになるかと思えますけれども、これを言われたお母様も、そのことを大変とても精神的にも苦でもありますし、やはりそのところに保健師と専門職がかかわりながら、医療機関と一緒にいかかわって説明をしてあげるとか、一緒にというように必要になるかと思えますので、この目のがん以外でありましても、専門の医療機関に専門職の保健師等と一緒につないであげることが大事だと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 専門の医療機関といっても、なかなか前に述べましたように、この辺ですと県立のがんセンターが一通りの治験があるそうなんですけれども、なかなかそういう目の病気ということで、がんを疑うといっても、そこまでつながらないケースもあるそうなんですから、しっかりとつないでいただきたいというのと、あと日ごろからそういった病気もありますよという、確かに発症数は少ないんですけれども、そういった場合、正確につないでいく必要がありますので、これをこういうチラシもあるんですけれども、こういったもの、あるいは冊子をこども園であるとか、健診会場で示して保護者の方にしっかりと認識をしていただく、早く早期発見と早期治療につないでいくという取り組みも効果があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 議員のおっしゃるとおりに、本当にそのことを知らなければなかなか発見というところも難しくなると思いますが、この網膜芽細胞腫というのも、そのお子様ががんにかかった保護者の方たちが、こういうものを知ってほしいというような活動から、社会の方に啓発というか、そういう形でされていると思いますが、やはり保健師のほうもそういう知識というものを積極的にとるように勉強会等参加するとか、その病気について調べるとか、そういう形でスキルアップというところは大事だと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 専門医に早くつなぐということで、これは最後に質問しようと思ったんですけれども、ほかの職員の皆さんもしっかりとこれをがんに対する知識、ある程度知識を蓄積していただきたいということで、今、それを取り組みをされるという答弁がありましたので、ぜひよろしく願いいたします。

次、お願いします。

○議長（三田忠男君） 学校のICT化ですね。答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私からは、財政措置についてお答え申し上げます。

教育のICT教育環境にかかわる経費は、普通交付税の基準財政需要額の算定において、小学校費と中学校費のうち、学級数と学校数を単位とするものに教育情報化関連経費として算入されております。

普通交付税の使い方は、地方公共団体の自主的な判断に委ねられており、この教育ICT化の経費についても、教育委員会と協議し、計画的に教育のICT化の推進を図るための財



源に充当してまいりたいと、このように考えております。

○議長（三田忠男君） 教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） 伊豆市教育委員会は、文部科学省の新学習指導要領を見据えた2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針の整備内容に近づけるよう、教育の情報化推進計画策定に取り組んでおります。引き続き情報担当や関係部局と内容調整をし、早期に計画を策定したいと考えております。

教育現場の導入活用状況についてですが、土肥小中一貫校で先駆的にICT機器の整備を行い、検討と検証を先生方と行っております。

活用内容としては、デジタル教材などの使用が多くなっており、学校教育現場からはICT機器としての液晶モニターと実物投影機の整備要望が強いため、導入する方向で検討しております。

また、市内全校のパソコン教室のパソコンが来年度5年間リースの期限となります。この機会を生かして、パソコン教室のパソコンもタブレットとしても使用でき、かつデスクトップとしても使用できるタイプのパソコンの導入を計画しております。プログラミングの授業や小学生の情報教育の入門用として、どちらにも使用できるタイプの機器を導入したいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 計画策定中だということで、しっかりと財政措置を講じていただきたいというのが質問の趣旨なんですけれども、ここに平成28年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果ということで、文科省から出ている中に静岡県版がありまして、各市町の状況が載っているんですけれども、これを見ますと、伊豆市の場合は教育用のコンピューターの一人当たりの児童生徒数という、あるいは超高速のインターネット接続率あるいは教員の校務用コンピューター、それから統合型校務支援システムというものの整備率は全国平均、静岡県平均を上回っているんですけれども、普通教室の無線LAN、それから電子黒板整備、これが大きくおくられているのが見てとれます。

やはりこの計画の中でそれを整備する方針というのは伺いましたけれども、今後、中学校の再編の問題もありますので、それらを含めて計画の中で、国が示すような基準をクリアするような整備計画というものは、当然つくっていくとは思いますが、その辺のところ、少し具体的なものがありましたらお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、現在先ほど教育長が申しあげました伊豆市教育ICT

推進計画という計画を現在策定中でございます。

こちらは、国の指針を受けて平成31年、来年度から5カ年間を目標に国が示す方針を100%達成しようというものでございます。

大きく分けると、先ほどの通信環境の関係、それから教材関係、それから機器ですね、タブレットPC、こういったものの導入等の大きく区分がございますが、無線LANについては、現在御指摘のとおり、配線をされておりますけれども、設備がまだされておられません。

今回の5カ年計画の中でも、現時点では平成33年、平成34年の2カ年で普通教室の導入を検討している状況でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） あと、ICTの整備についてはあらかじめ伺ったんですけれども、整備それ自体が目的ではなくて、やはり学校教育を通じて、子供たちにどのような力をつけさせたいかという観点から検討していく必要があると思うんですけれども、教育の方針として、ICTを活用した教育をどのような子供たちの学びにつなげていくかというお考えを伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 今、議員おっしゃるとおりで、ICTの機械を入れること、それが目的ではなくて、それを利用した事業づくり、それからもう一つは、子供たちにその操作することによって、今の子供たちの10年後を考えたら、もうICTのようなものを操作できないと生きていけないような時代になっていくのではないかなと思いますので、ICTの活用、そしてまた授業の中では、それを使うことによって効率的であり、また学習意欲を向上させる、そういう活用方法を教員とともに考えていきたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 次に、やはり答弁にもありましたけれども、あくまでもツールとして活用するということですので、ただ、そのツールも教員の授業力があって初めてそれが強みが活かされると思いますので、ICTを活用した指導方法、学習指導要領が今度改訂されてきているんですけれども、これらを想定した教員の研修を充実させる必要があると思うんですけれども、その辺の計画はいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 全くおっしゃるとおりで、次に課題となってくるのは、教員がそのICTを自由自在に使いこなせないと、授業でも役に立つことが無理になってきます。

よって、そこにおいては、夏休み等を利用して研修のほうは進めていきたいですし、

今現在も、先ほども言いましたが、土肥小中一貫校で1部屋かなり充実した整備、それから普通教室全てにも電子黒板を導入しましたので、その中でやっていきながら、課題を探ったりしていきたい。また、それで教育センターの中で推進部がありますので、そこの中でも進めていきたい。そして各学校へも広げていきたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） これもその指導に関する事なんですけれども、教員に対するそういった研修とともに、やはり教員に過度の負担が生じないように、やはり機械ですので、トラブルもありますし、技術の進歩が速いものですから、そういった専門的な、技術的な知識、ノウハウを持つ外部人材の活用ということが言われているんですけれども、これは具体的に考えはありでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） ちょうど本年度から1名、これも担当の教員を、教員がちょうど定年退職した者で非常にこういうものに強い人材がいましたものですから、本年度その者をコーディネーターとして配置をしました。そして、日ごとに学校へ回ってもらって、今の段階では学校のホームページ等をその方にやってもらったり、それから学校の先生が困ると教えたりする、そんな形で支援を、非常勤で雇いながら、なるべく先生方の負担も軽減し、また聞ける専門的なもの、特にそれは教員経験者ですので、教員が何が困っているかがわかっている部分もあるものですから、そんな形で今現在進めているところであります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 今、教員の経験者ということなんですけれども、もう1点、そういった専門技術者、メーカーであるとか、そういった機械そのものに対する専門職の方の採用は考えていないですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 整備が進むに従って、やはりそこは業者と連絡とりながら、必要に応じて常時来てもらうのか、それとも契約でもって必要なときに配置してもらうか、そんなことを考えていきたいと思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 電子化が進むと、なかなかそういった技術を持っていないと及ばないところがありますので、その辺のところもしっかり進めていただきたいと思います。

と同時に、セキュリティのほうなんですけれども、いろいろインターネットを通じるよう

になりますと、不正アクセスであるとか、不注意による個人情報の流出とかありますので、そういった教材に使う通信回路等、校務支援に使っている回路、これは別立てにするような、そういった指針もあるんですけれども、サーバーの情報を保管しておくサーバーであるとか、そういった具体的なところまでは、セキュリティに関してなんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 議員御指摘のとおり、インターネット環境が進むとセキュリティが大事となってまいります。当然のことから、今回のICT教育の中でもこういったセキュリティ管理が最も重要なことだということで、現在、各小中学校に配備しています校務支援システム、こちらについては、独自のサーバー、要するに独立したサーバーを教育委員会のほうで管理をしています。

ですから、先ほどのインターネット環境とは全く切り離れた形でセキュリティのほうは完全に管理されているという状況でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○14番（杉山 誠君） 次、お願いします。

○議長（三田忠男君） ジビエですね。最後の答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） この有害鳥獣対策については、私は本当に世の中が数年間で大きく変わったなと痛感をいたしました。イズシカ問屋をつくって数年様子を見て、残渣処理への産業廃棄物コストが相当問題となっていることがわかりましたので、関東農政局に行って現状を報告し、支援を求めたのですが、その時点ではもう食肉加工は無理なので個体調整だけに特化すべきだと、要するに山で撃って埋めてきたらどうかというような話だったんですね。

それが、数年たったら全国でジビエ、ジビエで、それから利活用、命を大切にしっかり活用しろということで、まあ、先進的な取り組みだったんだなと思います。

御承知のとおり、イズシカ問屋は約1,000頭処理をして、食肉としてはほぼ順調に販売がなされ、それからペットフード、それから動物園への搬入、それから残渣の処理等々、本当に大きく改善されてまいりました。さらに本年度末には、かなりいい数字を御報告できるものと考えております。

そして、御指摘の国産ジビエ認証制度については、産業部長のほうから説明をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、補足説明。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私から説明させていただきます。

まず、食肉加工センターイズシカ問屋の現状でございますが、設立当初428頭だった処理数でございますが、昨年度、平成29年度では1,037頭と倍増しております。販売収入も約500

万円から2,000万円弱まで増加しているという状況でございます。

ペットフード用原材料の販売も好評でありまして、昨年度は全国にあります4件のペットフード業者と、また上野動物園ほか2園の動物園と合計7カ所に対して出荷しておりまして、700万円弱の売り上げがございました。

その結果、残渣処理費用が減少して、経営的にも最大2,400万円あった赤字が、昨年度は1,000万円まで改善されている状況でございます。

今後の課題といたしましては、年間800頭の処理能力の施設でございます。いかに原材料である鹿やイノシシを多く受け入れて、加工料や販売料をふやし、どこまで経費の削減を図ることができるかが課題だと考えています。

また、鹿やイノシシは自然の産物であり、季節や天候、場所などのさまざまな条件によって捕獲される頭数にも影響があり、毎日安定した供給ができないことも自然界のことではございますが、大きな課題であり、販売拡大等の妨げになっています。

次に、国産ジビエ認証制度でございますが、農林水産省では全国に広がる有害鳥獣被害対策の一環としまして、ジビエの処理加工施設の自主的な衛生管理等を推進するとともに、より安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心を深くするため、ことし5月に制定されました。現在、京丹波町というところが全国で唯一認証制度を取っております。これは民間の株式会社アートキューブというところがありますけれども、そこに既に担当職員が行って研修してきたところでございます。

そこにつきましては、民間施設ということで、伊豆市の場合は公営施設ということで違いはありますが、安心・安全でより高品質の製品を消費者に提供するためには、厳しい基準を設定した国で推奨する認証制度を活用する必要がありますので、認証取得後もその品質を保持するため日々の徹底した管理が必要ということを学んできました。

イズシカ問屋では、現在でも十分な安心・安全な製品を提供していますが、今後も現在のレベルを維持し、さらに高品質な製品を提供を目指すために、国産ジビエ認証制度を取得していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 先にイズシカ問屋なんですけれども、当初の設立目的がそもそも野生動物による農作物被害を減らすための猟師の捕獲意欲の増進ということが目的であったと自分は思っているんですけれども、最初はなかなか搬入頭数と収支のバランスがとれなかったんですけれども、徐々に赤字が解消してきているということなんですけれども、これは本来の目的を果たしつつある、本来の目的というか、予想外の結果といってもいいかなと思うんですけれども、今後さらに収支のバランスをよくしていくために、いろいろな方策を今、産業部長からお話がありましたけれども、そもそも一番の要因となっている、何ていうかな、

収支のバランスをもう一步近づける可能性のあるところは、今おっしゃいましたけれども、今一番のネックになっているところというのは、どういうところですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） やはり今申し上げましたとおり、自然界ということがありますので、搬入にやはり日々変動があるということでございます。また、技術者につきましても、やはり加工センターで働いている者が高齢化されているという状況がありますので、その方たちの後継者をどうやって育成していくかというのが今課題になってきているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 確かに狩猟というのは、自然界のものですから、安定した搬入は得られないということはよく理解できます。ただ、施設的に保管、冷凍であるとか、そういうもので出荷のバランスをとっていくというか、そういう方法もあるし、いろいろな方法があると思うんですけども、人材の確保、これはなかなか、人ですので難しいと思うんですけども、こういった先ほどお話がありましたようなNPOであるとか、先進地では、狩猟関係者あるいは農家の方たちを招いて講習会を行ったりして、そういった次の人材となるような人たちを育てている動きをしているところもあるんですけども、伊豆市として具体的に、職員の方が高齢化している中で、次なる人材を育てていくような方策はとっておられるのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 職員の高齢化というのが一番大きな課題でございますが、現在、地域おこし協力隊という国の制度があります。その制度を利用しまして、現在の加工所でも働いている職員がいますので、そういういろんな制度を利用しながら、若い人たちが働けるような職場、先輩の技術者から技術を承継していくような制度を何とか確立していきたいと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） やはり働きがいのある、そしてまた地域で役立つということが、仕事に対する意欲もわきますので、ぜひ人材育成を積極的に進めていっていただきたいと思えます。

あと、ジビエの普及なんですけれども、食肉問屋から出荷された製品は非常に好評なことを伺っているんですけども、やはり消費を拡大させるためにはいろいろと課題はあると思うんですけども、確かにいいものであるけれども、最終的にはこれは全国のジビエの普及

に取り組んでいる日本ジビエ振興協会理事長、藤木徳彦さんという方がおられるんですけども、以前、伊豆市にも来ていただいて講演していただき、私も藤木さんのジビエ料理をいただいたことがあります。

この方が公明新聞の取材に答えているんですけども、ジビエの普及には販売ルートの拡大とともに、消費者の胃袋をつかむことも大事だということと、あと、ジビエは誤解されている面もあるけれども、きちんと調理すれば非常においしい料理になる。そして、多くの消費者に食べてもらう機会をふやすためには、大手外食産業を巻き込んでファストフード店などで販売してもらうことも重要ということと、あとはジビエの普及は、一般家庭に普通に並ぶようになって初めてゴールと言えるということをおっしゃっているんです。

伊豆市で加工センターを本当に有機的に活用していくためには、ジビエの普及ということにこれから取り組んでいく必要があると思うんですけども、一般的に家庭まで普及させるような、そういった流れをつくっていく取り組み、これはどのようにお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） やっぱイメージというのが、今先行しているんだろうと思います。

実際に扱っておられます旅館さんから伺うと、イノシシのほうが抵抗がないようなんです。以前イノシシ鍋とかも出していたようですので。鹿となるとちょっと抵抗がある方がいる。

実際に私もある学識の女性の先生と、ある洋食屋さんに伺ったら、え、鹿ですかという話だったんですが、最後はとてもおいしかったと言って、本当に笑顔でお帰りになったんですね。それをどうやって家庭にまで普及するかということを考えると、一つには、新しくできます月ヶ瀬の道の駅で、観光のお客様に本当に最初は試食でいいので、お試しいただくことはまずやりたいと思っています。

最初の抵抗感ですから、そこを払拭できれば、ある程度広がっていくだろうなと思います。

ただ、昔、民間の施設で天城の山の中の観光施設で、つくづく私は思ったんですが、鹿肉だけを置いてあって、イノシシ鍋にどうぞと書いてあると、今の若いお母さんは使えないですよ。野菜もみそも全部セットでイノシシ鍋セットで販売しないと。ですから、そういった売り方については、家庭のお母さん方が使えるような販売の仕方というものはしっかり考えていきたいと思っています。

○議長（三田忠男君） 補足ですか。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） すみません、少し補足させてください。

今までもやっぱり伊豆市としても、地元でとれたものを地元の人に食べていただくというのが一番の方向だと思っていて、いろんな形でやってみました。例えば、こども園であるとか、小学校でも給食で試食してもらったりとか、あるいは天城中の子供たちがイズシカ問屋に研修に来ますので、そういう後で食べていただいたりという形で、かなり子供たちには好

評を得たと思います。

ただ、その後、家に帰って親に話をしたときに、やはり親がそこで、え、何という形で、そこでとめてしまうという被害というか、そういう言葉がありまして、その後できないという状況がありまして、本当は子供たちが食べていただければ一番親しみを持てるのかなと思ったところでもございました。

市長が今言いましたとおり、試食という形でいろんなイベントとかありますので、そういうイベントで食べていただくような方向を、底辺を広げていくことが重要なことで考えているところでもございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） そうですね、広く普及させていくためには、やはりまず負のイメージを払拭していただく、まずは食べていただくということが必要だと思うんですけれども、ここに長野市のジビエ振興計画というのがあるんですけれども、長野市は以前からジビエ料理で有名で、藤木さんもレストランを開いているということなんですけれども、僕は意外に思ったんですけれども、ここではまだ食肉加工センターが本当に小さいものしかないんです。

平成29年度に新しく市で建設する計画だそうなんですけれども、その中でさえも、既にジビエ料理の普及計画をまとめて、しっかりとしたそういう取り組みをしているんですけれども、それには鳥獣被害軽減から始まって、そして加工センターというのは最終的に計画を立てて国の補助金を受けて加工センターを設立する。

加工センターとそのほかの施設を含めて数億円ということでしたので、かなりしっかりとした施設になるのではないかと思うんですけれども、やはりその前提となるジビエの振興、普及、これに対する取り組みをやはり築き上げていく必要があると思うものですから、ジビエとして伊豆市の特産品として売り出すための戦略というか、そういうものが今一步深くできないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員の御指摘はよくよくわかります。相当私も集中してやってまいりましたので。

ただ、ジビエの普及と有害鳥獣対策は、どうしても必ずしも全部一致しないんですね。有害鳥獣対策という観点で見れば、伊豆半島での捕獲目標7,000頭で、そのうち伊豆市だけで4,000頭やっているわけですから、これ以上進めるためには当然猟友会さんに危険な捕獲をふやしてくれと言うわけにはいきませんので、なるべく広く多くの方からわなを仕掛けていただく、有害鳥獣対策としてはそういったものを地道にやるしかない。

ジビエの普及については、東京の六本木に外交官がほとんど使われるようなスーパーマーケットがあるんですが、以前は牛肉と豚肉ぐらいでした。今はウサギとハトがあつて、割と



そういったものも使われるようになった。ただそこには、先日見たら鹿とイノシシはなかったんですね。多分、量が回らないんですね、そこまでの規模まで。

ですから、そこまでのレベルで広げるほどの販売量というのが、多分全国でも、北海道のエゾシカだけは私承知してないんですが、規模が違うものですから。本州の今、市町がやっている程度だと、全部合わせてもようやく流通ルートに乗るか乗らないかぐらいだと思います。

したがって、少なくとも伊豆半島の中のジビエの普及促進については、今考えている方向で、そんなに間違っていないだろうと考えています。もう少しこの方向を丁寧にやっていけば、しかるべき目標には到達するのだろうと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 確かに市長答弁されたように、できるだけ被害軽減のためには、そういった野生鳥獣の数を減らせばいいんですけども、それが一定のレベルまで減ってしまうと、今度は搬入量が不足してきますので、せっかく普及したジビエが行き渡らないというジレンマも起きてきますので、その辺のところから難しいということはよくわかります。

ただ、イメージとして先ほどありましたように、鹿肉というものに対するイメージアップを図っていくことによって、広く普及していくことはできると思いますので、その辺のところを進めていただければいいのかなと思います。

やはり鳥獣被害の減少というのは大きな課題ですので、その辺のところをしっかりと含めながら、ジビエの普及に取り組んでいく、その辺に取り組んでいただければいいかなと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（三田忠男君） これで杉山誠議員の質問を終了いたします。

ここで議事の都合により、昼の休憩にいたします。

再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午後の部に入ります。

◇ 小長谷 順 二 君

○議長（三田忠男君） 次に、11番、小長谷順二議員。

〔11番 小長谷順二君登壇〕

○11番（小長谷順二君） 11番、小長谷順二です。よろしくお願いいたします。

きょうは、傍聴に東伊豆町の議員さんがおみえいただきまして、本当にありがとうございます。伊豆は一つということで、お互いに連携しながらと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、農林水産大臣賞を受賞したカーネーションも議場にいただきました。ありがとうございます。

それでは、通告してある3件について質問いたします。答弁を市長、教育長に求めます。

1、ドローンの活用。

伊豆市は、7月25日、牧之郷に本社がある中野測量設計事務所と災害時に所有するドローンを使い、情報収集などの協力を求める災害時等における小型無人航空機（ドローン）による協力に関する協定を結びました。

災害や海難救助対策、橋梁設備等の定期点検における安全性の向上、人的コストの削減、観光地のPRを目的とした資料・広告制作などには、これまでにない迫力や臨場感あふれる映像、写真撮影が可能となりました。

また、鳥獣害対策、野生動物の保護や生態、森林の発育状況の調査など、それぞれの自治体の特性に合わせてドローンが活用され始めています。

伊豆市の今後のドローン活用の見解について伺います。

2件目、災害ごみ対策。

西日本豪雨で生じた大量の災害ごみは、被災自治体の処理能力を越えており、問題解決の長期化は避けられない見通しとなっています。2年かけて県外で処理した2016年4月の熊本地震などと同様に、西日本豪雨の被災自治体の災害ごみを他の自治体が受け入れる広域処理が始まっています。

伊豆市では、昨年3月に伊豆市災害廃棄物処理計画の策定を行いました。この計画の対象となる災害は、県計画と同様に第4次地震被害想定報告書に基づき想定されています。しかし、当市の災害廃棄物処理計画の中の対象とする災害に地震だけでなく、豪雨災害を追加すべきと考えております。

内閣府防災情報の過去5年の激甚災害の指定状況は、災害名26件で、地震や昨今の異常気象による豪雨災害はいつどこで発生してもおかしくありません。災害時には人命救助やライフラインの確保が最優先ですが、その後には大量に発生するごみの問題が必ず発生するので、災害時のごみ処理について、ふだんから考えておく必要があります。

復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適切かつ迅速に処理すること、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限に抑えるための取り組みについて伺います。

3件目、ブロック塀崩壊対策。

本年6月、大阪府北部を震源として発生した地震を受け、南伊豆町教育委員会は、職員が補強用の控え壁の有無や穴、ひび割れなどの通学路のブロック塀調査を行いました。今後は

学校や保護者とともに、全町の現状把握を進める方針だと伺っています。

ブロック塀は、1978年の宮城県沖地震で18人もの死者が出たことがきっかけで、高さ制限の引き下げや構造強化策など法施行令に盛り込まれました。

しかし、それ以前につくられたものや、基準があってもチェック機能が不十分で危険性に気づいていない所有者は多いのではないのでしょうか。

伊豆市では、静岡県と一体となって昭和56年5月31日以前に建築された建築物等の耐震化のためのプロジェクト、TOUKAI-0を推進しており、地震発生時における建築物またはブロック塀などの倒壊、転倒による災害を防止し、市民の生命及び財産を保護するための補助事業を実施しています。

この補助事業の成果と課題、ブロック塀の現状把握、補助制度の周知や安全啓発など、さらに一步踏み込んだブロック塀崩壊減災に向けての取り組みについて伺います。

○議長（三田忠男君） ただいまの小長谷順二議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、ドローンの活用についてお答え申し上げます。

この新しい技術を活用したドローンというのは、とても活用先が広がっていて、大きく期待をしているところです。

去る7月には、御指摘の会社とドローンを活用した災害時における情報収集の協力に関する協定を締結させていただきました。私どもがみずから持つのではなく、既に取得しているドローンを活用させていただくことで、とても有効だと思っております。

一例を申し上げますと、世界農業遺産のためにワサビ沢を上空から撮影した映像が極めて美しかったがゆえに、ジオパークで活用したり、観光で活用したり、そのように活用が広がっていることも実感をしております。

また、今GPSによる座標明示の技術が非常に高くなっているものですから、例えば隣地台帳の製作でありますとか、さらには地籍調査、都市部は無理でも山間部の地籍調査にまで進めることができれば、我々の作業効率も大幅に改善されると思っております。

さまざまな分野で活用できる技術でございますので、まずは提携した事業会社さんと連携をして、実務的な活用策について進めてまいりたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） それでは、再質問をさせていただきます。

国は、平成27年12月に航空法を改正し、ドローンの安全な飛行のためのガイドラインというのを定めたことにより、民間事業者によるドローンの活用や、あるいはドローン事業の参入者もふえつつあります。

現在、伊豆市では民間事業者との協定を結んでいるのは、この中野測量設計様1社のみで

しょうか。あるいは今後これから他の事業者とも協定を結ぶのか、この件についてまず伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今回、この災害のためということで、ドローンの協定を結ばせていただきました。当然議員おっしゃるとおり、ほかに有効な使い道がありますので、協定という形はまずは災害にしたいと。ただ、1社に限らず、そういうお声がけいただければ、しっかり前向きに検討していきたいと考えております。

ただ、この中野測量さんについては、測量会社ですので、先ほど市長が言ったように、単なる災害時の画像を撮るだけではなくて、仮に山崩れ等があった場合、緊急的に3D画像にもできると。どの程度のボリュームの土が崩れたか、そういう測量技能もありますので、そのあたりもしっかり今後相手方と協議をして、複数社も視野に入れていきたいと考えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） ことしの第一委員会で、熊本県黒川温泉を視察いたしました。黒川地区まちづくり協定の視察ということなのですが、そこを行った南小国町では安全・安心な暮らしを守り、便利で住みやすい町の実現に向け、ドローンの災害時の活用はもちろん、日常のさまざまな産業への実証実験を行っているということです。

研修でお会いした課長さんを通じて、電話で担当者に取り組みについて伺いました。

平成29年、救急医療災害対応におけるIoT利活用モデル実用化事業として採用され、8月に調印式を行い、ドローン研修を行っているとのこと。職員育成講座には、7つの課があるらしいんですけども、一、二名の若手の職員が研修に参加して、ドローンの訓練を受けているということだそうです。

事業提携を結んでいるEDACという事業者が提案するアプリなんですけれども、上空から撮影をするその映像をパソコンで確認はできるんですけれども、パスワードを入力することによって、消防であるとか警察とも同時に情報を共有できるということで、これは非常に便利だということで、合同訓練みたいなものを行っているということでした。

そのほか、けもの道を確認し猟友会に情報提供したり、上空からの不法投棄の現状確認、あと公共施設の建物の状況など、幅広く活用しており、各課の職員から今後こんなふうに使ってほしいという活発な意見が上がりまして、町長自身も積極的にみずから取り組んで、成果を上げているということでした。

国の補助事業ということなんですけれども、当市においても情報通信技術利活用事業費補助金推薦の事業提案を総務省に申請をするなど、国の補助を利用した事業としてドローンの活用について研究していったらというふうに私は思っているんですけれども、その辺についての御見解をいただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 議員おっしゃられた南小国町の総務省の事業なんですけれども、総務省が今回ドローンに限らず、IoTサービスの創出の支援事業ということで、自治体や民間会社、大学等とのコンソーシアム、共同事業体をつくって実証実験として将来的に使える提案を国にして、国のほうで審査してそれを採用して、総務省と契約していろんな実験をやって、実際に使えるかどうかという、そういう提案型の事業だと思います。

市のほうでは、国の委託事業を積極的に使うということはしておりません。ただ、今、議員言われたように、あらゆるいろんな分野で今サービスができるのではないかという実証実験をやられている最中ですので、そういう当然研究成果等を見ながら、市のほうでも積極的に、どの分野で、伊豆市としてはそれぞれ地域特性があると思うんですね。伊豆市のような山間部であったり、ましてや鳥獣被害があるところ、まさしくこういう田舎ほどドローンが活用しやすいというようなことも言われていますので、積極的に検討していきたいと考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 最近、スマートフォンの普及ということで、ガラケーからスマホに変えている方は非常に多く、その目玉というのはSNSです。このSNSというのは、みんなが日常的に使用しているので、災害時にいろんな役に立つということはもう実証済みでございます。

ドローンも日常的に使っていないと、有事には使えない、このように思っております。

さまざまな業務をドローンパイロットに外注するのではなく、市役所の内部で運用していく、そうなるこそ、本当の意味での災害時のドローンの有効活用ができるというふうに私は思っております。

有事にも平時にも役立つドローンという便利な道具を人口減少であるとか、高齢化、過疎化といったさまざまな課題を抱えている伊豆市の職員が、ドローン講習プログラム等に参加をして、ドローンの安全操縦や活用できる分野についてボトムアップできるような仕組みもこれから取り組んでいったほうがいいと思っておりますが、この辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 上空からの視察、偵察というのは、とても本当に全体がよくわかりまして、私も市長になって数年はヘリコプターの航空偵察やっていたんですが、山の荒れぐあいとか、けもの道とか、本当にはっきりわかります。ドローンですともっとはっきりわかりますし、行方不明になった方の生体認証とかも確認できるわけですから、いろいろ使い道が

あるのはそのとおりなんです。

ただ、そこで市役所がみずからそういったスキルを持つかというのと、ちょっと話は別で、現にもう民間企業で多分宅配もそのうちこうなるでしょうし、測量、それからそのほかのところで、物流、情報通信等々で使われていくであろうという中で、3年ぐらいで人事異動がある職員がそういうスキルを持つことがどの程度より効果があるかとなると、少しそこは疑義が残ります。

私はやはり民間で職業としてふだんから運用される方と提携をするほうが効果的ではないかと、現時点ではそのように考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） いろんな考えがある中で、隣の西伊豆町の事例をちょっと紹介させていただきます。

西伊豆町はドローンパイロットとして、地域おこし協力隊員が実は活躍をしています。撮影会を開催したり、イベントの企画、個別講習会も行っており、地域の魅力発信、あと操縦技術の向上など、ドローンを活用した地域おこしの可能性というのを研究しているということです。

このような地域おこし制度というのも、いろんなものがあるんですけども、そういうような方にも入っていただいて、全体的にドローンの活用した研究というのを行えば、私はどうかなと思っていますし、ちょっと職員が行うというのは、否定的な意見をいただいたんですけども、現段階では。やはりドローンの専門家アドバイザーみたいなものと協定を結んで取り扱わないと、なかなかピンと来ない。

私もつい先日、友人にお願いをしてドローンを飛ばしてもらったんですけども、自分で想像していたのと、実際に見るのではやはり違うわけですね。そういう機会にも触れたらいいんじゃないかなというふうに考えていますけれども、その辺について、地域おこし制度を含めて御意見があれば伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ドローンは今、物すごい速度で成長、発展していますので、実際私も先般、中野さんから二、三種類の機材を伺ったときに、物すごい速度でレベルアップしているわけです。やっぱり公費で何年か使うであろうということを前提にして市が持つというのは、なかなか難しいのではないかと。

他方、今、議員から御指摘あったように、地域おこし協力隊がいいのか、民間の企業がいいのか、そこは私はちょっとまだ判断しかねますけれども、そういうものをみずから使って、使いこなして、そして機材をどんどん新しいものを購入して、それをさらに投資ができるような方々に主体となっただけ、そこで行政のニーズを酌んでいただくということのほう

が、多分当面は効果的ではないのかなと考えています。

西伊豆町の例については、もう少し勉強させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） また南小国町の話に戻りますが、南小国町では展望台、観光施設、グラウンド、廃校跡地、公園等を自由に行き来しながら飛ばすことができるドローン手形というのを発行して、誘客に結びつけているそうです。

ドローンは都会ではなかなか飛ばせないですし、許可とか申請とかいろいろあるものですから、そういう場を提供して、ドローンの聖地のようなことを考えているのかなと思っています。飛ばすけれども、ドローンを飛ばす場所を提供して、町内の美しい景色を撮影していただく。撮影した方がSNSで発信をしていけば、町のPRにも活用ができますし、一石二鳥ということだそうです。

当市でもドローンの愛好家、伊豆市内でもかなりドローンを持っている方がいますので、そのような愛好家の皆さん、あるいは消防団ですね。海岸線の捜索であるとか、最近はやリモカメラを搭載することによって、行方不明者も捜索できるというふうになっていますので、消防団。あるいは行政職員でも、そういうドローンに興味があるような職員と一体となったようなドローンのあり方研究会みたいなものを立ち上げて、防災や観光、そしてドローンというのは無限の可能性があると思いますので、これからどういうふうにドローンを活用していったらいいかという研究を行うのも一つの方法なのかなと思っておりますが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 冒頭、今回の協定につきましては、災害協定ということで、災害に特化した協定になっております。議員御紹介していただいた南小国町は、ドローンを活用したまちづくりに関する協定ですので、特に災害に特化したものではなくて、まちづくり全体、先ほどドローン手形ですか、観光用にも使えるということですので、まずはいろいろ先ほどの総務省の実証実験ではありませんけれども、国のほうも今積極的に委託しながら実証実験やって、それが行政にどういう分野で使えるかという情報もそのうち出てくると思いますので、当然このドローン活用は災害だけではなくて、まちづくりにどういうふうに見えるかというのを研究していく必要はあろうかと考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 最近ドローンのニュースとか新聞記事が非常に多いんですけれども、県内でも焼津市や藤枝市、小山町などでは、まずやっぱり防災力の強化ということ、あるいはさまざまな業務の効率化やコスト縮減に向けて、市民サービスの向上であるとか、地

域の活性化を図るために活用方針というのを策定して、職員のドローン操縦技術にも力を入れて取り組んでいるということです。

けさの静岡新聞にも出ていましたが、富士市が来年の総合訓練でドローンを活用した訓練を行うという記事が載っていました。やはり可能性としていろいろ研究していく必要があると思います。

通常は、最先端の技術というのは、都市部のほうから発信されて地方にだんだん波及してくるケースというのが多いんですけども、都会というのは、なかなかドローンを飛ばす環境がないので、ドローンの場合は地方から進んでいくテクノロジーであるというふうに専門家は言っております。地方でノウハウを積んで、都市部に入っていくパターンだとしたら、これが地方創生であり、またまちづくりでもあると思います。

伊豆市の政策として、ぜひ研究していただいて、活用方針みたいなものを作成していただき、ドローンの導入活用を御検討していただきたいと思っております。

それでは、次、お願いいたします。

○議長（三田忠男君） 2番の災害ごみ対策ですね。答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 次に、災害ごみ対策について答弁します。

伊豆市災害廃棄物処理計画は、平成26年3月に環境省から示された災害廃棄物対策指針、そして平成27年3月に策定された静岡県災害廃棄物処理計画に基づき、平成29年3月に策定しております。主に平成7年の阪神・淡路大震災及び平成23年の東日本大震災の教訓をもとに策定をいたしました。

現在、平成27年の関東・東北豪雨や、平成28年の熊本地震など、近年発生した災害からの教訓や法改正などを受けて、国の災害廃棄物対策指針が本年3月に改正されたことに伴い、県においても処理計画の見直しが行われており、2020年1月に改定される予定となっております。

当伊豆市の処理計画においても、豪雨災害にも備えた内容の検討あるいは見直しなど必要な修正を行い、2020年3月を目標に改正を行っていく予定です。

次に、災害廃棄物を適切かつ迅速に処理するため、また初期の混乱を最小限に抑えるためにも、内部組織の体制を構築して腐敗性廃棄物や、あるいは有害廃棄物を優先的に回収する手法や、仮置き場の候補地の設定など、職員に対する教育訓練も努めてまいりたいと考えております。

その他、関係機関との平時におけるさまざまな相互調整が必要になるのですが、私が現時点で一番心配しているのは、やはり災害廃棄物の一時置き場ですね。そこは分別して持ってくるということが不可能ですので、さまざまな内容物が混じり合った災害廃棄物が第一時集積所には集まってまいります。それを平時に指定しておくのは大変難しいということで、そこをどのように準備し、どのように迅速に設置していくか、そこは極めて大きな課題だろう



と考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 今、答弁をいただいたんですけれども、私の通告書の意見の中で地震だけでなく、豪雨災害を追加すべきというところなんですけれども、もうちょっと私の思いを述べたいと思います。

昭和33年の狩野川台風、昭和36年の土肥地区の集中豪雨というのは、地区内の主要河川というのが氾濫をして大きな被害が出たというふうに伺っております。

土肥地区の沿岸部では、地震が来て津波が発生すると、その災害と豪雨災害を比べた場合には、人的被害を含めて大きく変わってきますよね。また、修善寺、中伊豆、天城では、津波は発生しないので、豪雨災害と地震のときの廃棄物の違いがあるんじゃないかということで、改定して伊豆市もそのようにする予定だという答弁がありましたけれども、根本的に地震と豪雨災害のシミュレーションというのをどういうふうに考えているのかなというのがもしわかれば伺いたいと思いますけれども、県の言うとおりでなくて、伊豆市は伊豆市なりに調査をしてシミュレーションを立てるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 実際に見積もっているところでは、大地震に伴う津波が最も死者も多く、それから沿岸地域が壊滅的だということで、災害廃棄物の量も多いということになっております。

ただ、かつての狩野川台風のときの熊坂や下流地域の状況や、私は2002年にエルベ川の洪水を目前にしたんですけれども、そういった状況は津波に極めて似ていて、やはり津波に相当するような被害とか、さまざまな災害廃棄物が出てくるんだろうとっております。

ただ、現状伊豆市の場合は、河川改修や砂防工事なども進み、現時点で狩野川台風並みの毎秒4,000トン以上の降雨が発生したときに、今予期されている東南海、南海トラフ規模の津波に匹敵する災害になるかと考えると、そこはやっぱり差があるような気はいたします。

したがって、インパクトが最も大きいのは、やはり今想定されている東海、東南海、南海トラフの大規模地震だろうと。ただ、発生確率ははるかに大雨、豪雨災害のほうが高いものですから、それに伴う現実的な廃棄物処理の計画というのは、しっかり詰めていかなければいけない。

そういった観点で今、組合議会のほうで議論になっておりますごみ焼却場についても、やはり自分自身で処理しなければいけない状況というのは必ず発生すると、我々は見込んで準備する必要があると思いますので、それも含めて災害対応というものは決して外すことができない、このように考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 先ほど市長の答弁でもありましたけれども、発災直後、被災家屋からの廃棄物が道路によく野積みされている映像というのがテレビで見ることがあるんですけども、それらの廃棄物をいち早く仮置き場に搬入して、衛生面であるとか、重機が入るように復旧・復興の妨げにならないような対策をとらなければいけないということなんです。

私が平成25年に西伊豆町の豪雨を受けて、永岡議員とボランティアで行ったことがあるんですけども、家の中に土砂が入っちゃると、住民は出したいんですよ。庭があればいいんですけども、ない人はどうしても自分の目の前にどんどん冷蔵庫であるとか、出したいものですから、しょうがない現象なんですけれども、その中でも生ものであるとか、毒性の高いものなどは、早く処理をしなければいけない。

この辺については、対策としてはとりようがあるというか、その辺について非常に難しいんですけども、そういうようなものから優先的に処分、処理するようなことについて、どういうふうを考えているのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申しあげましたように、災害廃棄物の一時集積所は候補地としては市内に何カ所か既に選定をしております。これを私はやはり、平時から地権者とも協議しておいたほうがいいのではないかと考えたんですが、現実的にはとても難しいようです。そう簡単にはいかない。

実際に被災を経験された方にヒアリングをしても、平時からの準備というのは無理ではないかというような御意見だったようです。そうすると、我々としては、幾つか候補地を検討しておいて、その発生した災害に応じて、その地主の方と速やかに話をさせていただくということになるのではないかと思います。

どういう災害が起こるかわかりませんが、例えば丸山球場のように市が持っていて、そして集落の中にあるようなところであれば、多分それは速やかに開放することができると思うんですが、民地の場合は、あるいは伊豆市の場合には平らなところはほとんど農地ですので、そういったところをいかに早く集積所として開設できるかについては、まだまだ検討する余地がありそうです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 次に質問しようと思ったんですけども、仮置き場の選定についての考え方ということで、本当に計画地として上げることができても、実際には住民との合意が取りづらいということは懸念をされます。ただし、仮置き場がないと野積みにされたままという、非常に厳しい状況ではありますので、その辺についても住民の理解を得ながら進めたいと思っています。

法制度上、災害廃棄物というのは一般廃棄物に該当するため、基本的には市町村に処理の責任があるということで、地域から出たごみというのは、自分たちの自治体の焼却施設で処理することになっています。

4月の第一委員会で朝倉市に研修に行ったんですけれども、あれだけの災害の規模では、災害廃棄物については、全部朝倉市さんのほうで処分をしたと聞いております。ただし、地方の奥のほうに入ると、そのままという状況がありまして、道路もないようなところで家がそのまま倒れているようなところもあったんですけれども、基本的には朝倉市さんで処分をしたということです。

それでちょっと質問なんですけれども、現在の伊豆市の清掃センター、あと土肥戸田の衛生センターの処理能力というのは、1日80トンというふうに書いてあるんですけれども、老朽化であるとか、稼働年数等で性能が多分に発揮できないと思うんですけれども、今現在、新しいごみ処理施設ができる前に災害の起きたときには、この計画にある想定処理の可能量というのを2つの施設で満たしているのかということについて伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） ただいまの御質問に対してお答えしますが、既存のごみの焼却施設、修善寺にあります清掃センターと土肥にございます土肥戸田衛生センター、この2カ所で年間に処理できる数量的には、ある程度の大災害に対しても、今の処理量からすると余裕はございます。

ただし、先ほど議員おっしゃったように、施設の老朽化等があり、処理能力が劣っている、また修繕とかそういった部分で稼働できない日にち等も多くなってきておる、そういった状況を踏まえて、近隣の市町さんのほうにもお願いをさせていただいて、伊東市と、また修善寺については土肥戸田というふう処理をお願いしているような状況でございます。今の施設の状況はそういった部分でございます。

そのほかにも、広域的な部分での協定等を結んでおりますので、本当に大災害、新ごみ焼却場が整備されるまでの間に大規模災害等が起きた場合については、その他の自治体、協定を結んでおります全国的なところへお願いして、処理をしていかなければならないというふうになっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） そうですね、新しく建設される新ごみ施設の処理量というのが1日82トンで、災害ごみの想定というのが静岡県災害廃棄物処理計画のレベル1の地震、津波が発生するという計算式があって、3年間で処理するというので3,310トンということですね。レベル1ぐらいの地震については、自分たちの市内で処理をして、それ以上の大きな災害等については、広域で行うと。

この広域で行うんですけれども、今協定という話が出ましたけれども、この広域処理について、事前に協定を結ぶというのは、例えば伊豆市と何々市が協定を結ぶのか、あるいは静岡県みたいな県が入っていくのか、手続方法ですね。こちらが被災側になる場合もあるし、受け入れる場合もあるではないですか。その辺の手続というのは、簡単に言うとどんな形でやっているのかということをお教えいただきたいと思うんです。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 広域処理に関する手続、契約という部分については、まず一般廃棄物に関する災害時等の相互援助に関する協定というものを静岡県と県内の市町村と協定を締結しております。そういった部分で被害の少なかったところへ応援していただけるものというふうに考えております。

また、そのほかにも地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書、これを静岡県が社団法人静岡県産業廃棄物協会と協定を締結しております。

そのほかにも、静岡県が協定等を一本結んでおります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） そうしますと、広域処理に関しては安心していいと、もし有事の際には、そういう協定のもとに粛々と進めるという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） まず協定の事務手続上、なるべく早くそういった処理を行わなければならないということはおっしゃるとおりですが、伊豆市として、まずごみの収集の部分、そういった部分で早く建設部局等とまた防災関係機関等と連携をとって、道路の啓開から収集体制を構築して仮置き場、仮置き場からそういった公共の広域的な施設へ持ち出せるものは出させていただくという計画を協定で進めていきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 2市の災害廃棄物の施設なんですけれども、伊豆の国市さんは津波の被害がないので津波堆積物がないではないですか。伊豆市というのは土肥地区がかなりレベル1でもやられるということで、非常にごみの量も多いというふうに想定されていますので、自分たちでできないときには広域で一刻も早く処理できるようにお願いしていただきたいし、また準備もしていただきたいと思っております。

避難所からも実は多くのごみが発生するというので、避難所のごみというのは弁当殻であるとか、カップラーメン等も多く、通常の一人当たりの排出量よりも多いということで、

阪神・淡路大震災では避難所のごみの収集には非常に困難があったというふうに聞いております。

いろいろ調べた中で、いいものを見つけたのでちょっと提案させていただきますけれども、大阪府の堺市では、もしものときのごみの手引きとして、廃棄物ハンドブックをこういうイラストを入れてわかりやすくまとめて作成をしています。もし災害が出たときのごみはどうなるのということで、手順などが、これは全部で10枚ぐらいあるんですけども、仮置き場に進んでというような、もう市民の皆さんにもこういう形で処理をするんだよということを日ごろから周知しておかないと、なかなかいざとなると慌てるのではないかなと思うので、ぜひこういうハンドブックみたいなものも研究していただきたいと思いますが、こういうような資料をつくる予定があるのかなのかだけ伺っておきます。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） ただいま議員がおっしゃった堺市のようなパンフレット、市民に啓発するパンフレットでございますが、災害時におきまして、市民に災害廃棄物を適切かつ迅速に処理するためには、やはり市民の皆さんに御協力願う部分がございます。そういった部分を含めて、そういったパンフレット等で日ごろから市民の皆さんに周知しなければならないと考えています。

ですので、そういったパンフレット、議員御紹介いただいた堺市と、そのほかにもそういった資料等を作成している市町等調査して、ハンドブック等の作成を検討させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○11番（小長谷順二君） では、次お願いします。

○議長（三田忠男君） 3のブロック塀ですね。答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） ブロック塀対策についてお答え申し上げます。

プロジェクトTOUKAI-0事業の成果としましては、耐震診断、耐震計画策定及び補強工事が実施されることにより、現行基準に満たない建築物の耐震化が推進され、人的被害の減少に寄与しているものと考えています。

また、危険なブロック塀の撤去・改善についても、安全な塀へと改善されつつあります。

特に、今年度については、6月の大阪府北部地震被害により、例年と比べると多くの申請が既に出ている状況となっております。件数としては、一昨年は2件、昨年は1件の申請でしたが、今年度は7件の申請がありました。相談も5件程度あり、今後も申請がふえると想定をしております。

ブロック塀の現状把握については、市域が広大なため市内全域のブロック塀を1軒1軒調査するのは難しいと考えていますが、公共施設については調査点検し、問題があった設備は

対策をとっているところです。

また、地域の避難所周辺や避難路などについても、防災訓練などの際に危険なブロックの位置を把握していただくなど、市民の方々の協力を仰ぎながら把握をしてみたいと思います。

補助制度の周知については、ことし6月の大阪府北部地震以降、FMISでの周知や、市のホームページ、あるいは広報伊豆、これは10月号に掲載したんですが、危険ブロックの点検方法や補助制度の概要を掲載したところ、市民の皆様からの問い合わせも多くいただきました。今後も広報活動を継続するとともに、防災訓練でのパネル展示などによる安全啓発や、ダイレクトメールなどによる補助制度の周知など、新たな取り組みも進めてまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） 6月の大阪府北部地震における事故を受け、当市でも緊急に教職員による危険と思われる箇所の現地確認を行い、児童生徒に通学時における危険箇所の通行の方法などを指導したところであります。

なるべくブロック側のほうを歩かないようにとか、また可能であるならば、通学路の変更等もその中に含まれております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） ブロック塀の関係なんですけれども、1981年建築基準法が抜本的に改正をされ、旧耐震基準に基づくブロック塀というのは、現行の規制に適合しない既存不適格となっていますが、増築や建てかえを行わない限り、そのまま放置していても違法にはならないということだそうです。

加えて、住宅とは異なり、ブロック塀の築造には法令に適合しているかどうかというような検査義務さえもないのが現状で、自分のブロック塀に問題を感じていない住民も多いのではないのでしょうか。

まずはやはり現状把握を行い、危険と思われるブロック塀を把握しなければいけないというふうに感じています。なかなか広域で難しいということだったんですけれども、それこそ自治会であるとか、PTAの協力をいただいて、通学路であるとか、避難路の調査というのに乗り出さなければいけないとは思っているんですけれども、自治会の皆さんにお願いをしてというような形の方法というのはどうでしょうかね。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 今、議員おっしゃられましたように、ブロック塀、非常に市内に数が多いと思います。市内の全域も非常に広いものですから、調査するには相当の時間、労

力が必要と思います。現状把握については、行政だけではなかなか把握できないものですから、地域の皆様の協力が必要と感じていますので、区長会等で地区内の危険なブロック塀の調査について御協力をお願いしたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） ぜひ、そういうところからお願いしていくしかないのかなと思っております。

一見所有のわからない空き家とか、直接指摘をすると近所同士でトラブルになる可能性というのはあります。そういうような危険なブロック塀、うちの近所にもあるんですけども、6月の地震を受けて、そういう、あそこちょっと危ないんで何とかしてほしいというような市民からの相談、窓口というのは、都市計画でやっているのか、市民部でやっているのか、そういう相談があったのか、ないのかということも含めて、もしあった場合の対応というのを役所としてはどういうふう考えているのか、この3件について伺いたいと思います。

どこが窓口で、そういう相談があったのかということと、対応について、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） まず相談、うちの都市計画のほうには相談はあったとは聞いておりません。

窓口といいますか、まずはブロック塀というのは、基本は個人のブロック塀、個人がということが基本原則なんですけれども、それが公共施設、道路の通行に支障があると、そういう危険が生じた場合は、建設部に用地管理課もありますし、都市計画課もありますし、建設課もあります。そういうところに相談に来ていただければ、そういう補助制度とか、そういうことで対応をするように、その地権者、関係者には話はしていけるとは思いますけれども、市民のブロック塀とかという場合は、やはり市が入っていけないものですから、道路に面していないところのブロックがおっかないとかという話は、そうすると市民相談とか、行政相談というほうが窓口になるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 相談はなかったということなんですけれども、こんな傾いているブロック塀はときどきまちで見かけますよね。近所の区会などでも、あれ何とかならないのみたいな話はあるんですけれども、実際にそういう相談に行くところというのは、市民課になるわけですよね。市民課ではないんですか。あるいは土肥だったら土肥支所というところではないんですか、市民の相談というのは、わかれば教えていただきたい。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 市民の皆さんからの行政相談とか、法律相談、あと結婚相談とか、そういった相談の窓口は市民課等が持っておりますけれども、その部分で専門的な部分については、各部局または関係機関等におつなぎをさせていただくような手法をとっております。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（山田博治君） 先ほど申しましたように、相談窓口がわからない場合、先ほど行ったように、公道、市道、道路とかそういうところについては、やっぱり道路に傾いているから危ないねというのがあれば、例えばその地域の人とか、区長とか、誰でもいいですから、そういう方が市のほうへ一報入れてくれれば、道路管理者としてやっぱり危険なところには話に行って、その相手方の地権者にはそういう話で補助制度とか、そういう改善を求めていくというような形になると思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） そうすると、我々もちょっと問題になっているところは、都市計画課に相談すればいいということですよ。土肥支所に大体行ってしまいうんですけれども、普通は。道路のほうにはみ出している、子供たちが通るのに危ないよというようなところを、当然その家の人には言いにくい部分もあるではないですか。そういうときは窓口としては、都市計画課のほう、まあ、建設部のほうに相談をすれば、それなりの対応というか、話を聞いてくれるということでもいいわけですよ。

確認ですみません、もう一度お願いします。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（山田博治君） 基本はそうだと思います。ただ、土肥支所の機能がありますので、例えば、要するに遠ければ土肥支所でそういう話をさせていただければ、土肥支所からうちに一報が入りますので、それで確認をとっています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） そうですね、今までの答弁聞いているんですけども、行政というのは、危険ブロック塀の改修については、所有者にお願いをするしかないということですので、こういう事例があったときには、事故が発生したときにはお宅の責任になりますよということを明確にして、市としてはこういう補助金制度もあるのということを丁寧に説明しながら理解を得ることが重要だということだと思っておりますけれども、9月15日の静岡新聞で、県内のブロック塀の撤去補助金というのが、前年比で3.5倍ということで、伊豆市も先ほど市長から答弁ありましたように、通常は一、二件だったのが7件ということで、あの地震の被害を受けて、相談とか、改修が進んでいるということで、住民の意識もだんだん変わってきているということですね。



ちょっとこれは提案なんです、長泉町では、補助金の上限というのを今まで10万円だったのを、今の時期30万円まで引き上げをして、期限を設けて早期にこの危険のブロック塀を撤去しようという動きだそうです。また、10月1日の静岡新聞にも、富士宮市でも補助金を10万円から20万円に倍増したために、4倍超になっているという記事が載っていましたけれども、現段階で当市としては補助金の、要するに上限の値上げについては考えてないのでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（山田博治君） 今、議員おっしゃるように、長泉町のように期間を限定して補助金の上乗せというものは非常に効果的な対策だと思います。ただ、仮にその補助金を上げるという場合には、現状の市のブロック塀がどの程度数があつて、どの数量があつて、どれだけの金額の補助を出さなければいけないかという、そういうまず金額を出さないと、その中で設計制度を出して、設計しまして、後は出す側、財政当局とやっぱり協議する必要が出てくると思いますので、その辺を考えながらこれから検討していきたいということでもありますけれども、最終的には財政問題とか、要するに、上げるけれども、では期間限定というのはいつがいいのか、どういうものがいいのか、補助制度要綱をしっかりと見直さなければいけないというところが問題だなと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） ですので、現状把握をしませんかという質問に戻ってしまうんですけども、こんな事例もありまして、多摩市では無料で安全点検を行っているという。要するに、例えば広報か何かで、不安を持っている方は無料で点検をしますよというような施策を行っている。それによって、こちら側、要するに行政側から全部調べるのではなくて、自分たちのブロック塀は無料点検をしますよという告知をして、それに対応して、もし点検をしようと思った人は、安全が確認できれば安心ですね。お宅のブロック塀はちょっとやばいよというふうになったときには、やっぱりそれなりの対応をとると思うので、無料で点検をするということは、またお金がかかるとかという話になってしまうとは思うんですけども、その辺も建設業さんとうまく調整をしながら、そういう期間を設けて行うのも一つの政策かなと思うんですけども、その辺についての考えを伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（山田博治君） 点検が無料でできないかというお話なんですけれども、ことしも広報の10月号に点検について記載しまして、安全基準のチェック項目ということを出して、各自やってくださいという中で、ブロック塀に鉄筋が入っているかどうか分からない場合は、市のほうが業者を、まあ有償になりますけれども、業者をあっせんしますというようなところで出しました。

今、議員おっしゃるように、無料点検というところは、先進は多摩市ですか、そういうと

ころがありますので、その辺の状況とか、ほかの市町を確認しながら、非常に効果が高いということであれば、これから検討していきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） すみません、検証していただいて、なるべく安全・安心なまちということで、そういう対策をとっていただきたいなと思っております。

これはちょっと私の提案になるんですけども、安全点検だとかというのがあって、消防のよくホテルに張ってある「適」マークってあるではないですか。このホテルは耐震済みですよとかという、そういうようなステッカーというか、マークみたいなものを安全点検をしていただいたブロック塀に対してオーケーだった場合には、お墨つきのステッカーみたいなのを張るようなものをやることによって、隣の家もやっているからうちもやらなければならないみたいな、そういう促進力につながると思うんですよ。

ちょっといきなりそんな質問しても、やれますとは言えないでしょうけれども、そんなようなことも点検済みの周知ということもやっていけたらなと思っております。これは答弁はいいです。

これから新たにブロック塀を建設する方もいるとは思いますが。建築基準法ではブロック塀などの軽微な工事というのは、資格不要のため手抜き工事もあるというふうに向っております。

また、基準はあってもチェック機能がなくて、コストダウンにつながってしまうということもありますので、製造者責任を明確にするシステムづくりというのをこれから考えていかなければならないと思います。これは当然市ではできないわけですから、しかるところをお願いをしたいんですけれども、阪神・淡路大震災でも基準を満たしたブロック塀が古い家の倒壊を防いだという事例も何かで僕は見たことがあるんですけども、ちゃんとした頑丈につくったブロック塀というのは、そういう効果もあるということですので、これは市長にお願いなんですけれども、観光防災まちづくり推進計画で今、伊豆市は全国で注目を浴びております。その伊豆市の防災の観点からも、このブロック塀の基準の明確化というのをしっかり国に提案していただきたいと思っていますが、しかるべき機会のあるときにこういう基準を設けてくれというような、そういう提案というのは市長にお願いしたいんですけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） この件については、やはり短期的な施策と中長期的な施策と違うんだろうと思うんですね。

まず、短期的には、今、議員から御指摘がありましたとおり、例えば津波避難経路を確保しなければいけない土肥の大藪地区、あるいは屋形地区の一部、そういったところは速やか

に、行政もむしろ当事者として速やかに点検する必要があるんだろうと思います。そのために観光防災まちづくりをやっていただいているわけですから、そういった特別な地域は速やかに対応する必要があります。あるいは、ほかの旧3町でもそういったところが地域にあるのかもしれませんが、そういった短期的な施策が必要なところ。

それから、長期的には、なぜブロック塀がはやったんだろうかと思うんですね。私が小さいときに、家の近所でいきなりふえてきました。お城文化なんでしょうかね。自分のお城を持ちたいと思ったんでしょうか。うちの親父も何を思ったか、ブロック塀つくって、ホンダの360ccの時代だから、狭くつくったら、今になって、後で山ほど壊したんですけれども。

時代でどうしてブロック塀がそうやってもはやされたんだろうかと思うと、何となく俺の城、家を築くというような価値観があったのではないのでしょうかね。

それから、学校等においては、多分一時期防犯の観点から、見えないほうが良いということもあったのではないかと思うんです。しかし、全体のまちづくりと防犯の観点から言って、見えない壁がいいかどうかと、これも議論だと思うんですね。それで死角をつくって、むしろ泥棒が隠れやすくなりますし、それから全体として緑の部分を切れさせることですから、新しい住宅地などではむしろイギリスやアメリカのように、あえて壁はつくらずに、行き来は自由にはしないけれども、庭の緑地を共有するような、そういったまちづくりのほうがむしろ見通しもいいし、それから緑地もふやせるような新しいまちづくりの価値観というものもあるんだろうと思うんです。

したがって、短期的な施策と、それから長期的にはまちづくりの観点から考えていくほうが良いと思っていて、むしろもしブロック塀をつくる、あるいはつくるときの補助制度が必要なのであれば、より純粹に防災とか、防犯の観点から壁がふさわしいところというものは、逆に限定していくことのほうがまちづくりとしては私は適切なように、実はこれは以前から考えていたんですけれども、そういった施策の使い分けが必要だろうと思います。

短期的なところで必要なことは、議員御指摘のとおりだと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 全体的に総括をされてしまって、ちょっと質問がしにくくなったんですけれども、要するに私が最後に聞いたかったのは、ブロック塀の基準というのが非常に曖昧だということなので、その辺もしっかりと国に提案してほしいということだけ答弁をいただいて、質問を終わりたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 貴重な御意見として承ってまいります。

○議長（三田忠男君） これで小長谷順二議員の質問を終了いたします。

ここで午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 永岡康司君

○議長（三田忠男君） 次に、10番、永岡康司議員。

〔10番 永岡康司君登壇〕

○10番（永岡康司君） 10番、永岡康司です。通告に従いまして一般質問をいたします。  
市長、教育長に答弁を求めます。

（1）深刻化するマイクロプラスチックごみによる汚染について。

経済協力開発機構や国連環境計画によると、2015年の世界プラスチックごみの発生量は3億トンを超えた。1980年代の約5,000万トンから6倍に増加しており、今後さらに増加すると予想されている。

プラスチックごみのほぼ半分が使い捨ての包装容器で、中国の発生量が4,000万トン超と最も多いが、一人当たりでは米国がトップで、日本がそれに次ぐ世界第2位の規模だそうです。

ことしの6月、カナダの先進国7カ国国際会議で、海のプラスチックごみの削減のための数値目標を盛り込んだ海洋プラスチック憲章を採択したが、日本と米国は署名を拒否して批判を浴びております。この背景には、プラスチックごみの排出削減が思うように進んでいかないことが原因のようです。

このことから、政府、環境省が現在策定中のプラスチックごみ削減戦略の素案で、2030年までに数値目標として、ペットボトルやレジ袋、食品容器などのプラスチック排出量の25%削減を盛り込んだ計画を立てています。

この目標達成に向け、小売店などにレジ袋の有料化を義務づけるほか、使い捨て容器の見直しを促し、洗顔料や歯磨き粉に含まれている微粒子状のマイクロプラスチック削減の徹底を求め、不法投棄の監視を強化し、将来的には海洋プラスチックごみの排出をゼロを目指すということです。

来年6月に大阪で開催される20カ国地域首脳会合をにらみ、大胆な目標設定で環境問題への積極姿勢をアピールするのが狙いです。

県内では、静岡市が市内で消費される使い捨てストローなどのプラスチック製品を紙製などの環境にやさしい製品に転換するよう促し、海洋汚染につながるプラスチックごみの抑制を図る取り組みに着手しました。そして田辺市長は、「環境負荷が少ない生活スタイルを地域に普及させると同時に、地元で代替品の開発や製造が行われるようにしたい」と言われま

した。

そこで、伊豆市は今後どのような対策を考えているか、狩野川を主流とした河川の汚染、流れ出たごみによる駿河湾の海洋汚染、山に捨てられた廃棄物等、大きな問題を抱えています。

最近、市長は多くの会合でこの問題をお話ししていますが、市長のお考えをお聞きします。伊豆市の汚染の現状を把握していますか。今後のプラスチックごみ対策についての考えを伺います。

次、(2) 給付型奨学金制度について。

今や大学生の半数以上が奨学金制度を利用する時代です。奨学金は、1998年から2014年の間に貸与額では5.2倍、貸与人員では3.9倍と急速に拡大しています。

日本学生支援機構が行った平成26年度学生生活調査によると、大学生の51.3%が奨学金を受けております。受給者がふえた背景には、親の年収の減少、入学金の高どまり、学生自身の収入の減少があると考えられています。

奨学金を借りると、平均で300万円（5万円掛ける4年プラス入学金50万円）や、低収入が原因で返済に支障を来す人がふえていると言われております。新聞やテレビ、インターネット等で問題が大きく取り上げられております。

このような奨学金滞納が社会問題化する中で、返還不要の給付型奨学金の創設が求められております。

安倍首相は「本当に厳しい状況にある子供たちには、返還が要らなくなる給付型の支援をしっかりと手を差し伸べたい」と発表しました。この安倍首相の言葉を受けて、日本学生支援機構は、2017年度から給付型奨学金を開設しました。2017年度給付型奨学金制度は先行実施のため2,500人でしたが、2018年度は2万人に拡大されました。

国がこのように支援策を打ち出している中で、伊豆市としても人口の減少、少子化等が進む現在、大学等への進学のために静岡県外に転出した伊豆市出身のUターンを促進するための施策を考えなければならないと考えていますが、市長の考えを伺います。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの永岡康司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、マイクロプラスチックについてですが、伊豆市の汚染の現状というのは、残念ながら把握できておりません。しかし、これが重要な課題であるということは、大変強い危機感を感じております。実際、例えば休日など自転車で走ってみますと、本当に多くのごみが車で走ると違って狩野川の河川敷に落ちていますし、それから道路沿いにもたくさんのごみが落ちておりますし、あれがそのまま狩野川を流れて駿河湾に流れ込んでいるかと思うと、

本当にぞっといたします。

そこで、現時点で私が市長として考えているプラスチックごみ対策については、まずは、やはり拾う。これは市民の運動として拾う。伊豆市の職員に対して、公用車には必ずごみ袋を入れておきなさいと、可能な限り私有車にも入れて、安全が確保できるところは拾いなさいという指示をしております。

次に、使わない。私の友人で、ログハウスのカフェをやっている者がいるんですが、もう昔からプラスチックではなくて、小麦の茎をストローとしてずっとお店で使っています。そういうプラスチックを使わないという努力。

そして3つ目は、やはりこれは伊豆市ではできませんけれども、もう一度海をきれいにする。ある大学の先生から別の場で聞いたんですが、今、海洋ルンバ、ルンバというんですかね、自動で動く掃除機、あれを研究中なんだそうです。海に離して、自動で人間では拾えないようなプラスチックを拾って集めると。そういったものを国民運動として、しっかり開発を政府なり、大企業なり、大学なりに求めていく。

したがって、拾う・使わない・もう一度海をきれいにするという、さまざまな対策が必要なんだろうと思っております。

まずは、伊豆市民に対しては、最初の皆さんでごみを拾いましょう、そして、なるべくプラスチックは使わないようにしましょうという運動をもう少し強くしていく必要があると考えております。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

永岡康司議員。

○10番（永岡康司君） 今、市長が答弁されましたように、ごみが落ちている、それを拾うということは言われましたけれども、汚染についての調査はしていないということと言われましたんですけれども、現状、東伊豆さんもお見えになって、港の海岸を見てみると、海岸を歩いてみると、すごくわかると思うんです。流木、それから海藻、それからプラスチックごみ、いろんなごみが海岸に漂着しています。

それを知らないことには、伊豆市は汚染を把握できていないということとは言えないと、要するに調査してないのではないかなと僕は思ってます。

確かに、拾うのは結構なんですけれども、そういった伊豆半島、ここを見ていると確かにすごくきれいなんです。今、休憩時間中にその川を、大川の狩野川を見たときに、流木のところに緑色のごみ袋がもう漂っていますよね。この川には隠れた汚れがいっぱいあるのではないかと僕は気にしています。

それはそれとして、この今隠れたごみは、結構伊豆市の中にも落ちているのではないかと、いうのを僕は承知しております。

違った面から、今、伊豆市のごみの排出量は、平成26年度総量で1万1,507トン、燃やせるごみは8,859トン、資源ごみが1,791トン、その他のごみが705トン。燃やせるごみのうち

18%、1,590トンが合成樹脂なんですね。

そして、一日の一人当たりの伊豆市のごみの排出量が、一人当たりですよ、一日の排出量が伊豆市で954グラムで、全国平均で947グラム、静岡県で平均で902グラムと、伊豆市は全国平均、県平均よりよほど高いですね。ということは、伊豆市はごみ処理に対して減量化が進んでいないと僕は解釈しているんですけども、市長、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） ただいま永岡議員がおっしゃったごみの排出データの部分で、ちょっと伊豆市としての特徴を述べさせていただきたいなと思っております。

まず、先ほど国・県との比較をされておりますけれども、伊豆市といたしますと、ごみの内容、生活系のごみ、事業系のごみという部分で内訳をさせていただきますと、事業系のごみが国や県より高いような状況となっております。事業系のごみが高くなっていると。逆に、市民からの生活系のごみについては、国・県より低くなっているという部分が、内容的にはそういう結果が出ております。

この部分につきましては、伊豆市の産業の特徴という部分で、観光産業が主流であると。また、伊豆半島、伊豆市、交流人口が多いという部分で、事業系のごみが多くなっているのかなというふうに感じております。

今後、事業系の排出ごみを抑えるべく対策、事業者には当然分別、さらにはリサイクルという部分を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） 今、僕が挙げた数字なんですけども、伊豆市でのごみ排出量というのは、伊豆市清掃センターのごみの量と土肥戸田衛生センターのごみの量を合わせた数字を僕は今言っている数字です。

全国平均と県の平均というのは、また違った角度で新聞に載ってた数字を言わせてもらったんで、ちょっと感じが違うのかなと、ただ伊豆市は消費量が、ごみ捨てる量が多いんだということをおっしゃったことなんですね。

ちょっとお聞きしますけれども、産業廃棄物の中でプラスチックごみというのはどこで処分されているか、ちょっとお尋ねします。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） プラスチック系のごみの処分という部分については、ペットボトル等については繊維製品の材料に再利用、これは伊豆市が収集して、県、市外の業者さんにお問い合わせをして処分をさせていただいていると、またプラスチック製の容器についても、容器

の再生利用材、そのほかプラスチック製品という部分については、焼却の際に発電をしてサーマルリサイクルを行って、さらには埋め戻し材等にリサイクルをされているというふうに伺っています。

いずれにしても、伊豆市が回収したプラスチックごみについては、業者のほうに委託をして処分をしていただいているという状況でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） すみません、今の答弁って一般廃棄物のことですか。産業廃棄物とは違うんですか。産業廃棄物はどこで、どこで処分されてますかということなんですけれども、伊豆市で処分されてるんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 産業廃棄物については、それぞれ排出業者が産業廃棄物の業者に委託をして、処分はされているというふうに認識しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） 産業廃棄物は、伊豆市ではやっていなくて業者に任している。では業者はどこへやっているかというのは、まだそこら辺はわかってはいないわけですね。

この行き場のないごみというのがあるんですけども、中国が資源不足解消のため大量の資源ごみを世界中から輸入して、新たなプラスチック製品や化学製品の原料としていました。このため廃棄プラスチックを輸出する日本や欧米諸国にとっては、都合のいい中国はごみ箱で、ごみ捨て場だったというふうに新聞に書いてありました。

昨年12月、中国は輸入を停止し、かわりにタイやベトナムに輸出したが、不法投棄が相次いでいることから、輸入をとめるように指示したと。この不法投棄が、現在の日本、不法投棄された小さなものが、現在の日本に漂着しているのが原因になっているのではないかと思います。

ということは、これは将来的には、伊豆市も今後廃プラスチックの処分も検討しなければならないのではないのかなと思っていますけれども、市長いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 廃棄物という部分で、プラスチックごみという部分についてお答えをさせていただきますけれども、先ほど市長が申したとおり、やはり拾うとか、そういった部分を市民の皆さんに徹底していただく。

また、プラスチックごみ、また、海洋性のマイクロプラスチックの部分の対策といいますと、やはり国レベルで対策を考えていただいて、それを実行していくと。現在、環境省が策定中のプラスチックごみ削減戦略の動向を見まして、削減のための具体策を伊豆市としても



検討しなければならぬと考えております。

また、伊豆市として取り組むべき部分ということについては、現状の分別ごみの回収を徹底させていただいて、さらにそれを資源化、リサイクルにしていくということ。また、マイバック運動でごみを出さないということも推進してまいりたいと。また山林、また河川等の不法投棄については、現在伊豆市としては、臨時職員の方をお願いしてパトロールを行いながら回収をしていただいで、それを処分をしています。そういった部分をさらに強く進めたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） それはそれでオーケーです。

最近、私もこの二、三十年ぐらい釣りをやってるんですけども、やってる中で、要するに海にごみ袋のようなものがすごく浮いてきてるんですね。それで潮目というのがあるんですけども、その潮目を通るとそういうごみがいっぱい並んでくるんですね。最近、特にそれが多くなってくる。それで流木や海藻、紙やプラスチック製品、またはペットボトル、それから発泡スチロール、レジ袋、シャンプーやリンスの入れ物、そういうものも流れてきて、それが海岸に打ち寄せている。

その海岸に打ち寄せたものが、何十年たつと今度は固化して粉々になって、それがまた海洋に戻るといふことの繰り返しになって、今度はマイクロプラスチックになるという現象が起きています。

先ほど、汚染については把握できていないというんですけども、本当に今、土肥の観光協会や商工会さんの主体で、土肥の海岸は年何回か掃除をしています。そういう中でも、市の職員の方たちもそのごみを把握してもらって、調べてもらおうと。こんなにゴミが多いんだよということ認識してもらえればいいのかと思います。

次に、廃プラスチックのマイクロプラスチックについて伺います。

マイクロプラスチックについては、直径5ミリ以下のとても小さなゴミです。流木、海藻は分解されて自然に戻りますが、このごみ袋は、いくら小さくてもなくなることは永久にありません。川や海で生きている魚は、このマイクロプラスチックを餌と間違えて食べてしまうということなんですね。

ちょっと市長にとんでもない質問をしますけれども、アユは好きですか、サンマは好きですか、イワシは食べますか。ちょっとお聞きしますけれども。こういう質問はいけないんですかね。

○議長（三田忠男君） 答弁できますか。

市長。

○市長（菊地 豊君） 大体次の質問が予想できますので、お答え申し上げます。

アユもサンマもイワシも、魚は大好きでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） 僕この前、サイクルスポーツセンターのジャパンカップですか、議長と2人で見学に行きました。そのときに15センチか20センチぐらいのアユが売ってたんですね。僕はアユ、今まで食べたことないんです。で、議長と2人でアユおいしいよということで、どこから食べたらおいしいかなと言ったら、はらわたから食べるのが一番おいしいんだと、サンマもそうなんですね、僕もサンマは好きなんですよ、やっぱりはらわたから食べるわけです。イワシは丸ごと食べます。

先ほど言ったように、マイクロプラスチック、5ミリ程度のもっと小さな1ミリミクロン、ミクロンまでのごみもあるんですけども、その魚が例えば、腹の中に5個マイクロプラスチック入ってるとしたら、市長食べますか。わかんないですよ、もし入っているとしたら。今そういう魚が多くなってきている。

僕そういう問題では、マイクロプラスチックというのは、怖さは、これはすごく怖いんだなど。なぜ怖いかという、マイクロプラスチックをイワシとか小さい魚に入ると、その脂肪がくっついて、人間が食べるとその脂肪を吸収するために、マイクロプラスチックは人間の体の中に入るということで、物すごく人体に影響するということがわかっている。

ですから、マイクロプラスチックの怖さは知っているつもりです。確かに絶対に、どんなにミクロンでも消えないということを言ってます。

ちょっと余計なことを質問しましたけれども、この前、東日本大震災におきまして、あれだけの流木が海、太平洋に流れましたよね。あのごみはどこにあるかというのはわかりますか、市長。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 東日本大震災等の出たごみについては、海洋を漂って地球レベルで浮遊しているというふうな報道があり、そのように認識はしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） すみません、新聞記事で申しわけないんですけども、静岡新聞に、太平洋にプラスチックごみベルトというところがあって、アメリカ・カリフォルニア海岸の東寄りに約何万トン、8万トンのごみが流れ着いていると。市民部長が言われたように漂っている。

その中の3分の1が東日本大震災のごみであり、そのもう1つは中国のごみがあると。この広さが、日本の4倍の広さになって漂っているということです。これは将来的には、プラスチックごみは分解されてマイクロプラスチックになるという、非常に怖い面を持っているんですよ。

ですから、これからもっとそういう面では伊豆市としても、プラスチックごみの投棄とか何かは気をつけなきゃいけないなと思ってます。

もう1つは、やっぱりニューズウィークの記事なんですけれども、これクジラの漂流のことで、死骸のことで、これインドネシアで9トンのクジラが漂流して上がりました。そのクジラの中の胃袋をあけたところ、胃の中から5.9キロのプラスチックごみが回収されたということです。

それから、プラスチックごみ19個、プラスチックカップが119個、ビニール袋が25枚、ビニールのひも26キロ、ペットボトル4個、ビーチサンダルが2足、これがクジラの胃の中に入っていて、それで死んでしまったってこと。

それからもう1つ例を挙げますと、これはタイですか。タイのクジラなんですけれども、保護されたゴンドウクジラの1頭から、これは生きていたクジラが吐いたごみがプラスチックだったということで、それが何日かたって死んだ中で胃袋を開いたところ、ビニール袋5枚、プラスチックごみが80枚発見され、これが胃の中に入って、食欲がなくなって亡くなるという形。これが今の現状、フィリピンとか向こうの怖いところなんですよね。それが漂ってきたのが日本に流れてきて、このプラスチックごみになるのが怖いなと思ってます。

では、何でこんなことを言うかということ、本当にこれからマイクロプラスチックは小さなゴミで、もう魚の量とごみの量が一緒ぐらいの地球の規模になってくるんじゃないかと言われている、それだけ怖いものですから。

伊豆半島の中の伊豆市という小さなまちですけれども、もうそこから1つ発信して、これを捨てない、使わない、減少させるとかいう対策を立てないと、駿河湾にまたごみがいっぱいになり、それが太平洋に行っていっぱいになる。地球の海はごみ箱だというような形、ごみの海になっちゃうというのが、僕の言いたいところなんです。

ですから、もっともっと伊豆市として、このプラスチックごみの問題については、市全体で取り上げていただきたいなと、こんな小さな話かもしれませんが、大きくなれば太平洋に、あんな何百トンものごみがたかるんだということを知ってもらいたいなと思います。

それから、では、このプラスチックをなくすためにはどうしたらいいかということをお調べしました。

これ静岡県の消費者団体連盟が取り組んでいるプラスチックごみ製品と生物との汚染についてということをお話して、このような消費者団体がつくった資料なんですけれども、この中には6つの項目で、プラスチック容器を飲食に使うと添加剤が溶けて体内に入る。プラスチック容器に湯、油、酢、アルコールを入れるとスチレンの溶液が心配になってくると。スチレンというのは発がん性のある化合物です。

それから、弁当や揚げ物などを入れて電子レンジにかけない。分解しないため、山や海、川に捨てること。これは捨てるといつまでも残る。永久に残りますんで、山や川には絶対に捨てるなでほしいということ。海や川に入ればマイクロプラスチックとなり、有害物質とな

って海洋生物の体内に入り、有害物質の運び屋となって食物連鎖の過程で濃縮されて、やがて人間に入るという怖さを持っているということを知っていただきたいと思います。

では、これから伊豆市、僕が提案する伊豆市は何をすべか、先ほど市民部長が言われましたけれども、1つとしては4Rの励行と、先ほど市民部長ちょっと言いかけたんですけれども、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル。断る、減らす、再利用、再生、再生利用という形をもっともっと進めていって、プラスチックごみの量を削減すると。

それから、新たなプラスチック製品をできるだけ買わない。食品容器はできるだけプラスチック製品を使わない。プラスチック製品の安全性確保と、リサイクル可能な製品に統一する。不法投棄、埋め立て等に埋めない。プラスチック製品の使用量の減少、そのようなことをうたってあります。

以上のような項目を伊豆市として、広報活動を大きく市民に知ってもらうことが大事だと思います。

最後に市長、ちょっとそこら辺の考えをまとめてお聞きしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） この件は、海洋汚染を抑止するという事業であるとともに、持続性のある発展に結びつく、以前、別の議員から御指摘がありましたSDGsと、まず軌を一にする課題だと思います。

実は、先日ある大手の商社の方と話をしていたら、今御承知のとおり、巨額な年金が投資会社を通じて株に持っているわけですね。そこで、SDGsをやらない企業の株はもう買わないという、それぐらいまで大きなお金の動きになっているので、つまり大企業は自分の株を買ってもらうためには、SDGsをやらざるを得なくなっているんですね。

企業はもうけなければいけませんので、そういうふう動く、動きつつある。我々は、我々として、市民運動、国民運動として意識をどうやってそういうふう持っているかということが大切なんだろうと思います。

いつもいつも、ちょっとドイツの例で申しわけないんですが、私が留学していたもう十数年前でさえ、もう買い物袋だったんですね、あの布の。レジで袋をもらうと、もう当時から十数年前から、二十年ぐらい前でしょうか、有料だったんです。

ですから、ちょっと環境問題に関する日本人は、ほかの先進国に、正直言ってやっぱりまだ緩いなという感じはしております。そこはやはり我々が、より課題を強くわかっている行政と議員の皆さんと連携をして、市民に対する啓発運動というものを強化していく必要は痛切に感じているところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） 最後です。

これから20年、30年後の話ですので、急ぐことはないかもしれませんが、今やらなければ子供や孫の代に大きな負の資産を残すことになりますので、市としても、それ相応の対応をお願いして、次の質問にかえさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 奨学金の話ですね。それでは、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 奨学金についてお答え申し上げます。

給付型奨学金制度については、大変厳しい財政状況の中で財源確保が難しく、県内でも導入する自治体はまだ少ないと聞いております。

Uターン促進施策として、独自に返還補助金制度を実施している自治体もあるようですが、まだ少ない、例は少ないと聞いております。

そこでこの件は2つ、これもやっぱり2つ、課題の捉え方としては、次元の違う話があるんだろうと思います。

まず1つには、よもや日本で起こるとは思っていなかった貧困による進学を諦めるということ。やっぱり親御さんが厳しいから大学に行けない。もちろん我々が小さかったころには、近所のお兄さん、おじさんでそういう人たちがいっぱいいたわけですが、この21世紀の日本において、親が貧しいから大学に行けないというのは、これ幾ら何でも、これは国の施策だろうと思いますね。そういったことが、やっぱりこれはなくす、能力がある子供はその能力に応じて進学することができる。これはしっかり国がすべき施策だろうと思います。

他方、それを独自の市町の人口減少対策として、独自にUターン施策として、奨学金をつくることの可否については、選択肢としてあり得るんだろうと思います。その際には、どの程度の補助を出すかどの程度伊豆市に帰っていただけるかというところは、ちょっと見きわめは現時点ではなかなか難しいだろうなと思ってます。

1人の方に毎月何万円出すというのは、効果はあるのかもしれませんが、さすがに教育という観点からの補助金のあり方としてはどうかということと、さあそこで産業政策と切り離して、奨学金だけの施策をとって、どれぐらい戻ってきていただけるかということを考えますと、奨学金だけを取り出して今施策化することは、なかなか難しいかなという気もいたします。

○議長（三田忠男君） 次に、教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） それでは、私のほうからは伊豆市の奨学金について御説明させていただきます。

無利子による貸し付けで所得制限も高いため、市民にとって利用しやすい奨学金制度であると考えております。

貸与額ですが、高等学校については月1万6,000円、高等専門学校、短期大学、大学及び

専修学校は月2万円となっており、正規の就学期間の貸与なので、短大で2年、4年制大学で4年となり、それぞれ48万円、96万円となっております。

奨学金の貸与を受けることができるのは、先ほど申した学校に就学する者、それから保護者が3年以上市内に住所を有している者、品行方正で経済的理由により就学が困難と認められる者となっており、経済的理由は保護者の所得が低所得ということになります。

申請の条件は、伊豆市奨学金貸与基準により、前々年度分の保護者の所得金額の合計が807万円以下の世帯に貸与することとなっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） 時間があと9分しかないもので、ちょっとはしよりながらいきます。

今、教育長が質問することは言ってくれましたんでいいんですけども。他市の場合は、御前崎市は650万円で、かなりハードルが高いというんですかね、伊豆市から見ると807万ですから、御前崎より高いんだなど。

これから質問言うんですけども、山形県の舟形町の条例の中には所得制限はないんです。書いてないんですね。これは後からまた、補助金制度のところから出てきますけれども、読みますけれども、ないところもあります。

教育長にお聞きしますけれども、伊豆市教育資金貸付基金についてお聞きします。現在の基金の残高は幾らぐらいあるんですか。

もう1つ、奨学金の貸与額残高は幾らありますでしょうか、

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 11月15日現在、残高は約1,450万円です。なお、基金の原資は2,544万円です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） 原資が2,544万3,000円で貸付残高が1,450万円。そうすると、あと1,100万円弱余裕資金があるということで解釈していいですね。

これって、資金というのはもっともっと、僕が言うのはこれ2万円ですから、借りる側とすれば少ない金額であるんですね。

併用も可能ということで、一般の1級、2級の私学の奨学金を借りると、それはそれでいいんですけども、7万円借りると約350万円ぐらい借りるようになるんですね。そうすると併用しても返済、今度困るようになってくるんですよね。だったら、伊豆市独自の奨学金制度を設けてもいいのかなと僕は思うんですね。

この奨学金ですけども、先ほど言いましたように、国の制度を利用していくと700万円

ぐらいの借金になりますけれども、ごめんなさい、450万円ぐらいの借金になりますけれども、伊豆市では学校卒業まで支援してくれると言われるような、卒業した後も伊豆市に育てられたという感謝の気持ちを持つような学生があってもいいのではないかなと思うんですけども、ちょっと言葉がどうなるかわかりませんが、そういう考えは、子供たちに与えるような奨学金になってほしいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 今、議員御指摘のとおり、そういうものができるといいな、また、借りる者にとってもありがたいのかなとは思いますが、いかんせん基金の問題とお金がかかわることありますので、その辺はなかなか難しいかなと思ってます。

基本的に伊豆市の奨学金は、例えば普通なければ国の制度によって、例えば月7万円借りる、そこを伊豆市のと併用して国のほうからは5万円、そして伊豆市から2万円というように、奨学金を補完するものとして御利用していただければというふうに考えているところがあります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） 話がちぐはぐになりますけれども、奨学金、原資が少ないと言いましたけれども、原資をつくるために財政調整基金というのが平成29年度末に54億円あるんですけども、この財政調整基金を取り崩して、こういう奨学金の資金に多少なりとも回せられないのかなと。

もう1つは、教育振興資金条例というのがあって、そういう条例で積立金がありますよね。そこら辺もこういった面の奨学金の財政基金の中に組み込めることできないのかなというのを僕は思うんですけども、そこら辺は教育長、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 伊豆市の教育に関する基金としましては、議員おっしゃるとおり、教育振興基金と教育資金の貸付基金がございます。

まず、教育振興基金については、条例上は教育の振興のためという広い意味での規定になってはいるんですが、片やこの教育振興基金に対して独自に貸付基金を持っていますので、こちらの教育振興資金を取り崩して貸付基金へ積み増しするということは、そもそも教育振興基金の取り崩しができないと判断しております。

あと財政調整基金なんですけど、あくまでもこの貸付基金については、予算が定める額を積み立てるとなっております。ですので、予算上、仮に1,000万円、2,000万円積み立てるという予算を組めば、その財源措置が必要で、財源が足りなくなれば、財政調整基金を全体の伊豆市の予算の中に組み入れるということですので、直接基金から基金へということではなく

て、あくまでも貸付基金を予算上増額するかしないかという判断、あとはその財源措置をもし財源不足ならば財政調整基金を充てるということは可能であります。予算編成上は可能ということです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） さっき言いました、原資が2,544万3,000円と言われました。それは、まだ対象金額が2万円ですね、月2万円ですからその少額で済んでいるんですね。

例えば、これも他の市の実例があれば、5万円もし貸し付ければ、これはもっとふえてもいいのかなと、制度を改革すれば、もっとこれは残高をふやしてもいいのかなと。ふやすために今資源がなくて、ないのではなくて、資源を探してきたらどんな資金があるのかなというので、たまたまそういうことを話したんですけれども、やる気があればどっかからでも持ってくるのではないかなと僕は思います。

先ほど言いましたように、山形県の最上郡の舟形町というところが、奨学金について取り組んでおります。

この舟形町というのは、この11月1日現在、人口が5,283名なんですけれども、舟形町教育振興就学資金貸付基金条例というのがあります。この目的としては、有能な人材を育てるためにこの基金を設定するということで、積立額をこの町では2億円とうたっています。5,200人の町で2億円の教育積立金を目標としてるんですね。

貸し付ける対象の人たちは、この町に住んでいる者が学校へ進んだ人。貸付額は大学、その他の学校に就学する場合には、月5万円以内の資金を融資して利子はつけないと。これ、ちょっとここが僕は引かかるんですけれども、返還は1年間据え置いた中で、8年以内で返還しなさいと。これはちょっと厳しいのかなと。月2万5,000円返さなきゃなんないから、ほかの奨学金よりはちょっと厳しいのかなと。

また、奨学金の免除というのがこの中には入ってまして、就学生が看護師または准看護師を養成する大学、もしくは学校、もしくは養成所を卒業した後、資格を取得し、卒業後10年間のうちに5年間最上地域に居住し、最上地域の医療機関や介護福祉施設に看護師として業務に従事した場合には、この就学資金の返還を免除するということになっている。

このことについて、僕もちょっと舟形町の教育課に電話して聞いてみました。現在の平成29年度末の基金の残高、これは1億700万円ですということで確認しました。

この基金の設立は平成6年3月で、現在までに270名の人が利用した経緯が、過去があります。現在22名の学生が利用して、毎年4名から8名ぐらいの学生がこの基金を利用している。滞納者は一切ありませんということで、町民から利用しやすい制度で、低所得の家庭でも多くの学生が利用していると。これ町独自の条例で、こんだけいい、5万円というものをほかから借りなくても済んでいるということですね。

ですから、こういう制度もあって、これを生徒に貸し付けている。この制度、教育長どう



思いますか。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 今のように5万円というような数字まで貸すことができれば、借りる側にとってはありがたいのかな、特に無利子でこの制度やっているわけですから。

国の制度だと2つあって、議員先ほど申しましたが、無利子のものもありますが、それはかなり厳しい条件になっています。それ以外のものは、利子つきでもって返さなければならぬというような形です。

ですから、今お話しされた市の5万円というのは、多分借りる者にとっては、無利子であるのありがたいかなと思います。ただ、言われたように、返金のことを考えていくとそこら辺が、絡みがどうなのかな。要するに、最初に議員おっしゃったように、金額が上がれば上がるほど返金がどうしても大変になってくる。だから返す年数をふやすというのも一つの方法かとは思いますが、そこら辺の難しさかなと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） この資金の免除制度というのは、この地域に特化した制度であって、この地域は最上地域ですが、各地域、各市町が基金を持ち寄ってためておいて、この最上地区に帰った人には優先的にそれを返済すると。伊豆市がやるのではなくて、伊豆の国と一緒にやるかもしれません。

そういった面では、持ち寄って基金をつくって、別個に基金をつくって返済をしてもらう。免除するという。伊豆市も観光業につくとか、そういうワサビ産業だとか、シイタケ産業に特化したものに使える、来た場合には、それを免除するような形もあってもいいのかなという気がする。

時間がちょっと……

これからちょっと、さっきのUターンのことで市長に伺います。

伊豆市にUターンをしてきた人には、先ほど言いましたようにその観光事業が人口が衰退している。それから地場産業も後をやる人がいません。それからシイタケもそうですけれども。そういった面で人が帰ってくるような、そういう特化したような補助金制度ってあっていいのではないかと思うんですけれども、市長、もう一度伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ずっと議論を伺っていて、まさにそういうことだと思いました。奨学金の制度とそれからUターンの促進は、必ずしも一致しない場合があると思うんですね。すごく優秀な生徒で、まさに親が貧困で物すごくいい大学に行けるけれども行けない。多分そういう人数って地方よりも変な話、経団連と一緒に制度つくって、経団連のどこかに就職し

たらキャラにしてやるような、高等教育を受けた人材が必要なのは、多分そういった会社なんだらうと思うんですね。

逆に、伊豆市の場合には、例えば農業、例えば建設業、例えば観光業、例えば医療・介護、そうすると、いわゆる4年制大学で理学部とか法学部というよりも、農業を勉強する、あるいは重機を、資格を取る。あるいは医療・介護の資格を取る。そうすると必ずしも奨学金よりも、就職してくれたときの、今ちょっと始めておりますようなアパートの補助とか、あるいは資格を取るための補助とか、そういったことのほうが多分政策としては効果があると思うんですね。

ですから、議員から今、大変大切な課題を提議をしていただきましたけれども、その目的に合うような形での支援策というものをしっかり詰めていきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） 最後になりますけれども……

○議長（三田忠男君） 59秒。

○10番（永岡康司君） 最後ですね、1つ提案したいと思いますけれども、まとめですね。

伊豆市出身で大学・短期大学・専修大学・専門課程を修了した者、伊豆市に所属を、住所を移して奨学金を返済中の者については、まあ提案ですけれども、月5,000円、年間6万円を10年間補助すると。

当初目的には、5人ぐらい当初帰ってくれば、30万円ぐらいの年間予算で済むのではないのかなと。それから10年間返済することによって、最高50人帰ってくれば300万円、マックスで300万円ぐらいの予算で済むのではないのかなと、これが300万円か400万円になれば、もっといいことではないのかなと僕は思います。

それによって若者もふえるし、それから結婚して子供を産んでということで人口増にもつながるし、税収も上がるのではないかなと、僕はそのように思っています。

もう1つは最後に、もう1つの提案としては、先ほど伊豆市の奨学金制度の改革とUターンの制度の改革を合計した、足した制度があってもいいのかなと。5万円を融資、借りた人はUターンで帰ってくると、そういう2つの制度は同時にあってもいいのかなというふうに思います。

この計画は、3月ぐらいに予算されればうれしいんですけども、市長、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（三田忠男君） これで永岡康司議員の質問を終了いたします。

ここで3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 西 島 信 也 君

○議長（三田忠男君） 13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

きょうは午後から東伊豆町の議員さんが傍聴ということで、お二人今、やったわけですが、それでお帰りになるのかなと思ったら、私まで聞いていただけまして、まことにありがとうございます。

では、ただいまから一般質問を始めます。

最初にといいますか、件名は1件、東京ラスクへの違法貸し付け疑惑ということでございます。

内容は、2つに分かれておるんですけれども、最初の（1）のほうは、これは東京ラスクへ平成22年ですか、貸し付けたんですけれども、その貸し付け料を減額貸し付けしたと、これはおかしいではないかというのが1つ。

それから、次のページの（2）は、これは同じく天城湯ヶ島支所の右半分ではなくて左半分、健康福祉センターのほうをこしの3月に貸し付けたわけですが、それは一般競争入札ではなくて、随意契約で契約をしていると、これはおかしいではないかということでございます。この2件ですね。

それではいきます。

1番目、市は平成22年12月にグランバー（東京ラスク）と旧天城湯ヶ島支所の向かって右半部分を市は賃貸借契約を締結しました。対象物の内訳は、建物の延べ面積が2,150平方メートル、土地は駐車場を含めて3,140平方メートルであります。この土地・建物の市が算定した評価額は約2億3,380万円であり、これに貸し付け基準額100分の3を掛け、12月で割ると1月58万4,500円となります。これが市の言うところの本来の賃貸料です。

当局側の説明では、この額に対し、企業誘致の観点から約3分の2賃貸料を減額して、月額20万円で貸し付けるというものであり、この賃料は現在も同様であります。これは平成22年11月1日に議案が出されまして、東京ラスクへの減額貸し付けの議案ということですが、そのときに市長の提案理由で言ったことは、今回の貸し付けは旧天城湯ヶ島支所の建物、駐車場について、企業誘致による有効活用を図るため貸し付けるものである、こういうことをおっしゃっていますね。

そこで、次のとおりお尋ねをいたします。

1番目としまして、地方自治法第237条でございますが、財産の管理及び処分。これに普

通地方公共団体の財産は、適正な対価なくして譲渡し、もしくは貸し付けてはならない。

2番目に、これは伊豆市の条例ですけれども、伊豆市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例というのがありまして、この中の第4条、普通財産の無償貸付けまたは減額貸付け、この減額貸付けに当たるわけですけれども、第4条は、普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償または時価よりも低い価額で貸し付けることができるということです。普通財産は、要するに安い金額で貸し付けることができるよと、ただ、またはね。

それは何かといいますと、1番目、他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体において、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するとき。2番目、第2号として、貸し付けた普通財産が地震、火災、水害等の災害により、使用の目的に供し難いと認めるとき。この2つが要するに安く貸していいよということですね。

要するに、減額貸し付け、減額譲渡は、地方公共団体あるいは公益事業の用に供する場合、地方公共団体とかあるいは公共的団体ですね。要するに、公益事業の用に供するために安く貸し付けてもいいよということが認められているわけです。

それで、2番目として、災害の場合、ここに書いてないんですけれども、3番目には地縁団体の場合があるわけですね。

要するに、こういう条例がありながら、何で前ページの減額貸し付けは1及び2の法令、1つは地方自治法、1つは伊豆市条例に違反していると考えるが、当局側の見解はいかがかということ。

これ、前議会でも私やったんですけれども、企業誘致ということで、これについてはまだやってないわけです。当局側の見解、次のをやったわけですけれども、当局側の見解をお伺いするところです。

2番目、市長は平成30年3月に旧天城保健福祉センターを東京ラスク、これは株式会社DAIKICHIという、これがよくわからないんですが、あとグランバーという会社もありますけれども、それに賃料月額28万2,578円の金額で、一般競争入札をしないで随意契約の手法をもって貸し付けをしたわけでありませう。

地方自治法施行令第167条の2の1号には、売買、貸借、請負その他の契約で予定価格が物件の貸付けの場合、年額30万円未満の物件の貸付けは、随意契約による、要するに少額な契約は30万円以下だったらいいよと、これは売買、貸借なんですね。この場合、今回の場合、賃賃料は年額に直すと339万円余りとなり、これは地方自治法違反ではないかと。

私は、9月議会において、このことについて法律違反ではないかと質問しましたが、当局の回答は「この契約は企業誘致や地域振興のために行うものであり、競争入札に適さないものである。またその根拠は、地方自治法施行令第167条の2の2号である」とのこと、そういう答弁でした。

私は、この説明では納得がいきませんので、質問者にわかるように説明をいただきたいと思っております。

なお、ここに書いてあります地方自治法施行令第167条の2の2を次に示しますと、要するに、これは施行令の167条の2に、地方自治法第234条第2項の規定により、随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。特別にこれは随意契約にできるよということですね。

2号、不動産の買入れまたは借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工または納入に使用させるため、不動産の買入れまたは借り入れなんですね。貸付はないんですよ、この中にはね。いいですか。

そのため必要な物品の売払いその他の契約で、その性質または目的が競争入札に適しないものとするときと、こうなっているわけですね。

前回の議会の説明では、ここですね、「その性質または目的が競争入札に適しない」。適しないんですか、そんな民間企業に貸す場合ね、適さないんですかね。私はそれも不思議だと思っただけですけども。

以上、2点ですけども、東京ラスクへの違法貸し付け疑惑、これについてお伺いします。

○議長（三田忠男君） ただいまの西島信也議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答えを申し上げます。

今回は御質問1つ、東京ラスクの件なんですけど、この件が合法だということは、西島議員よく御存じなんです。そこで、なかなかわかりにくいので、地方自治法第237条を書いて今、議長の御了解を得て持ってきました。これが地方自治法第237条です。

つまり、ここには「普通財産は条例または議決による場合でなければ」、ここを除いて最後の「適正な対価なくして」と、ここに飛んでいるわけです。つまりここを入れちゃうと、合法になることは議員は御存じなので、質問書にはここを入れなかったんですね。

条例だけ言ったのは、うちの条例には入っていないので、条例というのは固定的、安定的な制度の場合ですから、こういった特別な場合、うちは使わなかった、廃止した公共施設の転用なので、ですから議決したということは、これは西島議員があたのときも議員でしたから、ちゃんと説明しているけれども、ここを言ってしまうと合法になってしまうので、西島議員はここを外されたわけです。

したがって、ここの議員の目的は、以前からまあ、私ども承知しているとおり、伊豆市の行政手続の問題ではなくて、市長である菊地のイメージを損なうことが目的であって、それ以外の目的ではないということをごここで明言をさせていただきます。

したがって、その観点から言えば、伊豆市の行政はしっかり公正にやらせていただいております。これは当然なことですが。

なお、これは前にも申し上げましたけれども、そもそも西島議員のこの御発言の目的は、なんとかして菊地が違法行為を行っているかのように、市長のイメージを損なうことが目的

であって、したがって、平成24年の3月に湯の国会館と東京ラスクと天城会館と選挙直前の2週間前にチラシとして配布されて、そしてそのとき、西島議員の事務所で書かれたチラシの中で、湯の国会館については、指定管理審査会に対する批判だと。天城会館については、観光協会に対する批判だということを経験したのが法廷で発言をされ、問題なのは東京ラスクなのだということであって、裁判所は、そこは違う、行政が正しいということで、私のほうが勝たせていただいたわけです。

しかしながら、法廷で決着したことも引き続き西島議員は同じ指摘をされていますので、これは明らかに目的が、行政の不適正な手続について指摘しているのではなくて、別の目的であるということは明らかでございます。

それは、私のほうはちゃんと受けますので、ただそれを議場でもう既に皆さんに説明して、明らかになっていることを議場で繰り返し言われるということは、やはり議員としては適切ではないだろうと。ただ、こういう手法をとらないと、例えば違法貸し付けのような、私のイメージを損なうことを議場で言える議員としての特権を、まあ、私から言わせればちょっと乱用されているのではないかという気がいたします。

次のDAIKICHIについても、これも同じでございます、私はこの説明では納得できないので……

[発言する人あり]

○市長（菊地 豊君） 森さん、あした出番ありますから、ちょっと聞いていてくださいね。

[発言する人あり]

○市長（菊地 豊君） ここ議場なので……

[発言する人あり]

○議長（三田忠男君） 答弁をお願いします。

お静かにしてください。

[発言する人あり]

○議長（三田忠男君） 続けてください。

○市長（菊地 豊君） 「私はこの説明では納得できないので」と書かれている。それは納得したくないので納得できない。そのとおりであって、例えば、企業誘致については、何度も申し上げているんですが、公共事業を発注する、同じ条件で発注する公共事業とは異なって、企業誘致というのは競争、つまりビジネスの世界に入っていくわけです。

例えば県でしたら、製造業とか先端産業については優遇政策がとられている、これは議員も御承知のとおりです。ほかの市町でも企業誘致の政策はとられている。東京ラスクさんもほかのところでは6,000万円の補助金で誘致をされたことは、議場で説明していますから、西島議員御承知のとおり。

県とか国とかほかの市町は違法ではなくて、伊豆市だけが違法だと、こう繰り返されることは、やはりこれは発言の目的が少し違うのではないかということで、私どもは考えている

わけです。

ただ、何度も何度も御説明していることですので、これは本当に繰り返すだけになりますから、求められれば総務部長からこの（２）の件は御説明しますが、過去何度もこれは申し上げたとおりでございます。

○議長（三田忠男君） 総務部長、補足説明ありますか。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私からは２点目の随意契約について、これも前の議会のときにもいろいろ説明をさせていただきました。当然議員おっしゃられる地方自治法施行令第167条の２には、第２項で随意契約ができる場合を９号まで限定的に列記をされております。

（２）の前段で30万円の物件の貸し付け、これは当然議員おっしゃっているように、第１号で言うところのいわゆる少額な貸し付け、これはだから、貸し付けだけではなくて工事とか物品の買入れ等もこの金額以下であれば、随意契約できますよというのは、当然議員おっしゃるとおり、１つです。

私どもが言っているのは、次の第２号、議員もここに説明のところで抜粋されておりますけれども、契約の性質または目的が競争入札に適さないものということで、今回判断しております。

また、議員はこの第２号に、土地の貸し付けの規定は入っていないよと、先ほど質問で言われておりました。前もこれ言いました。不動産の買入れとか、借り入れ、物品の売り払い、その他の契約ですので、その他の契約の例示として、不動産の買入れとか、借り入れを例示として規定しているものですから、仮にこの中に不動産の貸し付けの規定がないにせよ、あくまでも貸し付けは契約の一つですので、この第２号の規定が適用されるものと。

この契約の性質または目的が競争入札に適さないものというのは、当然政令上、具体的に書いてあるものではございませんが、その判断基準は最高裁の判例等でも示されております。

そこを読ませていただきますと、「契約を締結するに当たり、競争入札の方法によることが不可能または著しく困難とはいえない場合であっても、当該契約の目的・内容に相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定してその者との間で契約を締結する方法を採るのが当該契約の性質に照らし、またはその目的を達成する上でより妥当であり、ひいては当該地方公共団体の利益の増進につながる場合には、当要件に該当するものと解すべき」。

いわゆる競争入札ですので、通常の売り払いとか貸し付け、経済的な優位性をとるよりも、今回の目的が湯ヶ島地区のにぎわいや商業活性化、それを平成22年からの企業誘致で誘致した企業が事業展開を広げていくということで、この２号の性質または目的が競争入札に適さないという判断のもと、随意契約をしているものでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） 今、市長とそれから総務部長からお話があったんですけども、私はまず1番目の東京ラスクへの違法貸し付け疑惑のうちの減額貸し付けについては、何も言ってないですね。減額貸し付け、何で減額貸し付けしていいのか、この場合、どうですか、それは。教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） これについては、議員も通告書のところで書いていただいております。地方自治法第237条、議員がこちらに書いてあるとおり、財産の処分、管理についての自治法の規定でございます。237条で第2項に、議員が書いてありますように、普通地方公共団体の財産は条例または議会の議決による場合でなければ、中略して、これを適正な対価なくして貸し付けてはならないという規定がございます。ちょっと通告書の中では、ちょっと途中が抜けているようですので、条例による場合か、議会の議決を経なければということで、今回、当時の臨時議会で減額貸し付けをしていいかという議案を出して、その議会で議決されておりますので、この法律で規定している減額貸し付けの手続については、全て要件を満たしていると、ですので、何ら違法ということではなくて、全く合法な手続のもとやっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今、総務部長が言いましたけれども、それはまた後で言います。

その前に、市長が今、これは裁判でもはや決着がついて、合法だということをおっしゃいましたよね。合法なことは西島は知っているよと。私は合法だと何にも思っていないです。どういう裁判だったんですか。ちょっと知らない方もいるから、説明してください、市長さん。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

市長。関連でやってください。

○市長（菊地 豊君） 平成24年3月下旬に、私は2回目の市長選挙があったわけなんですけれども、その2週間ほど前に、私を誹謗中傷するチラシが出たわけです。その中で1つは、湯の国会館の指定管理について、それから2つ目が東京ラスクに対する天城支所敷地の賃借について、3つ目が天城会館の当時観光協会の天城支部が運営していたんですけども、その3件については違法だというチラシが出たわけですね。

その中で、私が名誉毀損で訴えたわけなんですけれども、その中で被告の当時の西島信也議員と一緒に西島議員のための市長選挙をされていた方が法廷で、法廷でおっしゃったんです、向こうの方が。この中では天城湯ヶ島支所の東京ラスクに対する賃借が問題なんだ、これは菊地が明らかに違法だというふうに主張されたわけです。



それを審理をした結果、法廷のほうでそれは市長が正しいということで、そこで決着して控訴されなかったわけですから、そこで判決は確定をしているということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今、勝った、勝ったと、勝訴だ、勝訴だと言っているわけですがけれども、裁判ですから、これこれこういうチラシをまかれて名誉毀損されたと。どういう請求請求をしたんですか。どういう請求をしましたか。要するに、チラシをまいた相手の市民にこれこれの損害賠償をしてくれとか何とか、覚えていますか。

[発言する人あり]

○13番（西島信也君） 覚えてなければいいですよ、覚えてないで。

○議長（三田忠男君） 答えられれば答えてください。

市長。

○市長（菊地 豊君） こちらの請求金額は300万円、その他いろいろありますけれども。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○13番（西島信也君） それに対して判決は幾らだったんですか、言ってください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

○市長（菊地 豊君） 10万円でございます。

○議長（三田忠男君） 西島議員。

○13番（西島信也君） 今、市長が言ったのは、請求内容は、被告は、被告というのは市民のある方ですよ。原告は菊地豊さん。被告は原告に対して300万円を支払えというのが請求、それともう一つ、中日新聞、静岡新聞、伊豆日日新聞に謝罪広告出せと、この2つだったんですよ。請求はね。

判決は、今言ったとおり、被告は原告に対して10万円払えと、300万円の請求で10万円払えですよ。原告のその余の請求をいずれも棄却する。10万円で、290万円は要らないよと、10万円だけだよと。要するに、市民に過失というかね、そういうのがあっても10万円だよ、300万円のうちの10万円。それで、謝罪広告もしなくていいよと、そういうことでしょう。

それと、訴訟費用はこれを50分し、まあ、訴訟費用というのは幾らかわかりませんが、私知りませんが、その一を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。1は市民の負担、49が原告の負担と、こういうことでしょう。

まあ、この裁判は普通の場合、市民が市長を訴えるというのは、これはまああることですが、市長が市民を訴えるという前代未聞の裁判だったわけです。市長が市民を訴えたんですよ。

それで、今言いましたとおり、300万円のうち10万円を払え、訴訟費用を50分の49は自分が、原告が払えと、そういう判決でしょう。これで勝ったと言えるんですか、言ってください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 300回殴って290回空振りでも、有罪は有罪なんですよ。10回殴って1回しか当たってないから9回無罪だということは、世の中になんていいますね。名誉毀損ですから、傷害と同じです。

それで、私は現職の市長ですから、まあ私は内心、要するに内容が適正であると認められれば、正直な話、市長の名誉はそんなに損なわれていないからと思ったんですね、損害賠償も。裁判費用は森議員から、市役所が勝っても一回も裁判費用を請求したことはありません。数千円の世界で、これはもう全く影響がないものですから。

そこで、私がこれで納得したのは、だって、1つ目と3つ目は市長の批判ではないと裁判所で言っているのだから。チラシを書いたほうが、これは菊地市長に対する批判ではありませんと言っているわけですから、それを私が蒸し返す必要はないだろう。

向こうさんは、一番強くここが問題だと言ったところに対して、私が勝ったわけですから、別に私は全然控訴する必要はない。

普通の一市民だったら、私だって訴えませんが、その方は、西島議員の事務所において市長選挙のためにやったとおっしゃっているのだから、私も2週間も直前ですから、これはやっぱり法的手段に訴えないと、まさに市民の皆さんは、全く誤った情報で選挙に行かれると思ったものから、選挙の初日に訴えをしたわけです。

これが通常のこと、通常の市民の皆様がお書きになる批判であれば、そういった対応は当然市長としてはとるつもりはございません。それは批判に対して受けるのが市長の責務だとも考えておりますので。

○議長（三田忠男君） 西島議員、東京ラスクに関して質問してください。

○13番（西島信也君） 今ね、裁判のことを言い出したんだからね。市長が裁判で勝った、勝ったと言い出すから、そういうことを言っているわけですよ。

私の分析するところによると、この10万円というのは何かというと、それはいろいろチラシでありました、4つも5つもありましたよ。そのうちの1つが、問題になった1つが、公募もせずに貸し付けたと、こう書いてあるわけ、チラシに。その前に非常に安く貸し付けているということが書いてあるわけですよ。

裁判所は、公募をせずに貸し付けたということを取り上げて、これだけが問題だと、ほかはいいと、そういうことでしょう。それが10万円なんですよ。それが300万円のうちの10万円。そうではないですか。

市長は、話をすり変えるのが得意だけれども、全く、これもそうですよね。誰が考えても300万円請求していて10万円しか戻ってこない。おかしいと。それで勝ったなんてよく言えますね。私はおかしいと思いますよ。皆さんもおかしいと思っているでしょうけれども。

そういうこと、何も首振らなくていいよ、あんた、副市長が。あんたも黙ってなさい、

そこで。

とにかくそういうことで、勝った、勝ったなんて、これから言わないでくださいね、頼みますよ。300万円のうち10万円しかかかってないでしょう。それで訴訟費用にしても50分の1が被告、50分の49が菊地さんでしょう、あなたでしょう。これは誰が見たって、どっちが勝ったかなんて、一目瞭然ですよ。いいですか。

それはそういうことで、次にお伺いをいたしますけれども、地方自治法第237条に、さっき言いましたが、その1番のほうの問題、減額貸し付け。それで、これは条例で定めるか、議決で定めるかということでしょう。条例と議決ではおのずと違うわけですよ。ですから、条例で定める場合は、一般的に取り扱いのできるものを定める。

だから、どういうことが一般的かという、この場合、一般的ということは、他の地方公共団体、その他公共団体、または公共的団体において公用もしくは公共用または公益事業の用に供するとき、これに該当するときは、あとは災害とかね、地縁団体、これに該当するときは安く貸してもいいよ、ただで貸してもいいよと、そういうことになっているわけですよ。

これは違うではないですか。それで、先ほど議会で議決したからいいんだ、いいんだと言うけれども、条例というのは、今言いましたように、一般的に取り扱いのできるもの、だから一般的と書いてあるんですよ。議決は何かというと、一般的に取り扱いできないものなんですよ。

では、ちょっとお伺いしますがね、企業誘致というのは一般的に取り扱いできないものなんですか、お伺いします。市長。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

もう一つ、議事録は法廷で証拠になるものですから、もう1回確認をしますけれども、被告の方は速やかに私に10万円払ったということは、違法行為を彼が行ったということを理解して受け入れたんですよ。そこはすれ違えないでいただきたい。

〔発言する人あり〕

○市長（菊地 豊君） そこは裁判所でそう言ってくれないと、ここで言っても、西島議員ね、ここでうそは続けないでくださいね。議事録に残ることは、私にとってもとても大切なことなんで、確認をさせていただきます。

それから、2つ目のこれは条例にしないで議決にしたのはと、当時もちやんと、当時いらっしやった議員さんは御存じですけれども、ここの説明をしたんです。例えば、工業団地のようなものをつくるとか、あるいは制度的に企業誘致する環境があるとか、そういったときは安定的、固定的な制度として条例化をします。

ただ、伊豆市の場合には、当時私が市長になってまだ2年目ぐらいで、天城湯ヶ島支所が半分観光経済部と議場だったころ、それをあけて、そしてそこをどうしましょうかというこ

とで、伊豆市議会の議員の皆さんが釜石にまで行ってきて誘致していただいた案件なんです。

そういった特別の状況は、条例の中には書きにくいので、あるいは書くべきではないこともあるので、したがって、一つ一つの状況に応じて議会にお諮りしますと私は説明したんです。ですから、個別案件として議会にお諮りをさせていただいたわけです。それはもう議員  
当時からよく御承知のことです。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど、今の条例との関係、議員おっしゃるとおり、条例は一般的な取り扱いをできるものを規定しております。

これは、当然議員御承知のとおり、地方自治法の逐条にも書いてございます。条例により財産の交換等についての一般的取り扱い基準を定めた場合は、改めて個々の行為について個別議決を要しない、要する必要はないよと。ただし、それらの一般的な基準によりがたいものは、個別に議会の議決を求めなさいという趣旨ですので、今回当然、これは大体全国的に同じだと思います。国や地方公共団体とか公共的団体が公用とか公共用に使う場合は減額貸し付けとか、無償譲渡とかいいよというのは、一般的基準として条例で定めてあります。

ただ、当然今回の場合は、そういう一般的な基準の条例には当たりませんので、個別に議会にお諮りしているもので、法律が言っているところの条例または議会の議決による場合でなければうちの議会の議決を経たものでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 議決したからいいだろうと言っているわけですがけれども、いいですか、もともと、この条例に書いてありますけれども、この法律、条例の趣旨は、要するに普通財産を公共的に、あるいは公益的に使わなければ減額できないと、それが大前提なんですよ。何でこんな地域振興だとか、にぎわいづくり、そんなのでそういうふうになんて解釈できるんですか。そんなことは全国どこでもやっていますよ、そんなことは。

伊豆市だって、市長の言っているにぎわいづくりだ何だなんていうのは、あそこに限られていますよね、月ヶ瀬の今の、昔のラスクのところしか。あとは何にも言ったことがないですね、ほとんど。これは特別なんですか。特別だからこういうことをやっているわけですか。それを教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 議員おっしゃる公共用とか公用と、それが一般的な基準なので、ですから、そういう場合は条例で定めてあります。ですので、条例で定めてある場合は、個別に議会にお諮りしなくても、公共用とか公用の場合はさっき言ったように減額とか、無償譲渡とかできますよと。

ただ、こういう民間企業への減額ですので、条例で規定されておられませんので、しっかり議会の議決を経て、減額貸し付けなり、仮に無償譲渡なら無償譲渡というのをしっかり議会の議決を経なさいというのがこの自治法の趣旨ですので、必ずしも公用、公共用に使わない場合は、こういうふうにちゃんと議会の議決を経なさいという手続を求められておりますので、そのとおりにやったまででございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） 総務部長はそんなこと言ってますけれども、いいですか、地方自治法第237条、あなたは何回も言っているけれども、普通地方公共団体の財産を適正な対価なくして譲渡し、または貸し付けることは原則として禁止されとなっているんですよ。だから、法の趣旨はそういうことなんです。何で民間が来てにぎわいづくりだ、相手は商売でやっているんですよ、商売で。利益のためにやっているんですよ。公共の利益ではないですよ。個人の利益あるいは会社の利益でやっているのではないですか。

それを何でそんな減額して、相手に利益を、民間企業でなければ、それはいいかもしれないけれども、民間企業なんですよ、貸し付けているのはね。いいですか、そういうふうになると、どうなるかという、これは、地方自治法逐条解説に載っていたんですけども、財政の運営上、多大の損失をこうむりかねない。特定の者の利益のために運営がゆがめられる。住民の負担を増嵩させる。地方自治を阻害する結果となるおそれがあるということで、ここに書いてあるわけですよ。

だからね、その当時、議決された平成22年11月1日臨時議会において説明しましたか、この237条とか。うんなんて言うのではないよ、あなた。説明してないでしょう。何にも説明しないで、議員だっていきなりこれが出てきたらわからないわけですよ、そんなの、恐らく。ちょっとわかりませんがね、当局側が出したから間違いなろうと。間違っているんですよ、これは。非常に間違っている。

それをどう考えますか。まあ、これでは水かけ論になってあれですけども、とにかくこれは大変ゆゆしき違反行為ですよ。法律をゆがめているんだから。私はこれは大変問題だと。これからも追及しますけれどもね。

それから2番目、要するに、天城湯ヶ島支所の向かって左側半分は、ことしの3月に東京ラスクに貸したわけですよ。貸し付けたと。何で随意契約したのか。一般競争入札しなくて随意契約にしたのかと。そうしたら、地方自治法施行令第167条の2の2号で性質または目的が競争入札に適さない契約だと、何で入札に適さないんですか。

地域のにぎわいは、活性化につながることを目的としたら、入札に適さないんですか。それで違法性がないなんてこの前言いましてよね。何で違法性がないんですか。これ、違法だらけですよ。要するに一般競争にしないで随意契約にしたと、そんなにぎわいづくりとか何かしたかったら、多くの人に門戸を開いたらどうなんです。多くの人に。何で1社だけな

んですか、東京ラスク1社だけなんですか。

それはおかしいと思いますよ。性質または目的が競争入札に適さない、もっとはっきり言うてください。何が適さないんですか。どういうところが適さないのか。だから、そういう例文、例示があるんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議長、副議長、それから議運の委員長さんに引き取っていただきたいんですが。これ今議論を聞いていらっしゃるっておわかりだと思いますけれども、行政との違法性の話ではなくて、議会の議決が無効であって、議会の議決の結果が違法だとおっしゃっているわけです。

これ議会のほうで引き取っていただかないと、今お聞きのとおり、我々がやっていることは全て違法だと繰り返されているのであって、この根源は、我々が今やっている根源は、議会の議決ですから。その議会の議決が無効である、その結果執り行っていることは違法であるとおっしゃっていることについては、議長、これは我々ではもう答えられませんので、議会のほうで整理をしてください。

この2番目のほうも、議会の議決によって認められた、承認された企業誘致の延長線上ですから、行政ではなくて議会のほうで整理いただかないと、私どももこれ以上説明はできませんので。

○議長（三田忠男君） 先ほどの質問は答えはとりあえず……

[発言する人あり]

○議長（三田忠男君） 後でやりますけれども、とりあえず質問については、そういう答えですか。

議会で引き取ってくださいという答えで終わりますか。議会でなくて、そのときの理由だったものですからね。議決の違法性の問題ではなくて。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、もう1回237条に戻ります。

先ほど議員がおっしゃられたように、237条の規定は市の財産ですので、いろいろ何点か危惧されることを挙げられました。ですので、そういう危惧されることがあるので、減額とか貸し付けする場合は、しっかり議会の議決を経なさいというのが、この237条の趣旨ですので、議員がおっしゃられる危惧というのは当然です。ですので、そういう危惧を仮に市長独自でやるのではなくて、しっかり議会の議決を経なさいという趣旨です。その手続はしております。

もう一つ、自治法施行令の267条の2項の2号の性質または目的が競争入札に適しないと判断したのは、先ほど申したとおり、入札にすることは、全く不可能とは言いません。ただ、それを貸し付けの価格の競争によって、ただ高くして貸し付ければいいというのが今回の目

的ではありませんので、市の公共施設の用途廃止した後の普通財産を有効に使う、ましてや地域のために、活性化のために有効に使うためには、平成22年の企業誘致をした会社が、そのまま引き続いて、当然公募して企業誘致をしておりますので、そこが事業拡大をしていきたいという判断がありましたので、市の商業とか地域の活性化の政策と合致したので、競争入札に適さないと判断したものでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君）　ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　3時55分

再開　午後　4時06分

○議長（三田忠男君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほど西島議員からいろいろ質問がありましたけれども、急遽、議長、副議長、議運の委員長で協議させていただきました。本来ならば議運等で再確認したかったところですが、時間の関係もありましたので、議長の判断で西島議員の質問については、議会としての議決が違法みたいな話になっているわけですが、議会の議決が正式に議決されているという前提で判断いたしましたので、その前提にとって2番目の質問を続けていただければと思います。

再質問。

西島信也議員。

○13番（西島信也君）　一言言っておきますけれども、私はこの議場で議会の開催中に議会の議決が違法だなんて一回も言ったことがないですからね。そこはよく記録してくださいね。

私、2番のほうにいつているわけですからね。

施行令の167条の2の2、その他の性質または目的が競争入札に適しないものをするとき、これはどういうときなのかはっきり言ってください。どこか書いてあるんですか、そういう例示かなんかあるんですか。勝手にそっちでにぎわいづくりだ、やれ何だなんて、いわゆるスポーツ振興だ何だと、勝手に決めてやっていいんですか、そういうことは。どこにそういうことが書いてあるんですか。言ってください。

○議長（三田忠男君）　答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君）　2号の解釈、具体的に例えば逐条解説とかで企業誘致はいいよとか、商業誘致はいいよとかという具体例は書いてありません。

先ほど私言ったとおり、いわゆる価格競争による競争入札、これによるだけが契約の目的を達成するのではない場合があるよと。その場合は、その契約、どういう目的で契約をする

か、どういう結果があれば、その契約が達成されるかという目的を加味して、価格競争ではなくて、相手を決めていいよというのが、この167条の2項の2号の解釈です。

ですので、先ほどと同じ繰り返しになりますけれども、契約の目的、内容にいわゆるふさわしい相手方と契約することで、その契約の目的を達成するのでよりよい場合、市としては今回の随意契約がまさしくその目的に合致するので、価格競争だけの入札ではなくて、やはりその目的を達成する相手方と契約するのが2号に該当するものと判断しております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） まあね、そんなこと言ったらね、あなたね、地方公務員失格ですよ、本当に。いいですか、私さっき言いましたよね。何でこの237条が定められているかということをおわかってないではないか、何にも。競争にしないで随意契約でやると、さっきも言いました、もう一回言いますよ。財政の運営上、多大な損失をこうむりかねない。特定の者の利益のために運営がゆがめられている。特定の者の利益のために。3番目、住民の負担を増嵩させる。4番目、地方自治を阻害する結果となるおそれがある。全部これに当てはまるのではないですか、そんなことを言っていたらね。

いいですか、あなたね、地方自治法の逐条解説にそんなことを書いてないなんて言いますよね。性質または目的が競争入札に適しない。適しないときはどういうときかと書いてありますよ。あなた、よく読んでくださいよ。

いいですか、言いますよ。「その他の契約で、その性質または目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当する事例としては、こういうのがありますと。10ありますからね、10読みますよ。

ア、普通地方公共団体の行為を秘密にする必要があるとき。

次、運送または保管をさせるとき。

その次、農場、工場、学校、試験所、その他これらに準ずる者の生産に係る物品を売り払うとき。

その次、非常災害による罹災者に普通地方公共団体の生産に係る建設材料を売り払うとき。

その次、罹災者またはその救護を行う者に災害の救助に必要な物件を売り払いまたは貸し付けるとき。

その次、外国で契約を締結するとき。

その次、学術または文化・芸術等の保護奨励のために必要な物件を売り払いまたは貸し付けるとき。

ちょっと後は略しますけれども、こういうものが237条のその他の契約でその性質またはその目的が競争入札に適しないとき、そういうことなんですよ。

あくまでも公益とか、災害とか、学術・文化とか、そういう時にやる。

幾らにぎわいづくりと言っても、しょせん相手は民間団体で利益団体、会社なんですよ。



そう思いませんか。相手は利益を追求する会社ですよ。公共団体ではないわけですよ。地方公共団体でも何でもないわけです。何でそういう者に貸し付けるんですか。全然ピン트가外れていますよ。

これについて、副市長、あなたね、そう言っているけれども、一応事務方のトップだからね、これについてどう考えますか。事務方のトップ、言ってくださいよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

副市長。

○副市長（本多伸治君） 今、西島議員、安くと言いましたけれども、今回は適正価格で随意契約。随意契約は西島議員、違法だとおっしゃったと思うんですけども、安いということはどういうことか、これは確認、質問権ですけども、確認をちょっとさせてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

○13番（西島信也君） 言っているの、そんなこと。

○議長（三田忠男君） 副市長でもいいではないですか。

○13番（西島信也君） 質問権するのだったら。副市長の分際、分際と言ったら悪いけれどもね。そんなこと言うのはどうかと思います。

○議長（三田忠男君） 失礼な発言、取り消してください。

○13番（西島信也君） 副市長でそういうことを言うのはおかしい。

○議長（三田忠男君） 別にお互いできると思います、反問権は。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員の皆さん、本当にお互いにここは人権をしっかりと尊重し合った、伊豆市の議事機関としての議会としての品位を、ぜひこれをもう、また別の場で議員の皆さん、話し合っていたきたいと思います。

その上で、今、副市長が確認したのは、随意契約でかつ安くとおっしゃったので、安くとはどういうことですかということを確認させていただきたいわけです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

○13番（西島信也君） 副市長さんともあろう人がね、今、市長も言ったけれども、そんな安くというのはどういうことかわからないと言った。そういう人が副市長、市長をやっているんですかね。私はそれも疑問だと思うけれどもね。安くというのは、それは市民のためですよ、究極的にはね。市民のためにある一定の財産があるのを、それを安く貸すとか、安く売り飛ばす、それは市民の損失ではないですか。わかりませんか。そういうことですよ。

まあ、私が何でこういうことを副市長に聞くかということ、これはもしかして、ひょっとしたらね、裁判になる事案かもしれませんからね。要するに会議録でちゃんとしっかりおっしゃってくださいね。

○副市長（本多伸治君） 安いという根拠をちゃんと聞きたいものですから。

○議長（三田忠男君） そうなんですよ。

[発言する人あり]

○議長（三田忠男君） 再反問してください。

副市長。

○副市長（本多伸治君） 今の私が確認したのは、何に対して安いのか、高いのか。議員は安いということを言われていますので、何に対して安いと、市のほうが安く貸し付けている、その根拠を私は確認をしたいということで質問をさせていただいていますが、その部分をお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今、1をやっていませんか。2をやっているんですよ。2は安く貸すなんてことは言ってないではないですか。

[発言する人あり]

○13番（西島信也君） だって2はね、私が言っている2は、1はそれで安く貸しているわけでしょう。減額貸し付けだから。

[「今、2について議論してましたよね。私の勘違いですか」と言う人あり]

○13番（西島信也君） いやいや、それは、では私の勘違いかもしれないけれどもね。とにかく2をやっているんだ、私は今。2でやっているんだから、2は随意契約のことを言っているんだから。

[発言する人あり]

○13番（西島信也君） 違う、違う。随意契約か……

○議長（三田忠男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時18分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◎発言訂正について

○議長（三田忠男君） それでは、改めて西島議員、先ほどの副市長の反問について答弁願います。

○13番（西島信也君） これは反問の答弁だからいいかね、時間とめてよ。

○議長（三田忠男君） とめています。

○13番（西島信也君） 先ほど私ちょっとうっかりというか、2の問題について、安く貸し付けたと言ったようですけども、私はそういう2の問題については、安く貸し付けたとい

う認識はありません。

以上です。だから、その部分は削除をしてください。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） どうもありがとうございます。いろいろちょっと混乱があったようですが。

先ほど東京ラスクへの違法貸し付けではないと西島議員が6年間で初めておっしゃっていただきました。大変ありがとうございます。我々はこれからもしっかり適正に行政は進めさせていただきます。

その上で、なぜそこで東京ラスクに半分のところを随意契約で貸し付けたかということについてですけれども、先ほど議員からる一例として、事例紹介がありました。これは法律の解釈文献を読むと、やっぱり事例として書いてあるんです。地方行政の首長の権限などもいろいろ書いてありますけれども、あれはやっぱり一例として例示されているのであって、それ以外は全部だめということはないんです。これは法律の解釈の中ではそのようになっております。

そこで、ではなぜ公益性があるかについては、当時、東京ラスクさんの事業拡大のあり方についていろいろ議論をさせていただきました。議会でも御説明をしましたし、市民の皆さんへの説明会もございました。

その中で、我々行政の側、それから住民の皆さんから、あそこでにぎわいづくりというもののあるけれども、主として雇用の場。あのときには、算定従業員数で100人を超えるということも御説明をさせていただきました。

今、伊豆市内で現状算定従業員数が100人を超える企業は3つしかありません。東京ラスクの場合には、雲風々も含めてになります。計画されている事業拡大後は、従業員算定数が100人を超えるということで、それだけの大きな雇用創出するということで御説明をいたしました。

市長の立場からは、固定資産税とか法人住民税とかということも御説明をいたしましたけれども、市民の皆さんの公益性という観点では従業員数を御説明しました。その上で、あそこにお客様が集まるということは、当然そこにお金が落ちるわけですから、そういった意味で公益性は御説明をさせていただいた次第でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今、市長はね、私はこれは東京ラスクへの貸し付けは違法貸し付けではないと西島が言ったと、私はそんなこと言ってませんよ。違法な議決ということは言わなかったと、そういうことを言ったんですよ。違法な貸し付けと私は思っているから、これは。違法な議決ということは言わなかったんです。今言ってますけれどもね、とにかくあの

ときは、とにかく違法な議決なんていうことは言っていない。東京ラスクが違法な貸し付けを、違法な議決だなんてことは私は言ってませんよ、一回も。違法の貸し付けだということは、私はそう思っているからね。私が思っているんですよ。いいですか。

とにかく、先ほど言ったけれども、その他の、市長はすぐ話をそらしてやるけれども、その他の契約でその性質または目的が競争入札に適さないものというのは、さっき言ったでしょう、地方公共団体の行為を秘密にする必要があるときとか、非常災害による罹災者に普通公共団体が建築材料を売り払うとき、こういうのが10例示されていますけれども、こういうのが載っているわけですよ。民間企業に貸して、にぎわいづくりをするとか、地域振興するなんて書いてないではないですか。

総務部長さん、あなた書いてないと言ったけれども、これは地方自治法の逐条解説に書いてあるんですよ、これは。よく見てくださいよ。

要するに、これは根本的な問題になるわけですけども、随意契約でやるということは、それも1社でやっているわけでしょう。見積もりとったわけではないでしょう。何社から。そういうのは地方自治をゆがめるんですよ。

それについて市長はどう思いますか。地方自治をゆがめていると、あなたのやってきていることが地方自治をゆがめていると、市民に損失を与えていると、そういうことなんですよ。どうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 違法でない議決の結果が違法というのはよくわからないんですが、これは議決の効果に関することですので、改めて議会の皆さんに議決のあり方と議決の効果と議決の安定性については、ぜひこれは引き続き御議論いただきたいと思います。そうでないと、我々は安心して行政ができませんので。

それから、今の話ですけども、議会というのは、それだけ尊重されているわけですね。議会の権限も議事案件も、それから市長の権限も法律の中では包括的に書かれていて、さらに例示もされています。

その地方自治法の解釈の中では、それに限定されないということも当然書かれていて、そして議会の議決がしばしば地方自治法で出てくるのは、それだけ市民の代表である議決権を有する議会の責任の重さと権限の強さをあらわしているわけですから、ですから、我々は今個別に条例に書かれていないことについては、議会にお諮りをして、議会の御理解を得て、議会で承認していただければ、それは進めさせていただくということであって、これは議員の皆さんには、私は十分に御理解をいただいている行政と議会とのあり方であると、こう信じております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 要するに、にぎわいづくり、地域振興、企業誘致、こんなのが地方自治法第237条の性質、または目的が競争入札に適さないという契約かという、私はそれを言っているんですよ。全然法律の、ただ枝葉末節であちこちやって、逃げ回っているようなことをやって、それでこれはいいだと言う、それはおかしいと思うわけですね。

これも水かけ論になりますからね、以上で質問を終わります。

○議長（三田忠男君） これで西島信也議員の質問を終了いたします。

#### ◎延会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

一般質問2日目については、明日12月5日の午前9時半から行います。

本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 4時25分

平成30年第4回(12月)伊豆市議会定例会

議事日程(第3号)

平成30年12月5日(水曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(16名)

1番	波多野 靖明君	2番	山口 繁君
3番	星谷 和馬君	4番	間野 みどり君
5番	鈴木 正人君	6番	下山 祥二君
7番	杉山 武司君	8番	三田 忠男君
9番	青木 靖君	10番	永岡 康司君
11番	小長谷 順二君	12番	小長谷 朗夫君
13番	西島 信也君	14番	杉山 誠君
15番	森 良雄君	16番	木村 建一君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	本多 伸治君
教育長	西井 伸美君	総合政策部長	田村 英樹君
総務部長	伊郷 伸之君	市民部長	梅原 敏男君
健康福祉部長	村井 克代君	産業部長	堀江 啓一君
建設部長	山田 博治君	教育部長	金刺 重哉君
会計管理者	城所 章正君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	浅田 茂治	次長	稲村 栄一
主任	山下 正恵		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年第4回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（三田忠男君） それでは、昨日に引き続き、一般質問を行います。

本日は、発言順序6番の波多野靖明議員から発言順序10番の木村建一議員までを行います。

これより順次質問を許します。

◇ 波多野 靖 明 君

○議長（三田忠男君） まず最初に、1番、波多野靖明議員。

〔1番 波多野靖明君登壇〕

○1番（波多野靖明君） おはようございます。

本日は一般質問2日目ということですが、きょうはギャラリーの方も大勢いますので、とても緊張しております。いつも以上に力を入れて頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告書のとおり、市長または関係部長に質問いたします。

件名1、FMISの活用と防災について。

伊豆市には、以前、農協の有線放送があり、地域の話題、僕の夢、私の夢、お悔やみの連絡等から火事等の緊急連絡まで、地域に密着した放送がされてきました。この有線放送にかわる役目を担うために、FMISを設立したと認識しております。FMIS設立に当たっての設立趣意書、計画書を読ませていただきました。その内容を簡単に申し上げますと、市民に地域密着の情報を発信することで、地域の活性化、市民生活の向上と災害や緊急時における市民への安心安全につながる情報を提供する役割を果たす等を述べています。

現在のFMISは、市民に密着した幅広い番組を放送しているとともに、広報伊豆の編集やフリーペーパーはなつーしんの発行、SNSでの情報発信などを通じて、その存在は大きくなっていると思います。また、台風等で伊豆市に災害対策本部等が設置されたときには、昼夜を問わず情報提供をしており、その情報を期待している市民も多いと聞いております。

近年、情報伝達の手段の進歩は早く、そのツールもふえています。防災上からも、災害緊急時等の情報伝達の仕組みを早急に決めていかなければと思いますが、この点はいかががお考

えでしょうか。また、FMISは広い伊豆市という放送エリアをカバーするために、4カ所の送信所を所有していると聞きます。近隣のコミュニティFMでは、1つの放送局に対して1カ所の送信所で済んでおります。しかし、FMISでは他局の4倍の経費がかかっていると聞きました。FMいずのくにでは、施設は市が所有し、運営を株式会社FMいずのくにが任されていると聞いております。

FMISは6年目を迎えており、施設設備等も年月がたち、劣化に伴い修繕が必要な時期になってきております。現在、FMISの所有となっている設備の見直しが必要と思われませんが、お考えをお伺いいたします。

件名2、景観条例施行後の屋外看板等の取り組み状況の確認。

現在、市内で屋外広告物に対する対策がとられていて、広告看板等の是正等、伊豆市は効果を上げていると聞きますが、より魅力的な観光地伊豆市にするためにも、さらなる改善が必要だと考えます。

以前にも景観条例で質問させていただきましたが、屋外広告物に対する取り組みの進捗状況をお伺いいたします。

件名3、市営水道の漏水等、事故受付窓口の開設について。

伊豆市では、漏水対応の迅速化と市民サービスの向上を図るために、漏水等事故を受ける窓口を平成29年10月から伊豆市上下水道協同組合に業務委託を行い、大平地区に伊豆市営水道相談センターを開設しました。現在、相談を24時間365日対応して、ことし10月でちょうど1年がたちました。

確認のため、業務委託した経緯と業務内容についてお伺いいたします。また、この1年間の相談センターの利用状況と市民からの声などはどのようなものがあつたかお伺いいたします。

件名4、市役所窓口利用とマイナンバーカードの普及について。

現在、市役所の窓口は月曜日から金曜日まで、朝8時半から夕方17時15分までの開庁となっております。また、木曜日は市民課の受け付けを夜19時まで延長しておりますが、その延長した夜間の利用状況についてお伺いするとともに、夜間土日でもコンビニで利用できるマイナンバーカードの登録者数の近年推移と利用状況をお伺いいたします。また、マイナンバーカードの伊豆市内における将来的な活用はお考えかお伺いいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの波多野靖明議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

FMISについて、まずお答え申し上げます。

議員の皆さんも職員も随分入れかわりましたので、まず、導入の経緯をもう一度確認をさせていただきます。



まず、御指摘ありました農協の有線放送が終わったころ、市民の皆さんから何とか市が協力して復活できないかというお話もあったんですが、それはできないということで、そのようなコミュニティの通信は難しいなど、その後、私に來た課題が同報無線のデジタル化、これは国の施策で、同報無線はある期限を区切ってデジタル化しなければならない。当時は同報無線をデジタル化して、個別受信機を置くと20億円かかるということだったんですね。

さて20億円をどうしようかというようなときに、そんなことを課題として検討していたときに、東日本大震災等の災害が起こって、そして私があちこちで研修に行く中で、まず、砂防の研修で行った山口県の防府市で、特養ホームが流され7人が亡くなった市長さんから、コミュニティFMは本当に有効だったというお話を伺いました。その後、職員とともに東日本大震災の被災地に行ったときにも、例えば宮城県の名取市ですとか幾つかのところで、コミュニティFMは極めて有効であったというふうな話、それから、さらに新潟県の三条市長やそのほかの市長さんからも、大きな災害時は全ての市民に正確な情報を伝える手段が絶対に必要だというようなことから、同報無線との関係の中で、コミュニティFMの設立を考えるに至ったわけです。

その時点では、同報のデジタル化はやらないという考えでございました。したがって、FMのほうで情報発信を統合していきたいと。ただ、近年さらに情報が変わって、同報無線のデジタル化がかなり安価になってきたと、それから同報無線には同報無線の役割があるのではないかとということで、そこは再検討しております。まだ決め切っておりません。

さはさりながら、同報無線には聞き取りにくい、特に大雨、台風のときには屋外ではほとんど聞き取れないという特性がございますので、コミュニティFMの災害時における役割というのは、引き続き大変大切なものがあるだろうと考えております。

これまで、2度ほど情報伝達訓練を行いました。その結果をしっかりと見て、複数の情報伝達手段を活用して、発災時、それから復旧時、復興時等々の情報のあり方について、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

設備のあり方については、総合政策部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは引き続き、総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 皆さん、おはようございます。

では、私のほうからFM I Sの所有の設備の見直しについてお答えいたします。

議員御指摘のように、放送機材が経年劣化により更新が必要であるということにつきましては、FM I Sからの報告もあり、認識しております。このため市では、今年度ですけれども、防災情報を提供するFMに対しまして設備の更新補助金というものを計上させていただいております。

しかし、議員からもございましたが、FM I Sの設立当時に比べまして、情報伝達のツールというのは目まぐるしく進化しているということがございます。このため、今後のFM I Sの設備更新に対する市の考えにつきましては、現在その是非を含めて検討しているところ

ろでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） F M I Sですね。やはり今、市長がお話しされたとおり、防災のときに情報をしっかり伝えるということは、かなり大きな役割だと私は思っております。実は、コミュニティFMというものは、平成7年1月の阪神大震災において、災害情報がリアルタイムに、またきめ細かく多くの人々に提供されたことがきっかけで、コミュニティ放送に対する期待が高まってきたということをお聞きしております。

先ほどもお話にありましたとおり、その後の、新潟の中越地震だとか東日本大震災でも、市民のためにその地域の情報を提供して活躍したのがコミュニティ放送であったと聞いています。最近では、身近な台風、大雨、停電、そんなときにも市内の各地域の情報を発信できるのはF M I Sであると思っております。伊豆市のほうに災害対策本部等が設置されたときには、朝までしっかり待機してFM放送を続けていただいていると、そのFM放送に対して市民がこの町の安心安全をかなり期待をしているということでございます。

実際、自分の居住地域でも、台風で地域の会館に避難された方もとても心強い情報源だということをお話しになっております。ですので、そういうところからも、かなりF M I S、コミュニティ放送というものは、情報伝達としてかなり大きな役割を担っているということなんですけれども、最初はやはり、民営化して大丈夫なのかというところでありました。なかなか役員さんなんかもいろいろ変わってきた経緯があるそうですけれども、F M I Sをぜひこれからもうまく活用して行って、地域が元気になるように、そして防災のときにも市民が安心して暮らせるようにうまく利用していただきたいと思いますと思っております。

そんな中、なかなかF M I Sも財政的に厳しいようなことを聞いております。働いている従業員の方なんかも、どうしてもF M I Sが暇なときというんですか、そういうときには、市内のどこかでアルバイトをしながら、副業しながら生計を立てているような話も聞いております。そんな話からも、かなりF M I Sの運営というのが難しいと思うんですけれども、その辺、支援をするようなこととか、何かF M I Sに対しての話し合いというのはどのように持たれているのか。また、これからそういうことは続けていけるのか、ちょっと教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、お答えいたします。

今、議員からございましたが、F M I Sの今の状況ということで、なかなか放送を現在1週間やっている中で、さまざまな情報をお伝えしているというところは、私も承知しております。その中で、財政状況といったところにつきましても、これは民間会社ですので細かく

お伝えすることはできませんが、具体的な状況としましては、やはりなかなか厳しいというのも承知しております。

その中で、今、FMのほうからも市に対して何らかの支援等について要請といたしますか、そういったものもございました。その中で、先ほども答弁でも申し上げさせていただきましたけれども、今年度、防災という観点から、放送の重要性ということで、施設の機器の一部について補助する制度というのを今回つくらせていただいたところでございます。

また、その中で、放送の内容等についても、FM自体がさまざまな工夫をされる必要もあるのではないかと、このことを我々のほうもお伝えしましたところ、やはりそういったことも一生懸命やっつけようというふうに向っております。当然、話し合いの機会というのは継続して続けてまいりますし、現在も市の中で、関係部局でこれからどういうふうにしていくかということについて検討を進めております。したがって、状況については我々も把握しておりますので、今後どういうふうにしていくかということは、十分検討しながら市としての考え方を詰めてまいりたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 今、検討している、これからも継続して話し合いを続けていってくれるということですので、私も大きく期待をしております。伊豆市というのは、修善寺、中伊豆、天城、土肥と4つの旧町が1つになっているために、広範囲にわたって情報を共有する必要がございます。そのためにもFMISというのは大きな役割を担っていると思っております。

よく防災の話をする、必ずといっていいほど、先ほど市長からもありましたけれども、市民から防災無線が聞こえない、または聞こえづらいということがよく聞かれます。中山間地域である伊豆市の地形では、場所によっては防災無線のスピーカーから100メートルぐらいのお宅でも聞こえづらい、何を言っているかわからないということがよくあるようです。そんなとき、防災無線のほうからFMISを聞いてくださいということを発信してもいいのではないかなと思います。全てをやはり防災無線で発信するのではなく、FMISを聞いてくださいと、有事の際にはFMISを聞くという習慣を市民の方にもつけていただくことも必要かと思っております。そういうことによって、FMISの活用というのもしっかり促されるのではないかなと思います。市長、何かコメントがあればお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 伊豆市の地域特性は御指摘のとおりで、実は修善寺温泉ですと、朝8時はやめてくれとか、お客様が寝ていらっしゃるの、今度は土肥に行くと、時計を持たないで船に乗るので、12時は必ず出してくれとか、やっぱり地域の特性によって違うんですね。したがって、余りうちのように谷が多くない、それで田舎のところはかなりよく聞こえるの

で、事細かく情報を出して同報無線を使っているところもあるようです。

ただ、伊豆市の場合にはなかなかそういなくて、非常に聞こえづらい。ただ、確かに何か言っている、では、もっと正確に聞こうと、これは今ありかなと思っていて、やはりどこにいても、それが何時であっても、まず第一声で何か起こっているというために、外のスピーカーはやはり有用なのかなとも考えております。ただ、いずれにせよ大きな経費が必要になりますので、もう少し慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） ありがとうございます。

やはり地域によっては、今アンテナなんかも500円で販売しているそうなんですけれども、どうしても室内アンテナをつけても余り効果がないと。外部にFM用のアンテナをつけたりすると、例えば建物が鉄筋コンクリートであってもよく聞こえるようになったという話も聞いておりますので、そういうことも、やはり何十億円もかけて防災無線をデジタル化するよりもかなり効果は高いと思いますので、しっかりと検討をしていただきたいと思います。

次、お願いいたします。

○議長（三田忠男君） 景観条例ですね。

答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 景観条例案件についてお答え申し上げます。

東京オリンピック・パラリンピック開催まであと約1年半となり、伊豆半島の各市町では、違反屋外広告物の是正に向けて、条例に基づく指導を引き続き行っております。当市の進捗状況ですが、昨年度の県の調査において、市内の違反広告物は423件という報告を受けました。是正指導をことし1月から始めて、9月末までの9カ月間の成果としては、140件是正ということで、約33%が是正していただいたということになります。

伊豆半島全体で見ても、総数が2,232件に対し、是正されたものが704件、約31%の是正率という状況で、当市は伊豆半島の平均よりはやや上回っているなということでございます。県と関係市町で構成する伊豆半島景観協議会の屋外広告物対策ワーキングでは、2020年3月末までの是正完了を目標として、引き続き是正指導を進めてまいります。

なお、広告物に限らず、観光を主要産業とする伊豆半島においては、町の景観整備、これは自然景観とともにとても大切な課題だと思っておりますので、引き続きほかの市町、それから県とも連携をとりながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） ありがとうございます。

伊豆半島全体で700件のうちの400件超が伊豆市の数だということで、伊豆市はかなり頑張っている数だと思っていますし、市民からもその期待は大きいと思われます。ぜひ引き続き頑張ってくださいたいと。

実は以前も景観条例のことで質問させていただきました。そのときに伊豆市の顔となる市役所本庁の国旗がとても朽ちていたというか、もうぼろぼろになっていましたので、それを直してくれ、そういう市民の声があるよと言ったところ、1週間もたたずにきれいな新しい国旗に交換していただきまして、市民から素早い対応でよかったと喜びの声もいただいております。同時に、そのとき質問しましたすばらしい景色が見える西伊豆スカイライン、その土肥駐車場、小土肥駐車場の看板、鉄棒の修繕、または改修の進捗状況もお伺いしたいのですが、どうなっていますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） その件につきましては、議員のほうから3月の議会で御指摘いただきました。そのときに私の回答としまして、伊豆山稜線歩道運営協議会が所有するものだというので、そちらの協議会のほうに話をさせていただきたいということで、予算の範囲内で撤去させていただきたいという答弁をさせていただいたと思います。その後、確認しましたところ、平成16年に静岡県の道路公社のほうから駐車場の移譲があった際に、駐車場の附帯施設として伊豆市のほうに寄附があったということで、それが判明いたしました。

これらのことから、議員の御指摘していただいた時間からちょっと間があいてしまいましたが、市の職員のほうで鉄棒のほうは撤去させていただきました。あと、看板の盤面がちょっと何を書いているかわからないということがありましたので、それにつきましても撤去させていただきまして、現在その盤面につきましては、周りの看板案内と調和を図るためにどのような形にするかというのを、今現在、盤面は何が書いてあるかわからない状況なものですから、それを大至急予算の範囲内でやっていきたいと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） ありがとうございます。伊豆市はとてもすばらしい観光地でありますので、伊豆市を磨くという意味で、そのような景観をきれいにしていく、看板とかきれいにさせていただくようによろしく願います。そして、今現在、こんな話を聞いたんですけども、既に営業していない、または店舗がないのかかわらず、屋外広告物、看板だけが残っているような景色というか、そういうものも見られるんですけども、それが市内にどのくらいあるのか調査をしているのか。またそれらの対応を今後どうするのか、もしお考えがあるようでしたら教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私のほうから、多分、政策的、施策的には余り進んでいないと思います。

市長としての所見を申し上げます。

ずっと気になっていたところで、2年ほど前から知事と、伊豆半島の景観はこれではまずいよなということで、相当そこは意見が一致をして、そのころから考えていたんですが、所有者がはっきりしていて、その違法性もはっきりしているところは、割とある意味やりやすいんですね。ところが、もう旅館とかお店を廃業していて、会社としても存在していない、所有者もいないか、わからない。そして古い看板だけが残っている、畑の中のあぜ道に立てられた柱だけが残っている等々が多々あります。

これについては、もちろん職員が探す手もあるんですが、私が今考えているのは、何とか地域の皆さんと協力をして、各区なり地域づくり協議会なりで指摘していただけないだろうか。その所有権とか撤去とかの法律的な問題は行政がやって、解体撤去するところ、全部住民にやれとは言わないけれども、できるものは地域の皆さんにも御支援いただきながら、伊豆市の地域力を発揚して景観整備というものができないだろうかと考えております。

全部地域で住民がやりなさいということではなくて、うまく連携をとりながらできないだろうか。例えば空き家対策のときには、各区から出していただいたんですね。それと同じようなやり方で景観整備もできないだろうか。これはまだ具体的に指示しているわけではありませんが、市長としてはそのようなことを考えておりました。

○議長（三田忠男君） 実態についてつかんでいることはありますか。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 今質問ありました実態につきましては、数については把握しておりません。今営業していないとか店舗がなくなったとかという中で、自家広告物の中で5平米以内という面積がありますけれども、それ以内につきましては申請が不要なものですから、そういうものは全て把握できないというところで、5平米以上につきましては一応許可が必要なものですから、許可を出していただいて、例えば営業が終わっているとか中止しているとかとなると、申請の期限が切れている場合は、そういうものは申請者に対して撤去命令とか、そういう指示をするということがありますけれども、そういうところにつきまして、これからどうするかというのはありますけれども、現在のところはそんなような状況でございます。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） ちょっと所管外ですが、私、過去に県にいたときに、屋外広告物の是正関係にちょっと携わっておりましたので、先ほど申し上げました、例えばもう既に古くなったものについてどんなことをやっていたかということだけ、ちょっと御説明させていただきます。

まず基本は、看板の所有者、その方にまずお願いをすることになります。今みたいに、所

有者が既に廃業されたり、誰の持ち物かわからないといったときに、次にお願いするのは、実はその場所に立っている地権者にお願いをすることになります。なかなかそういった広告物というのは、自分の土地で立てるのは自家広告物ですが、外で案内を出すような場合は、土地を借りたりしてそこに設置する場合が多くて、そういったときに、今後そういうものの撤去等の指導の対象になった場合は、土地の所有者にもお願いする場合があるということがございますので、ぜひそういったことも御周知いただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） なかなか難しいところだとは思いますが、持ち主の世代がかわってしまうとか、あとは連絡がとれない、あとは撤去にも費用がかかるためできない、そのような方がいると思います。中には先代が作成したものをそのまま残しておきたいなんていうような気持ちの方もいるとは思いますが、一つ一つでもこの地区、例えば区長さんに呼びかけていただいたり、そういうようなことで御支援というか御協力をいただけるよう、大変ではありますが、こつこつとお話しかけていただいて進めていただきたいと思います。それがすばらしい伊豆、観光地の魅力に必ずつながると私は信じていますので、よろしく願いいたします。

それでは、次へお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（山田博治君） 先ほど、数を把握していないと言いましたけれども、5平米以上について申請が上がっているものについては数を把握しております。ほかについては把握しておりません。今ちょっと手元に資料がありません。

○議長（三田忠男君） 3番目に行きます。

市営水道について、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 本件については、建設部長より答弁させます。

○議長（三田忠男君） それでは引き続き、建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、市営水道の漏水等の事故受付窓口の開設について、その経緯についてお答えいたします。

まず、水道漏水事故はいつどこで発生するかわかりません。また、漏水情報の連絡箇所も一元化されていないため、対応方法として漏水情報の提供先を一元化し、市民の皆様によりやすくすること、市民の皆様からの漏水情報の提供を受けやすくすること、市民サービスの向上等地域振興及び公民連携の推進を図ること、以上のような理由から、市内の水道管路及び地域を熟知している伊豆市上水道協同組合と業務委託契約を締結しました。

業務委託の内容につきましては、市営水道の漏水等に関する受け付け業務ということで、受け付け時間は24時間365日です。受け付けに基づき、市が管理する水道管等に関する調査、

報告及び修繕工事の手配並びに断水連絡業務が主な内容でございます。

1年間の利用状況は、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの件数で市営水道関連が368件、宅内関連が189件、合計557件の件数となっております。相談センターに対する市民の声につきましては、漏水対応が早くなった、宅内漏水の相談も親切、丁寧に説明してくれた。夜間休日でも相談や対応をしてくれてよかったなどの御意見をいただいております。また、市営水道センターでは、漏水を発見した場所など相談、利用していただけるよう、新聞やFMIS等の広報媒体を利用して、市民に向け広報活動をしているところでございます。以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 今、時期が12月に入り、冬になりました。これが1月、2月になると、現場の声をよく聞くと、冬場になるとかなり凍結等で漏水がふえるということを知っています。相談件数のうち、漏水についてはどのぐらいの件数があるのでしょうか。また、委託することによって、メリットばかりが大きくクローズアップされるわけですが、メリットとデメリット、どのようなものがあるのか教えていただければと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 本当にこれから冬の時期に非常に寒くなると、水道管、特にメーターの破損とか凍結してということがありますので、そういうことも今後は注意していきたいと思っていますけれども、そういうことでいろいろありますけれども、今の漏水の件数、市営水道は全体368件ありましたけれども、そのうち1年間で258件漏水がありました。その内訳としましては、水道管の本管の修繕が60件、本管からの取り出し給水管の修繕が198件ありました。こう見ますと、主に漏水の多くは、本管よりも本管から分岐している給水管で発生しているような状況でございます。

また、メリット、デメリットがあればということでございますけれども、メリットとしましては、先ほど言いましたように、夜間休日の漏水対応の迅速化が図れた。また、業務を委託することによりまして、きのう市長も申しましたように、職員も別の業務が迅速にできるということで、工事の測量とか設計等の作業が行えるということになっております。

まだ1年なものですから、これからまたいろいろなことが出てくるとは思いますけれども、今の現状はそういうことでございます。

また、デメリットにつきましては、本当に1年でそういうデメリットは今のところ余りないんですけども、将来的には、水道事業における専門技術の継承ということが支障が出てくるかなということちょっと思われます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。



波多野議員。

○1番（波多野靖明君） かなりの漏水があるということで、正直驚いております。協同組合の事業内容というのはかなり多岐にわたると思うんですけれども、市内の水道施設がどの程度あって、その全部が協同組合が管理をする対象になっているのか、教えていただきたい。また、市内の水道管の延長、キロメートル数がかなりあるようなことを以前耳にしたと思うんですけれども、改めて確認のために教えていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 市内の水道施設ということですが、上水道、簡易水道、飲水施設、専用水道、合わせまして34の施設があります。組合の管理というのは、これを管理するというよりも市の水道の中の漏水とか、いろいろそういうところの相談窓口をやっているということでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 延長キロメートル数で390……

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） すみません、管路の延長は言い忘れました。すみません。392キロメートルです。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） たしかそのぐらいだなというのを以前聞いたのを覚えていたので、約400キロとなるんですよね。そうすると、グーグルマップでちょっと調べてみました。そうすると、東は宮城県の仙台市まで行けちゃうんですね。西でいえば、兵庫県の姫路市でございます。なかなか400キロを今後改修していくというのはかなり大変なことだなと思っております。

この協同組合の窓口、センターというのは伊豆市全域の、今話をされた漏水ですとかそういうものに関する受け付けから始まって現場の調査、業者の手配だとか修繕工事、そのときには断水もあるでしょう、そういうような連絡業務もしているようなことも聞いております。今後、水道管の老朽化によってますます漏水の発生も予想されるでしょう。水道管もひねったら水が出る。これ当たり前のことではありますが、私はやはりいろんな工事なんかも経験していますので、工事対応をしてくださる方々に感謝をいたしております。そして、市民サービスとしても、必要不可欠なものだと考えています。これからも水道管の更新工事を引き

続きしっかりと行っていただいて、安心安全な水の安定供給ができるようお願いしたいと思います。

最後に、1つ質問なんですけれども、けさの新聞にも水道の民営化だとかそういうような記事がございました。民営化が決して私は悪いとは思っておりません。民営化がそんなに危険なのであれば、ペットボトルの水はとでも飲めないということになりますので、ただ、記事の中にあっただと思うんですけれども、400キロメートルというのが大体水道管の耐用年数というのが40年とか50年とか、そのぐらいを考えているのかなと思うんですけれども、伊豆市として耐用年数というのはやはり40年、50年ぐらいで考えているのでしょうか。また、400キロメートルをどのように今後改修していくのか、最後にその質問をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） とても大切でかつ深刻な課題です。今400キロメートルの水道管を毎年2キロしか直していませんので、200年間かかります。合併に伴う地方交付税の減額のときに、相当この件も総務省とか国会議員の先生方には200年かかると、水道管が40年の耐用年数でとてもとてももたないと。そんなことで地方交付税の中に面積要件も入れていただくことにはなりました。ただ、劇的に改善されているわけではありません。その中で、香川県のように水道を全県で一元化しているところもあるんですが、一般的にはそういうことにはなっていない。

その中でちょっと懸念しているのが民営化の課題で、ほかの国では民営化したものをもう一回公共に戻すところがふえている中で、民営化さえすればいいという風潮になったら困るなと思います。現時点では、やはり行政が責任を持ちつつ民間のほう得意とするところをうまく活用させていただきながら維持していくことが大切なんだろうと思います。水道というのは、恐らく公共料金の中で全国で最も差のある公共料金だと思うんですが、伊豆市も決して安くはありません。静岡県が安いところが多いものですから、決して安くはないんですけれども、ただ、極端に高くないような方策を考えながら検討させていただきたいと思っています。

ただ、現状、2キロしかやっていないところをいきなり何キロも水道管の布設がえをするようなことを考えると、物すごく水道料金が高くなるものですから、その財源のあり方について、やはりこれは地方のあり方について国と話をするしかないなと私は考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） いいです。

○議長（三田忠男君） 最後の4番目ですね。市役所窓口利用とマイナンバーカード。

それでは、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市役所の窓口とマイナンバーカードについて答弁申し上げます。

毎週木曜日の19時までの夜間窓口受け付けについては、始めた年が平成21年度なんです、その年は月平均14件程度でした。本年度平成30年度は毎月約50件と増加をしております。このことから、このサービスは市民の皆さんにある程度浸透しているものと考えています。

また、平成29年7月から開始したマイナンバーカードを利用したコンビニ交付については、平成29年度が月平均10件弱で、今年度は月で約20件ほどになっておりますので、微増ではありませんけれども、こちらも周知されつつあると感じております。

しかし、マイナンバーカードの交付者数はまだ伊豆市の人口の約10%程度で、これは全国どこでもそうなんです、交付率がなかなか伸びておりません。私自身もマイナンバーカードを持ってはいるんですが、便利になったなという感じがなかなかなくて、IDカードとしてもまだ少し使いにくいところがありますし、マイナンバーカードの普及のさせ方については相当根本的に考える必要があるのではないかと。

ただ、コンビニは日本では全国ほぼ各地に展開をさせていただいておりますので、それがいいかどうかわかりませんが、基本的には24時間あいておりますから、そこで行政サービスを担っていただくことについては、さらに改善、検討、拡大の余地があるのではないかと期待はしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） マイナンバーカードの話に移るには、やはり最初、実は、私が市民のほうから受けたお話が、市役所の窓口が土日やっていたら利用するんだけど、というお話からだったんです。ただ、なかなか土日やるとなると職員の負担も多いですし、そのために残業手当とか休日手当も必要になってくると。だったらやらないほうがいいのかなということも思いました。

ただ、市役所市民課のほうに聞くと、通常木曜日が19時まであいていまして、年度末なんかはいろいろ引っ越したとかそういうような関係があることから、各週の土曜日の午前中は市民課の窓口はあいていますよと。来年も同様にあくのでしょうか。そういうことというのは、例えば今、木曜日の7時までやっているよということも告知をされているのか、告知していても、ただ私が知らないだけだったら申しわけないんですけども、ちょっとその辺を教えていただきたいなと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 議員のおっしゃいました年度末、年度初め、その部分につきましては、平成26年度、27年度、その部分から始めております。日曜日の部分とか、そういった部分でやっております。平成30年度、ことしの年度終わりと平成31年度初めについては、市民部局だけではなくて、ほかの部分にも関連する部局にもお願いをさせていただいております。

すので、その部分と調整を行った上で、平成30年度、31年度の当初という部分は開庁業務の部分を検討してまいります。今現在は、関係部局との調整は行っておりませんので、まだ未定でございます。

告知の部分については、平成21年度から行っておりますので、平成21年度開始にはやらせていただいていたと思いますが、今現在、どこでどのように告知しているかという部分については把握はできておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 19時まで夜やっていたりとか、各週の土曜日、日曜日だとかそういうときの利用者数というのはどのようになっていますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 木曜日の延長については、先ほど市長が申したとおり、平成21年度当初は少なかったんですが、平成29年度、平成30年度という部分については、おおむね50件程度に近づいているということでございます。業務的には、証明書の発行等、また届け出、あと国保の関係等もやらせていただいております。年度当初の休日窓口業務については、平成29年度と30年度の部分については、平成29年度3月24日に実施しておりますけれども、4件、平成30年度については4月1日、7件という部分でございます。平成28年度と29年度の部分については、28年度分の3月25日、これが20件、平成29年度4月1日でございますが、24件と、この年度の部分で曜日等、日にち等の部分で、若干の件数が上下することがございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 実は、私、個人的に数十名にアンケートをとらせていただきました。全部回答が返ってきたわけではないんですけれども、夜間19時までやっているということ、またあと年度末は隔週で土曜日もやっているようだよということで、知っているか知らないかということだったんですけれども、知らないとか聞いたことがないという方がほとんど、ほぼ90%以上いたんですね。せっかく開いているのですから、自分たちも頑張ってあけていますよということをアピールすると同時に、告知をしてもいいのかなと、どうしても広報だけだと薄過ぎますので、ぜひ、例えば今、コンビニなんかにも伊豆市の広報を置いたりしているので、そういうところにもちょっと一筆書いて、スタンドに少し書いてもらったりとかちょっとチラシでもいいんですけれども、置いておいてもらうだけでもかなり違うのかなと思っております。そんなことも今後、伊豆市の情報メールだとかFMISなんかもうまく使っていただけるといいかなと思っています。マイナンバーカードもやはりそれと同時に普及を

させていただければ、かなり市の職員さんをいたずらに使うようなこともなく、市民のスムーズな取り扱いというのもできるのかなと思っています。

実は、マイナンバーについてかなり難しかったので、知り合いの国会議員なんかにも聞いて、総務省のほうのこんなようなことを今国では考えているよということをちょっと聞きましたので、ちょっとお知らせをさせていただきたいと思います。

今まで、利用できるというのが、市長もよく言っていますように、コンビニ交付サービスですね。住民票だとか戸籍、そして身分証明書としての利用とかもあります。これは、運転免許証を返納しても、その後、顔写真つきの身分証明書として使えるわけです。あとは例えば国家公務員、徳島県庁なんかでは先行導入してしまっていて、職員証として使用していると。あとは民間企業も社員証として利用を今働きかけているところだと聞いております。

これから年末だったり年度末になったりとかしますと、確定申告なんかも必要になってきますので、そういうところにもe-TAXを利用したときにマイナンバーカードが利用できれば、スムーズな納税なんかもできるということですね。マイキープラットフォームといいまして、例えばマイナンバーカードを一部では図書館等でも利用できるようにしてしまったり、あとは、最近では来年10月に増税があるからということで、国のほうも施策としてかなりいろいろ考えているようですけれども、各種ポイントですね。自治体ポイントに変換して、市内の商店街等でもそれをポイント、お金のかわりに利用できるようなものを使ったりとかしているそうです。そしてまた、子育て世代にはかなりいい情報かなと思うんですけれども、子育て関係手続の例えば申請だとか届け出をワンストップサービスとして利用ができるようになるとか、あとは子育てに関する情報なんかもプッシュ型、メールで来たりとか、そういうお知らせサービスなんかも提供するのに徐々に拡大をしているということでございます。

そして新たに、利活用が次々とふえてくるのではないかとということで、それは健康保険証としての利用ですね。マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンラインでの運用の開始なんかも、これは平成32年度ぐらいから予定しているような話も聞いていますし、医療機関等で受診したときに、その人の診療情報だとか調剤情報の閲覧もできると。そして、将来的には投票率が少ない少ないといいますが、マイナンバーカードをしてインターネット投票なんかの利用もできると。

最近では、しばらく前にカジノ法案というか、あれもいろいろ通りましたので、今度カジノ施設で皆さんが入場するときにも、それが管理できるようになって、例えばギャンブル依存症になりそうだったら、そういう人を入れないだとかちょっと注意をするようなこともできると。そして伊豆市も2020年にあります東京オリンピック等でボランティア管理への活用なんかも平成30年から実施をやっていると。そしてコンサートとかチケットの不正転売なんかも防止できるということですね。

そして、きょう、ちょっと資料を議長のほうにあれさせてもらって持ってきましたけれども、スマートフォンでの利用ということですね。マイナンバーを持っていない方が結構、市

内でも10%程度ということなので、スマートフォンを使ってマイナンバーを申請ができるということなんですね。とても簡単なんです。スマートフォンによって申請のIDだとかメールアドレスを書いていただきますと、今度はそのメールに返信が来ます。そこに自分の顔写真を登録したりして、そしてその後、顔写真を登録した後には生年月日だとか氏名、氏名のところに点字なんかも利用するのかなど、そういうことを確認して、ぽんと押すと申請が完了すると。かなり簡単にできるということですので、今お持ちでない方はそういうことも利用促進としてやっていいのかなと。

これ、やっぱり引っ越しだとかそういうライフイベントなんかにも利用できますので、来年年明ければすぐに成人式なんかもあります。そういうときにも利用を促すということはいいいのかなと。あとは10月、11月はかなり市内もイベントが多かったんですけども、そういうところに出向いていただいて、1つテナントというかテントを借りていただいて、そこでスマートフォンだとか、あとは市の職員さんが手伝ってあげて、マイナンバーの申請を手伝っていただければいいのかなと思っております。

そういうことによって、本当に先ほど言ったような引っ越しだとか、例えば今度、死亡等、そういうライフイベントにかかわるワンストップサービスというものもありますので、前回9月議会で取り上げさせていただいた終活の重要性がかなり強くなると思います。それは誰かがお亡くなりになることで、持ち主不明の土地だとか建物がふえてしまうことを防ぐことができる。そのためのサービスとも考えていますし、市民の暮らしをスムーズにするマイナンバーカードになります。

伊豆市独自のサービスの提供もいろいろ今後考えていければいいのかなと思っております。もし市長、いろいろ利活用として答弁あればお願いします。

○議長（三田忠男君） 最後の答弁です。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、木曜日の19時までが、議員のなされたアンケートで90%ぐらい御存じなかったというのはちょっとショックなので、逆に言うと、我々は木曜日は7時までやっているものだという確信があるものですから、あえて正直いって気にしていなかったところもあるものですから、本庁、支所にまず掲示するなり、改めてそこは改善策をとらせてください。ちょっと驚きの数字でした。

それから、マイナンバーカードについては、やはり日本人の特性として、いろんな情報が1枚に入っているものを余り持ち歩きたくないという心理もあるんでしょうか。ただ、かなり前からコンピュータ、それからAIについては、日本は製造国ではあるけれども利用国ではない、明らかにほかの国、先進国に比して新しいテクノロジーが普及しないですね。これは恐らく国民、市民の利便性には若干マイナスがあるんだろうと思います。そこはいろんな関係機関と連携をとりながら、少しでも市民の利便性に役立つ使い方というものは検討させてください。

○議長（三田忠男君） これで波多野靖明議員の質問を終了いたします。

ここで45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 星 谷 和 馬 君

○議長（三田忠男君） 次に、3番、星谷和馬議員。

〔3番 星谷和馬君登壇〕

○3番（星谷和馬君） 3番、星谷和馬でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1件目、人口問題についてです。

伊豆市は平成16年4月1日、旧4町が合併し、現在に至っております。人口は当時より約8,000人も減少しております。さらに近年は人口減少が余りにも早過ぎます。このままの状況では、財政面、産業力と全ての面で機能低下を招き、伊豆市としての存続自体も大変に危ぶまれます。そこで、次年度の事業予算は人口対策を中心に方向転換すべきだと思います。すなわち、優先順位の低い事業は思い切って廃止または削減し、限りある予算を有効に執行すべきだと思います。以下について質問いたします。

(1) これほどの人口減少、どのようにお考えですか。

(2) 次年度の人口対策事業をお伺いいたします。

(3) 新たな住宅地の造成計画はありますか。

2件目です。美術館建設について。

美術館は修善寺温泉の活性化、繁栄をもたらします。伊豆市の宝である美術品は倉庫に眠っております。日の目を当たってこそ生きるものでございます。美術館建設の答申が提出されてから約1年半もたっております。その後の進捗状況をお伺いします。建設場所、面積、建設費、ランニングコスト等でございます。

3件目、虹の郷について。

これは数日間の間、すごく流れが変わりましたけれども、その上で質問をさせていただきます。伊豆市最大の観光地、フラワー公園虹の郷、多くの入園者数を誇る施設であります。私は過去2回一般質問をいたしました。それは、管理が運営され改善され、よりよい施設になってほしいからであります。それが伊豆市、伊豆半島全域に経済効果をもたらすからであります。しかし、現時点では改善が見られません。来園者数も減少の一途です。以下に質問いたします。

(1) 改善点が見られないのはどうしてでしょうか。

(2) 来年4月以降の運営はどうしますか。

以上であります。

○議長（三田忠男君） ただいまの星谷和馬議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 1つ目の人口問題について、答弁申し上げます。

御承知のとおり、日本では全国で急激な人口減少、少子高齢社会に突入しており、伊豆市もその現実から免れることはできません。しかしながら、再三申し上げますとおり、伊豆市はその潜在力に比べて、それ以上に人口流出、社会的流出が続いている、しかもその流出先が伊豆の国市であるということは、極めて深刻な課題であると、このように認識しております。

2番目、3番目の御質問については総合政策部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、私から、(2)の次年度以降の人口対策事業、それから、(3)の新しい住宅地の造成計画についてお答えさせていただきます。

まず、人口減少の対策事業でございますが、これまでも若者移住・定住補助、それから創業支援、子育て環境の充実と進めてまいりましたが、これらの取り組みにつきましては一定の効果があると思われることから、次年度以降も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、来年度は子供課内に保健師等が専門的な見地から相談・支援を行います子育て世代包括支援センター、これの開設を予定しており、妊産婦さんに対し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行い、若者の定住と出生数の増加につなげるとともに、子育て世代を地域で支える包括的な支援体制の構築をしてまいります。

そのほか、今年度からでございますが、今年度から始まりましたひとり親を対象とした移住・定住促進の取り組みにつきましても、現在、来年度以降の計画策定を進めておりますので、この計画に基づいた事業の推進を図っていく予定でございます。

次に、新たな宅地造成計画でございますが、現状では、新たな宅地造成計画はございません。宅地造成につきましては、民間による開発を含めまして、その必要性について検討が必要ではないかと思っておりますが、単に住宅地を造成するのではなく、市のブランドイメージを高め、住みたいと思っただけのまちづくりをあわせて進めていくことが大切ではないかと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。



○3番（星谷和馬君） 人口減少については、市長さん簡単に述べていただきましたけれども、なぜ簡単なのかというと、散々そのことについて答弁をしたということでしょう。そしてまた、人口減少についてはさまざまな要因があるから、ここで30分、1時間しても多分時間は終わらないと思います。だけれども、やっぱり人口減少が8,000人も減っているということは、伊豆市最大の問題なんです。産業力の低下から財政面から、全てにおいてマイナスになることだけはわかっております。

そして、伊豆市が市としての存続自体が危ぶまれる、やっぱりそういうことを考えた場合、田村部長が質問に答えていただきましたけれども、次年度の人口対策はどうでしょうかということも言われましたけれども、これもなかなかお粗末だなという気がします。

それでは、質問させていただきます。

私、商工会の会員に入っているんですけども、市の合併は平成16年、商工会は平成18年4月1日です。そのときに、商工会の会員数は1,359、そして11月28日現在の会員数は980、すなわち379件も商工会の会員が減ったということです。これは余りにも人口減少以上に商工会の会員数が減ったということなんですけれども、これについては市長、どのようにお感じになりますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 商工会の会員数の減少については、商工会からも再三御指摘をいただいております。ただ、経済全体を見ますと、伊豆市の経済規模、大体約1,000億円なんですけど、これは極端には減ってはいないんですね。それから、入湯税とゴルフ場利用税の動きを見ますと、横ばいから緩やかな回復、そうすると、市内の産業の中で特に個人経営されている方々がやはり飲食店や旅館のように観光客をマーケットとしてなかなか活用しにくい業種の方々は、人口減少が直接影響するんだろうなと思います。

人口減少が避けられないのであれば、巷間言われておりますとおり、観光交流をマーケットとして使わざるを得ない。そういった思いから、産業振興協議会の中に商工会も入っていただいて、観光客をマーケットとして活用させていただくということを考えたわけですね。このまま同じように商工会の会員数が減少し続けることは、大変深刻だと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 商工会の会員数が減るということは、これも原因はわかっているんです。人口減少に伴って、当然収益の低下と、やっぱり後継者がいなくなる。これはもうどこの事業においてもそうなんですけれども、これは原因はわかっているんです。そこにおいて、やっぱり余りにも減らし過ぎる、減少が大きいということは問題なんです。

伊豆市の観光客は、ここ数年見ますと350万から360万人です。そして、宿泊数も大体80万人ですね。1つの観光ブームの中で、ほぼ現状維持なんですよ。そうしますと、うまく観

光の流れに沿っていない。こういうふうを感じるんですけども、市長はどのように感じますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 観光交流客数はちょっと計算が実はあやふやなものですから、確認できる入湯税で申し上げますと、底が80万人で今は86万人程度、緩やかな回復しているというところですが。ただ実際には、お客様はいらっしゃる。お客様はいらっしゃるんですけども、従業員が天井になって満室にできない、あるいは改修して部屋数を減らして従業員に合わせて部屋数、お客様の数を合わせている。あるいは大型のホテルさんでもやはり従業員の数に応じて予約を正直言って抑えている。そういうような状況がございます。

したがって、議員御指摘のとおり、人口、そして働く世代、生産年齢人口がどんどん減っていくことが今決して悪くなかった経済を悪化させる、そのところを極めて深刻に考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 先ほど田村部長が子育て支援とか次の事業ですね、雇用、このことを大体言ったと思うんですよ。答弁は健康福祉部長には求めていますけれども、実は個人的な話になるんですけども、私、外孫と内孫が生まれました。内孫は長男の嫁さんが山梨県なんです。そうしますと、伊豆市の医療体制が子育てがよくわからないということで聞かれました、え、どうしようかなと思ったときに、地元の方はわかるんですけども、外から来た方というのは全くわからないですよ。ですから、僕はこれを見て、伊豆市の子育て支援はよくできているなと思うんです。

それで、1つの提案ですけども、これをもう少しわかりやすく簡潔に、そして病院もセットして、外から来た方、若い世代の方にわかりやすく保存版のような感じで提供したらいいと思うんですけども、答弁求めませんけれども、何かありましたら。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めるでよろしいですね。

答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 伊豆市独自で子育てガイドブックというのを年度ごとに作成しております。今ちょっと手元に持ってこなくて申しわけございませんが、このくらいの大きさでつくっておりますので、内容的にも更新しながら作成しております。それを子育て世代の方たちにもぜひ利用していただきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） ありがとうございます。

これは、市内の方々はわかっているんですよね。でも、市外から来た方というのは、現実的にはわかっていらっしゃるんですか。どうでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 確かに、市外の方にはそういうガイドブックを広めてはおりませんので、そういうところが今回問題だということで、県の少子化突破の事業を利用させていただきながら、familyizuというような形での市外の方への発信、それから、動画作成もしながら、伊豆市の子育てというところのよさを市外の方に発信していきたいというようなことで、今現在事業を展開しております。また、御指導ください。よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） ありがとうございます。

健康福祉部長に答弁もしていただきました。これは、保存版という形で1世帯ずつ分けるということは可能なんですか。しているんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 子育てガイドブックにつきましては、各戸配布はしておりません。また、familyizuにつきましても、各生きいきプラザであったりとかそういうところに置きまして、自由に持って行っていただくというようなことをしておりますが、各戸配布までの数量を作成していないという状況です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） ありがとうございます。各世帯に配布していただければ、外から来た方が、これなら伊豆市で産んでも安全だな、安心だなというような感じがしますから、これは、できれば各世帯に配布していただければという感じがします。

それでは、次に行きます。

2番です。次年度の人口対策事業はお伺いしましたけれども、田村部長、何点か答えていただきましたけれども、これで人口対策には少しでもなるとお考えですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） お答えいたします。

それが特効薬というような事業ではないということは十分承知をしております。というのは、私が今答弁させていただいた内容につきましては、主に住んでいる住民サービスに近いような話を中心にさせていただきました。議員もお話にございました産業対策、そういった

ものを含めてさまざまな対策を講じなければ、なかなか人口対策というものを進めるというのは難しいと思います。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、一定の効果はあるだろうという認識はございますので、来年度以降も今年度に引き続き、事業を進めるということで考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 私、この人口減少については6月定例議会で質問させていただきました。やっぱり事業に関しては、優先順位の低いものはもう廃止してもいいのではないか、削減してもいいのではないか、財政的なことを考えて、それで将来の人口のことを考えて、人口対策一本でも、人口対策一本というわけでもないんですけども、人口対策を中心ということを一一般質問でしましたけれども、あれから6カ月たちましたけれども、ちょっと政策的には問題というか、余り効果がないような気がしましたけれども、これはこれで、また次年度ですから、今、予算事業を展開すると思うんですよね。今しているはずです。ですから、その辺はもう一度吟味して、プラスになるような政策とか事業をお願いしたいと思います。

東こども園が間もなく開園します。図面を見ますと、北側に道路があるんですよね。本来なら東と西でいいんですけども、北側に広い道路があるんですよね。この北側の道路を設けたということは、何か意図的に何かあるんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 今度の新しいこども園の外周道路ですけれども、この後の森議員の質問のところにもあるようですけれども、一応通園のときの安全ということを考えて、まずは道路から外周の道路に入って、通園の駐車場に入るといったような形で、安全性を考えてのものになっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 健康福祉部長が答弁するとはちょっと思いませんでしたけれども、北側に道路を設けたということは、僕は個人的には、あのところに何か宅地造成でもするのかなと思ったんですよね。それをしなければ、北側の道路というのは余り効果がないなと思ったんですけれども、やっぱり北側の部分に宅地造成のような、今はなくても将来的なことは考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 人口問題関連で議員御指摘のところ、極めて大きな課題なんです。さっき田村部長からありました来年度も定住促進事業をやります等々は、これはもう前から議

会に申し上げているとおり、本当に出血をとめる暫定的なばんそうこうであって、伊豆の国市に行っている人たちを少しでもとめたい。したがって、市内の移動でも100万円を出させている。これは主要政策ではなくて、本当にもう緊急のばんそうこうなんですね。

より大切なことは、住むところとしてあそこならとてもいいなというブランドをしっかりとつくっていくこと、これは再三申し上げているとおりで、先ほど部長からありましたとおり、宅地造成だけではなくて、その宅地造成するとすれば、その周辺の交通だとか生活利便性だとか、どのような環境が整うかということを考えて、我々は総合的な政策を組んできたわけです。

2年前、この構成となった議会の皆さんにも御説明申し上げましたけれども、今までは大仁から牧之郷にちょっと入った沖の原までが市街化区域、飛んで駅周辺が市街化区域、それが小立野ですね。そこで、熊坂と牧之郷の市街化調整区域を外し、線引きを外し、そして12ヘクタールの加殿、日向の開発をし、そしてさらにその南側のちょっと飛んで都市機能としてのごみ焼却場、そして周辺の道路整備ということは、あのとき、2年前に御説明したとおりなんです。

ただ、それでは進まないということですので、2年前の熊坂でのタウンミーティングのときに議員もいらっしゃいましたけれども、一つ一つの事業はいいけれども、まとめて文教ガーデンのような、そういったわからなくしたから反対なんだという御意見がありました。タウンミーティングのときにも。そういった御意見はほかの方からも伺いました。一つ一つの事業をやっていけばよくわかるんだから、極端にいうと、我々が総合政策としてのブランド化というのは、今とてもしにくい状況なんですね。

こども園も同じように、議会の決議でいただいたのは、修善寺東こども園の整備ですので、それにあわせて加殿の残った白地の開発なんかをやっちゃうと、今度失敗を繰り返すわけですから、一体これは何の事業だということで、加殿の残った土地の開発計画はつくりません、しかし、将来に奥が残らないような形、そしてそれと同時に送迎するお母さん方の車の通行を安全化するというので、あのような道路にさせていただいたわけです。

ですから、これからは我々は市民の皆さん、議員の皆さんにわかりやすい、そして議論していただきやすいように一つ一つの事業を1つずつやっていきますが、そのときに将来の全体像というものを想定をしながら進めさせていただくという事業になってまいります。この修善寺東こども園の周辺の環境というのも、今そういう状況でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 一つ一つ丁寧にやる、丁寧に説明する、それはそれでしょう。ですけども、北側の宅地造成ということは僕今言いましたけれども、宅地造成をするのにあの場所に反対する方というのは余りいないと思うんですよね。立地条件を見てください。修善寺駅から約1キロです。それで駅の辺には大型店がございます。買い物もできます。そして隣

に東こども園、小学校、中学校できるでしょう。立地条件がとていいんですよね。ああいうところにやっぱり宅地造成を、伊豆市の人口対策というのはとても大事ではないかと思うんですよね。間違いなく土肥の方は残念ながら減る、それで天城湯ヶ島町、中伊豆の山間地域もごさいます。ああいう方々は間違いなく外に出ます。その外に出ているのを隣の伊豆の国市に行かせてはまずいんですよね。せめて修善寺でとめなければいけない。

そうするには、やっぱり宅地の需要があるはずなんですから、それを提供する。ですから、この議員16人いますけれども、ここの場所の宅地造成を挙手は求めないですけれども、そんなに反対する方は僕はいないと思うんですよ。ですから、今現在、市長が計画がなくても、やっぱり伊豆市の将来のことを考えたら、やっぱり宅地造成は僕はあつてしかるべきだと思うんですけれども、もう一回伺いますけれども、いかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 宅地の整備をしないと申し上げているわけではなくて、今、この案件ですね。例えば今、子育て対策としての修善寺東こども園については、議会の決議で修善寺東こども園の建てかえ推進という決議をいただいていますので、今それに基づいてその事業をやっているわけです。その周辺を考えないわけではなくて、宅地も1つの選択肢として、都市計画の専門家の方に、確かに当時私何度も申し上げたとおり、駅から1キロで日赤もあって、図書館も近くて、このあたり、おおむね駅から1キロ以内は開発したいと何度も申し上げたとおり。ただ、今度はそこの一角にこども園ですから、残った土地、もともとそんなに広くないですね。あれだけの土地の使い方として失敗しないように、全国の例を知っている専門家の方に、都市計画、都市整備の観点からどのようなあり方がよいかというものを今検討しているところです。これは都市計画課のほうで、今、検討作業をさせているところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） スピーディ感に関してはとてもおこなっていますね。宅地造成のあれほどいい場所はないんです。やっぱり人口減少をとめるには、やっぱり立地条件のいい場所には必ずつくってしかるべきです。ちょっとスピードが遅いということに関しては残念ですが、あそこはとても有望なところですから、ぜひ開発ということを考えてください。

それで話が変わりますけれども、ことし7月に、我々第1委員会8人で行政視察に行っていました。熊本県、大分県。それですごく参考例が1つあるんです。豊後高田市です。時間がないから切って言いますが、豊後高田市というのは、観光面では昭和の町並みを再現しまして、総延長550メートル、そして、レトロなバスで町を走る。そして、場所に昭和の懐かしい倉を再現、そしてそこに売店、博物館も併用した。それは次の修善寺の美術館建設にも役になるヒントにもなると思うんですよね。

そして、今では人口が40万人も訪れるそうです。これは、なかなか日本では成功したことはないんですけども、商店と商工会とか行政、皆さんが協力して、この豊後高田市という全くの田舎町が観光客が来る、復元したということです。問題は人口問題ですね。人口問題につきましては、社会増加ですね。平成23年から平成29年、7年間の間に290人もふえたんです。これは新任の市長さんがこれほどの人口減少で市が存続しない赤信号がともってしまった。そこで市の職員に、人口対策については何でもいいから行動しなさいということの市長さんみずからの命令で発車したそうです。

その中で1つだけ事例ですけれども、今、宅地造成のことを僕は言いましたけれども、しみずから宅地造成をしたんですよ。1区画は33世帯、そして、販売坪単価は4万2,000円、もう一箇所は66区画、販売価格は1坪3万円から4万円です。若い世代、45歳以下の方にはリース制度を設けた。そして、この2区画合計しますと99件だけれども、全て完売したそうです。ここにもいっぱい載っています。田舎は田舎なりに一生懸命頑張っているということです。何よりもすごいのがUターンからIターン現象が生じたということです。それで人口減少がとまったということが言える。これは物すごくヒントになるんですよ。これ、市長さん、どのように感じますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） その類いで一番最初に成功したのが長野県の下條村ですね。ほぼ同様の施策で一躍注目を浴びました。ただ、今、下條村も残念ながら別の要因で人口減少になっているんですが、伊豆市も今、人口の何十倍の観光客というお話ありましたけれども、伊豆市も人口の30倍の宿泊客があり、100倍の観光客があるわけですね。ですから、決して経済が悪いわけではないです。そして利便性が悪いわけでもない。15分、20分で順天堂に行き、30分で新幹線の駅に行くわけですから。

したがって、そこで人口減少の根本的な課題ですね。なぜ結婚すると出ていくのか、どうして子供ができると出ていくのか。そここのところをやはりクリアにしていけないと、決して悪いところではないんです。伊豆市はよそ様と比べて決して悪いところではないのに、潜在力以上に社会的流出がとまらないというところを、まさに議員御指摘のとおり課題のところをクリアしていかなければいけない。

豊後高田にのみ限定せず、地方でそういった人口対策をやっているところはたくさんございます。伊豆市も伊豆市の特性に合った政策というものをしっかり取り入れていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） そうですね。市長さんはとても答弁がうまいんですよ。ですから、知らない議員とか初めての議員は、ああ、すごいなど。それで今も冷静になって答えていた

だきました。僕が入ったときには顔を真っ赤っかにして怒ったんですけれども、とても進歩しました。やっぱり60というのはそれなりの効果があるんだと、ちょっと余談ですけどもね。

それで、もう一つ事例を申しますと、この豊後高田市は、結婚を前提にお見合いで紹介して結婚した方には、市内に定住した方には10万円も出すんですよ。そこまでやっているんですよ。これについては答弁求めませんが、とにかくいろいろな事業をやっている。成功したところというのは、やっぱりものまねするのはきらいでしょうけれども、いいものはいいんです。やっぱり伊豆市の形態に変えて、取り入れるものは取り入れていただきたい。そう感じます。

僕の本命は、市長さん、全く御存じだと思うんですけども、ヒラ平をとにかく開発しろということなんです。これは市長さんのミニ集会におきましてありました。熊坂は38名がミニ集会に参加しました。市長さん、わかりやすく丁寧に説明していただいて、質問コーナーがあったときに、熊坂の区長さんが挙手をしまして、熊坂のヒラ平の開発について、市長ぜひお願いしますという質問をしました。これは我々熊小学区においては、ヒラ平の開発をしろというのは、総意なんです。民意なんです。なぜかという、熊坂小学校が生徒が減っちゃう、何としても残さなければ、そのためにはどういう対策だ、これだろうということで、いろいろ議論とか何か。

だから、これも先ほど言った東こども園の場所と同じように近いんですよ。日も当たるし、そばに学校も幼稚園もこども園もスーパーも大型店もあり、病院もある。そして前にも言ったけれども、熊坂小学校からは徒歩で600メートルか700メートル歩いて家にたどり着くことができる。立地条件的にはとてもいい場所だと思うんですけども、ヒラ平に関してもう一回伺いますけれども、市長さん、どのようにお考えですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私はあのときもしヒラ平の開発が実現していれば、ニュータウンから熊坂地域一帯はやっぱり大きく変わっていたんだろうと思います。大変残念ながら、それは当時私はここにおりませんでしたけれども、議会に御賛同いただけなくて、事業は進まなかったと聞いております。

今の伊豆市において、ヒラ平の開発、タウンミーティングで私しないと申し上げたわけではなくて、あそこを改めて開発しようとする、相当大きなエネルギーが要りますということは申し上げました。状況が大きく変わっておりますので、4町合併伊豆市になったことによって、大きな事業をやる体力は今、修善寺町が単独でいるよりもあるかもしれません。ただ、今の状況の中で中学校の問題、それから駅周辺の牧之郷の周辺、修善寺駅の周辺、あるいは地域の医療の問題等々、当時と全く異なった社会環境の中で、ヒラ平の開発をしようとするとかかなり大きなエネルギーが要りますということは申し上げました。したがって、1年、2



年程度できますということではなくて、しっかり検討させていただきたいということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 6月定例議会のときに、私これも質問しまして6,900平米と言ったんですけれども、資料を見たら9,600平米なんですよね。そうしますと、結構できるんですよ。僕は今、ヒラ平の開発をお願いしますと言ったんですけれども、区長さんが質問したとおり、民意でありますから、検討しますではなくて、もう少し前向きにやらないと人口が減りますよ、これだけは言っておきます。

時間がないから、2番。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） それでは、美術館建設について市長として答弁申し上げます。

建設のあり方、それからスケジュールについては、現在、教育委員会で検討していただいております。その中でやはり建設費や、それから建設したとしてその後のランニングコストが課題であるとの報告も受けております。地元の皆さんと今、意見をすり合わせている状況のようでございますので、それを慎重に見守ってまいります。

○議長（三田忠男君） 続いて、教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） 平成29年1月の伊豆市美術館基本構想答申書を踏まえ、平成30年2月に美術館建設推進委員会を設置し、今日までに7回開催しています。協議内容は、建設用地の選定を最優先とし、同時に建設規模、運営方針につきましても検討いただいているところであります。

検討内容等については、教育部長のほうに答弁させます。

○議長（三田忠男君） それでは、教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、御指摘の美術館建設委員会の検討状況について少し御説明を申し上げます。

まず、本年2月8日に第1回の建設推進委員会を開催いたしました。このときには、メンバーについては、温泉場のまちづくり委員会の委員長であります原さん、それから小学校長の鈴木浩二中伊豆小学校の校長先生、それから温泉場の区長様、それから観光協会、それから商工会、文化協会、それから地域振興に学識を有する者として飯倉さんというNPOサブライズの方、それから市の関係部長ということで、この委員会をまず発足をいたしました。

この委員会の目的は、議員御指摘のとおり、建設地をどうするか、それから美術館としての活動内容をどうするか、それから運営方針をどうするか、最後に建設規模をどうするかというもろもろでございます。基本は観光と文化の拠点にするということが一番大きな目標で

ございますが、そのためにどういう議論を重ねるかということで、2月8日に第1回の会合で基本構想の答申ですね。今回のこの美術品が本当に伊豆市の宝だという認識のもとで、作品ゆかりの地の温泉場につくるのが適当だろうというような答申を受けて検討が始まりました。

その後、近隣の市町、実は下田市にある上原美術館、その見学をさせていただきました。それから、温泉場の中も実は歩かせていただきまして、全く白紙の状態です。適地はどこかということについても委員に見学をいただいたのが第2回でございます。それから5月になりまして、実際にこれから運営とか維持管理のことも検討していくための検討材料として、ある程度市としての候補地の検討をすべきだろうということで、まず候補地をどうするかという検討をこの5月に始めました。周知も含めて6カ所か7カ所、委員からそういう候補地が挙がった状況でございます。

これを受けまして、市のほうで業者に委託をしまして、候補地についての建設概算規模でございます、そういったものの試算でありますとか、メリット、デメリット、防災の関係からの面でありますとかそういったものも含めて、あとは民間活力の導入ということで、実際、維持管理はPFIとか指定管理とかいろいろございますけれども、そういったことについても専門家に入っていたいただいた勉強会を第4回で開催いたしました。6月でございます。

それから第5回で全国の美術館で成功している美術館を見てこようという話になりまして、まちづくりで非常に有名であります小布施に行ってきました。小布施はこちらのおぶせミュージアムというのと葛飾北斎の美術館、それから中島千波という3つの美術館をまちづくりの中の1つの拠点として美術館同士がネットワークを結んで、相互利用促進をしているという状況でございました。そんな状況でありますとか長野県の池田町立美術館、こちらも今、当初は町営でしたけれども、指定管理で運営されているというちょっと規模の大きなところですけども、そういったものを7月末に見学してまいりました。

これを受けまして、先進地の報告やいろいろな課題を検証していく中で、まだ現時点でも候補地の絞り込みの作業を行っておりますが、候補地についてはこれからまさしく慎重審議をしなければなりませんし、維持管理の問題、それからあくまでも温泉場ではありますけれども、市の美術館という大きな大前提がございますので、そのためにはランニングコスト、例えば500円で5万人来た場合には2,500万円というような問題もございますので、そういったことについて検討を重ねているところでございます。それらを踏まえた上で、候補地の選定についての建設用地はおおむね1,000平米程度が適当であろうというような、これは委員会での基本的な認識でございます。

それから、施設的には事務室、特に重要なのは収蔵庫というのが重要だということは先進地の池田町とかからもお話を伺ってまいりました。収蔵庫については非常に重要で、作品の保管という意味でも非常に重要であるという指摘、それから研修室、作業室等の附帯施設等も、この規模によって決まってまいりますけれども、こういったものについての検討も必要

だろうということで認識をいただいたところでございます。

それから、実際、建物を建てる場合にもいろんな手法がございますが、例えば、上原美術館の場合には15億円の建設費でございました。それから、池田町立美術館は16億円ということで、かなり大きな金額でございます。これに伴う維持管理もやはり10名から十二、三名のそういう学芸員も含めた維持管理が必要だということもございまして、年間にすると約5,000万円ぐらいのランニングコストがかかるというようなデータもいただいてまいりました。

これからそういったことも含めて、どういう場所がいいのかということの候補地を絞り込みをする中で、伊豆市の美術品、今、収蔵庫に眠っていますが、活用するためにどうしたらいいかということも含めて検討作業をしているという状況でございまして、もう少し内容がかたまった時点で、また議会のほうにも報告したり、市民説明会等も予定しておりますので、経過は以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） いろいろ説明ありがとうございました。

僕、前に全協のときに、課長さんが説明していただきましたよね。平成36年にオープンを予定している。それでランニングコストは現在試算すると、3,000万円から4,000万円かかることをおっしゃってました。その金額をいかに下げるのかがオープンの最大のことだと言っていました。まさしくそのとおりです。

民間企業のようなところだったら、建設費が10億円かかって、ランニングコストが5,000万円だの4,000万円だのかかってもいいんですけども、我々の場合は、修善寺温泉の活力にもなるんですけども、そういう大きい金額を果たしてかけていいのか。それでランニングコストも3,000万円、4,000万円かかるようなことが現状として現象が減らない限り、オープンはなかなか難しいだろうなという気がします。当然、人口減少に伴って産業力も財政力も削減、逼迫してきますから。

そうしまして、では、この時点ではランニングコストを削減すべき対策というのはできておるのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 現在、先ほどの先進地の美術館の事例を踏まえて、伊豆市の例えばこういう規模の場合にはこれだけの維持管理のランニングコスト、一番大きいのはやっぱり人件費でございます。学芸員さんが当然のことながら伊豆市の収蔵品だけでは年間の展示は限界がございますので、企画展的なものも考えなければなりません。そういったことも含めて維持管理、一番大きいのは人件費と学芸員の確保だとは思いますが、その点については、まさしくこれから検討を始めるところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） この美術館建設というのは、所管が教育部ですけれども、やっぱり観光、建設、そして収益を上げる、そういうことを考えると、産業部等とも関連するわけですよ。ですから、大変申しわけないんですけども、やっぱり教育部の場合は経理的には若干素人さんです。ですから産業部の知恵をかりて、合同でチームをつくるようなプロジェクトとはいいませんけれども、そうやって組んでいただいて、少しでもコストを下げようという方向というのはどうなんでしょうか、部長。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 全く御指摘のとおりでございます。今回の美術館については温泉場のある一定のエリアの中ということで、当然観光地でございますので、美術館単体では当然人を呼ぶのはなかなか難しいというのが委員さんの共通認識です。だから、修善寺温泉場のいろんなエリアを散策する1つのスポットとして。この美術館はあってもいいのではないかという意見、ただ、観光サイドとしては、どうせつくるなら観光客にたくさん入っていただけるような場所がいいのではないかという御意見もいただいております。観光協会とかの方々にも当然委員のメンバーに入らせていただいておりますが、産業部とも連携を密に、その点については庁内でも検討を考えてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（三田忠男君） 産業部は何か答弁ありますか。いいですか。

再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） ただいま教育部長がおっしゃったけれども、僕はあれを見ていて、伊豆市は小さい町で、縦割り行政が多い。でも、大きい事業というのはやっぱり横の連携でつながってしがるべきだと思うんです。合同チームをつくって。プロジェクトにするなら副市長がトップで、その下に頭で各部長がいて、やっぱり合同チームというのをつくってしがるべきだと思うんです。その辺も考慮していただいて、いかにランニングコストを下げるかということが課題です。今の現状のようなランニングコストが大きい場合は、残念ながら美術館建設はとてでもないですけれども、無理だというような気がします。これは僕の個人ですけれどもね。ですから、ぜひコストを下げることを考えてみてください。

それでは、3番の虹の郷、お願いします。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 虹の郷について答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、虹の郷の入場者数、平成2年開園当初は92万人だったそうです。平成29年度は20万人を割り、19万人まで減少しております。このような趨勢の中で、ことしも

振興公社に一旦は指定管理を手を挙げていただいたんですが、組織の維持等、経営が難しいということで、このような事態に至りました。

改善点というのは、経営の改善、入場者数の改善だと思いますが、これはもちろん振興公社あるいは伊豆市にも、もう少し努力の余地があったのかもしれませんが、全国でリゾート法が制定されたり大規模開発が行われたり、それから市町村でもいろいろな施設をつくったり、当初は虹の郷などはかなり成功例だったと思います。それはどちらかというと、やはり時代の変化に対応し切れなかったということが基本的な問題ではないのかと考えております。

来年4月以降は幾つかの選択肢を考えなければいけないわけですが、しかし、今、手続的に、行政手続として指定管理の公募をしたところ、手を挙げていただいたところが手を下げたということでございますので、もう一度、指定管理の公募はし直させていただきます。それで応募があるかどうかはもちろん見通せませんが、今月中旬ごろには再度指定管理の公募を公開して、そして2カ月程度でどういったところが応募していただけるのか、そしてその内容はどのようなものかというものを見せていただきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 私もこの虹の郷については一般質問2回ほどしました。そのときにはまだ可能性があるんだから、あれを改善してほしい、これを改善してほしい、僕は幾つも提案したんですね。花のことについても松のことについても、とにかく冬はお客さんが来ないから、あそこをシニアの人たちにウォークラリーでスポーツ公園のような形にしてもいいだろうか、例えば、日本庭園の水も汚いからきれいにしたらどうだろうかとか、いろいろ僕は言ったんですけども、なかなか提案が行き届いていないような気がしました。

何か僕が提案した中で1つでも取り入れたもの、部長、あるでしょうか。どうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） どの辺まで提案していただいたというのはちょっと今、定かではないんですが、やはり虹の郷につきましては、年間計画をつくりながら、またある程度市役所と連携をとりながら、そして審査会等でいろんな形の意見をいただきながら、やはり改善に努めてきたというのは事実であったと思いますし、その努力が最終的には実らなかったのかなという形で考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 結構です。問題は、この虹の郷が次年度、まだ平成31年4月以降、これ果たして指定管理というのはあると思いますか。手を挙げてくれる方がいらっしゃると思いますか、今現在で。どのように把握しておりますか。認識しておりますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 虹の郷につきましては本当に大きな施設でございますし、なかなか従業員を確保するというのも難しいところがありますし、何しろ、時間的に12月になりましたけれども、12月から2カ月の間に決めていただいて、やはり4月からの開園というのはなかなか難しいのかなということで考えています。ただ、やはり私たちとすると、虹の郷というのは大切な施設でございますし、観光にとっては本当に大きな影響がございますので、その辺を考えながら、本当にできれば応募していただくような形で努力はしていきたいと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 希望的観測としては、指定管理を公募で受けていただける企業があればいいんです。でも現実的にはなかなか難しい。その難しさの中で手を挙げる企業がいるかもしれません。例えばブラック企業だとか規模の小さいのとか収益性の劣っているとか、または外資系だとか、いろいろ何とかマネーがありますけれども、そういう方々については、やっぱり査定がこの際だと思って甘くなる可能性があると思うんですけども、こういう企業ではオーケーしませんよね。しませんよね。わかった。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 市の当局とすると、当然そのつもりではありますが、最終的には指定管理の審査会がありますので、そちらのほうで判断していただくという形で、その後、議会のほうで承認していただくという形になると思います。

○議長（三田忠男君） 再質問。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 全くそのとおりですね。期間が短いからちょっと若干の幽霊的な企業さんが手を挙げる場合があります。これだけは絶対にやめてくださいね。彼らというのは法的な手段もなかなか守らない奴らがありますからね。

そして、問題は、指定管理を受けてくれればよし、受けられなかった場合はどのように対応を考えていらっしゃいますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 最大限はやっぱり受けていただくような形では努力していきます。受けていただかなかった場合につきましては、先般、地元の観光協会さんであるとか旅館組合さん等にも説明させていただきました。やはり伊豆市にとってマイナスのイメージにならないような形でしていく必要があります。ですから、市としての直営という方法もあるかもしれませんし、いろんな方法が考えられると思います。それにつきましては、地元の観光業

者さん等と話をさせていただきながら、最善の方向でやっていくような形では考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） そうですね。この間の新聞で市長さんが答弁した、閉園は考えていない、やっぱりこれだけの施設だから運用を考えている。これが正論だろうと思います。その上で、指定管理を受けていただけない会社があるならば、方法として幾つもあるんですよ。例えば今、部長がおっしゃったとおり、とりあえずは短期間に市が運営管理をする。そして、今いらっしゃる従業員の方を再雇用する。それならできるんですよ。でも企業である限り、やっぱり責任を負う仕方であるんですよ。これ、出ちゃうから問題なんだけれども、例えば責任をとるというのはナンバー1とナンバー2、理事長と局長というのは、残念ながら、どうなんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁できますか。

市長。

○市長（菊地 豊君） 公社のあり方については答えられないです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 公社のあり方については答えられないとありましたけれども、市で直営にする場合は、やっぱりそれなりの考え方であると思うんですよ。全部の従業員を雇用する。それも1つでしょう。また、責任的な問題を起こした方、それを再雇用することになると、これまた全くの行き当たりばったりの最低限の経営の仕方です。1年間、何か月か運営するようになります。ですから、企業としては転換の仕方であるはずだと思うんです。

もう一点、僕は個人的に思ったんですけれども、市で直営するならば、やっぱりそれなりの方を、理事長さんでも経営のプロをお金を払ってもいいから、プロの方にあそこを運営していただくというのも1つの案だというような感じもしますけれども、どうでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど産業部長から来年4月以降、状況によっては市が直営ということも発言ありましたけれども、将来にわたって直営でやり続けるというのは、決して適切ではないのではないかと考えております。周辺を見ましても、とてもお客様がふえているところ、例えばシャボテン公園、ぐらんぱる公園、あるいは三島のスカイウオーク等々、やはり民間で投資をされて、虹の郷を見ても、冬お客様が少ない。そうすると、そのコスト、経費を下げるんですよ。そうすると、要するに収入にはならないし、だんだん魅力もなくなってくる。

民間の方々を見ていると、お客様が来ないところでは来る工夫をされるわけですね。仕掛けをして、まさにイルミネーションなんか1つの典型かもしれませんが、いかにお客様を呼び込むかというところはやはり、これはそもそも公共サービスを本務としている行政とお金をいただくことが主たる任務の民間企業との違いなんだろうと思います。

私は伊豆市において、観光という民間のビジネスを市がやり続けることによる効果というのは、そろそろ限界なのではないかと、今、民営化すると決めているわけではないんですが、当面、4月以降直営もあり得るでしょう、あるいは将来的には全面的に民営化する範囲の中で、どこが最も市民の皆さんにとって利益となるかというものを検討させていただきたいと考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 私は、今仮説として、指定管理者がない場合はとりあえずは市が直営して、また再度指定管理者を募集する。そして、伊豆市には指定管理の業者がたくさんあります。それは皆さん規模が小さいわけですよ。虹の郷というのは規模が余りにも大きい。だからこれは果たして指定管理でいいのかどうなのか。指定管理のメリット、デメリットがあるわけです。

その中において、虹の郷のように大きいのが果たして指定管理で、将来にわたって指定管理がいいのか悪いのかというのは議論がまだないんですけれども、ちょっと部長さん、答えるのは難しいですけれども、虹の郷は将来は指定管理でいいのか悪いのか、その辺ちょっと答えていただけますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） もともと虹の郷につきましては、修善寺の職員の方が行って直営でやっていたということです。その後、一番最善の方法として指定管理という形での方法がとられたと考えております。私の考えるところによりますと、やはりテーマパークであるとか観光客が多く入る施設というのは、指定管理だと、やはりやることに対して、企画に対しても限界がどうしても生じると考えております。ですから、例えば新たな投資も、市としましてはやはり維持管理とかそういう形では最善の努力はしてきましたけれども、新たな投資というのはなかなか難しい状況が生じていると考えております。

ですからやっぱり、今の指定管理というのはやっぱりその当時はよかったのかもしれませんが、時代の流れの中で、今はだんだん適さなくなっているのかなという形では考えています。やはりこれからは民間の活力の導入であるとか、そういうことを検討していく時代になっているのかなと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

星谷議員。



○3番（星谷和馬君） 部長、丁寧に答えていただきましてありがとうございます。

僕も個人的にはあれだけの施設で広場でお客さんに何十万人も呼ぶところは、もう指定管理では根本的にもう無理だと思うんです。平成2年4月にオープンして、もうあれから約30年ですよ。全てのものに対して老朽化が始まっております。水回りもどうなのかも心配です。そうすると、直すと物すごく膨大な事業予算がかかるわけです。指定管理だったら市の財産だから、当然、民間の企業が更新をするにも手続を踏んでやるからスピード感も遅いわけです。そうしますと、将来にわたっての指定管理は無理だろうと思います。

だけれども、来年4月以降のことを考えた場合、急遽考えた場合には、指定管理は手を挙げてくれればいい、でも手を挙げてくれなければ、とりあえず市の直営もあるでしょう。閉鎖しなければですよ。当然閉鎖してはまずいですから。そしてその中において、やっぱりプロの方を、経営のプロを呼んで、とりあえずの間その方に運営権を任せていただいて、また新たに指定管理を次年度、再来年になりますよね。4月1日からちゃんとした指定管理を設けていただける。

そして、企業というのは部長も御存じ、市長も御存じのとおり、次年度の予算というのはもう1年前から企業計画、事業計画、そして損益収支計画、人件費、売り上げ、全てを考えた上で事業というのを使うわけです。今言ったって2カ月、3カ月ではまともな企業は手を挙げないんですよ。だから、優良企業だけは気をつけるということと、危なっかしい企業は気をつけるということと、最後にもう一度質問しますけれども、部長としては4月、どのような形が一番今現在いいと思っていらっしゃいますか。市長さんでも結構です。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 本当に時間的に短い中で、2カ月公募させていただきます。やはり公募者が手を挙げていただいて、今までの経営を見直しながら、新たな町をつくっていただくような会社が来ていただくと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 現状ではなかなか答えられることは難しいし、答えも出ない。でも今の現状としては、やっぱり経営のプロに任せていただけるのがベストではないかなんて、私、個人的には思います。あれだけの虹の郷ですから、市長初め各部局が協力して一番いい選択を選ぶ、そして、それについては我々議員ももちろん全面協力しますから、あそこはとにかく修善寺温泉の活力を生むためにつくった施設です。修善寺温泉だけではなくて、それがひいては伊豆半島全域にもつながるわけです。どれだけのお客さんが来ることによって、経済的効果がすごく生まれるんです。そういうことをもう一度捉えていただいて、もう一度虹の郷を考えていただければと思います。

私からは以上です。

○議長（三田忠男君） これで、星谷和馬議員の質問を終了いたします。  
議事日程の都合によりお昼の休憩にいたしたいと思います。  
再開は13時から行います。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 森 良 雄 君

○議長（三田忠男君） 午後の1番、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

たくさんの傍聴の方がいらして、少しはほっとしておるんですが、15番、森良雄。  
台湾旅行について質問させていただきます。

この質問は私、3回目なんですよ。台湾旅行をなぜ質問するかといいますと、これ基本的には公務なのか、それともプライベートな旅行なのかわからない。いただいた行程表を見ると、市長は羽田まで鉄道を使って行ったことになっている。そういうわからないことがあるから私は質問するんです。それで満足な答えをいただけないのでとうとう3回、同じ質問を3回することになった。きょうはぜひ本当のことをお答えいただきたい。

昨年7月1日から3日まで、市長は職員を連れ、台湾へ旅行しています。職員を連れていっているんだから、ちゃんと職員に説明させればいいんですよ。それを何だかんだ、どこへ泊まったかわからない、鉄道で行った、車では行っていないとか何とか、わからないことを言うから、同じ質問を3回もせざるを得ない。どこへ行ったのか、何をしに行ったのか。よくわかりません。9月議会では、答えは大分しているんだけど、やはり満足な答えはいただいております。改めて質問します。市民にわかるように答えてください。市民に理解できるように答えてください。議長は答えさせてください。

この視察の目的は何ですか。いろいろなところを視察したようです。訪問したようです。それぞれの場所、滞在時間、訪問の目的を伺います。

東横イン羽田に宿泊したとのことですが、2号館に泊まったようですが、それを証明してください。証明できないということはないと思います。それは、市長は、職員とあなたの後援会のメンバーと一緒にメンバーの車に相乗りで、羽田まで行ったと言われても否定できないことになります。いかがですか。証明できなければ、後援会の皆さんに別々に行ったと証明してもらってください。それぞれの場所、滞在時間、訪問の目的を伺います。

市長は行程表を見なさいというようなことを言っていますけれども、私の手元に来ている

行程表は、先ほども言ったように、そもそも出発が市長だけ電車でいったということになっていますね。同行した職員は同行した皆さんと一緒に車で相乗りで行っている。わけのわからないことをやっているから質問するんです。それぞれの場所、滞在時間、訪問の目的を伺います。

同じことを質問するのはこれで3度目です。正しいことを答えてください。議長は答えさせてください。公費を使つての視察です。市民にわかるように答えてください。議長は答えさせてください。

次、エアコン。

ことしの夏は異常とも言える暑さでした。市長、教育長も同様の考えだと思います。愛知県では、校外学習に参加した小学1年生の男児が熱中症で死亡という痛ましい事故もありました。国は、小中学校へのエアコン設置の費用を予算化しました。来夏へ向けての予算が決まりました。伊豆市では、11月臨時会で設計の予算が決まりました。エアコン導入の進捗状況を伺います。次の夏までにエアコンは設置できそうですか。見込みはいかがですか。市長、教育長の見解を伺います。設置できるかどうか見込みはいかがですか。エアコンメーカーや設置業者の打ち合わせはしましたか。来夏設置は間に合いそうですか。

次、東こども園。

周囲の市道建設の目的を伺います。ここでチェックが入って、「の」という文字が入っておりますけれども、これは「の」は外してください。設計高さという名詞を示しているものです。

では、日向に建設しようとしている東こども園の周囲に市道が建設されるようですが、目的は何ですか。どんな市道がつくられるのでしょうか。こども園の周囲をめぐる市道の建設はこども園の建設費で賄うのでしょうか。伺います。

この市道の地盤の設計高さはどのようになりますか。ここでいう設計高さ、具体的に言うならTP幾らだと。こういう数字を出してください。

この市道の地盤の設計高さはどのようになりますか。こども園の周囲の市道はこども園の地盤の高さとどのような関係になりますか。平面図だけではわかりません。御承知のように、あそこは斜面なんですね。なだらかな傾斜がついているんですよ。先ほどの星谷議員の質問にもありましたけれども、ここへどういう道路をつくるかですよ。斜面の端っこに。そういうのが全然わからない。平面図だけではわかりません。建設されようとする市道の地盤高さとこども園の地盤高さを教えてください。必ずここに差が出るはずなんです。出ない場合もありますけれどもね。同じ高さでつくって、こっち側へ傾斜を持ってくるという作り方もあります。こども園の入り口と建設されようとする市道の地盤の高さはどのような関係になりますか、伺います。南側の園庭とこれに接する市道の地盤の高さ関係を伺います。差異がありますか。同一平面の高さになりますか、伺います。

次、防犯カメラ。

安心安全、非常にこの議会でも話題になっていますけれども、どういうわけか、我が町は防犯カメラを設置しようとしません。10台ぐらいは設置されているんですね。しかし、まともな防犯対策になっている防犯カメラは、駅に設置されている4台だけです。中にはイノシシ用に、イノシシがあるかどうか調べるような防犯カメラも設置されています。

防犯カメラの設置については、今までに何度も伺ってきました。防犯カメラの設置は市長の防犯に対する考えにはないようですが、社会は大きく変化しています。防犯カメラも大きく進化しています。防犯カメラはインフラ、社会基盤です。市長はそう思いませんか。インフラであるという考えはありませんか。防犯カメラはインフラかどうか、市長の考えを伺いたい。海外でも防犯カメラは犯罪捜査には大きな威力を発揮しています。犯罪捜査や犯罪の抑止力として大きな効果を挙げています。

防犯カメラの効果や効能を今さら言うつもりはありません。毎日のように防犯カメラが事件事故の解決に活躍しています。防犯カメラは今も動いています。働いています。きょうのお昼休みの議員間の話題では、ドライブレコーダーが大分話題になっておりましたね。そんなのも防犯カメラの一種ではないかと思えます。

オリンピックの準備が進んでいますが、安心安全の伊豆市をつくるためには、防犯カメラはなくてはならないと思えますが、市長の考えはいかがですか。このような防犯カメラの活躍について、市長はどのように考えていますか。伊豆市を防犯カメラの後進市にしますか。伊豆市の学校で防犯カメラの導入があったようですが、他の学校への導入はどのように考えていますか。防犯カメラの性能は日々進化しております。通信機能を持つ防犯カメラもあります。今や社会に必要なものになっているとは思いませんか。

事件や事故の解決に活躍するのが町なかの防犯カメラです。24時間365日働いてくれる防犯カメラです。ここがポイントですね。24時間365日働いてくれているんですよ、防犯カメラは。どんなに地域力だ何だと言っても、24時間働いてくれません。伊豆市を防犯の後進市にしますか。おくれた伊豆市にしますか。安心安全の伊豆市にしませんか。市長はなぜ防犯カメラに消極的かはわかりませんが、市民の安心安全を優先しませんか。

続いて、同報無線。

F M I Sの話もありましたけれども、同報無線についても何度か質問しています。市内には音声が届かない場所があることは御存じですか。一例を挙げれば、修善寺駅の東側の線路沿いですね。なぜ届かないかということを考えてくださいよ。聞くところよりもスピーカーが下のほうにあったのでは聞こえませんよ。チャイムの音が聞こえても音声が届かないところがあります。どうしてこういう現象が起こるのかわかりませんか。音の高さが違うんですよ。言っていることがわかりますか、理解できますか。わからなければわからないと答えてください。

9月6日に北海道胆振地方で発生した地震がありました。3カ月前ですね。厚真町では震度7を観測しました。この地震の特異性は、土砂くずれです。異様な光景でした。山の斜面

が新聞紙面いっぱいに流れていました。私ちょうど1年前、この辺を走ったんですね。至るところで土砂くずれを起こしていました。驚きはこれだけではありません。ブラックアウトという聞きなれない言葉です。この質問はブラックアウトについてではありません。ブラックアウトの結果、全ての電源が喪失した結果起きたのは、ラジオやテレビの放送ができなくなったということです。

電源の喪失により、ラジオやテレビの受信も同様にできなくなりました。スマホや携帯電話も、バッテリー切れの次に起きたのは充電できないという現象でした。通話不能に陥りました。ブラックアウトは全ての通信手段を麻痺させました。そんな中で、唯一生きていたのは同報無線です。通信手段として生き残ったのは同報無線だということですね。市内に設置されている同報無線です。デジタル化する、金がかかるからどうのこうのと言う。厚真町の町長は、この同報無線を使って町民へ地震の状況をみずからの声で周知させました。この件は皆さんもお聞きになったのではないかと思います。テレビで見たのではないのでしょうか。町民は町長の声で被害状況を知ることができました。

同報無線の充実の必要性がありますが、市長の考えはいかがですか。今までの、きょうのこの一般質問のほかの答弁を聞いていると、どうも消極的ですけどもね。同報無線の充実の必要性がありますが、市長の考えはいかがですか。難聴区域、いわゆる聞きにくい区域の解消が必要ですが、いかがでしょうか。機器の充実が必要ですが、いかがでしょうか。

次、発達障害者の発見と支援。

発達障害という言葉を受けない日はないほど、発達障害についての喚起が進められています。発達障害についての誤解を防ぐためもあります。発達障害についての正しい理解が必要だからです。発達障害は早期の発見により、本人はもとより、周りも誤解せずに済みます。発達障害は隠すものではありません。何でこんなことを言うかという、ここには発達障害という言葉を使うなという方もいらっしゃるんですね。発達障害はその人の個性だと理解され始めてきました。残念ながら、発達障害という言葉に嫌う方もいるようです。発達障害を隠すことはありません。その方の個性なのです。家族も本人も個性として認めてあげてほしいものです。発達障害者は15人に1人ぐらいいるとも言われています。周りも本人も自分のことがわからず困っているようなことがあるようです。

発達障害は早期発見で適切な対応をとることにより、本人はもとより周囲も安心できることがあるようです。難聴の発見はどのようにしていますか。弱視などの発見はどのようにしていますか。こういう目で見ることができるとは結構わかるんですけども、文字を読むことが難しいような場合があるようです。こういうのは発見が難しいようですね。先生が気をつけてくれればわかるんだろうと思うんですけども、発見はできるのでしょうか。小学校における発達障害者の発見の取り組み状況はいかがですか。学習障害、自閉スペクトラム症、注意欠陥多動性障害などの発達障害者の発見状況はいかがのでしょうか。その場合の対処の状況はいかがのでしょうか。伺います。

○議長（三田忠男君） ただいまの森良雄議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、1つ目の台湾への出張についてお答え申し上げます。

本件については、既に平成29年第4回、平成30年第1回及び第3回市議会定例会においてお答えしたとおりでございます。なお、滞在時間についても平成30年第3回伊豆市議会定例会でお答えいたしました。これは一般質問というよりも議員がちゃんと聞いておられるか、ちゃんと読んでおられるかの問題ですので、そこはぜひ御確認をください。

ただ、今回の御質問の中で、今までなかった唯一の点が随行者と一緒に行かなかったからという御指摘があったんですが、これは市長の公務スケジュールと職員は全く違いますので、随行が出発から帰りまで同じ場合もありますし、全く別行動することもございますので、それはもう市長のあり方として御理解を賜りたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 議員の皆さんわかりましたか。市民の皆さんわかりましたか。

例えば、最初の質問でもしましたけれども、東横イン羽田2号館へ泊まったというんですね。2号館へ泊まったという証明ができるかできないかは、私としては、市長は随行者、同行者と一緒に車で羽田まで行ったというふうに理解せざるを得ないんですけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも何度も申し上げておりますとおり、私は自分の公務の中で、自分を休めるために私費で泊まる場合がございます。今回もあえて先行して自費で宿泊をして、そして公務として翌日、皆さんと一緒に、随行者と一緒に飛行機に乗ったわけです。

したがって、前からお話し申し上げているとおり、そこに私の違法性に対する合理的な疑義があったらお示してください。それについてお答えいたします。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 証明できるかできないかは、市長が電車で行ったと言ってもここへ泊まったかどうか、電車で行けば当然、羽田付近で泊まることになりますよね、前日に動いているんだから。しかし、羽田に泊まったという証明ができなければ、当日、同行者と一緒に行ったと言われても否定できないのではないですか。いかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） もうかつて何回も答弁したとおりです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） この旅行は、いいですか、伊豆市の商工会長の杉山羌央君、天城湯ヶ島の観光協会支部長、堀江昭二君御夫妻、もと伊豆市の職員夫妻、それから、どうもこの旅行を先導したのは伊豆中央バスの佐藤、こういう方が行っているんですよ。そうそうたる市長の後援会のメンバーだ。そういう方と一緒に車で行ったのではないかと考えるのが自然だと思わすけれども、そうではありませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも申し上げたとおりですが、今回、私の後援会活動とは関係ありませんし、この中の同行された方々が全員が後援会の幹部でもありませんし、それから例えばジオパーク、例えばネルソン等々交流する場合に、市の職員以外の方々と一緒に行動することがあるわけです。しかも、議員、これ、前から申し上げているとおり、長年にわたって職員の時代だったころから台湾との関係をずっと維持構築してきた市民の皆さんに対して、私は市議会議員としてしかるべき見識があつてよいのだと思わすのですが、そこはしっかり議員として御判断いただきたいと思わす。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 市議会議員としての見識より市長としての見識を私は聞いているんですよ。自分が羽田へ泊まったのかどうかの証明ができないでいいんですか。あなたは公務で出かけているんですよ。公務でしょう。公務で出かけているのに、市の職員がつけてあるのに、羽田までは別行動をとっていると。これが議員として市民が理解できますか。一般の市民の皆さんが理解できますか。答えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 同じ回答でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 議長、これでいいの。あなた、答えさせないんだな、本当に。答えさせないというのは議長さんの常套手段だからしょうがないけれどもね。

○議長（三田忠男君） 常套手段とはどういう意味でしょうか。私に対して常套手段とはどういう意味ですか。

○15番（森 良雄君） 何で答えさせないの。これ、一般質問ですよ。

○議長（三田忠男君） それはやりとりで引き出してください。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） やりとりで答えていないじゃない。

○議長（三田忠男君） ですから、引き出してください。

○15番（森 良雄君） 羽田に泊まったのかどうか答えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ほかの案件でもそうですけれども、森良雄議員はいつも何かをつくって、恐らく妄想に近い何かをつくって、ああだこうだとおっしゃるので、合理的な疑わしさについてここで説明をしてください。そうしたら私はそれに対してお答えしますから。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 職員を同行させて、職員は今言ったこの6人のメンバーと一緒に車に乗っていった。これは事実ですね。答えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 以前に総合政策部長からお答えしたとおり、事実です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 市長は電車で行った。公務ですよ。何のために職員をつけて行ったんですか。職員はほかのメンバーと一緒に車で乗っかって行った。まして、この旅行に連れていったのは伊豆中央バスですよ。おかしいと思いませんか。市長、答えて。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今も大変失礼な発言があるんですけども、伊豆中央バスで行ったから問題だと、それ、議員、大変失礼な話なので、これ議場においてそういった不適切な発言は、もう何度も議会から指摘されていると思いますけれども、議員としてその品位はしっかり守っていただきたい。これは市民の代表として、市長として、改めてそこは御理解をいただきます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 時間がないからこれで打ち切るけれども、公務で市長は台湾へ行った。職員を同行させた。羽田までは別々に行った。それが通るかどうかですよ。どうせ同じ答えだから、もうこれで、ここは打ち切りますけれどもね。

次をお願いします。

○議長（三田忠男君） エアコンですね。答弁を求めます。

まず、市長。



〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 御質問ですが、これは既にほかの方への答弁でお答えしたとおりだと思いますが、本日、つい先ほど、昼休みにファクスをいただきまして、国から交付金3,600万円余だったと思います。ということですので、問題は全国に50万台の需要があるんだそうです。小学校、中学校だけで。日本国内の生産能力が12万台ということで、要するに、エアコンがあるのかないのか、それから設置する事業者が間に合うかどうか、そこが1つ焦点だろうと思っています。そこは教育委員会のほうで、既に準備は開始していると聞いておりますので、問題はそこになるんだろうなと考えております。

○議長（三田忠男君） 続いて、教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） 前回の議会でも御答弁したとおり、多くの議員の皆様や学校現場からも要望が出ておりますので、学校現場と連携をとりながら、早期設置を目指してまいります。

作業等については、教育部長に答弁させます。

○議長（三田忠男君） 教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、エアコンの導入に向けた進捗状況について御回答申し上げます。

さきの11月臨時議会で御承認いただきました設置にかかわる実施設計書、こちらについては現在、作成業務につきまして、業務委託のための制限つき一般競争入札の公告を行いました。12月13日の入札の執行によりまして、設計書等の作成業者が決定をいたします。これを受けて、直ちに実施設計書の作成を行ってまいります。

また、本作業と並行いたしまして、本体整備の関連予算、本補正予算等で繰越明許の予算計上をお出ししているところでございます。御承認の後、直ちに実施設計書の完成を待ちまして、工事発注の準備を進めてまいるといった状況でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） ここまでは大体9月議会でも聞いているわけですよ。だから9月から12月までの3カ月でどのくらいの進展があったのか。先ほど市長が言ったように、需要は50万台だと。生産能力が12万台しかない。それももう皆さん承知して動いているわけでしょう。全国の皆さんが承知しているんですよ。その中で、伊豆市はどうやって動いているかなんです。

例えば、お話のあれだと、エアコンまで考えているんですか。いわゆる受電配電設備だけなのか、今度の12月13日に受けるというのは。ですから、受電設備と一式発注するんですか、エアコンと受配電整備。両方含めて。どういう発注の仕方をするのか聞きたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） こちらも11月の臨時会でも御報告をいたしましたとおり、基本的にはエアコン設置の電気工事、それから受電設備、いわゆるキュービクル、こちらの設備工事の2つの大きな発注の体系がございます。基本的には電気工事と設備工事、当然のことながら、エアコンの確保というものが一番整備すべきでございますので、補正予算の御承認をいただいた後に、直ちにエアコンの確保の発注をしたいと思っております。並行して各学校ごとに全て受電設備が不足しておりますので、増設という工事の発注を別途、この本実施設計の設計書を作成しますので、その中であわせて実施するというところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 受配電整備については、行動を起こしているというふうに理解いたします。

問題はエアコンの調達が可能かどうかですね。この辺についてはやはり未定ですか。全国の小中学校が一斉に行動を起こしているし、早いところは恐らくもう確保しているところもあると思うんですよ。伊豆市はこれからなのかどうなのか。その辺伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） こちらも12月の補正予算の御承認をいただくのを前提に準備作業等は進めさせていただいておりますが、機種を選定については極力同じ機種、それについても校長会等で御審議をいただいておりますので、御承認の審議を受けて、直ちに発注したいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） ともかく下世話な言葉で言えば、取り合いになっているはずなんです。それをどうやって確保するか。市長が教育委員会に任せているだけではなくて、あなたが先頭に立って、1台でも2台でもエアコンを確保してくるぐらいの気持ちで、きのう、きょうのニュースだと、来年も猛暑はあるだろうというような話もありますから、ぜひその辺の市長の気構えはいかがですか。伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 教育委員会と連携をしっかりとって進めてまいります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 次。

○議長（三田忠男君） こども園ですね。それでは、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 健康福祉部長に答弁させます。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 新こども園の外周道路の目的でございますが、通園時の安全確保のためでございます。道路建設費については、新こども園建設事業の予算で計上しております。

新こども園の高さについてですけれども、現時点の計画においては、園庭の中心が56.37メートル、児童発達支援施設駐車場の入り口部分は56.80メートル、こども園駐車場の入り口部分は54.49メートルと、約2.3メートル西側が下がっており、こども園南側の市道であります小川遠藤橋線と同じような勾配になっておりまして、駐車場と外周道路がすりつくような計画となっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） この辺については、なぜこんな細かいことを聞くかということ、うわさでは、周辺の住宅地の建設を考えているというようなことがあるんですけども、ここは、西と東では高さが違うんですね。数メートル、お話では2メートルぐらい高さが違うんですね。特に西側の道路なんていうのは、つくったって西側の人もすぐそばに住宅ができていますから、この人たちはどのようにこの道を利用するのか、僕は非常に疑問を持っていました。

どうも園のための道路だということですから、今の東こども園の送迎というのは、ほとんどみんな自家用車で来ていると思うんですね。そういうことを考えたら、やはり安心安全のこども園をつくるんだったら、園の中に入れなくて、この道路を使って送迎する、僕はいい考えだなと思っています。もしそういうふうに使ってくれるんだったらね。ただ、そうではないという意見も市民の間にはあるんです。そういうことのないように、ぜひしていただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（三田忠男君） 防犯カメラですね。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 防犯カメラについては総務部長に答弁させます。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） 市内の学校では、天城中学校で防犯カメラの導入がございました。

これは例年、防犯ブザーなどの防犯グッズを寄贈していただいている明るい社会づくり運動天城湯ヶ島協議会からの申し出を受け、天城中が設置したものです。天城中以外の学校への

設置については、現在のところ予定しておりません。

○議長（三田忠男君） それでは、補足説明、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から防犯カメラについてお答えさせていただきます。

この防犯カメラにつきましては、今まで何回か御答弁申し上げてきました。全く必要ないとは思っておりませんし、そのように答弁させていただいております。防犯カメラの犯罪の抑止力ということを考えております。

伊豆市でも近隣自治体と同様に、市の施設管理、この管理を目的に、必要な施設には既に何カ所か設置をしております。また、東京2020大会、この開催時には修善寺駅周辺は観光客や観戦のお客様で今まで経験したことのないような状況も予想されますので、防犯カメラの設置については、事件や事故を未然に防ぐ、その観点から大会の役割を担う大会組織委員会にも必要性については伝えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 私は、防犯カメラについては毎回のように質問しているんですね。

やはり必要性を感じるからなんですよ、教育長。今もう子供たちの帰る時間は薄暗くなってきていますね。ただ私の住んでいる瓜生野から熊坂の道路なんていうのは、結構女の子が1人で下校しているんですよ。女の子というから、あそこを下校しているということは恐らく中学生ぐらいでしょうね。本当に危なくて見ていられないですよ。駅周辺だけだなんて言わないで、今、伊豆市の市民のために必要だと思いませんか。社会インフラだと思いませんか。市長、教えてくださいよ。思っているか、思っていないか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど総務部長が申し上げましたとおり、防犯カメラが必要ないとは思っておりません。ただ、適切などころに配置しながら、私たちのような中山間地域の地域の皆さんとの見守り合い等含めて、総合的に治安をしっかりと維持していくということが適切なんだろうと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 中山間地の見守り。ただ、私いつも言うでしょう。瓜生野の区長さんは一生懸命軽トラで見回っていたと。区長がかわったら、はい、それまでですよ。

初めに言ったように、防犯カメラを道路につけておけば、24時間365日見守ってくれるんです。抑止力としては非常に大きな威力を発揮していると思いますけれども、そう思いませんか、市長。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 基本的な考え方は先ほど申し上げたとおりです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 何でそういうかたくなな答えしか返ってこないのかどうなのか、私はわからないんですけれどもね。いろんなところでいろんなものを出してくれているんですよ。お金かかるでしょうね、1基つけると。ことしつけた5台は1台100万円ぐらいかかったんですか。総務部長、安いのだってあるんですよ。電力会社は電柱へつけていいよなんていう、これは中部電力の話だけでも、そういうところがあるんですけれども、いろんな方法があるんですけれども、お金がないんですか、それともやる気がないんですか、市長、どっちですか、伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 繰り返しているとおおり、不必要だとは思っていないんです、当然。ただ、市民の皆さん、私もこの間申し上げましたとおおり、今回、土肥が3回残っているんですけれども、これまで31回のミニ集会、700人近い方々と話をし、そのほかにも実は80人規模の集会を行いましたので、750人の皆さんから直接話をやりとりする中で、いろんな課題がありました。ごみ焼却場とか中学校以外にもいろんな課題がある中で、どんどん防犯カメラをつけてください、心配ですからという声がない中で、もっと切実な地域の優先順位がある中で、どんどん防犯カメラをつけて、町中が防犯カメラだらけで安心ですというふうに市民の皆さんが思っているようには思えない。

そうすると、しっかり必要な箇所というものを選定をして、そしてそこはハードとしての防犯カメラと、あとそのほかいろいろな手段を用いて市民の皆さんの治安を維持していくということを伊豆市の皆さんはやはり自分たちのふるさととして考えておられるんだろうと、私はこのように考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 市長さん、一生懸命伊豆市のことを考えていると。とうとう今月の伊豆市の人口は3万1,000人を割っちゃいましたね。市長さん、何で伊豆市民がいなくなっちゃうのか。恐らくオリンピックが終わったら、あの年には3万人を割るでしょう。いなくなっちゃうんですよ。少なくとも安心安全の町、伊豆市はこれだけ安心安全のまちづくりに金をかけていますよぐらい言えるような行動をとってもらいたいですね。

現実には、例えば県道沿い1つとったって、まず県道からつけていこうとか、国道は国につけてもらいましょうぐらい言ったっていいと思いますよ。国道はある程度ついているのではないかと僕は想像しますけれどもね。下から見ると見えるのは河川には、防犯監視カメラが

ついていますけれども、国道はついていないね。ぜひ、市民の安心安全、これほど威力のあるものはないと思います。

私もまず市民喚起も必要だと思うから、これからもぜひ一般質問の機会があるたびに質問させてもらいますけれども、オリンピックは何も修善寺駅利用者ばかりではないんですからね。いろんな交通手段を使って伊豆市へ来ると思いますので、そういう方のためにもひとつ安心安全を考えるんだったら、防犯カメラをつくっていただきたい。

次、お願いします。

○議長（三田忠男君） 同報無線、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 同報無線についてお答え申し上げます。

同報無線の難聴対策としては、伊豆市情報メールで文字での情報確認をお願いするとともに、防災ラジオの活用も推進しております。同報無線以外にも災害時の情報伝達手段としては同報無線を補完する形でFMISを利用し、市民の皆さんに正確な情報が伝わるよう、そのほかも含めて複数手段で対応しております。また、停電時の対応としては、同報無線の親局、中継局等ではバッテリーを備えており、72時間程度の稼働は可能であると、このように考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） そんなことは聞く前からわかっているんですよ。72時間ぐらい同報無線。問題は聞こえないところもありますよと。それから、きょうもいろいろ話題になっていますけれども、デジタル化するのかなど。今後どういうふうを考えているのか伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まずは難聴の区域でございます。各4町が設置した当時、そのときの住宅の状況を勘案しながら屋外の子局を設定してあります。特に修善寺地区では、その後新しく住宅を建てられた団地等については、一部聞こえづらいという議員おっしゃるとおりの状況もございます。ただ、現在も機器がアナログの部品を使っております。アナログもいつ終わるかわかりませんが、実際に各メーカーそれぞれ部品等を製造していないという実態もございます。先ほど、午前中の波多野議員のときでしたか、答弁でFMISのあり方の検討も今後していく中で、同報無線についてもアナログとデジタル化、それぞれのあり方、これを総合的に検討しまして、同報無線の今後のあり方についてもFMとあわせて検討してまいります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） では、デジタル化はするんですね。検討するというのは。あくまでも検討の域だけですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） デジタル化は、当然、相当の事業費、経費がかかります。アナログが終わったときに、果たしてFMISで全てかわりができるのか。それらも含めてデジタル化も効果がどうなのかも事業費も含めて、やる、やらないも含めて検討をしていくという意味でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） ブラックアウト、承知していますね。幸いなことに、伊豆市はブラックアウトは起こりません。これは保証できるんだけど、停電は起こるんですよ。その場合の通信手段として考えざるを得ないのではないですか。いかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど市長も72時間程度のバッテリーを持っているということで、特に親局については、ここの庁舎に非常用の電源もございます。あと、同報無線、屋外子局のバッテリーが72時間ということもありまして、全てがラジオで対応できるかどうかという問題もありますが、まず72時間程度であれば、防災ラジオも乾電池を電源にできますので、それらでFMISを通して、もしくは同報無線もラジオで聞けますので、防災ラジオの活用を考えて、しっかりと対応していただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 僕はブラックアウトをなぜ出したかといったら、電源が全部喪失するということもあるんだよということを言っているんです。

時間がないから次をお願いします。

○議長（三田忠男君） それでは、発達障害者の発見ですね。

答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 発達障害についてですが、小学校就学前に健康福祉部と連携し、早期発見に取り組んでおります。

具体的には、就学前の健診時において視力、聴力及び機能検査を行い、それらの結果において数値の低い児童にはさらに詳しい検査を行うことで、障害に当たるレベルであるか否かの見きわめを行っています。また、それらの検査は就学後も定期的実施し、経過を見ています。学校では、児童生徒の発達の特性や程度に合わせ、個別の教育支援計画を作成し、教

職員が共通理解し、同一步調でその子の特性に合った指導や支援を行っています。

さらに、特性の強い子供に対しては、臨床心理士による面談や専門的な検査（WISC）を行い、その結果を通じて、市の就学支援委員会において専門家による審議や判定を受け、特別支援学級や通級教室、さらには県立の特別支援学校での就学を勧めることもあります。視覚に障害のある児童生徒やLDの子供に対しては、軽度の場合には、通常学級において座席の位置に配慮したり、漢字に読み仮名を降ったり、拡大教科書を支給したりして、理解を支援する手だてを施しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 私は就学前については健康福祉部長からきょうもお話あったと思うんですけども、ある程度わかるということで対処できるんですけども、いわゆるASDとかADHDとかLD、これは恐らくわからないケースが多いんですね。だと思っんですよ。そういう方は今もう盛んに公表していますよね。私はLDだと。

教育長から専門家のお話が出ましたけれども、これ治すのは専門家に頼むほかないらしいんですよ。どのようにやっているか伺いたい。

○議長（三田忠男君） 最後の答弁お願いいたします。

教育長。

○教育長（西井伸美君） まず、学校における発見ですけども、先生方が子供たちの様子を見て、今おっしゃられたようなADHDだとかそういう症状は知っていますので、心配だなということになりましたら、保護者の方と相談したりしながら、先生方が判定することはできませんので、専門家のお医者さんのところでまずは検査をしてみてもらおうと。そして、その診断について保護者の了解が得られれば、教員とお医者さんとでまた連絡をとり合っつて、どのような指導をしていく、または治療を手助けいけばいいのか、また、学校には月に2回か3回、臨床心理士の専門の方がみえますので、その方ともよく相談しながらその子の特性に合ったような指導をしていっつているところでございます。

○議長（三田忠男君） これで森良雄議員の質問を終了いたします。

14時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時00分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 間 野 みどり 君



○議長（三田忠男君） 次に、4番、間野みどり議員。

〔4番 間野みどり君登壇〕

○4番（間野みどり君） 4番、間野みどりでございます。発言通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

きょうは、2点質問したいと思います。

1、伊豆市における子供の虐待に対する現状と考え方。

2018年3月、東京目黒区で当時5歳の女兒が虐待死した事件は皆様の記憶に残っていると思います。ノートに、もう許してと5歳の子が書き残したこともわかり、本当に痛々しい事件でした。これを機に、厚生労働省の虐待のあり方にも変化が見られるようになってきました。今までの新聞報道の統計ですが、全国紙、朝日、毎日、読売の掲載データによりますと、件数は昭和62年6件だったものが平成13年には1,704件、平成20年には1,345件と急増し、そして平成25年は802件となっています。

静岡県の児童相談所における児童虐待による相談件数は、児童虐待防止法が施行された平成12年に比べ、平成23年は5.6倍に増加しています。相談件数では、平成12年全国1万7,725件、静岡県444件、平成28年全国12万2,578件、静岡県2,496件です。また、静岡県の児童虐待による一時保護件数は、平成12年度は125件、平成28年度は692件であります。このようなことから、児童虐待は社会の中で大きな問題となってきていることがわかつています。

私の保育士時代にも幾つかの事例を身近に感じたことがありますので、ここでちょっとお知らせしたいと思います。

事例1、25年ほど前になります。まだ4町が合併する前でしたが、私の知り合いの保育士がかかわった事件であります。修善寺町で2歳の女兒の件です。お父さんの連れ子としてお母さんと再婚したのですが、当時お母さんがお父さんに焼き餅を焼き、お風呂場で悲惨な事故になった件が1件、そして事例2ですが、男の子、30年ほど前、外国人のお母さんでしたが、ストレスとかいろいろなことがありまして、つねられる跡があったので、みんなで相談したんですが、お母さんはそういう自覚がなく、私はただしつけど思っていたという件がありました。

そして、3つ目になりますが、これは二、三年前の話になりますが、沼津市の件ですが、とても保育園にお母さんの預けている態度はよかったし、先生方ももうまくいっていたんですけども、なぜかつねられた跡とか虐待の跡があるので、相談所に相談したんですけども、それをきっかけにお母さんとの間がとてもうまくいけなくなったということがあります。その2件とも子供にちゃんとどうしたのと聞くと、お母さんのせいではないという子供がかばうのが現状だということです。

このような3件の身近に感じた件を踏まえまして、このような中、伊豆市は虐待に対して状況をどのように捉えて把握していますか。現状並びに今後の対応についてお伺いします。

そして、第2問は伊豆市における子育て支援の一環、こども食堂の必要性等のあり方と今

後についてです。全国で広がりを見せる給食の無償化等子供の貧困が新聞をにぎわせています。その中でこども食堂も近年多く報道されるようになりました。経済的な理由や家庭の事情で十分な食事がとれない子供に安価で食事を提供する場がこども食堂です。

最近では、三島市にオープンしたり、11月10日には伊豆の国市でもいずのんこども食堂がオープンしました。また、函南町でもある保育園、マーガレットといましたが、始めたと聞きました。

伊豆市では今の現状、必要性等どのように捉えていますか。また、今後についてどのようにお考えかお伺いたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの間野みどり議員の質問に対し答弁を求めます。  
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、児童虐待についてお答え申し上げます。

私も市長になりまして、1件、ここの玄関に入ろうとしたときに、小さな小学校2年生ぐらいの女の子でしょうか。自分で児童相談所に入りたいという、子供さんが自分でそういう意思を、たまたま私が市長でそこで会ったらそういう話で、当然、福祉部局に案内したんですけども、どういう親御さんなんだろうと思いましたね。それから、つい先日なんですけど、出張先のエレベーターに乗っておりましたら、若いお母さんと小さな女の子が入ってきて、ショックでしたね。どうしてお母さんがこんな人前で残酷な行動を子供にとれるんだろうと。大変失礼ながら、お母さんがまだ大人になり切っていないよなど。

そうすると、いわゆる伝統的に言われてきた子供は親が見るものだということだけでは解決できない時代になっていて、社会全体として子育てを考えることも必要になってきたと、本当に痛感をいたしました。

伊豆市の現状については健康福祉部長に答弁させます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。  
健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 子供の虐待に対する現状ということですが、当市では、こども課に母子保健スタッフ、家庭児童相談室があります。乳幼児健診やこども園等からの情報連携を密にとって、そこから早期対応をしております。

家庭児童相談室で対応している虐待ケースは、継続と新規のケースを含めまして、年間約20ケースとなっております。また、要保護児童対策地域協議会がありまして、県が設置している児童相談所、警察署、学校関係、民生児童委員等関係機関が連携して個別ケース検討会議を開いて、情報や方針を共有しながら家庭支援をしており、長期的にかかわっております。

また、11月は児童虐待防止推進月間となっております。児童虐待防止に関心を持ち、一人一人に呼びかけていく活動として、民生児童委員の方と一緒に街頭キャンペーンを行いま

した。児童虐待防止というメッセージが込められたオレンジリボンをつけて啓発活動も行っておりです。住民からの情報提供は、大変大事だと考えております。今後もこども課家庭児童相談室を中心に関係機関と連携して、早期対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） ありがとうございました。

前々回になりますか、下山議員も虐待について触れてくださって、大体の目安はわかっていたんですけども、改めてここで年間20ケースということで、わかりました。

この20ケースというのは相談数と保護数に分けると、どのくらいの値になるかわかりますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 先ほど議員が示されました平成28年度の児童虐待による相談件数、静岡県では2,496件と申されましたけれども、それに対しまして伊豆市は8件、それから、児童虐待による一時保護件数は静岡県のほうが692件ということでお示ししていただきましたが、それに対する伊豆市としましては3件というような状況になっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） ちょっと計算してみて、大体県のほうは大体30%ぐらい相談数と保護数という感じに自分で計算したんですけども、これが8件のうち3件というとやっぱり15%ぐらいと少し目安が低いようには思うんですけども、それはやはり、田舎ですので、地域の目とかそういうのが行き届いているとも考えられるんですが、その点はどうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 一応相談件数とそれから一時保護件数を考えますと8件中3件なので、そこのところは37%ちょっとになるかと思えますけれども、家庭児童相談室が児童虐待で対応している延べ件数というところは、健康福祉部のしおりの中でも示しておりますが、平成28年度は延べにしますと703件、それから平成29年度は929件ということで、延べですので、1つのケースにかなり家庭児童相談室の相談員のほうも丁寧に長期的にかかわっているということになります。

そういう面で行きますと、地域住民による見守りというところが、伊豆市の場合には皆さんからのいろんな情報提供をもとに、かなり長期的にかかわっている状況にあると言えると思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） ありがとうございます。

ちょっと変わりますけれども、10月27日に行われた社会福祉まつりにおいてもオレンジリボンをつけて、オレンジキャンペーンとして虐待を防ぐ展開をしていた様子も見受けられ、皆様の関心を持っていただくことの大切さも周知されているなと思いました。

そこで、ちょっと質問の2つ目なのですが、虐待の種類は4種類あると思います。身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、そして育児放棄と言われるネグレクトとありますけれども、伊豆市の場合は、個人的には私はネグレクトが多いのではないかと感じておりますが、伊豆市の場合はどのような発生率でしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） まず、虐待の種類ということですが、間野議員のおっしゃるとおりに、心理的、それからネグレクト、身体、性的虐待と大きくは4種類あると思いますけれども、県のほうで調べた件数の中の割合をまず先にお話ししたいと思います、心理的虐待、すごい暴言であったりとか無視するとか、そういうようなものが値しますけれども、50%、それから身体的虐待ということで、手を上げてしまったりとかそういう形になります、それについては26%、そしてネグレクトということで、全くそのお子さんについて面倒見ないというような形のもの23%、そして性的虐待というところは1%というような割合になっております。

そして、伊豆市の状況につきましては、ネグレクト、それから身体的というところが主ということで、ちょっとこのところは件数も少ないものですからここが何件、何件というようには言わずに、大体その主なところはネグレクト、身体的虐待というものが多いということです。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 心理的が50%というのがちょっとびっくりして、私は個人的には、服装が汚いな、お母さんが見ていないなという子が多かったものですから、ネグレクトが一番多いのではないかなと思ったんですが、やはり違って、びっくりいたしました。

そしてネグレクトについてとか、それから心理的というのがやっぱり一番すごく難しく、先ほども言いましたけれども、本人の自覚がなくて、自分は子供を育てている、しつけどと思ってやってしまって、それは違うよとなかなか感じにくいというのが心情だと思います。実はこれは虐待だけではなくて、一般社会の大人の世界にも言えることではないかと私は常々思っていて、いじめの大半も、社会の中ですね、会社の中とかそういう中で、いじめられている人はいじめられていると思うんですけども、案外やっている方は指導をしている

とか、私はこの人を指導しているんだからという感じですが、本人はいじめられていると思っている。それと同じように子供の社会も同じで、同じような傾向があるのではないかということを感じているので、そこは本当にデリケートな問題ですので、やはり難しいなど常々思います。

ちょっとすみません、また初めに戻りますけれども、目黒区の女の子の件で、まさに神奈川から東京へ転入したときの連携不足を聞いています。先々月ですけれども、10月28日に研修会があって、虐待の研修会に行ってきたんですけれども、静岡県健康福祉部こども課長のお話を聞きました。県では問題がある子が転入してきた場合は、24時間以内に家庭訪問で安否の確認をする義務があると聞きました。伊豆市でもそのような体制などはとっているのでしょうか。お聞きします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） まず、市町村子ども家庭支援指針というのがガイドラインということで示されているものがございます。それによりますと、支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携を図りつつ対応してきた関係機関等に連絡するとともに、転出先の市町村等に通告することになっております。

市は、必要に応じて県の児童相談所とともに連携を図って、安全確認を必要と判断される事例については、迅速な対応を確保する観点から、48時間以内に子供と直接会うこととしております。この目視といいますか、会ってというところの確認ができなくて、関係機関においても安全確認が行えないケース、またはかなり重篤な虐待事案については、県の児童相談所への事案送致及び警察への情報提供を行ってございまして、そこで連携して対応していくということになっております。

子供の命を守ることを何より第一に捉えているということになりますけれども、また、自治体間の認識の差というところが出てくると思いますので、そういう点につきましては、移管先の市町村は、そのケースについて少なくとも1カ月はその前に住んでいた移管元の市町村の支援方針を継続するということになっております。それによって、何日かに1回訪問するとか、そういうような方針等も引き継ぐということになっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 48時間に直接会って確認するとか、やはり本当にそれが必要なことだと思いますので、続けて継続してやっていただきたいと思います。

虐待についてはいろいろ質問してきましたが、本当にデリケートな問題でもあって、家庭内のことはなかなか相談できなかつたり、本人が手を挙げることは難しいです。それだけに、周りの人や地域や、それから友人や組織が気づきということが一番大切だと思います。気づ

いて方向を考えるとということが一番大切だと思います。そして気づいたときに、後は組織が連携するということが大切だと思いました。

昨日、山口議員がやはり連携という言葉を使っておりましたけれども、本当に今、行政の中でもどこでも連携しながらやっていかないと何か解決できないような気がすごくしております。組織が十分に話し合って、ちょっとでもおかしいなと気づいたらすぐにそれを伝えるということが大切だと思いますけれども、今、一番もし気づいたら、どちらにすぐに言った方がいいでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 相談の窓口ということになりますけれども、こども課にあります家庭児童相談室が窓口にはなりますが、子供さんの場合には、とにかく本人から言ってくるというケースはなかなか、先ほど市長の話にあったのは本当にまれなケースかと思えます。ですから、やはり一番のところはこども園であったりとか学校であったり、そして学校の中でも担任の先生であったり養護教諭の先生であったりいろいろだと思いますが、そういうところからの少しのSOSとか、そういう相談の糸口のそこから直接関係者の方が一緒に連携して家庭児童相談室につなぎ、そして警察等、そういうようなところとも連携しながらやっていくということが大事だと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 家庭児童相談室というのにやはり行くことが大事ですけれども、その前に気づいたら、こども園、それから小学校、気がついたところに気軽に言ってもらうことが一番ということですね。そして、やはりそれらの組織が本当に十分に話し合って連携して、本当に大切だなと考えていただくことが大事なことなんだと認識していただくことが一番なんですけれども、これからはオレンジキャンペーンを初めいろいろな組織があるということをご聞きしましたので、私たちのほうもソフト面もつながって、いろいろつながって継続していろいろなものに気づいていきたいと思っておりますので、虐待についてはこれでもよろしくお願いいたします。

では、次をお願いしたいと思います。

○議長（三田忠男君） こども食堂ですね。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 2つ目の御質問に対して答弁申し上げます。

こども食堂の件もあちらこちらで報道されておりますし、また最近では、学校で朝食を出すようなところも出始めているということで、随分時代が変わったんだろうなというようなこともございます。そういったことも含めまして、まず、現状について健康福祉部長に答弁

させます。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） こども食堂の関係ですけれども、生活困窮とか子供の貧困対策というようなところでのこども食堂というところがまず最近話題となっておりますが、こども食堂の必要性は、対象児童の把握が難しいものの、対象児童は全くない、皆無ではないと思いますので、必要性はあると考えます。食育推進計画における学童思春期のアンケートの中では、朝食欠食、偏食等が少数ではありますが問題となっております。

静岡県では、こども食堂の増加に向けて取り組む方針としており、新規立ち上げ等に係る相談支援事業等を行っております。ことし7月には子供の居場所づくりセミナーが実施されました。伊豆市民の参加もありまして、関心の高さと子供の居場所をつくりたいという思いを感じております。現状は生活困窮、子供の貧困対策のこども食堂は伊豆市にはございませんが、今後、ボランティア活動や子供をめぐる問題に関心のある方をふやして、その中から自然な形でかかわりたいという思いが生まれて、居場所やこども食堂が立ち上がっていく体制となるように、こども食堂立ち上げのための勉強会を来年度は開催したいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） ありがとうございます。

私もどちらかといえば、流行語のようにこども食堂をテレビで見て、ああ、そうなのかと、今そういう時代なんだということを感じたことも事実でございまして、それから勉強になりましたので、ちょっと浅くて申しわけないんですけども、全国2,000カ所からこのごろでは2,200カ所に広がりつつあると言っております。これから貧困だけではなくて、私は孤食という、孤立して食べると書いて孤食、お母さんたちお父さんたちが忙しかったり、サービス業をやっているから、1人で食べて1人でそのまま学校に行ったりという、それが何か一番多くなるのではないかと思います。

でも実は、私は修善寺の温泉場育ちでございまして、みんなサービス業に従事している親が多かったので、何かそういう友達が多かったので、何も不思議には思わなかったんです。そして彼女たちも別に寂しさを感じなくて、私はこういうものだと思って生きていた時代もあったように思いますが、やはり時代とともにこういうことを考える時代になったんだなと思うところは、ちょっと年齢がいったからか、考えることがあります。

孤食ということ、それから朝食欠食、それからこういう時代とともに、朝は抜く、前に受け持った子供は、私たちは朝は食べませんと平気で来る親がいたんですけども、そういう主義ですからという方もいらっしゃるして、やはり時代にいろいろな方がいるんだなということを痛感したのも事実です。

でも、伊豆市のほうでは、また来年度から勉強会から始めるということですので、新しい事業として立ち上げるには、前に問題だった虐待と同じように、いろんな連携が必要になってくると思います。ただ、安いから、ただ、ただだから、ただ行こうとか、そうなってはやはり困るので、連携をしっかりと、やはり食育にもかかわったり、それから友達づくりとかそういうものを総合的に考えた方法の勉強会にしてもらいたいと思います。

ちょっと2つ質問したいんですが、もしこういう問題があつて、うちの子供はこんな体制なんだけれども、こういうのはどこかで打破できないかなと思ったときに、相談窓口はこれはどちらのほうにしたらいいでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 相談もいろいろあるかとは思いますが、先ほど言った偏食とかそういうようなものについては、健康福祉部の中で管理栄養士が3人おりまして、健康支援課、こども課というところにおりますので、ぜひそういうところは相談していただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） わかりました。やはり自分で行って気軽に相談するのがいいと思いますけれども、ちょっと恥ずかしいわとか、ちょっとみっともないかなとか、そういうふうには思わないで、やっぱりもし行かれましたら、やっぱり温かい雰囲気できさくに話せるような体制をとっていただきたいと思います。

今後これから始めていくということですが、私、ぜひこういうのに子供のことからやってみたいわ、ボランティアをやりたいわというような人も、この伊豆市がこども食堂について勉強会をやるよと言ったらあるかもしれませんが、そのボランティアでやりたいよなんていう方はどちらのほうの窓口に行ったらいいでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） こども食堂の関係につきましては生活困窮とか、そういうところの相談ということで、窓口としますと社会福祉課になりますけれども、今後のところでは、ボランティアというところを連絡協議会等もつくっております社会福祉協議会と一緒に連携しながら一緒に勉強会のほうを考えていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 社会福祉協議会の中にある、社協ということですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。



○健康福祉部長（村井克代君） 一応行政の中の相談窓口というところでは社会福祉課になります。そして、今後のところでは、勉強会等につきましても、ボランティアの連絡協議会というのを社会福祉協議会のほうで総括しておりますので、そこと一緒に連携しながら今後のところのこども食堂の勉強会をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） これから立ち上がる事業ということで、今、表立っては見えませんが、絶対に必要に思っている方はいると思えます。虐待にしろ、私が一般質問、虐待とこども食堂をやるよと言ったら、虐待って目に見えなくて、本当はあるんだよねと言って、だからぜひぜひやってくださいという方もいらっしやいましたし、こども食堂ですごく考えているんだよねという声をかけてくれる方が2人くらいおりましたので、絶対に必要だなと思ってくるし、これから必要になってくるなと思えます。

ですので、いろいろな団体が協力し合ってしっかりと連携を持って継続してやっていただきたいと思えます。そして虐待に対しては、気づき、それから連携が必要だと思えますので、その点を私のほうも心にして進めたいと思えます。

すみません、時間が余ってしまいましたが、短くてもいいという議員がいましたので、すみません、終わらせていただきます。

○議長（三田忠男君） これで間野みどり議員の質問を終了いたします。

2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時45分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◇ 木 村 建 一 君

○議長（三田忠男君） 本日最後の登壇になります。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

2つお尋ねします。

最初、伊豆市道の駅基本設計業務委託、実施設計業務委託に係る手続についての疑問について質問いたします。

これは1年ぐらい前にさかのぼるんです。結果的には、今お話しした2つの業務委託は既

に実施されました。でも、過去のことをなぜ取り上げるのかということなのですが、2つ理由があります。2017年から18年にかけて、伊豆市は入札方式の1つである公募型簡易プロポーザルの件数がふえております。それまでそんなになかったですけれども、ほとんどないと言っていいぐらい。それを今後、この議会議員として、議会としてもその内容をしっかりと捉える必要があるという観点であります。今後多分ふえていくでしょう、全国的にもそうですが。それからもう一つは、道の駅の工程を振り返ったときに、明らかにしたい課題が私の中に出てきたからです。

この2つの視点から質問いたします。

道の駅についての公文書開示請求しましたが、それを受け取った資料に基づいて、以下質問いたします。

1つ目、ホームページに基本設計業務委託、実施設計業務委託の公募型簡易プロポーザルの公告、いわゆる公募しますよと、こういうことをやりますよという形跡がホームページ上で見当たりません。どのような方法で募集をかけましたか。

2つ目、2件の業務委託案件の提案限度額について、市当局の積算根拠の説明を求めます。

3つ目、工事発注総額5億2,870万円に対して基本設計額2,592万円、実施設計金額6,098万7,600円、総額8,690万7,600円です。これは工事費の16%に当たります。標準の設計金額と比べて高くないでしょうか。

4つ目、公募型簡易プロポーザル実施要領では、プロポーザル審査体制は1次審査から審査会が選考するとありますが、実施設計の決裁文書では、1次審査は事務局にて業者の実績などを採点し、3社を選んだという経過をたどっております。実施要綱との整合性がありません。説明を求めます。

5つ目です。平成28年度契約した基本設計業務委託の業務成果品としての業務報告書では、基本設計、その中には括弧していろいろなことがありますが、建設構造電気設備、機械設備、外構、さらに計画説明書、設計概要書、工事費概要書、各種技術資料、基本設計図が提出されております。そうしますと、基本設計の資料をもとに実施設計を行うのであれば、プロポーザルの案件ではなくて、入札にすべき案件ではなかったかなというふうに考えますが、いかがですか。

6つ目です。平成28年度基本計画の段階では、総合戦略課と契約していますが、平成29年度は観光商工課の予算としてやりました。しかしながら、伺い文書では、起案者は総合戦略課になっております。事務分掌の視点から、この予算の箇所づけはどうなっているのか、説明を求めます。

最後の質問です。

7つ目、観光商工課への聞き取りで明らかになったのですが、実施設計の契約日の変更が2度行われました。これは、ホームページ上に出ております契約一覧にそのことが反映されていない。若干手直しが、つい1週間ぐらい前であったですけれども、説明を求めます。

大きな2つ目、市長の政治姿勢についてであります。

来年の第1回議会定例会で、多分百数十億円的一般会計予算等を提案して執行する重要な役割を担っている市長の政治姿勢について伺います。

政治をガラス張りに透明にすることは住民の信頼を得るために大事だと思います。そのために、政治資金規正法は、政治資金が民主政治の健全な発達を求めて拠出される国民の浄財であることに鑑み、その収支を明らかにすることを旨としています。その視点からお尋ねします。

1つ目、政治団体の代表者による収支報告書のチェックは法律上義務づけられていませんが、平成28年度及び29年度の菊地市長の政治団体、いわゆる後援会の収支報告書の内容を市長は把握されておりますか。

2つ目、私が入手した資料によると、平成28年度9月、29年度9月に、それぞれにいわゆる後援会、政治団体の活動を催されているようですが、それを把握されておりますか。

以上よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの木村建一議員の質問に対し答弁を求めます。  
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

御質問の1から6までを総合政策部長に、7番目を総務部長に答弁させます。

○議長（三田忠男君） それでは続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、私のほうから答えさせていただきます。

まず、件名で、手続についての疑問というふうな件名が出ております。できるだけこういった疑問を受けないような手続をしなければいけないと思いますので、きょうの答弁の中でも、そういったところをしっかりと説明させていただきたいと思います。

まず初めに、1番でございますが、平成28年に実施しました伊豆市道の駅基本計画策定及び基本設計業務委託、こちらは市のホームページへの掲載、それから静岡県入札情報サービス、これPPIと申し上げますが、これへの掲載、それから、公募型簡易プロポーザルの参加希望者を募集する伊豆市の公告、これらを行いました。平成29年度の実施設計業務委託においても同様の方法で募集しております。

なお、市のホームページ、それから静岡県入札情報サービス、こちらにつきましては掲載期限がございましたので、現在は掲載されていないという状況でございます。

それから、2の限度額についてでございます。まず、基本設計、それから実施設計ともに、これは予算要求時に参考としました見積もり資料や、それから国土交通省のこういった設計業務に関する積算基準がございます。こういったものを参考にして限度額というものを設定しております。

3番目の表示の設計金額と比べて高くないですかという御質問でございましたが、2でち

よっと申しあげましたけれども、まず、道の駅というものにつきまして、設計費の積算基準というものはございません。したがって、今、2で申しあげましたとおり、予算要求時の参考資料ですとか国土交通省の積算基準、これらで類似しているような施設、これらを参考に算定したのを見て、限度額というものを設定しているところでございます。

なお、見積もり、それから参考にした国の積算基準、これらも金額的にはほぼ同等の額でございました。ですので、この金額を限度額という形で設定したところでございます。

それから、施設の規模、それから設計の条件等によりまして設計額というものが変わるものでございます。今回、設計額が高くないかというような内容でございますが、そういった観点からしますと、先ほど申しあげましたとおり、積算基準等参考にした金額とほぼ同じ金額で設定しているところで、特に今回の委託の金額というのが特段高いというような判断ができるものではないというふうに考えているところでございます。

次に、4番目でございます。

まず、1次審査でございますが、この1次審査の目的には、提出された技術提案書、これらを審査して、2次審査の対象者を絞り込むという主な目的がございます。今回、御質問のありました平成29年度の実施設計業務委託、この中では1次から2次に4社程度を選定するところでございます。ただ、今回の平成29年度の実施設計の応募者ですが、3社でございました。一応2次審査の対象の4社以下ということでございます。このため、事務局が整理しました1次審査の結果、これを2次審査時に委員に説明、了承していただいた上で、3社とも2次審査のヒアリングを行ったところでございます。

なお、平成28年度の基本設計の際には応募が10社ございまして、そのうち5社を選定するという作業をやったため、1次審査のところも審査会を開いたところでございます。

次に、5番目でございます。これは、まず、平成29年度の実施設計業務、この内容でございますが、いわゆる建築の設計に加えまして、施設の管理運営に関する支援業務というものをあわせて委託しているところでございます。このため、基本設計で得ました設計の成果、これに加えまして、道の駅の整備に向けての国土交通省との調整ですとか、地域のにぎわいの場となる施設運営のあり方の検討、それから管理運営者、これは指定管理者になるんですが、管理運営者との調整に係ります業務、これらを行いながら設計を進めていかなければならないということで、これらを踏まえた施設の設計が可能な技術力というものを求める必要があったということで、平成29年度もプロポーザルで行ったものでございます。

それから、6番目でございます。事務分掌のことでございます。

まず、道の駅でございますが、こちらにつきましては国・県、地元調整や説明、それから設計や工事施工など、業務が多岐にわたります。これらにつきましては複数の課で連携し、総合戦略課が横断的な内部調整の役割を果たしてまいりました。平成29年度の予算でございますが、道の駅は将来的に観光機能を有する施設であるということから、完成後の管理運営を見越しまして、観光商工課で予算化させていただいておりますが、これまで総合戦略課が

庁内調整、これを行い、基本設計の内容も熟知していたということから、実施設計の起案を行ったところでございます。

私からは以上です。

○議長（三田忠男君） それでは続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私からは、⑦の契約一覧についてお答えさせていただきます。

御質問の今回の業務委託契約については、伊豆市で契約一覧を公表しているもの、これは少額随契を除く契約については全て公表すると同時に、契約額の変更になったものも公表するというので、運用しております。

今回、平成30年7月から今まで各担当が入札とか契約事務をエクセルでそれぞれが担当をやっていたんですが、7月から契約管理システムという1つのシステムを運用しております。今までですと、それぞれの情報を担当がエクセルに全部一覧表に入力してやっていたものを、この7月から契約管理システムの運用を始めて、そのシステム上のデータをはき出して、それをエクセルにはき出しをさせて一覧をつくっていたんですが、今回、6月14日にこの契約の変更をしております。

139万9,680円の増額、これが議員御質問というか、直接担当に問い合わせがあったということで調べさせました。契約管理システムへの変更日と変更額の入力がされていなかったということで、データをはき出してもその一覧表に反映されていなかったということで、このほかにももう一件ちょっと日付の違い等があったんですが、これは単純に契約事務担当と執行者側の新しいシステムだからというわけではないんですが、手落ちでございます。議員御指摘のとおり、先月付で一覧表の中に記入をさせていただいております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 最初に、それぞれの公募がどうか手を挙げてくださいというところがなかったですね。実質設計業務委託に係る公告がホームページ上に見当たりませんでした。そうしたところ、掲載時期があって、どんどん過去のものはなくなりますよという説明ですよ。それで聞きますよ。そうなのかな。どんどん消えてくれればいいんだけど、これ、議長の許可を、ちょっと小さ過ぎて、これでも大きいんだけど、見えない。

私は、これ一部分なんですけれども、これどうやって検索したかというところ、ホームページ上に最初のところに検索というのが出てくるでしょう。そこに公募型プロポーザルとぼんと打った。そうすると、何が出てくるか。そのままなってくると、いわゆる関連性というところが右側に出てきて、そのもう一つ、2つボタンというかクリックするところがあって、その下のところをクリックすると、時間軸がだーっと出てくる。時間軸がずっと出てくるんです。その時間軸をやったところ、開示請求をした資料には、平成29年3月31日に公告します、募集しますよと、手を挙げてくださいということが載ってありました。そうすると、3月31

日以前のところとかずっと調べていったら、例えばちょっと前ですよ。2017年4月20日に伊豆市地域振興拠点づくり活動支援業務委託という、それを公募しますというのが4月20日付で出ている。そうすると、ちょっと前ではないかと、こうなっちゃうわけで、ちょっと前ではないかと。

ところが、これが私がずっと公募型簡易プロポーザルと検索したら、物すごい量が出てきて、確かに部長言うように、いつまでもためているわけにいかないから、過去のものというのは日付順の古いものはどんどん消えていくような仕組みになっている。そうしないとパソコンがいっぱいになっちゃうから。ただ、簡単にいいますと、2011年5月3日、これは定例会会議録目次ということで、一概にはそうは言えないんだけど、消しましたと言っているんだけど、時間軸をずっと追いかけていくと、今言った業務委託の公募のところだけぼんとなくなっちゃうているんですよ。

だから、何を求めるかという、いわゆる広く公募して選定するためには、ホームページも1つだよということ載せているんですよ。このホームページがなかったものだから、幾ら探したって公告すると。結果は出ています。結果はいまだに残っている。そうすると、誰もが募集したと言える事実を示していただけませんか。どこを見れば確かにホームページ上というか公告をしたよと、募集したよという形跡が僕は見当たらなかったもので、これ、後々の疑問の1つに、出発点になるものだから、ちょっと説明してください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） まず、ホームページ上の掲載期限というのは、恐らく掲載期限でもって消すという、担当者が直接消去するのか機械的に消すのか、すみません、その辺のシステム的なところはちょっと私は詳しくはないんですけども、ただ、今、議員が疑問に思われている、果たしてそういう公告をやったんでしょうかというところに関しましては、これは事実関係として、まずその公募があって応募者があったということは、やはりその中で閲覧した人があるということで、確認をさせていただいているとしか言いようがないと思います。

ただ、もしシステム上の中でそういったものが復元できるのであれば、そういったものがあったという形跡というのは出てくると思いますが、ただ、現在ホームページに出ていないというのは事実でございますので、そのあたりについては、システム的なところで解消可能かというのは考えてみたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 何社か、3社と言ったか、この実施設計に手を挙げたからホームページ上に公募したんだよということは、一概にそう言えないんですよ。極端な話をすると、あなたとあなたとあなた、悪いけれども、公募してくださいと言えられますよね。だから

客観的にホームページ上に載ったという証拠にはならない。応募してきたからといって。これは開示請求したときに、それはある面ではやむを得ないなと思って僕は受けとめているんだけど、不服は、この開示はおかしいといって、またやっています。もう期限が切れているから。

それは約束事だからやらないけれども、1つの実施設計をこの業者だよということの名前は載っているんだけど、あとの2つは黒いんですよ。名前ぐらい載せたっていいのではないかと思うと、そうではありませんと課長が言っていたから、わかりましたと言っているんだけど、そうすると、プロポーザル方式の実施手順の中に、参加表明書、技術提案書、見積もりの受け付けと、出るようになるんですよ。やらないとだめなんだから。

そうすると、技術提案書となると、いわゆる知的財産にかかわる、見積もりもそう。だから、参加表明書というのは出せますか。それは出してはだめなの。そうすると、この参加表明書が出てくるならば、なるほど、本当にホームページ上に載らなくて、やったんだという、客観的事実が明らかになるではないですか。違いますか。お願いします。出せるか出せないか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 今のは、恐らく開示の文書の中で、今回、3社のうち実際に委託を受託した者以外の2社の名前が消えているということで、それが今言った具体的な実際に公募したかどうかということがないと、果たして正しい公募をされたかどうかわからないよということで御質問いただいたと思うんですが、まず、1つとして、まずそういった事実、ホームページ上に公告されていたかどうかということがこれが先ほど申し上げましたとおり、技術的に復元可能かといったところは、これは確認させていただきます。まずその部分について、当然出ていけば一般的に公にしているということで、まずそれは実際やっておりますので、それが確実にできているかどうかといったところについては、これは後ほど資料を確認して、どうであったかということをお説明したいと思います。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 1点、プロポーザルのホームページ上の公告のお話で、当然今ちょっとここには画面がないので、そのホームページ上のどうのこうのということは御証明できませんけれども、平成29年3月31日で伊豆市公告として、正式な公告手続としてこちら掲示板に張った公告がございます。恐らくこれと同じものがホームページ上に載っていたんだと思います。もしよろしければ、これ、後ほど、これは公告の正式な手続になります。同じものをホームページ上で載せるということで、公告の手続は紙では一応ありますということをお説明させていただきます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 紙では僕いただいているから、開示請求して。それは別に。だからうそを言っているとかではなくて、今部長が言った確認したいの。確認をしたいということです。なぜかという、9項目、先ほど言ったように、ずっと2017年の4月20日からずっと17年終わりごろまで、最後終わっているのは8月かな、5つの業務委託とかいろいろやっているんですよ。そこは全部公募と結果公表がくっついているわけ。でも、残念ながらここだけは見当たらないから、ちょっと後ほど明らかにしていただければと思いますので、クエスションの1つ。

次に、ちょっと飛びながら、審査体制に入ります。

1次審査は2次審査の対象を絞り込むんですよというお話だった。2つ目のパネル。これもまた小さいもので、ごめんね。ここに、実施要領の一文です。ここでも多分見えないと思うんですけども、実施要領の中に、ここに審査体制、選考は伊豆市道の駅実施設計業務プロポーザル審査委員会によると書いてあって、その下に1次審査、もう一枚ページをめくると、2次審査となっているんです。だから当然、この実施要領を見ると、今言われた、少なかつたからどうのこうのとここに1つも書いていない。

5月1日付の決裁文書を読むと、1次審査について、事務局にて業者の実績及び企画提案力の一部審査項目を採点しましたと、こうなっているんだよね。採点表もある。そうすると、では、あなた方が決めた審査体制というのはどうなっているのといったら、1次、2次も両方やりましょうと。さらにどういうことか。2次審査、この中に1次審査と2次審査を合計して最高得点者と契約すると、こうなるわけだ。

そうすると、2次審査は審査会がありますよね。でも1次審査は事務局がやって、そこで採点をつけたから、それも含めて、1次は事務局がやった、職員がやりました。2次は審査会にかけました。これで合計したから、はい、1つ合格者、事業者を選びましたというのは、矛盾しませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 今、議員の御指摘のとおり、基本設計のときは恐らく疑問をお持ちにならなかったのは、1次審査のときにも審査を実際に会を開いておりました。ただ、平成29年度に実施しました実施設計のほうには、その分は省略されていたので、そういった御疑問をまず投げかけられていると思っております。

まずその中で、確かに要綱上はそういう形でやりましょうということで、本来なら1次審査、2次審査ともちゃんとした委員会の中でやるべきであったところが、そもそも1次審査の目的というのがまずそういったことで業者の選定というところがございます。まずその業者でございますが、一番最初に参加資格があるかとかというところをこの書類で確認して、今回平成28年、平成29年両方とも皆さん参加資格があるというところではございました。特に絞り込をする際には、そこで確認が重要になっているということで平成28年度は実施したと



ころがあります。

平成29年は先ほど申し上げたとおり、実際に4社に対しての3社ということで、ちょっと絞り込みをするという手順、それがなくなってきたところがございます。実際として、そういった形であったとしても審査会を実施すべきであったのではないかなという反省はございますが、基本的な内容については結果、今回の審査の手続につきましては同様の手続になるということと、それから2次審査の前に、そういった結果であるということを審査の各委員に説明して、了承を得て、それで実際に2次審査のヒアリングという手続を踏んだところがございます。

その事務の手続に若干問題、課題があったという認識がございますので、ここにつきましては、今後修正して、適正な対応をできるようにしてまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 繰り返しますけれども、議会が議決するわけではない、この審査体制をどうしようかと。実施要領はあなた方がつくられたんですよね。当局がつくったんです。当局がつくったんだから、ああ、そのとおりにやるんだなと思ったら、今、4社だから業者を絞るから、私たちが採点しましたというのは、これは自分たちの約束事を庁舎内で勝手に、業者の皆さんにこういうことを審査しますよと投げかけているのに、やらないということではないですか。それはやっぱり今後の課題ですよ。課題というかおかしいよというのは思わないの、本当に。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 実際に平成28年と平成29年と若干やり方が違っていたというところに課題があると認識はございます。要綱の中でそのとおり進めていかなかったというか、もう少しその辺についての考え方とか、しっかり整理すべきであったというところは反省点としてございますので、ただ、結論から申し上げますと、1次審査の目的でいう絞り込みといった点では、今回の平成29年の実施設計のプロポーザルには影響はなかったと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） これ以上言わないけれども、結果的には最後に私たちは正当でしたと言っているんですよ。そうではないだって。ちゃんと反省しますというんだったら、やりませんとなぜ言えないのということ。

次に行きましょう。自分の立場をちゃんと約束事を守る。1次審査、平成28年の基本設計は守ったけれども、2次審査は絞るからいいんだという、繰り返すけれども、職員自身が点数をつけたんでしょ、2次審査に向けての。1次審査と2次審査の合計点を。それははっ

きり言って恣意的ですよ。なぜ審査会に委ねないのということですよ。

次に行きましょう。

順番が飛んじゃうんだけど、ちょっとお尋ねします。実施設計の提案限度額が6,100万円でした。実際の契約額は6,098万7,600円、この率にすると99.97967%です。神業的数値が、市が考えた限度額と業者が出した額がほぼ神業的に限りなく100%に近かった。基本設計提案限度額もそうですよ。これ数字は言わないけれども、こっちはちょっと低いね。それでも99.6923%ですよ。すごいなと思った。だから市が考えている限度額と今回提案してオーケーになった事業者との考え方は100%に近かったということで、1つお尋ねします。

実施設計のこの差、6,100万円に対する何が違うのかというのは、前、開示請求していただいた専門的なことがあるからちょっとこのところは詳しくは言えませんが、差が1万2,400円なんですよ。そうですよね。6,100万円に対して。この1万2,400円の差というのは何ですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） まず、業者が出してきた契約の額というものの算定については、その業者が算定した数字として出したものでございますので、その金額はどうやって出したかというところは、我々のほうでは確認のしようがございません。まず、金額の差が非常にないよというところが御疑問のようでございますが、この公募型の簡易プロポーザル方式というものの目的というのは、先ほどちょっと私の答弁の中にございましたけれども、技術力、そういったものを評価しようという考え方でございます。

通常の価格評価による入札方式というものであれば、今の御疑問もごもっともなんです、今回、我々が幾らまでで契約しましょうという金額を出してあるわけでございますね。その金額の中で、皆さん持っている出し得る技術力というもので対価としてこのくらいの額ですよというものを提供していただいているわけですので、当然、数字、安くできるという人もあるかもしれませんが、そもそも今回の中では技術力、その提案をもとに評価しようという内容でございますので、そのあたりの価格の違いというのは、余り今回の方式の委託に対しては影響のないものではないかと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 私が聞いているのは、市当局として6,100万円という根拠を考えた。そうですよね。そして今度、提案してきた3社の中で、これはプロポーザルに額が高いから、低いからといって、低いところを選べという方式でないことは重々承知していますし、参考見積額、これはこの採点表の中に入れないと、技術力、そっちだよというから、高いところを選んだから何でだろうと僕は思わないんだけど、今言った1万2,000円の差というのは、自分たちで考えた見積額、限度額があって、今度1つの業者を選んだ参考見積額

との差が1万2,400円だったと、この差は、両方の積算根拠を見たときにどこに違いがあるんですかという聞き方です。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 今回の差がどこにあるかというのは、これは明確にはわかりません。例えばそれは諸経費のほうでこれくらいでできると言っているのか、もしくはその中の実際にある実務というところの直接の経費で考えているかというところで、そこについてはちょっと我々のほうでは把握するすべはございません。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 自分たちの見積額は昨日いただいたけれども、向こうのほうから、合格した企業から出たのはよくわからないということですよね。そうするとまた、え、そうなのかなと、わからないなとなります。クエスチョンがありました。別にそれが不当だとか何か言うのではない。

次に行きましょう。

変更が2度行われて、状況はわかりました。確かにあるんですけれども、ちょっと部長に1つだけお尋ねしたい。これ2度行われたんですけども、契約一覧を見ると、1度切りですよ。本当は2回やっているんです、この変更を。だけれども、別にそこはちゃんと手続を踏んでいるんだと思った。いわゆる観光商工課で決裁文書を見たら、国の工事の関係があって、当然、国と市の土地の境界がちょっとずれたり高さがずれたりするから、それは変更はやむを得ないのかなと思うんだけども、総務部長、持っていたら、持っていなかったらこれ以上質問したってものがないのに困りますから、契約一覧には、今、2度契約変更をやったんだけども、1本しかないんですよ。なぜ1本なのかよくわからない。ということは、観光商工課は2度にわたって決裁文書を6月1日と7月何日かにやった。でも、こっちの契約一覧には1つしかないんですよ。今、手元にあったら説明して。なければ後ほど結構です。状況はわかったから。ありますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど工期の変更だけの契約については、こちら契約一覧には反映されません。額の変更があったときだけこちらに反映されるということで、今回、6月14日に増額の変更契約をしておりますので、そちらの変更のデータが一覧として載っているということでございます。額が変更なくて、工期の変更だけの場合は、この一覧には掲載しておりません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） そういう仕組みになっているんなら、とりあえず受けとめました。

1つ聞きます。2度の契約変更をやって、6,100万円よりもオーバーしました。6,100万円ではなくて6,238万7,280円、こうなりました。いわゆる提案限度額をオーバーしています。そうですね。ここで、これ知っていますか。静岡県交通基盤部プロポーザル方式の運用ガイドラインというのがあるんです。これ、従うのかどうかはまた別問題だけれども、自治権があるから。

お尋ねします。静岡県財務規則施行通達の規定によって、契約限度額を公告または通知をすること、当然しています。契約限度額は告示または通知後の変更訂正はできないという、そういう静岡県ではプロポーザル方式に対する契約限度額についてだめよと言っているんだけれども、伊豆市はやりました。6,100万円をオーバーした。それほどどこにオーバーしてもよろしいよという約束事をどこでやっているんですか。規則とか要綱というのがありますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 規則とか要綱はちょっと私どもわからないんですけども、今回変更をした際に、基礎地盤の改良であるとか擁壁等の整備に係る新たな追加業務、申請業務等が追加になったわけで、もともとの提案限度額の実施設計内容と多少変わっているという、新たな追加業務があったということで、その部分がふえたということになっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 実施設計まで総合政策部で担当しているんでしょう。今度は実施設計額が変わったら、産業部がやるの。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 実施設計の業務につきましては、もともと公募の場合は総合政策部のほうでやっていたけれども、実施設計の担当は観光商工課のほうでやっております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 納得しないけれども、次に行きますよ。

公募型簡易プロポーザルの実施要綱の中に、審査会メンバーと選ばれた業者との関係が疑われることがあってはならない。当然だと私は思うんだけれども、審査委員長と、今度契約した共同企業体とはどの程度のおつき合いがあるのか、市当局は把握しておりますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） どの程度の関係性があるかというところについては、これについてはちょっと後ほど確認して、御報告させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 聞きたかったのは、ここでこのプロポーザルをやるのに、初めて審査委員長と今度合格したJVを組んだ1つの企業と、つながりは全くなかったのかあったのかということは把握していないんですね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それを含めて確認させていただきます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） おかしいというのではなくて、今言った本来知らない者、よく知っている人なんですか、知らない人なんですかということは、公募型簡易プロポーザル実施要綱の中に、業者と職員は接触してはならないと、極めて厳しい、当然そうですよね。お互いに何だか業務上でいいですよ。でも接触を求めてはならないということで、面談もだめ、電話等の接触をしてはならないという極めて厳しい業者対市当局との兼ね合いがある。ちょっとすみません、議長、許可を得て、ちょっと配らせてください。事実関係というのも、こういう関係があるんですよということでちょっと配っていいですか。ちょっと時間をとめてください。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 今お配りした中に、1つの団体があるんですね。景観デザインの精鋭のプロ集団を目指しているある組織のメンバーなんです。それは名前は言いませんが、審査委員長、カラー刷りの2ページ目をめくっていただければ、ある組織の方に審査委員長が、下から2番目で、右から2人目、載っています。それからもう一つ、具体的に言ったほうが、これは公になっているから、設計領域、今度取ったJVの1つ、そこにいらっしゃる取締役、一番上、左から2番目にいらっしゃいます。同じ協会の中に入っているメンバーです。

3枚目めくってもらおうと、ここに、協会名は言いません。別に罪を犯したとか云々ではないから。クエスチョンだから。ここに編集長といって、編集委員会の編集長、設計領域の代表取締役、それから編集委員に今審査会の委員長がこの編集委員の中に入っているんです。そうすると、ずっとそういう関連づけがあった人が今、今回のところにどういうふうにかかわったのかよくわからないもので、ぜひこの点は明らかにしてください。今答えろといったってそれは無理だと思いますから、お願いしたい。お答えだけください。どうするか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 確認させていただきます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 2番目に行ってください。

○議長（三田忠男君） 市長の政治姿勢について。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 2つ目の私自身の政治姿勢について答弁申し上げます。

まず1つ目の、これ政治団体、私の後援会を指していると思いますが、私は後援会の代表者ではありませんので、通常チェックはしておりません。見ようと思ったら見られますけれども。最初、これ何の御質問かなと思ったんですが、新聞報道を見ますと、国会議員の先生方は政党の支部長になられているようなんですね。全員がそうかどうか分かりませんが。そうすると、国会の場合には、税金から政党交付金が入って、それが政党ごとに行って、国会議員本人が支部長になっているケースがどうもあるようです。地方政治家の後援会というのはそれとは全く構造が違いますので、そういった意味で、私はチェックはしておりません。

それから2つ目ですが、ここで御指摘いただいた2つ以外にもいろんな活動はしております。私の後援会は、後援会組織の下に旧町ごとの4個支部がありますので、その中で役員会をやったり、支部ごとに活動したり支部ごとの事務局で話し合ったりはしています。私が出るときもありますし、出ないときもあります。ですから、全部を掌握しているわけではありませんが、幾つかの活動をしていることはもちろん承知をしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 冒頭お話したように、やっぱり政治資金が民主政治の健全な発達を要求していますと。そして国民の監視の目をきちっとやっぱり我々議員もそうだけれども、自分の政治活動費についてあるならば、それこそ公明正大にやらなくてはならないということは市長も当然その点について同意されていると思うんです。

それで、平成28年度、平成29年度分の収支報告書、これどなたでもインターネットで見たら出てくるんです。時間の関係があるから、平成28年度の収支報告書、これは、いわゆる会計管理者はちゃんと把握しなくてはならないですよ。支部長とか、支部長ではなくてもそれに携わる議員等々については、今度だと市長ですけれども、チェックが義務づけられているかと、今の法律ではやりなさいとは言っていないんですよ。だからできない場合もあります。ただ、確認したい。後援会の平成28年度の収支を見ると、菊地豊100万円、平成28年1月8日にこの後援団体に寄附をしましたということですね。あとゼロなんですよ。何もない。

それでもう一つ、平成29年度、これも収支報告書のないですねという、前年度の引き継ぎ、

それで、先ほど言った平成28年度9月11日、これ、ある方の後援会の方々がホームページ上に出しているんですけども、ここに9月11日に下田に行きましたと書いてある。もう一つ、平成29年9月9日、菊地豊後援会、会長名で5,000円会費をいただきました。ここがなぜ空欄かという、聞いたの。関係する人たちでこんなことをもらった。では、ちょっと私調べたいから貸してくださいねと、これをやった。ここがなぜ空欄かという、結構何十人かいるもので、そこで名前を書いちゃうと大変なものだから、ここは空欄にする、ああ、そういうことなのということで終わっちゃったの。

そうすると、収支が片方が例えばバス旅行に行きました。その収入は幾らだったの、支出は幾らだったの、そのプラスマイナスがないと、結局ここは、率直に言って虚偽記載になるということになるのではありませんか。どうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私の政治活動、市長としての公務のときは、当然公費が出ますね。私が地方政治家として自分の政治活動をやるときには、自分で出しているわけです。菊地豊後援会は、そこは政治団体ですから、菊地豊後援会の皆さんが政治活動をするための資金というのは、そちらでクローズされているわけですね。ですから、私がバス旅行に行くときには、私も会費を払って、私も領収書をもらうわけです。その先がどうなっているかは私は承知はしておりません。支部と後援会の間でやりとりがあるのか、支部経費は支部経費の中でクローズしているのか、そこは私はチェックする立場にもありませんので、私とのお金のやりとりはありませんから、私はそのたびに会食とかバス旅行のときには私は参加の会費を出すだけです、すみません、その先は承知はしておりません。

ただし、先ほどの私から寄附があった100万円というのは、御承知のとおり、後援会活動ではありますが、選挙のある年は、一般的に3カ月ぐらい前に事務所開きをやって、そして、それから後援会活動から1週間の選挙活動に移行します。一般的にそこは、法律的にはもちろん違いますけれども、さはさりながら、後援会活動から連携をして選挙に入っていきますので、そこは幾らかかるか事前にわかりません。そこで政治活動資金として出すことは、ほかの市長さん、町長さんもされていることで、特段公金を使っているとかということではないので、通常とられている手法だろうと思います。

○議長（三田忠男君） これで木村建一議員の質問を終了いたします。

なお、ここで市長の政治姿勢ということで、関連質問ということで政治資金規正法の許可をしましたが、本来は市の一般事務ではございませんので、今後御配慮願います。

#### ◎延会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

一般質問3日目につきましては、明日12月6日午前9時30分から行います。

本日はこれにて延会いたします。  
お疲れさまでした。

延会 午後 3時41分



平成30年第4回(12月)伊豆市議会定例会

議事日程(第4号)

平成30年12月6日(木曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	波多野 靖明君	2番	山口 繁君
3番	星谷 和馬君	4番	間野 みどり君
5番	鈴木 正人君	6番	下山 祥二君
7番	杉山 武司君	8番	三田 忠男君
9番	青木 靖君	10番	永岡 康司君
11番	小長谷 順二君	12番	小長谷 朗夫君
13番	西島 信也君	14番	杉山 誠君
15番	森 良雄君	16番	木村 建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	本多 伸治君
教育長	西井 伸美君	市長政策監兼 総合政策部長	田村 英樹君
総務部長	伊郷 伸之君	市民部長	梅原 敏男君
健康福祉部長	村井 克代君	産業部長	堀江 啓一君
建設部長	山田 博治君	教育部長	金刺 重哉君
会計管理者	城所 章正君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	浅田 茂治	次長	稲村 栄一
主任	山下 正恵		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成30年第4回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、執行機関から昨日の木村建一議員の一般質問に対する発言の申し出がありましたので、これを許します。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） おはようございます。

昨日の木村建一議員から御質問のありましたところで確認事項等がございましたので、その報告をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、簡易型プロポーザルの公告の事実の確認ということでございました。

まず、平成28年度の基本計画、基本設計業務の公告につきましては、平成28年4月12日に行っておりますが、市のホームページのデータの確認作業を行いました。残念ながら、ちょっと入力元というのはデータは確認できましたが、現時点で当時の公開ページの復元はできませんでした。そこで、過去のウェブサイトをその時点で検索することができますウエーバックマシンというサイト、こういうものがあるんですが、これで確認しましたところ、平成29年4月7日現在の市のホームページのトップページを確認することができました。この中に、平成29年3月31日付の公募型簡易プロポーザルに係わる手続きの開始について（伊豆市道の駅実施設計業務委託）と表示されております。

次に、契約限度額を超える設計変更といった点についても御質問がございました。議員が質問の中でお示しいただきました県の交通基盤部のプロポーザル方式の運用ガイドラインの契約限度額ということをお示しては、これにつきましてはそのガイドラインの中にある8-5契約限度額の記載という項目ではないかと思っております。これはプロポーザル方式で行います工事や業務、これを公告する際の留意事項でございまして、契約や変更に関する留意事項ではございません。設計変更に関しましては、昨日、産業部長が回答しましたとおり、発注者側の理由により新たな業務を追加する必要が生じたために行ったものでございまして、プロポーザルのガイドラインに係る内容ではございません。

最後に、プロポーザルの審査委員長と結果、選定された業者との関係についてでございます。まず、この御質問にありました2人の関係性ですが、確認しましたところ、昨日議員より配付いただいた資料にあったものは、建築物の評価やすぐれた建築物をウェブ上で紹介する取り組みを行う有識者らが集う協会メンバーの一員でありましたので、これにつきまして、

市としては特に問題がないと考えてございます。

以上でございます。

### ◎一般質問

○議長（三田忠男君） それでは、昨日に引き続き、一般質問を行います。

本日は、発言順序11番の鈴木正人議員から発言順序13番の杉山武司議員まで行います。  
これより順次質問を許します。

### ◇ 鈴 木 正 人 君

○議長（三田忠男君） 最初に、5番、鈴木正人議員。

〔5番 鈴木正人君登壇〕

○5番（鈴木正人君） 皆さん、おはようございます。5番、鈴木正人です。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

大きく2つの項目について、市長並びに教育長にお伺いいたします。

まず、1点目です。伊豆市自然環境と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行後の状況についてお伺いいたします。

本年、6月定例会において、市民共通の財産である魅力ある景観、天城山系や狩野川を初めとする豊かな自然環境及び安全・安心な生活環境の保全と再生可能エネルギーの利用との調和を図るために必要な事項を定めることによって、市民の安全・安心及び地域社会の発展に寄与することを目的として、伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例が可決成立し、本年10月1日に施行されました。本条例は、脱炭素社会の実現、地球温暖化の抑制の観点から、再生可能エネルギーの導入は否定しないものの、適用となる事業規模や抑制区域を定めることによって、住民の安心・安全を担保し、事業の届け出・同意、指導・助言・勧告等によって事業者の乱開発を抑制する効果も期待をしております。

しかしながら、同様の条例を制定した伊東市では、条例施行後も大規模太陽光発電事業を強行に推し進めようとする事業者と反対する住民とのトラブルも、なお続いている状況であります。また、市内においても、修善寺温泉場地区において、一度は事業を断念した事業者が伊東市の事例を見て、再び事業を進めるのではないかと不安に思う住民もいらっしゃいます。

それを踏まえて、以下の点についてお尋ねいたします。

①本条例施行後、すなわち平成30年10月1日以降、本条例の適用事業の届け出の状況はいかがでしょうか。届け出件数、事業内容、手続の状況などを教えてください。

②国・県等の関係法令の整備状況を整理して、改めて解説願います。

③現行の条例では明確な罰則規定がないため、事業者が条例に反して着工しても有効な手

立てが打てない懸念があるという意見もあるが、一部改正も含めてより有効な条例としていく考えはありますか。

④修善寺温泉場地区においては、大規模太陽光発電施設建設による影響と関係なく、従来から土砂災害などの災害が懸念される地域、すなわち土砂災害特別警戒区域であり、治山・治水対策は急務であると認識しております。今後の対応はどのように考えているのかお伺いいたします。

大きな2つ目です。伊豆市修善寺・中伊豆・天城地区の中学校基本方針を受けて。

このたび、教育委員会は修善寺・中伊豆・天城地区の中学校を統合することを盛り込んだ中学校基本方針をまとめ、新中学校の候補地は現校舎の改修では難しい点が多いため、新たな地を優先して選定し、今後のスケジュールは施設の老朽化や急激な少子化を鑑みて、合併特例債の期限内でもある2025年4月の開校を目標に計画づくりを進めると発表しました。

基本方針案については、議会も2度の全員協議会で教育部より説明を受け、昨年6月、市民有志による中学校教育環境改善に関する請願書が議会にて採択されたことを受けて、教育委員会が昨年7月に修善寺・中伊豆・天城湯ヶ島地区の中学校のあり方についてを教育振興審議会に諮問し、8回にわたる約10カ月の審議会において、ゼロベースから現状存続、各地区小中一貫校、統合等の形態を生徒のよりよい教育環境のあり方の視点で総合的に審議し、「より良い教育環境としては中規模程度の生徒集団が必要であり、そのためには3つの中学校を統合すべきである」との答申内容を尊重して検討した結果のものであると認識しています。

そこで、以下をお伺いいたします。

①教育振興審議会の答申を受けて以降、教育委員会、総合教育会議が開催され、答申内容を審議したことと思いますが、学校施設の形態（現状存続、小中一貫校、3校統合等）について、改めてどのような議論が具体的にされたのか説明願います。

②今後、基本方針の市民への説明が重要であると考えますが、具体的に方法やスケジュールについてどのように現時点で考えていらっしゃいますか。

一方、現在も基本方針の目指す「より良い教育環境としての中規模程度の生徒集団」を鑑みれば、特に天城中、中伊豆中では既によりよい教育環境とは言えない状況にあり、2025年の新中学校の開校を待たずして、それまでの間の現状の生徒たちや学校現場への改善策も急務であると考えます。

そこで、以下をお伺いいたします。

③市内中学生の区域外就学・指定校の変更、この状況はどのようになっているのか説明してください。

④部活動の社会体育への移行が叫ばれて久しいが、これまでに教育委員会では具体的にどのような議論、検討がされてきたのかお伺いいたします。

⑤教育機会の均等の観点から、学区の廃止も検討に値すると思いますが、いかがでしょうか。

か。

⑥教職員の負担軽減に関して、現状を踏まえた上で具体的に何が必要であるか、その辺をどのように認識しているかお答えください。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの鈴木正人議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

まず、太陽光発電について、私から本件に関する基本的な考え方を申し上げて、伊豆市の状況については市長政策監及び建設部長に答弁をさせます。

本件については、まず、地球温暖化対策として再生可能な自然エネルギーを活用するという国民の利益、これは重々私どもは承知し、進めるべきであると考えております。

その一方で、私どもには市民の生活の安全を確保する、そして健全な森林を維持する、そして美しい景観をしっかり守っていく、これも伊豆市民の利益であるこのように考えておりまして、その結果、お諮りしたとおり、そのバランスをとるための条例を制定していただきました。

そして、その上で議員の御質問にお答えしますと、それを有効であらしめるための罰則規定付きの条例、ここに議員はより有効にするための条例と書かれているんですが、まさにそこが論点でございまして、今、日本においては法律を上書きする条例が許されておりません。したがって、法律を上書きする条例を策定すると、それ自体が有効でなくなってしまうわけです。そこが大きな課題となっております。

したがって、現時点において、市長としてはこれは再三いろんなところで申し上げているんですが、FITを採択するときの国の基準でございまして地元の合意、その地元の合意というのは、伊豆市の場合には富士宮市や伊東市の例を参考にして、条例という形で市民の代表である議会の承認をいただいて定めておりますので、条例に反する場合には地元の合意がないと、市長として合意しないということであるという意思表示が制度的にできるようになったわけです。したがって、この条例に反する太陽光発電の案件については、地元の合意がないので、FITの対象事業として採択しないでいただきたいということを国の制度を活用してこれをお願いをしているわけです。

私から申し上げられるところは、そういう基本的な考え方でございます。

○議長（三田忠男君） それでは、続いて市長政策監。

○市長政策監（田村英樹君） それでは、私のほうから1、それから2、3についてお答えさせていただきます。

まず、①の平成30年10月1日の条例施行後における適用事業の届け出の状況でございます。太陽光を初めとする再生可能エネルギー発電事業に関する相談というものはございますが、

現在までに届け出のあった事業はございません。

次に、②の関係法令の整備状況でございますが、今、市長の答弁にもございましたが、再生可能エネルギー発電事業の認定や固定価格買取制度に関する法律といたしまして、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、これはFIT法と呼ばれるものでございますが、これがございます。この法律では、「認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令の規定を遵守すること」と規定されております。設置場所に係る関係法令の手続の該当や適応の有無について確認を求め、関係法令の遵守を認定の基準としているものでございます。

そして、この関係法令でございますが、18ほどございます。例としまして、森林法では1ヘクタールを超える森林における土地の形質の変更には林地開発許可が必要とされ、許可なく開発するなど、法に違反した場合は懲役や罰金などの罰則規定がございます。また、静岡県環境影響評価条例では、一定規模の森林伐採については環境アセスメントの対象となっており、これの実施を求めています。このほか、伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例もこれら関係法令に含まれておりますので、FIT法の認定に当たっては、本条例の遵守も求められるものと考えております。

次に、3でございます。

本条例は、太陽光発電等に対する市の姿勢を示すものでございますが、FIT法などの関係法令の規定と連携することで、有効に機能しているのではないかと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（三田忠男君） 続いて、建設部長。

○建設部長（山田博治君） おはようございます。

それでは、私から4番目につきましてお答えいたします。

現在の整備状況ですが、地元から要望のあった南山地区、田沢山地区の2カ所で県による治山ダムの整備を実施しております。また、修善寺生活環境保全林内で植栽・本数調整伐を県による治山事業で実施しているところでございます。また、一級河川修善寺川の改修事業を平成28年度より5カ年の計画で県が実施中でございます。

温泉場地区では、12カ所土石流警戒区域が設定されており、うち7カ所が特別警戒区域となっておりますので、今後も地元からの要望や治山パトロール等で把握した危険箇所を地元の協力を得て、県に要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） それでは、再質問させていただきます。

その前に、まず冒頭に申し上げますが、本日の開会前に総務経済委員長のほうからもお話がございましたが、今定例会において、市民の方から伊豆市自然環境と再生可能エネルギー

発電事業との調和に関する条例に罰則や安全に関する条項等の新規追加に関する請願書というものが議長宛てに出され、そして総務経済委員会にて、この後、審査を付託されているという状況があります。私の今回のこの質問のやりとりが、その委員会での審査の材料になるのかどうかはわかりませんが、今回の質問の趣旨としては、今条例が、現在、現行条例が果たして有効に機能するかどうかというところをもう一回再検証したいということで通告をさせていただきました。

通告文にあるように、やはり、まだまだ全国的に見てもトラブルが絶えない、そういう問題だということで取り上げたわけなんです。前提としては、先ほど市長もおっしゃいましたけれども、再生可能エネルギー自体は地球温暖化の抑止であるとか、脱炭素社会の実現であるとかそういったことで、やはり導入は国益にかなうということで進めなきゃいけないという立場ですが、片や、やはり公共の福祉という観点で市民の安全・安心を担保するというのは、行政としての務めではないかと。そういった意味で、この現行条例がその調和を図るということで、6月の定例会で私たち議会も可決成立までさせたということで、まさにそこは市長を含め、私たち議会のやはり意思ということで、これが事業者に対しての一つのメッセージになっているかと思います。ただし、その請願も出されているという状況の中で、やはり懸念が払拭できないというところをもう一度、6月定例会から時間がたっていますので、再度確認をさせていただきたいという趣旨で今回質問させていただいております。

それでは、まず①のところの施行後の適用事業の届け出状況というものがゼロ件ということで、先ほど政策監のほうからお話がございました。この状況は、実際にどのように分析して評価なさっているのかということをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長政策監。

○市長政策監（田村英樹君） ゼロ件、届け出がないということでございますので、基本的に現在の条例がまず機能しているということは考えられます。ただ、実際には、幾つかまだ相談があるというところがございますが、相談の際にそういった条例があるということも踏まえて相談をしておりますので、そんな中で、10月以降、新たな届け出、計画に関するものが出てこないということは、やはり今の条例の状況においても一定の機能が評価できるんではないかと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） 条例を制定したことによって、いわゆる一種の抑止力だと思うんですけども、そういった効果があらわれているんじゃないかということなんです。まだ施行後間もないということなんで、そのあたりは今後の状況というのはまだわからない、それはわかります。

条例の中に、最後、周知期間も含めて経過措置をとっているんですけども、条例制定後

10月1日までの間、その辺の事業者の申請状況というのはいかがだったでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長政策監。

○市長政策監（田村英樹君） 条例の施行前には1件ございました。ただ、これにつきましては、今回の条例の制定を考える以前から御相談があつて続いてきたものでございまして、当然、もし条例の施行までに着手ができなければ、それはやはり条例の対象となるということでもございましたが、実際には施行前に着手もされているということで、その件に関しましては今回の条例の対象にはなっておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） では、今の条例施行前のその1件のところなんですけれども、条例施行後であれば、手続に従って審査した中で同意する、しないというそういう判断になったと思うんですけれども、施行前だったので申請を受けたということなんですけれども、実際、この現行条例ができたからそこのところがワンステップ、もう一つ必要になったということ、どこがこの条例ができたことによって、その施行前の業者なんですけれども、そこがやはりできたというか、その辺のことは説明できますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長政策監。

○市長政策監（田村英樹君） 今回の条例につきまして議会のほうにお示しさせていただいた、たしか12月だったと思いますけれども、それまで担当レベルで進めておりました。先ほど申し上げましたとおり、その条例施行前にあった1件というのは、これら、今申し上げましたとおり、これは今、市のこの条例、これの条例制定を進めようという以前からの協議事項で進めていたということで、以前、これもお話ししたか御回答させていただいたかもしれませんが、いわゆるこういったことをやりますよということによって、それまでに飛び込みでどんどん新たなものを呼び込むというおそれがあるということで、できるだけそういった情報を出さずに詰めながら、条例の制定に向けてやってきていたところでございます。

一時期は条例の制定に向けての手続と今ありました事業者との協議が続いていたんですが、事業者の協議のほうに先に先行していたという事実がございますので、それについて、もし条例の適用を受けるようなことが生じていたならば、当然、条例の内容にのっとった対応が必要になるものでございますが、今回はそういうことで、施行前に事業のほうが始まったということでございますので、さすがに、それを我々が条例の適用をしてくださいというところにはいけなかったということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） わかりました。



ある意味、やはり条例が制定されたことによる効果が出ているんじゃないかということなんですけれども、結局、この後罰則規定とか追加する部分があるかということに入るわけなんですけれども、現行条例であっても十分対応はできるんじゃないかというそういう見解の御答弁だったと思います。

②のところなんですけれども、FIT法が上位法にありまして、そのFIT法の中で認定にかかわるところは関係法令であるとか条例、それを遵守することということが条件になるので、結局、私どもの場合には、今回の現行条例を制定したことによって、それを遵守する義務も事業者が発しているというそういうことでよろしいかと思います。

それで、3番に移るような形になりますが、以前、6月の定例会でも議案質疑であるとか、当時は第1委員会だったんですけれども、その中の委員会審査の中でも話はあったと思うんですが、結局、歯どめが本当にかかるのかどうかということがやっぱり一番議論の焦点になっていたと思います。それで3番目の質問を出させてもらったんですけれども、そのときに関係法令、あと現行条例、あと景観条例、その辺もあわせて適用を審査するという話だったんですけれども、そのときに市の土地利用要綱が実際、審査のときに運用されるということで、これは基本的には技術基準ということでしたよね。個別基準というのも太陽光については定められていたということで、そのところを運用することで担保できるというような話だったんですけれども、それをただ条例の中に、例えば条例ですとその規則で定めるとかというようなそういう文言が出てくるわけなんです、その要綱を規則として書き込むことができないかというそういうような話もあったと思うんですけれども、もう一度、そのところを御説明願いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長政策監。

○市長政策監（田村英樹君） まず、この条例の話に少し戻りますが、少し御質問の趣旨と異なる回答になるかもしれませんが、まず今回、同意・不同意というその意思表示をする条例であるという内容になってございます。これは何かというと、先ほど市長からもございましたとおり、まず、太陽光発電、再生可能エネルギーによるそういった事業そのものを否定するものではなくて、まずはそれをやるのであればこういう場所がいいです、こういう場所はやらないでくださいねという、何ていいますか、そういう土地利用上の立場からまずその太陽光に対して評価したいというのが今回の条例の趣旨でございます。ある意味でいえば、よく開発等で立地基準とか技術基準とかという言葉があるんですが、そういう意味では立地基準というようなものがこの条例に当たるのかなと。それは、法律の大もとになるFIT法、これは電気事業に係る内容ですので、それをやるに当たっての立地についてどうですかといったところを今回求めました。

一方、土地利用指導要綱、これは各種そういった土地利用に係る技術的な基準について定めているものでございまして、これは先ほども関係法令が幾つかありますと申し上げました

が、そういった中にある幾つかの関係法令の中でのそういった施設を整備、もしくは設置するに当たっての技術的なものを全部審査する内容であるということで、むしろ、こちらの要綱ではございますが、これらは他の関係法令の調整役になっているわけです。ですから、そういう技術的なものについてはそちらに委ねるということをもっと最初に考えました。あくまでも、今回の条例というものは土地利用のあり方についてどうかといったところに特化したところでございます。

それで、同意・不同意というふうなところになっていたんですが、これも当初、条例を制定する際にはもっと厳しい条件、許可制、要するに許可するとかしないとかそういう形にしようということも検討してまいりました。ただ、ここも先ほど市長が言いましたとおり、法令との関係というところで、法律の要するに要請を超えるものをかけてしまうと、今度、条例の安定性に欠けてしまう可能性があるというところで、やはり一定のそういう安定性を確保するためには今回は同意・不同意という市の姿勢をあらわす形をとったものでございます。

ちょっと話を戻りますが、内容的に土地利用の部分を今回の条例の中に入れるということは、先ほど言いましたとおり、その関係法令一覧をやる中の関係法令についての調整をFIT法で求めておりますので、その技術的な基準が土地利用の考え方の中で対応できるものと考えますと、あえて今回の立地基準を対象とする条例の中にそういったものを載せる必要はないのかなと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） そうすると、立地基準が条例であって、技術基準がうちで言う要綱になるわけなんですけれども、事業者側からすれば、その要綱も含めて遵守する義務というのはあるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長政策監。

○市長政策監（田村英樹君） 今、議員の申し上げたとおりでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） 具体的にいうと、その要綱のほうでは、個別基準で太陽光発電施設のところで、例えば、傾斜が30度以上のところには設置をしないと、30度未満の場合では地質等を考慮した安全な構造とすることという、具体的にはそういうことをうたっているわけです。今、政策監の御答弁でこれも遵守事項になっているということですから、条例とあわせてそのところが実際に遵守されなければ不同意ということになるということですのでよろしいですね。はい、わかりました。

それで、先ほど、政策監のほうからも届け出制じゃなくて許可制にしたらどうかという議

論もたしかあったと思います。伊東市の事例も見ますと、ことしの3月議会で、今の現行の伊東市条例が可決成立したんですけれども、さかのぼると、修正案も含めて4つの議案が出たと。その中で審査したということなんですけれども、1つはやっぱり市民案というのが出たようで、それが許可制をとらなきゃいけないとか、あとは条例施行前の現状の事業に対しても規制するべきだというようなかなり強いものが出たわけなんです。ただ、私どもの条例と同じように届け出制の条例を選択したということなんですけれども、その中で、私が調べたところによりますと、許可制の条例をとっているところが国内でも11自治体かな、あります。常陸太田市とか富岡市、佐野市、箕面市、日光市、大津市、和歌山市、足利市、前橋市、栃木市、太田市、高崎市ということで、現状、11の自治体が許可制をとっているということです。

その中で、富岡市というところのちょっと条例を抽出したんですけれども、目的は私どもの条例と変わらず再生可能エネルギーと自然環境、その辺の調和を図ることが目的であります。事業計画の許可というところを第12条で挙げていまして、ちょっと読み上げます。第12条、事業計画の許可。事業者は、保全地区内において事業を行おうとするときは、前条の協議結果を踏まえ、事業区域ごとに事業計画を定め、当該事業計画について市長の許可を受けなければならないということで、12条で規定しております。さらに、13条、許可の基準というものを設けて、その許可することについての妥当性というものも定義しております。それと、あとは許可の不同意ということで、これは13条の2項において、市長は、前条第1項の規定による許可の申請をした者又は当該許可の申請に係る工事施行者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないことができると。1項が事業計画を実施するために必要な資力、資金力です、及び信用があると認められないとき。2、第26条の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しないとき。3、富岡市暴力団排除条例第2条に定義する暴力団員等がその事業活動を支配するときというような形で許可をしないことができるということころの規定もうたっております。

こういったことがほかの10の自治体の条例をまだ調べているわけではないんですが、実際、動きとしてこういうこともあるわけです。確かに、許可といふとなかなか上位法への抵触であるとかということで難しい面があると思いますが、その辺のもう一度、再度研究なりをするおつもりはあるのかとか、あとは市長にお聞きしたいんですけれども、例えば、全国市長会等で、今回、こういうような全国的なやはり問題になっているわけで、各自治体にその条例を制定するような動きがあるわけなんです。その中でやはり課題というのはそれぞれ持っていると思います。その辺の認識共有というものがそういった場で具体的にされているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長政策監。

○市長政策監（田村英樹君） では、私のほうからお答えいたします。

先ほど、ちょっと少し同意・不同意の話でございますが、今般の伊豆市の条例の同意・不同意というのは、あくまでも立地場所における同意・不同意というところで、そこの中では例えば土地利用の技術的な審査事項を踏まえるということではなくて、あくまで条例ではその設置しようとする場所に対する意思表示ということでございます。当然、そこで不同意であるものを新たにその土地利用で上がっていくということはちょっと考えにくいものではございますが、技術基準をもって同意・不同意までいくというものではないということをもっとまずちょっと訂正させていただきます。

それで、今、議員のほうから富岡市の例、私もちょっと確認させていただきました。やはり富岡市といいますと、たしか世界遺産の製糸場があって、その関係で特にそういった景観を含めた取り扱いのかなりどちらかというところと厳しい条例のようでございます。言ってみれば後発部隊でございますので、さまざまな要因を踏まえて、またその地域の特性を踏まえた中でお考えいただいたんだろうなというところがございます。

まず、今後、見直しをするかどうか、そういったことをもっと研究したらどうですかということで、まさしくそういったものを今後も研究してまいらなければならないと思っております。今のまま万全であるというふうなことは思っておりません。当然、今後のさまざまな動きの中において、そういった条例の適用に影響が起ころうような、例えば法律のほうの改定や何かがあったときに対応できなくなったりする場合もございますので、そういったところは逐次やってまいりたいと思います。

ただ、当面は今のこの形、同意制の形、罰則等の話もどうかというようなこともありました。今、罰則となると、やはりそういったものを違反するから罰則であって、違反する行為があるかなしかというと、そこは多分許可制という形、許可に対して、不許可なのに対してやっしまえばこれは違反なので、違反に対して罰則というようなことがあろうかと思いません。今、許可制をとっている自治体が幾つかありますが、罰則規定までちょっと設けているというところはどうもないようでございます。というのは、これはちょっと私、法律の専門家ではないのでもしかしたらちょっと若干、考え方の間違いがあるかもしれませんが、例えば、こういった条例に対して反して、罰則を受けるような事案が生じたとき、これが例えば事業者から訴えがあったりしたときに、その根拠というのは、許可・不許可といったところがその罰則の根拠になろうかと思いません。そうしますと、法律と条例の関係の中で、上位の法律が要請していないところに関してのそれ以上のものについての許可・不許可というようなものが出た場合、これは仮に司法の場に出た場合、その際、条例の内容が法律の趣旨に反するというようなことが起きますと、これはやはり今やった罰則を含めた許可・不許可が無効ということが出てこようかと思いません。それは、やはり条例自体の安定性に大きく影響が出る可能性がございます。そういうこともあるために、恐らく許可制をとったところも罰則規定までは設けていないんだろうなというふうにはちょっと考えております。

当然、こういった条例、これを的確に運用していくというためには、逐次、内容について

は精査しながら、その場に応じた対応というのは必要だと思いますが、今の段階では、まだそういった点では他市、他の事例というのを見守りつつ、今後どうあるべきかということを中心に検討していくということが今の市の姿勢でございます。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市のほかの事業なんかをお考えいただけるとわかりやすいんですが、例えば何かの事業を市が公募するときに、当然、資金計画を確認しますよね。しかるべき規模の事業をやっていただける資金力があるのかどうか、組織力があるのかどうか、あるいは施設なんかでもそうですけれども、暴力団関係者はお断りしますと。これはよくある話です、大きなパーティーなんかで暴力団関係者でしたと。そういったことの規制のところ、許可、あるいは採用しないということはあると思うんですが、先ほど申し上げましたように、今回は市民の安全だとか、土地の保全だとか、景観の保全だとかそういったところで法律の枠の中で我々が動けるかどうかのところがあるんです。例えば、同じように土地利用をしている都市計画、あるいは農地は、都市計画法がある、農地法がある。それを伊豆市の中で適用して、これは許可します、しませんということがあられるわけです。ですから、今回、我々、法律にひっかけるために地元が合意する、合意しないという条例をつくって、そしてそれを法律に適応するFIT法に持っていくようにそういう仕掛けをしたわけです、上位法に何らかの形で持っていかないと法律の規制の対象にならないので。今、我々が許可制とか罰則を入れたときに、所有権って物すごく強いので、御存じのとおり、公共の利益に反しない限りで所有権は認められる。ですから、収用法の規制なんか物すごく厳しいわけです。憲法で所有権は認められていますので、そこでしっかり法律との整理をしないで許可制とか罰則を入れたときに裁判で負けると、今度は条例の安定性がなくなるわけですよ、所有権の争いをしたときに。そこで、今、慎重に対応しているわけです。したがって、我々は、今ある法律の中で最大限、地元の規制といいますか、それを発揮できるような体制をとらせていただきました。もし、許可と罰則を入れるのであれば、多分、条件を変えなければいけないんじゃないかという気がいたします。それはまだ確認をしていないんですが、部長が答弁したとおり、検討する余地はあると思っています。

他方、全国市長会の動きですが、これは大変大きな関心を当然持っています。幸か不幸かというか、伊豆半島の中でとても大きな話題が続いていますので、全国の市長さんも大変高い関心を伊豆半島に持っておられる。そこで、法律でつくってくれという御意見もあります。

私は技術屋ではないので、安全性とか土地の安全性は正直言ってわからないところがあるんですが、私の一つの判断基準は、ちゃんと将来の解体撤去の費用を見せてくれているかどうかと。FITの今18円ですか、その中には、事業終了後の解体撤去の費用も入れているんだそうです。ですから、私が1件伺ったところでは、一気に、我々選挙のときに裁判所に供託しますよね。市長だったら100万円裁判所に出すんですが、その同じ制度を入れら

れませんかという話をしたんですが、さすがに20年後、30年後の解体費用の供託まではやっていないところはあるようなんですが、しっかりした銀行をバックにつけて、そこに利益の中から解体費用を積み立てて、それを市民の皆さんに提示しているところもあるんだそうです。ただ、私が見た資料では、全国の太陽光発電事業の4割が解体費用を積み立てていないという資料を見たことがあったものですから、そういった事業会社がやるところについては、失礼ながら、ほかの側面でも不安があるのではないかというのが私の一つのフィルターなんです。それは全国市長会でも意見として申し上げているんですが、しっかりほかの市長さんともタッグを組んで、国とさらに調整することがあれば、積極的に発言していきたいと考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） 市長会の場合でも認識が共有されているということで、当然、国の法律であったり、静岡でいけば静岡県のほうの条例であるとか、そういったところのやっぱり整備もあわせて要望していかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

そんな中、きのうの新聞ですか、県のほうで太陽光の静岡県の指導指針を作成したということの報道がありました。以前から、市のほうが環境アセスの条例を強化するような条例改正をするというようなことを言っていたんですけども、そういったことで県のほうも動きましたし、聞いたところによりますと、国のほうもやはり動き始めたということもあります。引き続き、目的は何が何でも再生可能エネルギーを抑制すること、太陽光発電を抑制するというわけではなく、そののところが市民の安全、国民の安全・安心と自然環境の保全と、その辺のバランスをとるということが前提なんですけれども、やはり国民、住民の不安を払拭することというのは国であり、自治体の行政の役割であると思いますので、引き続き、その辺の御努力はお願いしたいと思います。

最後、④なんですけれども、先ほど建設部長からお話がありました。既に地元の要望が出ていて、2カ所については工事中ということで、対処してくれているということでよろしいですね。この地域に関しては、県のほうが災害特別警戒区域を指定してそれなりの処置をしているということですから、今、この治山・治水工事をやることで、要は下流域の世帯の皆さんの安全・安心は守れるという、そういうような認識でよろしいでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 一概に、施設ができたからといって安心いただけるということはないと思います。やっぱり自然が相手なものですから、そのときの雨量とか自然状況によりまして、それに安心することなく状況判断をして、危険な場合は逃げていただくとかその逃げる時間を稼ぐとかというのがありますので、施設ができたからもう大丈夫だという認識は少し下げていただきたい。ないよりはもちろん安全ですけども、そういう意味です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） わかりました。引き続き、対処できることがあれば対応していただきたいと思います。

それでは、次の質問をお願いします。

○議長（三田忠男君） 中学校の問題ですね。それでは答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 学校設置の件ですので、私からは2点だけ申し上げたいと思います。

先般、10月に内閣府、県と一緒にテロ対策の図上演習を行いました。これは内閣府がシナリオをつくって、国と県で統裁部になっていただきましたので、私も市長として100%演習の中に入ることができて、とてもいい訓練になりました。テロ対策は途中から国民保護に変わりますけれども、冒頭は災害対策ですので、まさに大規模災害時と同じような状況になるわけです。そこで、修善寺南小学校と修善寺中学校は授業中、したがって、まず子供たちは学校から出るなど。そして、今度は駅周辺に入れなくなるので、周辺の住民の皆さんもそこに避難をしてくださいという状況になったわけです。そこで、修善寺南小学校と修善寺中学校にも子供たちと住民と観光客がいるという想定で、最後に困ったのがお迎えなんです。修善寺中学校にいる子供たちをどうやって帰そうかと。結局、その状況の中ではお迎えまでできなかったんです。今、ああいった状況で、あの道路に何百台の車が集中するということは、ふだんの中学校の先生に伺うと、今の修善寺中学校でお迎え訓練をやるときにもとても大きな混乱になるということで、改めて演習をやってみて、いや、これは学校としてやはり適切ではないなということを痛感をいたしました。今の修中の立地に関する所見として御参考に発言をさせていただきました。

2つ目の、私にとっては基本方針の市民への説明と、それから今後の方法、スケジュールで、先日、教育委員会の方針決定が報道されたときに、伊豆日日新聞で行政は議会との溝を埋める必要があるというコラムがありました。そこなんだろうと思います。そこで、私は冒頭、行政報告でも申し上げましたとおり、市長としてはミニ集会で700名近い方々、そのほかの集会も含めると800名近い方々に直接話をし、意見を伺いました。その中で、議会はなぜ反対したんですかという質問もありました。そこで、私は議会のことを答えられることができませんので、1年半前の議論の中では3中学校を残せという案、それから統合するんだけど修中がいいという案、それから統合で新しい校地がいいけれども校舎が悪いという案、それから、そのほか教科教室に反対という意見がいろいろありましたので、正直言って、議会の中でどこまで変えていくと合意できるようになるかはわかりませんということをお知らせしました。そこで、行政としては溝を埋める責任があるというのは新聞のコラムとはいえ、これは民意でしょうから、もし、この方向で議会ほうで進めていただければ、速やかにその溝を埋めるための溝がどこにあるのかを確認させていただきたいと思うわ

けです。教育委員会は教育委員会で、これから議会にはより丁寧に御説明すると思いますが、そこで参考に私が伺いたいのは、きょう聞くということではないんですよ、私は市長としてのやっぱり限定された、せいぜい全部足しても800人ぐらいの方々から直接伺ってしかないので、ぜひ、皆さんは皆さんで16人の議員さんはいろんな市民との接触もあったでしょうから、市民はどこに反対なのか、議員の皆さんはどこを直せばこの方向で進めるのか、ぜひその行政が埋める溝がどこにあるのかについて、ぜひ、意見を賜ればと思います。

○議長（三田忠男君） 続いて、教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） 皆さん、おはようございます。

それでは、3中学校の基本方針について回答いたします。

まず1つ目の学校施設の形態についての議論について。

総合教育会議では、基本方針案の内容についての質問や確認はありましたが、教育方針にかかわる学校の形態について議論はありませんでした。市長としては、基本的に方針案に異論はないという意見をいただきました。教育委員会では、答申内容を最大限尊重するとしながらも、現状存続、3校統合、小中一貫校とするなど、それぞれの学校形態となった場合のメリットやデメリット等を説明し、さらには小中一貫校については、施設分離型、施設一体型、土肥小中一貫校のような義務教育学校の形態などを説明し、話し合いをしました。

次に、②市民への説明やスケジュールについて。

基本方針の市民への説明は重要と考えます。ですが、候補地も決定していない現状では、保護者にとって特に関心の高い通学方法、その負担軽減、通学対策、駐車場等の御質問があるかと思いますが、現状、何も答えることができません。よって、答申内容や基本方針は広報紙や市のホームページでお知らせしてありますので、基本方針の説明にあっては、もう少し内容が前進した段階で行いたいと考えています。

具体的な方法やスケジュールにつきましては、今後、教育委員会において、事前の十分な告知も含め検討を行ってまいりたいと考えております。

市民の皆様への説明方法ですが、保護者の方々、特にこれから通学する見込みの保護者の方々を基本に、市民の皆様にも説明の機会をつくとともに、集会や会合など、いろんな機会を通じて説明をしていこうと考えております。

3つ目の中学生の区域外通学、指定校変更の状況ですが、まず、区域外就学により他の市町村から伊豆市の学校へ通学している生徒は3名、逆に、伊豆市から他の市町の中学校へ通学している者は3名でございます。その理由は、前者が地理的事由、具体的には熊坂地区の子供が伊豆の国市の大仁中学校へ通っているという状況です。また、後者の3名は伊豆市の学校にいてその後転居をしましたが、まだ学年の途中なので、さらに伊豆市の学校にいたいということで他の市町から通っております。

次に、指定校変更ですが、現在19名の生徒が指定校以外の学校に通学しております。



次に、④部活動のことですが、教育委員会として社会体育への移行について、具体的に議論・討論・検討したことはございません。豊富な人材や組織、公共交通機関が発展している都市部では実現も可能でしょうが、現在の伊豆市の状況では、社会体育への移行はなかなか難しい問題が多々あると考えております。

⑤の学区の廃止ですが、現在の伊豆市の学校配置のままの状況で学区の廃止にしますと、一部の学校に生徒が集中し、残ったところでは複式学級ができるということも想定されます。そのような状況になると、生徒のいろんな面で教員の定数、それから部活動の数、そういうものが安定性がなく、非常に不自然な状況が生まれるのではないかとということが心配されます。

最後に6番、教職員の負担軽減に関してですが、最も負担軽減するのは教員の定数増です。教員がふえれば、その間、先生方がその中で勤務が、いろんな場合で勤務時間の中で物事ができるようになると思いますが、これは国の施策によるものですので、市としてはどうしようもありません。ほかに教育内容の精選、勤務時間管理など、さまざまな状況により先生方の負担、市の中でできることはやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） 1番目と2番目を御答弁いただきました。

今回、基本方針を出されるに当たって、通告にも出しましたが、事前の議会への方針案の段階で議会とのコミュニケーションを図ってもらったということで、その中でも私が通告に書いたように、学校施設の形態の検討というのはどうだったのと。教育振興審議会の答申が全会一致で統合すべきであるということになったわけで、それを十分尊重してつくられた方針だったということであるわけなんですけれども、中学校教育環境改善に関する請願書の請願項目の中に、遠くない時期を設けて改善し、それで複数案を提示することということが書かれてありました。その複数案というところが実際、請願に対してどうなのかというところが議員の中でもいろいろと話があって、請願者との話の中では、請願者のほうもその議論の経過の中でそういうことが十分総合的に審議されたのであれば、請願者としてその答申は妥当であると受けとめるというような、そういうお話しもあったものですから、方針のところで、先ほどの説明にもかかわるわけなんですけれども、やはり、意思決定のプロセスというところを丁寧にやっていただきたいなというふうに思います。前回、文教ガーデンという枠組みの中の新中学校のことだったんですけれども、どうしてもやっぱりその事前説明というのが不足していたんじゃないかという中で、唐突に新中学校建設ありきみたいな形で前のめりになっていた印象があるというような、そういうお声もやっぱり多かったですから、その辺はやはり今回は教訓として捉えていただくということで、その辺のプロセスを十分に説明する機会を設けていただきたいと思います。

意思決定のプロセスということなんですけれども、今回、質問通告をしていろいろ資料を準備しているときに、総合教育会議の議事録とか教育振興審議会の議事録とかはホームページからそのまま検索できて入手できたんですけれども、定例の教育委員会とか臨時教育委員会は、議案のほうはアップされているんですけれども、議事録のほうが開示請求をしないと出てこないようなそういう形で、ホームページ上からは引っ張れなかったんです。これを担当課長に聞いたら、以前から録音はしているけれども、実際の議事録として起こして公開している状況ではないということだったんですが、やはり何の事業でもそうですけれども、意思決定のプロセスというのはやはり一番大事なところでありますから、今後教育委員会として、教育委員会の議事録であるとかそういったものを公開をぜひしていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 今、議員御指摘のとおり、教育委員会の議事録という形ではすごく細かく詳細な議事録等は公表していません。作成に当たってつくられたものを公表しているという形です。それは、でも教育委員会の中で一番、今現在重要視されているのは、あの議事の中でいろいろ決定をしていかなきゃならない点があるものですから、それは基本的に載せております。また、その他のところで今回のようなものも含めて教育委員さんたちといろいろお話ししている点については、もう少し皆さんがわかるような形で載せていきたいなというふうには考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） すみません、余り時間がないので3番の区域外就学・指定校の変更の状況ということで、先ほど教育長のほうが御答弁されました。

1点確認させてください。

指定校変更の19名のうち、指定校変更の許可基準というのが1番の転居から9番のその他ということでありまして、19名の方のそれぞれの内訳というものはわかるでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 19名の内訳ですが、多い順に言うと、部活動によって指定校を変えている生徒が9名、それから先ほどちょっと説明しましたが、同じく転居、住所は変わったけれども前の学校にそのまま卒業までいるということで許可しているのが3名、それから教育的配慮が3名、それから小中学校の継続、お兄さん、お姉さんが中学にいて、小学校で行ったけれども、中学もまたお姉さんと同じ中学へ行きたいということで許可しているケースが4名となっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） わかりました。部活動の事由が一番多いということでわかりました。恐らくなんですけれども、具体的にその校名を言うことは差し控えたいと思いますけれども、部活動がたくさんある学校のほうに移りたいという子供が多いんじゃない、親御さんも含めてですけれどもそういうことだと思えます。ほかの教育的配慮とかいじめ、不登校とかその辺の子供たちの手当てというのも非常に大事なところだと思いますが、そのところの課題解決もやっぱりしていかなければいけないかと思えます。

それで、社会体育への移行の問題なんですけれども、議論・検討もされたことがないということなんですけれども、以前も6月の定例会で小長谷朗夫議員がそのことに触れられていました。調べますと、静岡県の方でもいわゆるスポーツ人材バンクというような名前だったでしたっけ、そういったものを制度として創設しています。県として部活動のコーディネーターというものを設けて、各自治体から要請があるものはその方が受け付けて、実際に手配できる方を紹介するというそういう制度が創設されたと聞いているんですが、その辺は活用というものは実際に検討はまだされていなかったということなんですけれども、御存じでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 基本的に、社会体育への移行というのは、学校が全て部活をやめて、スポーツ少年団のような形で外部で活動するというのを一般的には社会体育への移行ということで学校が全て部活から手を引く、そのことについて検討したことはありません。これは、国の問題として20年ぐらい前から、文部省の時代からそのことは何度も何度も議論として出てきています、国の発想として。でも、いまだ何の具体的なものは動いておりません。

それは、地方においては大変、要するにこの辺でいうと、静岡県で今、ことし動いたのは磐田市が動いています。それはジュビロがあったり、いろんな社会スポーツで企業がやってそこへ移行している。でも伊豆市の中で、今、部活と同じ活動を引き受けてくれるところがあるかといったら、これは無理だというのが先ほどの答弁です。土曜、日曜だけならば、さっき言った人材バンクを利用してやれるかもしれませんが、平日では基本的には無理だと考えています。多分、やってくれるんなら定年退職した方をお願いをするしかない。今現在、伊豆市でもそれぞれの学校にあそこにいらっしゃる木村議員もそうですが、ボランティアを含めて外部指導員という形で協力を土日等、指導していただいている方も多数おります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） もう本当に時間がわずかなんで、質問できないんでし切れないかもしれませんが、社会体育への移行というのは、まさに教職員の負担軽減というものが一

番大きな理由かと思えます。また、子供たちにとっては、民間のスポーツクラブとか活動団体、子供のころから地域の方も含めて触れ合うという機会ですから、部活動というものが何ですか、教育課程指導外の自主的な活動ということであれば、なおのことそういった形のスポーツとのかかわりというのができるんじゃないかと思えます。

あと、学区の廃止については、これは私、通告する前から本当にタブーの部分かなというふうに思っています。教育長も御答弁なされたとおり、今のままですとやはり一極集中じゃないですけども、均衡がとれないようなバランスの悪い子供たちの数の構成になってしまう。それに伴い、やっぱり先生方の数も制約されてしまうという問題があると思うんですが、私が今回これを提起したのは、先ほどの区域外通学とか指定校変更、そういった子供たちというのは、通学費補助の件に関しても、今、そうでない子供たちは全額補助されているんですが、やはり援助はしていただいているんですけども差がある、その辺は今度新しく中学校を統合、中学校を再編するということで、伊豆市の中に1つの中学校ということであれば、2025年を待たずにやはりその移行期間の中で伊豆市全体の子供ということで、子供たちにとっても伊豆市全体が自分たちのふるさとだということであれば、同じようにやはり手当てをしてあげなければいけないんじゃないかと。学区の廃止というのは……

○議長（三田忠男君） 時間が来ましたのでまとめてください。

○5番（鈴木正人君） はい。

ということで、また、次回にこれは持ち越しで質問をしたいと思えます。教職員の負担軽減についても、引き続き御努力いただきたいと思えます。終わります。

○議長（三田忠男君） 答弁はいいですか。

○5番（鈴木正人君） いいです。

○議長（三田忠男君） いいですか、はい。

これで鈴木正人議員の質問を終了いたします。

ここで55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◎発言訂正について

○議長（三田忠男君） 教育長から、先ほどの鈴木正人議員の答弁に対する発言における訂正の申し出がありましたので、これを許します。

教育長。

○教育長（西井伸美君） すみません、先ほどの答弁の中で、最初に答弁した区域外通学の中で、他の市町から伊豆市へ、そして伊豆市から他市町へということで、前者ではということで大仁中学へのことを言いましたが、これは伊豆市から他市町へ行っているわけですから、後者では間違いですので、訂正いたします。

○議長（三田忠男君） 教育長からの発言はこれで終了いたします。

◇ 青 木 靖 君

○議長（三田忠男君） それでは、引き続き、一般質問に入ります。

9番、青木靖議員。

〔9番 青木 靖君登壇〕

○9番（青木 靖君） 9番、青木靖です。通告に従い、一般質問を行います。

件名、断水の発生状況と対応。

市内の上水道の配管布設がえ工事の進捗については、今のペースでは何年かかるかわからないという状況が現状であると認識しています。漏水の発生箇所をその都度修理していただくだけで精いっぱいといった印象を受けております。漏水箇所の復旧作業の間は、一定の範囲で断水が発生することになります。短時間であれば問題が少なくとしても長期間、長時間ではなくて長期間になったり、たびたび断水するとなると、生活や経済活動へも影響が懸念されるところであります。

そこで、以下について質問をいたします。

①今後、中長期の上水道の維持管理計画、その概要がどうなっているのか、改めて確認をさせていただきたい。

②ここ一、二年で結構ですので、市内での断水の発生の状況をどのように把握しているのかを教えてください。どのような原因でどのぐらいの規模で断水が起きたというふうに把握していらっしゃるのでしょうか。また、その際、どのような対応がなされたのか、把握している範囲で御報告をいただきたい。

③災害の発生時に上水道が断水した場合に対しては、市としてどの程度の対応能力があるのでしょうか。また、市独自で対応できない部分について、外部からの支援はどの程度の規模が期待できるのでしょうか。

お答えを市長に求めます。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの青木靖議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

中長期の上水道の維持管理計画の概要についてですが、平成29年度から水道事業の経営戦

略策定業務に取り組んでおります。計画的でかつ合理的な経営を行うことにより、収支の改善等を通じた経営基盤の強化を図りたいと考えております。この経営戦略策定業務については、平成31年3月完了、本年度末の完了を予定しております。

そのほかについては、建設部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、続いて建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、私から2点目、3点目についてお答えいたします。

まず、ここ一、二年の市内の断水発生状況ということですが、最近の広域的な断水の発生状況を直近のものから見ますと、ことしの11月15日に八幡、梅木、柳瀬、関野、城地区。11月7日には貴僧坊、姫之湯、宮上地区。8月13日には地藏堂、原保地区。7月9日に原保地区。平成29年8月2日の夕方から3日の午前中にわたっては地藏堂、原保、貴僧坊、姫之湯、宮上地区。6月8日には道路陥没事故により下船原地区で断水が発生しております。特に中伊豆地区に多く断水が発生いたしました。

断水の原因は、本管の漏水修理が2件、落雷による設備の故障が1件、あと施設設備の外的損傷が2件、濁水によるものが1件でありました。また、そのほかにはことしは水道管の布設がえという工事を行っておりますので、牧之郷の芙蓉台、下船原、本柿木、上和田地区で新旧管の切りかえのための断水を行っております。

断水のときの対応としましては、断水区域が広域になる場合には同報無線、市のホームページ、SNS、メール配信、FMISなどの媒体を利用し、区域が限定的な場合には、広報車による広報や戸別訪問を行って断水予定時間などを市民にお知らせをしているところでございます。

また、水道管の切りかえ工事などの場合は、断水の予定がはっきりわかりますので、対象地域に回覧の文書、戸別通知等の周知を行っているところでございます。

3番の災害発生時に上水道管が断水した場合に対しても、通常の漏水工事の場合でも断水が長時間に及ぶ場合には、給水タンクで市民に給水する対応をとっておりますが、現在の所有数は容量が1立米のタンクが10基であるため、大規模な災害時には不足することが明らかでございます。また、水道管路の復旧についても人や資材が足りません。このため、日本水道協会に所属する水道事業者である市町、県などと災害時相互応援に基づく協定を締結しており、災害等により水道施設に被害が発生して市単独では対応できない場合には、この協定に基づきまして、応急給水作業、応急復旧作業、応急復旧用資材の提供、工事業者のあっせん等の相互応援体制をとっております。支援規模は、被災した市町が応急給水及び応急復旧計画に基づき必要な支援を要請し、応援内容はこれに基づき行われることになっております。

また、伊豆市の上下水道協同組合、今、お客様センターの受託会社であるヴェオリア・ジェネッツと災害時における応急対応、応援に関する協定を締結しており、水道の復旧工事、資材の運搬、広報活動、電話及び窓口対応、水道施設の開閉栓作業、応急給水活動等について

て支援要請できる体制をとっているところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木靖議員。

○9番（青木 靖君） 断水の発生という切り口で今回質問させていただくわけですが、昨日も波多野議員から漏水に関連して水道の話が出ていましたが、かぶるところがありますけれども、その先まで進めたいので、もう少し細かくお願いをいたします。

きのうのテレビとかでも、ニュースとか報道の番組などでも国会での水道法の審議であるとか水道管の老朽化の各自治体の対応等、課題点が取り上げられているところでもありますので、もう一回、その状況の確認をさせていただきたいんですけれども、きのうもありました水道管の法定耐用年数、これは40年だと思えるんですけれども、法定耐用年数を超過している率、当市はどのぐらいなのでしょう。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 伊豆市の法定年数40年以上を経過したものは、割合としては33.4%あります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 40年以上経過しているものが33.4%ということで、これは平均的というか平均よりちょっと少ないぐらいなのかなというふうな捉え方はできるんですけれども、実際に40年を超えているんだけれども、テレビとかでも見ている、今かえた管を持ってきました。これは60年前の管でやっと今交換しましたというようなことで、現実的には40年を超えたものも使われているわけですよ。こういう言い方かどうかわかんないんですけれども、法定耐用年数は40年なんだけれども、このくらいまでは一般的に大丈夫だというラインがあるのかというところからちょっと教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 一般的にといいましても、今、言われたように60年あってこういう例もありますので、基本的には例えばその40年を超えて財政的に豊かになれば、管のほうをしっかりと更新できるんですけれども、やっぱりうちみたいに延長が長いとそれはなかなかできないもので、耐用年数以上にもうまく利用していくというのが現状だと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） それでよく話が出るのが、全部管を交換するのに200年かかりますと。要するに、更新率です。大体、平均的に伊豆市だけじゃなくて0.5%ぐらいの更新率でこの自治体も推移しているということで、それには恐らくこの法定耐用年数40年というのがあるからだと思っていまして、実際60年使えるのであれば、1年間に6キロやれば360キロ伊豆市内だってできるわけですよ。だけれども、実際はそうじゃなくて、やっぱり40年でかえましようというのが一つあるわけで、そこでどうなのかなということもあるんですけども、今現在の進捗率、この間も出ていました1年間に2キロしかできていないということと、組合に一部の事業をお願いしているので、市の職員はある程度設計や測量に割く時間ができましたということの話もあったんですけども、この2キロというのが財政的な面で手当てができるのであれば、もうちょっと進む可能性というのものもあるというふうに思っていいたいでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） その辺がやっぱり水道事業で独立採算制なものですから、例えば多く更新して、年間5キロ、6キロというのをやってお金を使っていくとなりますと、そこに支出がかかって収入とのバランスがありますので、その辺を実行していきますと、やっぱり2キロなり3キロぐらいが妥当かなと。仮に、多くやるとなれば、やっぱりその辺で水道料の考え方、料金を上げるとか、例えば水道の管、今、管だけの話なんですけれども、水道には水源から持ってくる配水池とか調整池とかそういうものも、やっぱりその当時からのもので耐震の点検もしていないし工事もしていない、そういうこともありますので、全てを絡めるというところで、先ほど市長が申しましたように、今、業務の策定をやっているところでございます。その中で、全てを洗い出して、今後10年間でどの程度、要するに収支のバランスでできるかという優先順位をつけながらというところで今考えているところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 今ぐらいのペース、上がったとしてももうちょっとしか上がらないということだと思います。今回、質問させていただいたのは、先ほどもわかかっていて聞いたんですけども、中伊豆の漏水が非常に多くて、何で中伊豆だけこんなにしょっちゅう漏水があって、しょっちゅう断水しているのかなということで、八岳地区にちょっと余りにも集中し過ぎていたもんですから、何か特殊な事情があるのかどうかということもあったもんですから、もうちょっとペースを上げてもらわないと困るなということもありました。現実問題、長期計画を今立てているということですので、この後、適正な管理がされていくとは思いますが、これだけ集中していますから、ちょっと地蔵堂の給水池ですか、配水池ですかを中心にしたあたりから下あたりに、何か特別に漏水が早く進んでしまうような、管の劣化が早く進んでしまうような事情があるのかとか、そういう事情を把握されているのかとい



うことと、そこだけちょっと先にやりませんかということですが、どうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 漏水の原因はいろいろあると思いますけれども、先ほど言いましたように一般的な漏水もありますし、例えば落雷による断水とか濁水とかということもあります。漏水につきましては、管種にもよりますけれども、例えば鉄管の場合は電食ということで、電食により鉄管にピンホールという本当に小さな穴があいて漏水する現象もあります。塩ビ管というビニール管もありますけれども、それにつきましては、やっぱり圧力がかかることによってウオーターハンマーということで塩ビ管にひび割れが発生する、そういうものが原因で漏水すると思われま。

地蔵堂のところにつきましては、ことしも計画で発注して、順次作業を進めているところ  
です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 今、たまたま中伊豆の八岳地区で集中しているんですけれども、またどこかで集中して起こるという可能性もなくはないと思いますので、ちょっとそういうここは弱いんじゃないかと思われるところは先回しにやるとか、どうせ全部一遍にできないということはさっきわかりましたので、ぜひそういう対応もとっていただく必要があるのかなと思っております。

それで、現実問題として、2キロないし3キロしかできないということで、また思わぬところで漏水が起こるという可能性もありますので、となると逆に計画的に漏水に対応することにもなるかと思っておりますので、発生規模ですよ、要するに断水の期間が長くなるという可能性があるということの問題の整理をちょっとしたいんですけれども、断水したときにはこういう対応をしてくださねえというような、断水しますということだけじゃなくて、そういうお知らせみたいなのもある程度必要なのかなと思ひまして、今は特別そういうことというのはしていないですよ。何でそんなことを聞くかという、今はもうトイレの水洗率がほとんど高いわけで、例えばの話が、6時間水洗トイレが使えなくなったら、かなりの人が困ると思うんですよ。お風呂に水をためておいてくださいとか、もう長期間にわたるとわかっている場合ですが、そういうようなことを市としてやる必要があるのかどうかというのちょっとよくわかんないんですけれども、そういうことも、あるいはこども園に対してとか福祉施設に対してとかどういう対応をとっているのかということも含めて、断水時にこういうふうな準備をしてくださねえというようなお知らせをしているのか、あるいはどうかということをお教えください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

○建設部長（山田博治君） 断水時につきましては、水道管の布設がえ等が発生する場合は、

しっかり工程を組んでいつ断水するということがあるものですから、そこは全てそういう施設とか一般の家庭には回覧とかしっかりお知らせはしております。ただ、突発的に断水が来たときに、市のほうとしてもなるべく断水をしないでやる工法ということで、まず管を漏水箇所は掘りまして、その状態を見て、例えば先ほど言いましたようにピンホールとか本当に小さなクラックであれば、そこに管をかぶせてフックジョイントといたしますけれども、そういうジョイントにして水をとめないで作業をするということもありますけれども、掘った状態の中で確認して、できない場合はとめなきゃいけないというところがあるもので、そうなりますとやっぱりお知らせとしますと、先ほど言いましたように広報とかそういうところで知らせるとか、地区を限定すれば広報車とかが回ったり、戸別に連絡したりする、そういうことで今対応しているところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） ありがとうございます。

それで、さっきちょっと言ったんですけども、トイレが使えないと困るという話にちょっとこだわってみたいんですけども、小学校だと校舎の上に水のタンクがあって、ちょっとの期間とまっても、その中のものが出る間は多分トイレも使えるんだと思うんですけども、こども園はどうなっているかなんてわかりますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） すみません、こども園について、トイレの関係、水をためているかどうかというところをちょっと確認しておりませんので、また後ほど報告いたします。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 災害時のときもそうなんですけれども、学校とかにやっぱり避難場所が設置されることが多いものですから、ある程度、水道水をためるようなタンクがあって、とまっても何時間かそれで対応できるんだったらいいんですけども、そうじゃないなら何かしらの方法をとらなきゃいけないということだと思ったもので、それをちょっと聞いてみました。

先ほど、どんどん先に進みますけれども、市のほうの給水の対応は1立米のものが10基ということだったと思うんですけども、その設備の内容をもう一回ちょっと確認させてください。断水したときに、水が必要な方はどここの公民館に来てくださいますとかという御案内があって、市の職員の方が給水車ですよね、タンクを積んでいる車が来ていて、それにビニール袋みたいなもので入れて、持って行ってくださいなんて並べてあるのを時々見るんですけども、それに対応できるものが10基あるということなのか、それにまた小分けにして水を配っていますけれども、それが何人分ぐらいといったらいいのかな、どのくらいの量が用

意されているのかというところをちょっと教えてもらいたいです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 給水タンク、1立米が10基ありまして、基本的には集会所とかそういうところにタンクをトラックに積んで持っていきます。そこから個別に行くときには、市のほうに給水のポリ袋、6リットル入り用のポリ袋があります。それを市が渡しまして、それに入れてそれを持って行っていただいて、そのポリ袋は使い捨てなものですから持って行っていただくと。中には、自分たちがあるときには持ってきていただきますけれども、そういうような対応をとっています。その辺の数ですけれども、災害用としましては防災安全課で2万8,600枚、上下水道課で約400枚は今所有しているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

○9番（青木 靖君） わかりました。2万8,600枚あるということで、かなりの数あるので、それなりの数は対応できるのかなということを確認させてもらいました。

それで、災害時の対応については協定も結んでいるので、ある程度の相互の応援体制はできているよということもわかりました。

もう一回、これはお願いというか提案で対応してくれるかどうかという話になるんですけども、さっき言った断水の発生時、その対応のマニュアルみたいなのを皆さんにお知らせするというのにはあるいは必要なのかなと思うんです。これだけテレビとかでも、今、水道管の老朽化が進んでいて、更新率は0.5%で200年かかりますよなんていう報道もされている中で、では実際にとまったときにどうするのかというようなことまでお知らせしておけばより安心のかなと思うわけです。そういう考え方みたいなのは一般的に今ないんですか。市の全体的な施策として、水道が使えないときにこういうふうにしてくださいというようなお知らせとか、すみませんけれども御迷惑をおかけしますけれどもということとプラスアルファで、こういう対応をとっていただけると困らないで済みますよみたいなことをやっぱり行政サービスの一部としてやったほうがいいんじゃないかと思うんですけども、そういう考え方って今はないんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 確かに、そこまで具体的なことはやっておりません。

私は、都市部と違って、東京なんかに行くと1週間誰も支援が来ませんよと。1週間分ですと言っているんですが、地方の場合には3日分は自分で生きていけるようにしてくださいとお願いをしております。実際に、変な話ですけども、いざとなれば狩野川の水だって自衛隊はああいう水にぽんと1錠入れると飲めるような錠剤があるんですけども、お風呂だって、入った後にお風呂に入れておいても煮沸すれば実は使えるレベルなんですけども、そうい

うわけにもいかないのです、子供さんがいるときはミルクをつくるためのきれいなお水をとか、家族ごとに準備してくださいということは言っているんですが、それをまとめて高齢の方はこういったもの、乳幼児のいる方はこういったもの、それも3日間だとどれぐらいの量という具体的な指標というのは、ハンドブック的にお示ししておりませんので、そこは検討させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 何でそこにこだわったかというのと、たった3時間だったんですけども、自分の住んでいるところで水がとまったんですけども、そのときにトイレが使えないとなると、余計トイレが使いたくなったりするということがあって、これがあと二、三時間だったら本当に困る人がいっぱいいるんじゃないかなと思うんで、それでそういう対応もしておいたほうがいいのかなと。これだけ水道がどうなるかわからないと言っているんだからというふうに思ったことが1つと、それとやっぱりちょっと待てよと。平時でさえこれだけこういうことが起こり得るんだから、災害時はもっと大変だよなと思ったもんですから、そこはやっぱり準備をしておく必要があるんだろうと思うんです。さっき言った避難所になり得るところ、それから小さいお子さんがいらっしゃるところとかは、水道が一定期間使えなくなったときにはこういうふうにしましよとか、こういう準備をしてくださいとかというようなものは恐らく必要なんじゃないかなと思いましたので、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

それで、もうちょっと最初のほうに話は戻るんですけども、水道、これはきのうテレビでやっていましたけれども、日本の上水道のレベル、蛇口からひねった水が飲めるレベルの国というのは、日本の基準でいくと8カ国しか全世界にありませんというのをテレビでちらっとやっていたんです。要するに、それだけ日本の上水道の質が高いということなんですけれども、今の水道の質をこれからもずっと維持していくのが恐らく今大変になっているという中で、選択肢として今の水道管の総延長を短くするであるとか、水道の質を一部は下げてコストを下げるとかというようなことをしてでも、一定の用途の必要な水道水を確保するというような選択肢もあるんでしょうか。あるいは、伊豆市になってから水道管の総延長は長くなっているんでしょうか、短くなっているんでしょうかというのと2つちょっと聞きます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 実はこれも、伊豆市のような中山間地ではとても大きな課題なので、全国市長会でみんなの共通の課題にはならないんですが、うちの状況として総務省とか市長会の場では再三申し上げます。

私がミニ集会をやっていた中で、たしか熊坂小学校区のどこかだったと思うんですが、市

長はコンパクト化と言うけれども、アメリカやヨーロッパではコンパクト化なんかやっていないと言われたんですが、向こうはもともとコンパクトから始まっているんですよ。ですから、姉妹都市のネルソンなんかそうですが、ここはネルソンの住居地域で、離れたらみんな自己責任なんです。だから、水道も自分でやってください、郵便も道路まで取りに来てください。

ところが、日本ってもともと全域に住んでいますから、特に東海地方は、暖かくてまきがあって水があったから、全部のところに住んでいるところから始まったわけです。そこで、町のころから水道も、うちだって山水だったところが小学校6年生のときに蛇口がついたわけです。さあ、それをもう一回なくすかという話ですよ。そうすると、政策的には無理だと思いますけれども、私が妄想で考えたのは、昔のように八木沢も一時期雑排水があったので、雑排水でお風呂に入ってくださいと。飲み水はペットボトルを市が配りますみたいなことは妄想としては考えたことがあるんですが、さすがに憲法25条の最低レベルの生活を維持するところに認められないだろうと。

そうすると、本当にその財源が手当てできないのであれば、そこまで立法化してやってもらえますか。そうでなければ、水道を維持するだけの財源を何とか検討させてくださいということで、どちらかしかないですよ、実際問題は。ただ、その結論は見えておりません。それが大変申しわけないのですが、それが現状です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） ペットボトルで飲料水を配るという話もあるんですけども、今言ったように、多分、今の状態はやっぱり維持せざるを得ないと思うし、我々もそういう認識を共有して、もし、整備のスピードをアップするのであれば、やっぱり水道料金にはね返るよとさっき部長からも話があったように、その辺でどうするかという選択をやっぱりしなきゃいけないだろうと思うんです。そうであるならば、急に変わらないなら、さっき言った水がとまったときの対応みたいなこともみんな情報共有をしましょうというそういう話です。

もう大体、これで言うべきことは終わったんですけども、給水の対応についてもう一回確認したいんですけども、さっき言った2万8,600とあと400で2万9,000ですけども、1立米が10基、これで3日間何とかなるということで、これで足りているということでもいいでしょうかという確認をお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） この枚数で3日間足りるかといいますと、その辺はちょっと基本的に確認はしていないんですけども、まずはこれでということで、それは今これからしっかりまた検討して、やっぱり3日ないし4日とか、それなりの枚数ということは必要かなというところで、これが足りるかというのはちょっと今はっきり足りませんとは言い切れません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） ということですので、水道についての現状というのを市民で情報共有するような働きかけも行政のほうからお願いをしたいと思いますが、それはやっていただけますでしょうかということを最後に質問して、もうこれで終わります。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも多少繰り返しになりますが、上水道は伊豆市の中ではとても大きな課題です。そこで、下水道と違って1つ大きな問題が、受益者がはっきりしているということ。水を飲み、御飯を食べたいから水道を使う、お風呂に入りたいから使う。下水道は水回りを汚されたら困る、川を汚されたら困る。下水道の場合には受益者が社会、その地域、上水道の場合には受益者が家庭なんです。そこで一般財源を入れにくいという特性があります。それでさらに400キロという水道管があるという特性があります。ただ、これは課題としてはありますけれども、何らかの形でしっかり維持していかなければいけない、生活の最低限必要な上水道ですから、どこまで加速できるかわかりませんが、重要な課題として、引き続き宿題として預らせていただきたいと思います。

○9番（青木 靖君） 以上です。

○議長（三田忠男君） これで、青木靖議員の質問を終了いたします。

ここで議事の都合により昼の休憩にいたします。

再開は午後1時からといたします。

なお、議員は全協をここでを行いますのでよろしく願いいたします。

休憩 午前11時26分

再開 午後 1時00分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほど、青木靖議員の一般質問での未回答の項目について、健康福祉部長からの発言の申し出がありましたので、これを許します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 先ほどの質問の中での断水の場合のこども園、保育園等の対応についてですけれども、市内には7園ございますが、そのところ全てにおいて防災タンク等の設置等はありませんが、非常用の飲料水ということで1人に対して3日分の子供、職員分の備蓄を必ずしているというような状況でございます。また、そのほかにも、毎日子供たち、職員も水筒を持って毎日の飲料ということで飲み水を確保しているということです。それから、トイレ等の対応につきましては、その飲料水用の水よりほかに備蓄もしていると

いうことになっています。

そして、この間の中伊豆地区の断水の関係につきましては、その当日に影響はなかったという報告は受けておりましたが、詳しい状況のところですけども、1時半に断水等の同報、広報をいただいた後に、子供たちには早目にトイレを済ませるようにということで処置をとったそうです。でも実際には、なかいずこども園においては断水はなかったということで済みました。

以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で健康福祉部長からの発言を終了いたします。

#### ◇ 杉 山 武 司 君

○議長（三田忠男君） 引き続き、一般質問に入ります。

7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 7番、杉山武司でございます。平成30年最後の一般質問です。よろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従い、質問をいたします。今回は1点のみの質問をいたします。

市長の年頭の訓示について。

市長は、本年の年頭の訓示の中で、「私たちの判断基準は常に市民」との言葉を述べています。訓示とは、上位の者が下位の者に執務上の心得や注意などを教え示すこととされています。訓示を述べる側としては、発した言葉の意味を部下が適切に理解し、忠実に業務を遂行するとの信頼感があるからこそ述べられるものだと思います。行政にとどまらず、企業や団体の組織においても市長の言葉に類する行動規範があります。まさに組織人としての心構えを説いた言葉ではないかと思います。

その上で伺います。

市長は、どのような思いを込めてこの言葉を用いたのですか。さらに、この言葉の持つ意味を改めてお示し願います。また、本年を振り返り、市長のその思いは職員に的確に伝わり、職員はその言葉を理解し、市長の思い描く業務執行が適切に行われたかを伺います。

次に、教育長に伺いますけれども、教育長は市長の「私たちの判断基準は常に市民」との訓示をどのように受けとめて、教育長が目指す教育行政にどのように生かされたのか伺います。よろしくお願います。

○議長（三田忠男君） ただいまの杉山武司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 私の年頭の訓示について、答弁申し上げます。

私がこのような文脈で市民と言う場合には、主権者としての市民という意識を持っていま

す。これは18歳以上の有権者ということではなくて、きょう生まれた赤ちゃんも主権者ですので、したがって職員に対しては、今、市民にある意見、状況等だけではなくて、投票に行けない、発言できない子供たちの18歳未満も含めて、主権者としての市民の側に立ってというようなことは再三申し上げております。

そして、その後、職員はそれを理解し、しっかりやっているかということですが、やはりこれは、言い続けられないとなかなか、毎日、毎時間意識を持ちなさいといっても、やはり制度がこうなっていますとか、法令がこうなっていますとか、県がこう言いましたとかということで、これは往々にあるわけです。これは市町村だけではなくて、私が経験した組織でも上部組織がこう言っていますということは再三ありました。それは、私自身も含めて職員の中でやっぱり意識し合うということが常時必要なんだろうと考えております。

○議長（三田忠男君） 続いて、教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） 教育行政を預かる上で、伊豆市における教育の振興を図るため、判断をするときに学校教育については児童生徒、また保護者にとってどうなのか、また社会教育では市民にとってどうかを考え実施しているところであります。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 市長にお伺いしますけれども、その思いであるとかということのを改めて職員との会議や研修の場でその持つ意味というものを改めて具体的に話されたようなことがおありか伺います。

そして、市長はこの訓示の効果というものを現時点でどのように捉えているのか伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 意識的に四半期ごとにということはありません。ただ、例えば、市民に直接影響があるような行政をやるときに、市民に説明はしてあるのとか市民の意見はどうだったのかということは、随時確認するようにしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 今、話されたことは、研修や会議の場のこととして、現時点で市長が言った訓示の言葉の効果というものをもう一回、改めてお尋ねいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 訓示で述べたことの効果というものはちょっとなかなかはかれないのですが、職員はそのような意識は持ってやっているとは私は感じておりますが。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。



杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 地方公務員法の第1条に、この法律の目的として、この法律は、地方公共団体の地方公務員の服務に関する根本基準を確立すると明記されております。そして、それを確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とするというふうに定めてあります。そして、この第1条に関連して、同法の30条では第1条の服務の根本基準として、全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと、ここでいう公共の利益とは、社会の全構成員にかかわる共通の利益を示しています。誰も損をしないということと社会一般の利益、多くの人にもたらされる利益と解釈いたします。

訓示の言葉は、この地方公務員の服務に関する根本基準、つまり全体の奉仕者として公共の利益のために職務を遂行するに当たり、正しい情報を市民に示し、市民目線の行政の執行を信じ、改めて訓示だというふうな理解でよろしいですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） そこはひょっとすると、ほかの市長、町長と私で同じ言葉を用いても、おなかの中にある感情にひょっとしたら違いがあるかもしれません。聞いたわけではありません。私は長く携わった仕事の中で秘密を多く扱ってきたものですから、情報は開示されません。そのときに、仮にこれを公表した場合、国民の7割ぐらいは理解、支持してくれるだろうという思いでずっと仕事をしてきました。ただ、その中で幾つかの特殊な任務の場合には物すごく世論の反対があった場合があるわけです。そうすると、49%の反対があっても51%の賛成があればやらざるを得ない、つまり総理は、自衛隊の最高指揮官は総理ですから、51%の賛成であっても49%の反対があってもやらざるを得ないということが何回か私の人生にあったわけです。したがって、そういう主権者の思いを酌むときに、ほかの市長さん、町長さんと人生の経歴上の違いはあるかもしれません。それが私は自戒を込めてですけども、市長は独善に走るとか言うことを聞かないとかそういった批判になったのかもしれませんが、私にはどうしても全体の利益を考えてやらざるを得ないときにはやらざるを得ないという人生が長かったものですから、ひょっとしたらそういったことが私のどこかの思いが出ているのかもしれません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 私は、市長の前の職務の自衛隊のことを聞いているわけではございませんでして、今、首長として市民の、要するに行政を担うトップとして市民目線で行政を行っていて、それをちゃんと部下に伝えているんですか、そういうことですねという問いかけをしたわけですけども、市民目線で行政をやっているということは市長のその言葉の中で

わかりましたけれども、市長が要するに訓示で述べたような言葉というのは、市民にとってかなり心強いことがあると思うんです。ですから、これからも市長が要するに職員の前で述べる訓示というものは、市民の立場に立ったそういった考えを示しているもんだと思うんですけれども、今後、市長は訓示で述べる訓示の内容を、その思いを市のホームページであるとか市の広報であるとかということによって公表するという考えはありますか。そのような思いを持って行政をしているということは、役所への市民の信頼感にもつながりますし、業務を執行している職員の後押しにもなると思うんですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私はあえて公表する必要はないと思うのですが、議員御指摘のとおりなんです。これは地方行政の一番根幹部分ですので、まず私を含めて市の職員がある事業があるとすれば、それに関する意見を幅広く聴取し、ふだんから市民の意見をちゃんと耳にし、そして特定の政策を組むときにしっかりそこを判断基準に入れ、最終的に施策としてまとめる。そこにおいて、市民の意見、市民の利益が入らないということはありませんので、私はどんな状況であっても、判断基準が市民であるということは伊豆市行政の最も根幹部分だと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） すばらしい考えを持ってそれを訓示をしていると思うんですけれども、今後、公表するかどうかということは考えていただきたいなというふうに思っています。というのは、多くの市の首長さんが、要するに公表していることはあるわけですが、訓示というものを。そのところをちょっと考えていただきたいなというふうに思っています。

次に、教育長のほうですけれども、教育長に質問した中で、回答が社会教育においては市民にとってどうかというような心づもりを持って、要するに業務執行を行っているというようなお話をされましたけれども、ことしの9月の定例会において、伊豆市運動施設条例の一部を改正する議案が上程され、結果、9月28日の定例会最終日に議案は可決いたしました。これに先立つこと天城温泉プール利用者アンケートが実施されました。これは間違いありませんね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） はい、御指摘のとおりでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） そのアンケート協力依頼文は次のとおりになっています。天城温泉プ

ールは開館から40年がたち、施設の老朽化が顕著となっています。現状では、大規模地震発生の際に利用者の安全・安心が保てなくなっていることから、平成31年3月31日をもって閉館し、中伊豆温水プールへ移行することとしました。このため、プールを利用されている方々に御意見を伺い、よりスムーズな移行ができますよう対応を検討のためにアンケートを行いますので御協力をお願いしますと記された文面です。

そこでです、どうも腑に落ちないことがありますので質問をいたします。

このアンケートの配付や回収を行ったのはどなたか伺います。

さらに、配付時の説明事項等にはどのような注意事項がありましたか。あるのなら内容を伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、お答えをいたします。

アンケートについては、私ども教育委員会のほうで5月に行いました全協での報告、これから利用者にとってのアンケートを伺って、移行をスムーズにしたいということを受けて実施いたしました。実施をしたのは6月1日から6月30日までの1カ月間、天城の温泉プールを利用されている255名の方でございました。実際は、アンケート用紙をお配りして取り組んでいただいたのは指定管理者でございます伊豆スイムサポートさんでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 社会教育課がやったわけではないですね。要するに、アンケートの配付や回収は。では、そのときにどのような注意事項を指定管理者にしたのかということもないわけですね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 今回のアンケートについては、実はその前にもスポーツ審議会、それから教育委員会にもこの案件についてお諮りしました。その点について、やはり現利用者の移行に向かっての対策をしっかりと講じてもらいたいということを受けて、今回、アンケートをするように我々のほうから指示といたしますか、指定管理を通じてお願いをして行ったというものでございますので、実施主体はスイムサポートでございますけれども、我々は社会教育、教育委員会としても責任を持って行ったということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） このアンケートの実施責任部署というのはどこになりますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 所管課は社会教育課長、社会教育課でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 先ほどの回答の中で、6月1日から6月30日の間にアンケートを要するにとったと。配付して回収を行ったというような回答がありましたけれども、その日付にもう既に廃止は決定していたんですか。アンケートには閉館しという決定事項が書いてありますけれども、そこを伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 正確に申しますと、9月議会での承認を受けての廃止決定でございますので、その時点では廃止の決定ではございません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） それでは、このアンケート文面にある平成31年3月31日をもちまして閉館とは誰が決定し、その指示はどこから出たんでしょう。その文面に載せるのは誰が決定したのかを伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） こちらについては、平成25年、平成26年に行いました答申書で今回この廃止の方針を一応示してございました。その後もいろんな意見もいただいておりましたが、今回は3月に行われました先ほどのスポーツ関係の方々に集まっていただく審議会、それから教育委員会のほうでも平成30年の方針が出ているので、これを受けて、利用者の移行に少しでも不便のないようにという宿題をいただきましたので、社会教育課のほうで行ったというものでございます。

すみません、決定でございます。我々教育委員会の方針決定については、今回のこのアンケートを踏まえて、7月の定例会でアンケートの結果を報告いたしました。それから、7月と8月の教育委員会でアンケートの結果の報告と、それから移行対策についての審議を行って方針を決定したところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 非常に疑問が残る答弁ですけれども、要するに、廃止の決定というのは9月の議会で28日の最終日に決定したわけですからけれども、先ほど、廃止の意向を決めたというのは、内部的な要するに決定であって外部に示すものではないですね。外部に示すものは、要するに9月の議会を経てから示すものが正しいと思うんですけれども、その前に

決定しましたということを公表したということはミステークだと私は思います。そして、これは用意してあったんですけれども質問しませんけれども、非常にこの文章というものが要するにちょっと疑問が残る文章です。それと、では、アンケートの実施を決めるという場合の手順ですけれども、誰が実施をしようかと決定し、文面はどのような部署というか担当者というかが考えて、誰が決定するのか。決裁文書は存在するのか伺います。

あわせて、このアンケートについては、教育委員会、教育部だけではなくて、ほかの市長部局のほうもそれは御存じだったのかどうか伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） まず、最後の今回のアンケート結果についての市長部局についての情報共有については、事後でございますが部長会のほうで報告したという状況でございます。まず、5月22日に天城の温泉プールの廃止についてというタイトルで全員協議会のほうで御説明を申し上げました。それまでの経過でありますとか今後の方針ということで御説明したところでございますが、この後、社会教育課のほうで、これはこれからの毎年市の方針、それから市の施策というもののの中でそういった政策を決めてまいります。その政策の一環で、本年度をもって天城温泉プールが廃止するという方向が出ておりましたので、これをスムーズに行うという業務の一環で、決裁をとって業務にしたということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 今、決裁をしたということをお答えしましたけれども、決裁文書はあるわけですね。

[発言する人なし]

○7番（杉山武司君） はい、わかりました。

市民がさも閉館したように決定したような文章というもので、恣意的に行われたのか意図的に行われたのか、いわば偽り、間違った情報を要するに市民に周知したということで、市長の言われる「私たちの判断基準は常に市民」との整合性を伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 議員御指摘のとおり、今回のアンケートはあくまでの利用者のスムーズな移行ということを前提に行いましたけれども、それが先ほどおっしゃったような形で市民の本意ということでないという御指摘は真摯に受けとめておりますので、以後、十分注意したいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 今、答弁の中でスムーズに移行したいというお考えを述べられました

けれども、それは要するに行政の執行側の考えでありまして、市民のほうの考えではないですね。市民がどういうふうに思っているかということ聞き出すのがアンケートでありまして、執行部の要するに意向を押しつけるというようなアンケートではちょっと間違っているんじゃないかなというふうに思っております。

そして、監査委員の意見というものなんですけれども、平成29年度の一般会計歳入歳出決算書の中で、監査役は伊豆市の公共施設管理計画による公共施設の保有量の最適化とインフラ資産の総合的かつ計画的な維持管理を進め、最適化の推進に当たり、市民への丁寧な説明と具体的な事例を述べたわかりやすい情報開示をお願いしたいとの審査結果を述べられています。審査の個別意見でも、公共施設等総合管理計画に基づき、市民合意の上、施設の統廃合を含め、適正管理に努めていただきたいと重ねて述べています。平成29年の決算を含め、過去3年の監査意見でも全く同様な意見が述べられています。この中の、市民への丁寧な説明と市民合意の上の意見ですが、正しい情報を伝えてこそ丁寧な説明と言えますし、市民合意の原点であると思いますがいかがでしょうか。

加えて、民間では企業の多くがステークホルダーと言われる利害関係者の信頼関係を築くために、監査法人や監査役の意見は非常に重要視されています。実際においても、監査役の意見は尊重すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 監査委員の指摘についても、そのとおりだと思っております。

我々が先ほども申した利用者移行のアンケートについては、正しく情報が伝わらなかったということについては本当に反省をして、これからこういったことについてはちょっと改善をしたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 過去の監査役の意見を認識しておきながら、なぜこのようなことが起きてしまったのか、その原因はなぜでしょう。そして、その再発防止はいかがなされるでしょうか、伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） まず、今回、9月の議会のときからいろいろそういう御指摘をいただいたところがございます。まず、さっきの監査委員の指摘、それからの利害関係者、我々としては社会教育関係の市民の全てでございますがこういった方々、多くの方々の御意見なんかを踏まえて、合意を図りつつ事業を進めていくということ肝に銘じたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 一番最初に、市長の回答の中に主権者たる市民という言葉が出てきました。主権が国民に存すると、いわゆる主権在民というのは憲法の前文にも要するに記されている言葉でございます。民主主義の原点、そこに背を向けて行政が行われたらどうなりますかと。市民と思いが異なる行政が行われると、市民との信頼関係は崩れてしまいます。一度失った信頼関係というものを修復するためには、多くの労力と時間がかかります。このようにならないためには、入り口に入る部分に十分に気をつけて細かい部分を要するに配慮が必要ではないかというふうに考えます。地方公務員法の32条では、法令、条例、規則、規程の遵守と上司の命令に忠実に従うという、この2項目が定められております。この条文をどのように解釈するのか伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） すみません、もう一度条文をちょっと読んでいただけますか、申しわけありません。

○7番（杉山武司君） 最初から読みますと、これは、今、条文をはしょってございましたけれども、全文をちょっと読ませていただきますけれども、地方公務員法の32条では、法令及び上司の職務上の命令に義務に従う義務が定められていて、職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないというふうに規定されているんです、32条は。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 手続上の問題はあったかもしれませんが、そこに書いてあるように、市長の最初の発言と同じように、市民の安全だとかいろんな点を含めまして、今回の件についてはアンケートも含めて実施しているというふうには考えていますし、上司の命令に逆らうなんていうような意識を持って実施しているわけではありません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 上司の命令に逆らってということの前に、法律を守ってくださいと、要するに、職務上の行政の職員としてのモラルがありますよと。それを最初に守った後で上司の命令にという2段階に分かれているわけです、それは。ですから、全文の要するに法律を守ることが法令遵守が一番先なんです。それを逸脱して、上司の命令に従ってしまうと、法令を違反した要するに業務を執行をしてしまうと。モラルに違反した業務を執行してしまうということなんです。それはいかんですよということなんです。

私がこの質問をしたのは、このアンケートのようなことがさまざまな部署で行われてしま

うと、市民のための行政がどのように行われているのかということが危惧されたわけです。ここにおられるいろんな市の幹部の方々がありますけれども、そういった方々が要するにこのようなことがないような業務執行をしていただきたいという思いを込めて、私は市民目線の市民のための行政が行われるようにしていただきたいという思いを込めて質問をいたしました。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 今回の天城温泉プールにつきましては、平成26年度に市民の代表による伊豆市運動施設再編検討委員会という委員会でもって検討してもらいまして、老朽化が進んでいるので閉館という答申をいただきました。それを受けて、平成27年度に教育委員会でもその答申に基づいてその方針を決定しました。そのことは平成26年の10月11日の新聞にも出ております、廃止という方針が決まったということで。そして、それに基づいてアンケートやそれまでの準備をしてきて、そして最終的にはこの議会において廃止ということが決まったという、それが経緯でございます。

〔「ちょっといいですか」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 市長の答弁を受けてから。市長も先ほど手を挙げましたよね。

〔「副市長」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 副市長だったですか。

答弁を求めます。

副市長。

○副市長（本多伸治君） 今の教育委員会のほうの温泉プールの関係で議員のほうから御指摘いただいておりますが、私、こちらの市長部局の事務方を預かる立場から認識、それとあと公共施設の再編の大きくその点についてもちょっと補足のほうをさせていただきたいと思っております。

まずは、憲法とか、先ほども議員のほうから地方自治法の条文もございましたけれども、それを出すまでもなく、私ども公務員という職を選んだ者、総合サービス業を選んだ者にとりましては、やはり基準が常に市民という、これはもう大原則でございまして、その点では、市長の年頭の訓示、先ほど市長が言われたようなことは全ての職員がこれを理解をしているものと私としても思っております。少し、私なりの思いも入れさせていただきますと、この市民の中には、今のこの伊豆市民、それとあとこれから将来にこの伊豆市に生まれてくる市民、その市民たちのこれからの市民にとっても安定した行政サービスというものを提供できるそうした伊豆市を維持していく、発展させていく、そういう責務があるかというふうに思っております。特に、私、この伊豆市の財政全般も見させていただいておりますと、やはり何というんですか、将来の市民の皆さんのためにこの人口3万人の中山間



の伊豆市、その身の丈に合った財政運営、それというものはすごく日々心にそれを置いて、業務のほうを執行しているところでございます。

また、ただ、やっぱりこちらに参りまして感じているところ、今、施設の関係、温泉プールの話が出たんですけれども、やはりこの4町を合併してできた伊豆市でございますので、やはり身の丈に合っていないとか超えた部分というのが多々あるというふうに感じてございます。それが特に顕著なのがやはり公共施設の量というところでございまして、これは議員の皆さんにも既に御説明をさせていただいておるんですけれども、この適正規模、伊豆市の財政状況、人口規模等々から考えたときに、今の現状よりも40%から57%の延べ床面積で減らさなければ伊豆市の適正規模の公共施設の量にはならないということで、これは以前に議員の皆さんにもお伝えをしているんですけれども、これが実行できなければ、将来の伊豆市の市民にこの公共施設の維持管理、大きな負担を残すことになるというふうに思っております。

公共施設に関しましては、今年度中に施設の個々の方針というものをつくりまして、これを市民の皆さんにしっかりと御説明して、あと2年かけて個々の施設の本当の具体的な再配置計画というものを平成32年までにはつくる予定でございます。当然、公共施設というのは、市民の皆さんにとって非常に身近な住民サービスを直接そこで受けることができる本当に思い入れのある施設だとは思いますが。ということで、これから進めていく作業というのが、やはり個々の場合では市民の皆さんの意に沿わないというところもやはり多かろうというふうには感じてございます。今回の天城の温泉プールに関しましても、この人口3万人の規模で温水の、それも室内のプールが2つというのは、やはりこれは量的には正直これは過剰なのかなと。判断のほうはまた別の議論で教育委員会さんのほうでされているんですけれども、総量的に見てもやはり過剰なのかなと。

ただ、そこには利用者の方がいらっしゃるということでもございまして、職員は皆、今の市民のため、また将来の市民のために、そういうのを心がけて日々業務を進めておると、そこは私も自信を持って言えるんですけれども、きょうの杉山議員からの御指摘、意思の確認であったりとか説明、そこは今後、公共施設の再編成にかかわらず、それ以外のソフト事業のサービスのほうもこれから身の丈に合った部分に直していかなきゃいけない部分もありますし、それを原資にしてまた新たな事業に取り組んでいく必要もございまして。そういったところで、その必要性というのは、きょうの御指摘も踏まえて、しっかりこれからも市民の皆さんに説明しながら、全ての皆さんに理解がいただけない部分はそれはあるかと思っておりますけれども、その部分を心にとめて業務のほうに当たっていきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 私は公共施設の管理計画とか天城の温泉プールは一つの例題として挙げただけでして、まず言わんとするところは、誤った情報を流さないでいただきたいという

ことが根本にあるからこの質問をしたわけです。市長が言われる市民目線の要するに行政というものに、逸脱した業務執行が行われているんじゃないですかと。それが要するに誤った情報を流すということが根本にあるからこそ質問をさせていただきました。何か、いろんなところへと話が飛んだみたいなんですけれども、根本はそこなんですよ。誤った情報を流さないでくださいと。正確な情報を流すだけで市民の理解を得てくださいという趣旨の質問です。

答弁は要りません。

○議長（三田忠男君） これで杉山武司議員の質問を終了いたします。

### ◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12月7日、明日、午前9時30分から開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 1時37分

## 平成30年第4回(12月)伊豆市議会定例会

### 議事日程(第5号)

平成30年12月7日(金曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 95号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算(第4回)
- 日程第 2 議案第 96号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第4回)
- 日程第 3 議案第 97号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第3回)
- 日程第 4 議案第 98号 平成30年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)
- 日程第 5 議案第 99号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 6 議案第100号 伊豆市行政財産の目的外使用に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第101号 伊豆市下水道事業等の公営企業化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について(中伊豆体験農園)
- 日程第 9 議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について(管湯)
- 日程第10 議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について(恋人岬)
- 日程第11 議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について(中伊豆室内温水プール)
- 日程第12 議案第106号 市道路線の認定について
- 日程第13 議案第107号 市道路線の廃止について
- 日程第14 議案第108号 市道路線の変更について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(16名)

1番	波多野 靖 明 君	2番	山 口 繁 君
3番	星 谷 和 馬 君	4番	間 野 みどり 君
5番	鈴 木 正 人 君	6番	下 山 祥 二 君
7番	杉 山 武 司 君	8番	三 田 忠 男 君
9番	青 木 靖 君	10番	永 岡 康 司 君
11番	小長谷 順 二 君	12番	小長谷 朗 夫 君
13番	西 島 信 也 君	14番	杉 山 誠 君
15番	森 良 雄 君	16番	木 村 建 一 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	本 多 伸 治 君
教 育 長	西 井 伸 美 君	総 合 政 策 部 長	田 村 英 樹 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	市 民 部 長	梅 原 敏 男 君
健 康 福 祉 部 長	村 井 克 代 君	産 業 部 長	堀 江 啓 一 君
建 設 部 長	山 田 博 治 君	教 育 部 長	金 刺 重 哉 君
会 計 管 理 者	城 所 章 正 君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	浅 田 茂 治	次 長	稲 村 栄 一
主 任	山 下 正 恵		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成30年第4回伊豆市議会定例会5日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第95号～議案第98号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第1、議案第95号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）から日程第4、議案第98号 平成30年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）までの4議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

それでは、議案第95号について。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第95号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について質問させていただきます。

小中学校のエアコン設置のための繰越明許、37ページに設置のための予算が計上されております。エアコン設置のための準備状況はいかがでしょうか。来夏の設置に間に合うかどうか、見通しを伺いたい。

一般質問でもしております。市長に市民からの声が届いているかどうか知りませんが、私のところへ多くの市民からエアコンはどうなんだろうねという話があるんですよ。ぜひ、需要が50万台で、生産能力は12万台ですか、なかなか容易な努力では来夏、来年の夏、間に合うかどうか、無理だと思いますけれども、それを、その辺をぜひ市長の全国的な顔の広さをもって、メーカーと直接かけ合うぐらいの努力をここで表明してもらいたいです。

続いて、2款1項1目総務費、家屋借上料147万7,000円、この目的がよくわからない。オリンピック関連のようなんだけれども、東京へ借りるのか、伊豆市へ借りるのかね。きのう、副市長の話もありましたよね。伊豆市はもうあれですよ、公共施設を半減しなきゃだめだというような話だったですよ、たしかね。そういうときに、オリンピックの職員は一体何人

いるんですか。近隣市町でもこんなにオリンピックに職員を割いているのかどうなのか、その辺、よく伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。  
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。  
それぞれ担当する部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、教育長。  
〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） おはようございます。  
エアコンについて御説明します。

一昨日の一般質問で答弁したとおり、多くの議員の皆様や学校からも要望が出ておりますので、学校と連絡をとり合いながら、早期設置を目指して準備を行ってまいります。  
以上です。

○議長（三田忠男君） 続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私からは、2-1-1の家屋の借上料についてお答えいたします。

議案の補足説明のときも、この家屋借上料につきましてはお話をさせていただきました。オリンピックの組織委員会や県からの技術派遣の受け入れ、それとあと後期高齢者の広域連合、合わせて5名分の家屋の借上料になります。特に、議員御質問のオリンピック関連につきましては、東京都内で民間アパートを、上限9万5,000円を見込んで計上させていただいております。

伊豆市のオリンピック関連の職員につきましては、現在、全部で9名です。そのうち3名を組織委員会へ派遣しております。

近隣の市町では、聞き取った結果ですけれども、三島市、御殿場市、小山町でオリンピック関連の部署を設けている状況のようです。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、再質疑ありますか。  
森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 再質疑はどうか。1つずつ。

○議長（三田忠男君） 款ごとです。

○15番（森 良雄君） 1つずつでいいか。

○議長（三田忠男君） 款ごとで2回、あと残り2回です。

○15番（森 良雄君） やっていいわけね。

あのね、僕の質問の趣旨が通っていないようなんだね。今までの答えはもう十分、一般質

間でも伺っているわけですよ。特に市長に聞きたいのは、市長には一般市民からエアコンを何とかしてくれと届いていませんか。あなたは下手すると私のところへ届いていませんなんて言い出すからね。そういう声なき声を聞くのが市長の仕事でもあるんですよ。

それで、あと教育長にお願いしたいのは、間に合わないなら間に合わないで、言ってやってくださいよ。その中でも、努力の結果、10台でも20台でも、どこどこの小学校の1年生分ぐらいは確保したいと、頑張っていると。受電設備はもうあしたからでも工事に入るように準備したい。議会でもそれで承認してくれぐらいのことを言いませんか。何もその、これから入札してどうこうなんて言っていたんじゃ、もう間に合いっこない。わかり切っているから僕は質問しているんだ。

今から伊豆市の電器業者を全員集めて。私の家の近くには大手の電器店も2軒あるんだ。ああいうところも集めて、とにかく何十台でもいいから集めてくれぐらいのことを、職人も集めてくれぐらいのことをやったっていいわけですけども、見ていると、どうもそんなことはやっていない。難しいなら難しいでもいいけれども、何台かでも確保したいと、頑張りますぐらいのことをぜひ言ってもらいたいんだよね。

8月になったら1台も入っていないなんて、それじゃ恥ずかし過ぎる。そんなことがないように、メンツにかけても1台ぐらい入れてやっってくださいよ。どうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 議員御指摘のとおり、エアコンの確保が最優先の課題だというふうに認識しておりますので、今般の補正予算が通り次第、直ちに機種を選定と発注。既に設計書等については、間もなく業者が決まりますので、機種を決めて確保、それを最優先に進めてまいります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 受配電設備も、話し合いさえできれば、電気工事なんていうのは、先に配線を回したってできるわけでしょう。僕はできると思いますよ。最優先でぜひやっってくださいよ。入札がどうこうなんて僕は言いませんから。恐らく価格的には全国共通になるはずですからね。

〔「勝手にやっちゃまずいだろう」と言う人あり〕

○15番（森 良雄君） まずいか。ちょっとまずかったか。とにかく価格的には平準化されるはずだから、ぜひ。要は入れるか入れないか、そういう努力をぜひやってもらいたい。

次、お願いします。

○議長（三田忠男君） 家賃借り上げですね。

○15番（森 良雄君） 次にいついいのかな。

○議長（三田忠男君） 質疑をお願いします。

○15番（森 良雄君） そうすると、三島、沼津。三島はもう、新幹線をおりてくるんだから、当然何らかのことをやってくれてもいいはずなんだけれども、僕が一番三島でやってもらいたいのは、新幹線から伊豆箱までの通路の途中のエスカレーター、あれを何とかしないと大変なんだよね。僕があそこへ行って、ボランティアで立ってやろうかなと思っているけれども、静岡県がボランティアに採用してくれるかどうかわからないけれども。

伊豆の国と伊東市は何もやっていないんですか、これ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

組織を用意しているかどうか。

[発言する人あり]

○議長（三田忠男君） いや、2-1のオリンピックの組織のことを受けておりますので。調べていなければ調べていないで。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 他の市町の組織の状況につきましては、先ほど申したとおりでございます。伊東、伊豆の国はちょっと、聞き取りができなかったかどうかわかりませんが、組織として設けているのは三島、御殿場、小山町。あと、兼務で裾野市なんかもやっているようですが、詳細はちょっと今わかりません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 総務部長が答弁したとおりでございますが、伊豆の国市につきましてはスポーツ振興課、伊東市につきましては行政経営課企画政策係の中で兼務してやっているということを聞いております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 私が何でこんなことを聞くかといったら、オリンピックの恩恵が一番受けるのは、僕は伊東市じゃないかと思っているんですよ。ということは、お客さんの受け入れ施設は向こうのほうが圧倒的に多いわけだよね。それで、向こうからもシャトルバスが出るんでしょう。修善寺はどんなに頑張ったって、既存の旅館、ホテルしかないんだから。ましてや、土肥あたりはもう……

○議長（三田忠男君） 森議員、質疑です。

○15番（森 良雄君） 質疑ですよ。

○議長（三田忠男君） 今の、よその市のことは余り関係ないような気がします。

○15番（森 良雄君） それは、あなたがどう思おうと、それはいいけれどもね。

○議長（三田忠男君） いいわけじゃないですか。

○15番（森 良雄君） 何を言っているんだよ。



○議長（三田忠男君） ちゃんと質疑に徹してください。

○15番（森 良雄君） 何で伊豆市だけが9人も人員を割いて、オリンピックという。オリンピック課でしょう、あれは一つの、あそこに。そして、伊豆市だけが何で、伊豆の国も伊東市もやっていないように、組織委員会に3人も職員を派遣していると。きのう、副市長は何て言ったんですか。

○議長（三田忠男君） この質問は何人いるかという質問ですので。何人で何をやっているかというなら、今の質問もよろしいかと思えますけれども。

○15番（森 良雄君） 何でこんなに。あなたに聞いているんじゃないんだよ、僕は。

○議長（三田忠男君） 整理しています。整理しているんです。

○15番（森 良雄君） 整理になんかなってないよ。何で伊豆市が3人も組織委員会に派遣して、独立した課をつくってやらなきゃならないんだと聞いているんですよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 組織委員会には、伊豆市だけではなくて、今回、近隣のほかの市町からも、どういうオリンピック関連部局をつくっているかは別にして、職員の派遣というのは伊豆市だけでは当然ございません。ほかの市町からも派遣していただきます。

開催地の責任を果たすということもありますけれども、これも何度も申し上げておりますとおり、トラックで3,000人程度、マウンテンバイクで1万ないし2万人。大体ふだんから8月第1週はほとんど満室状態になるところで、オリンピックのみの経済効果というのは、直接的な経済効果は余り期待できないということは申し上げているんですね。

私ども伊豆市がなぜここに課をつくってまでやっているかという、将来に対する、観光を基盤産業とする伊豆半島、そしてその中心地に会場を持つ伊豆市とあって、将来の観光産業のための中間目標としてとても大きなエポックであるので、そこをしっかりと活用して、将来の振興策につなげたいと。そのために職員とお金を割かさせていただいているわけがございます。

オリンピックに歓喜をするということでは、伊豆市だけではございませんので、そこは御理解をいただきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

次に入ります。

議案第96号についてです。

これも15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第96号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について質問させていただきます。

一般管理費、療給・調交、非常に、療給・調交ではちょっとわからないな、これね。システム改修委託料27万円。一般管理費の内容、システム改修の内容を伺います。小規模の改修のようですが、改修の内容について伺います。委託の必要性を伺います。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 市民部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） それでは、システムの改修内容でございますが、平成30年度から国民健康保険制度の改革に伴いまして、昨年度まで市から国へ申請を行っておりました国保事業システムのうちの療養給付費負担金システム、それと財政調整交付金システムにつきまして、市から財政運営の主体となりました静岡県へ申請するという機能変更を行うものでございます。

そのシステムの機能変更業務につきましては、システムのプログラム開発やシステムの管理に精通している事業者にて委託するのが適切であると考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 私がなぜこんな質問をしたかといったら、金額的に27万円ですよ。これから3カ月、1カ月当たりになると10万円弱ぐらいの改修なんだろうと思うけれどもね。例えばですけれども、表計算ソフトの内容を変えるぐらいだったら自分たちでもできるんじゃないかと思うんですけれども、そんな大規模な改修なんではないか。ということが1点と、これは3市の電算システムでは対応できないような内容なのかどうか伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） このシステムの変更につきましては、保守管理等、システムの開発等を行っているという部分、伊豆市で独自で運用をしている部分がございます。ただ、その部分のシステムの中身を改修するという部分については、職員では対応できない。

また、議員がおっしゃった3市の情報センターの部分では、この部分、歳入の部分にもかわりますけれども、伊豆市で運用しているシステム、交付金を受けるのが伊豆市でございます。ですので、3市で運営している情報センターが事業主体ということではございませんので、伊豆市で対応することとなります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） できないから頼むという、かつ、伊豆市独自のシステムだということなんですけれどもね。

皆さん、クラウドという言葉をよく聞くと思うんですけども、クラウドというのは、簡単に言えば、今まで以上の性能のいいコンピューターだと思えばいいわけですよ。そういうのを3市ではやっている。伊豆市はどうなんですか、それはやっていない。ただこれは、そういうことは全く考えていないのかどうなのかね。伊豆市のコンピューターシステム全体をクラウド化するようなことは考えていないのかどうなのか。これは最後まで、お話を聞いていると、パソコンで処理するような事務のようなんですけれども、そういうふうに考えているのかどうか伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） この国保の事業システムのうち、これは伊豆市が単独で運用している部分がございます。ですので、ほかの市町との部分、それをまとめてできるかといいますと、この部分については、国から県になったという部分で、そのパッケージを変えるという部分の変更でございますので、小規模であるということで、保守管理にたけている事業者にお任せをさせていただくと。ですので、全体的なシステムの部分については、市民部局でちょっとお答えはできないと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 何か総務部長、補足説明はありますか。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 電算センターの三島、伊豆の国、伊豆市で、3市で共同運営する基幹業務のクラウドのほうは、共同開始を一部しようということで既に進んでおります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

これで通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第95号から議案第98号までの4議案につきましては、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

#### ◎議案第99号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第5、議案第99号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第99号につきましては、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

◎議案第100号の質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第6、議案第100号 伊豆市行政財産の目的外使用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第4項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

次に、討論に入ります。

討論のある議員は挙手願います。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 討論がありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第100号 伊豆市行政財産の目的外使用に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第100号は可決されました。

◎議案第101号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第7、議案第101号 伊豆市下水道事業等の公営企業化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第101号は、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

◎議案第102号～議案第105号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第8、議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆体験農園）から日程第11、議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆室内温水プール）までの4議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第104号について。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について（恋人岬）。

内容は、指定管理者の指定ですね。きのうもいろいろお話があったようだけれども、伊豆市は一度指定管理者になると、永久に指定管理者ですよ。その弊害が虹の郷に出てきたということですよ。

恋人岬関連施設とは何ですか。土肥温泉旅館協同組合とはどのような組織なんですか。土肥の皆さん、グアム島へ旅行へ行ったということですね。こういうところの関連性も含めて、この組織がどういうものか説明していただきたい。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 産業部長に答弁させます。

○議長（三田忠男君） それでは、産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私から説明させていただきます。

まず、恋人岬関連施設につきましては、伊豆市恋人岬関連施設条例というものがあって、この第2条に規定されている施設でございます。具体的には、国道136号線沿いにある休憩所及び駐車場、その先にあります花木園管理棟、これにつきましては通称ステラハウスと呼ばれているものでございます。それと駐車場、そこから恋人岬先端までの遊歩道及びウッドデッキ、これが関連施設になっております。

また、土肥温泉旅館協同組合の概要でございますが、これにつきましては、議案書の151ページを御参照いただければと思います。当該組合は、土肥地区の20軒の旅館から構成される団体だそうで、現在は代表理事が、土肥館の野毛様がやっているということでございます。以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 市長さん、グアム島まで行っているわけだよね。このグアム島の旅行の主催者はどこなんですか。このあれじゃないんですか。

〔「関係ない」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 関係ないなら関係ないって答弁ください。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議場において公務外のことにはわかりませんし、お答えもできません。

○議長（三田忠男君） 公務外のことだということですので、森良雄議員、再質問をお願いします。

○15番（森 良雄君） 市長が行ってだよ、土肥の議員が2人もついて行って、商工観光関連者がついて行ったと。主催者もわからないんですか。そこを市長はこのことについて行ったの。

○議長（三田忠男君） 森良雄議員、森良雄議員が書いてあることには全然触れていないんですが。

○15番（森 良雄君） グアム旅行のあれはここが主催したんじゃない……

[発言する人あり]

○議長（三田忠男君） どんな組織かということ。

○15番（森 良雄君） 恋人岬でしょう。

○議長（三田忠男君） 恋人岬ですよ。市長がプライベートで行ったこととどういう関係あるか、ちょっと私、理解できませんので。

[「こじつけだよ」と言う人あり]

○15番（森 良雄君） こじつけじゃないですよ。

[「指定管理者の指定についての話」と言う人あり]

○15番（森 良雄君） 指定管理者としてふさわしいかどうかなんですよ。

○議長（三田忠男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時00分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほどの森良雄議員の質問はこの質疑の時間には関連ありませんので、ほかにあれば、1回、議長の権限で質問を許します。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） ええっ。

○議長（三田忠男君） 3回で終わりましたが。

○15番（森 良雄君） いや、僕はもうあれですよ、関連ありと思っているからね。指定管理者、もし彼がグアム旅行を主催したんだったら、市長は議員を連れてグアムで謀議したということですよ。それをはっきりしてください。

○議長（三田忠男君） ここでは質疑には関係ないと認め、質問を終了いたします。

これで森良雄議員の質問は終了いたします。

ただいま議題となっております議案第102号から議案第105号の4議案につきましては、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

◎議案第106号～議案第108号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第12、議案第106号 市道路線の認定についてから日程第14、議案第108号 市道路線の変更についてまでの3議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第106号から議案第108号の3議案につきましては、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上をもって本日の議事は全て終了いたしました。

次の本会議は12月19日午前9時30分から開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前10時02分

## 平成30年第4回（12月）伊豆市議会定例会

### 議事日程（第6号）

平成30年12月19日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 95号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）
- 日程第 2 議案第 96号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）
- 日程第 3 議案第 97号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第3回）
- 日程第 4 議案第 98号 平成30年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）
- 日程第 5 議案第 99号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 6 議案第101号 伊豆市下水道事業等の公営企業化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆体験農園）
- 日程第 8 議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について（筥湯）
- 日程第 9 議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について（恋人岬）
- 日程第10 議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆室内温水プール）
- 日程第11 議案第106号 市道路線の認定について
- 日程第12 議案第107号 市道路線の廃止について
- 日程第13 議案第108号 市道路線の変更について
- 日程第14 請願第 4号 「伊豆市自然環境と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」に罰則や安全に関する条項等の新規追加に関する請願書

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで議事日程に同じ

追加日程第1 報告第24号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）

追加日程第2 発議第 3号 伊豆市修善寺・中伊豆・天城地区の新中学校の整備を求める決議について

追加日程第3 発議第 4号 再生可能エネルギー発電事業関係法令における住民意向の反映及び安全基準等の規定を求める意見書について

---

### 出席議員（16名）



1 番	波多野 靖 明 君	2 番	山 口 繁 君
3 番	星 谷 和 馬 君	4 番	間 野 みどり 君
5 番	鈴 木 正 人 君	6 番	下 山 祥 二 君
7 番	杉 山 武 司 君	8 番	三 田 忠 男 君
9 番	青 木 靖 君	10 番	永 岡 康 司 君
11 番	小長谷 順 二 君	12 番	小長谷 朗 夫 君
13 番	西 島 信 也 君	14 番	杉 山 誠 君
15 番	森 良 雄 君	16 番	木 村 建 一 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	本 多 伸 治 君
教 育 長	西 井 伸 美 君	総合政策部長	田 村 英 樹 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	市 民 部 長	梅 原 敏 男 君
健康福祉部長	村 井 克 代 君	産 業 部 長	堀 江 啓 一 君
建 設 部 長	山 田 博 治 君	教 育 部 長	金 刺 重 哉 君
会 計 管 理 者	城 所 章 正 君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	浅 田 茂 治	次 長	稲 村 栄 一
主 任	山 下 正 恵		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより、平成30年第4回伊豆市議会定例会6日目の会議を開きます。

◎議案第95号～議案第98号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第1、議案第95号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）から日程第4、議案第98号 平成30年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）までの4議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長に報告を求めます。

初めに、議案第95号及び議案第97号並びに議案第98号の3議案について、総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） 7番、杉山武司です。

ただいま議長から報告を求められました議案第95号、議案第97号及び議案第98号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第95号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）総務経済委員会所管科目について、初めに建設部関係では、補足説明はなく、債務負担行為補正の市道姥金深沢日陰線改良工事の工事箇所の確認があり、質疑はありませんでした。

次に、総合政策部、産業部関係では、補足説明はなく、質疑を行いました。

高性能林業機械導入補助金による導入予定の機械の規格と補助内容についての質疑に対し、高性能林業機械導入補助金は、機械の導入タイプは適用ベースマシンの20トンクラスで、林業で使うためのアタッチメントがついたものです。県からの補助率が購入費用の2分の1の750万円で、残りが導入者の負担となりますとの答弁がありました。

次に、債務負担行為補正の月ヶ瀬道の駅指定管理委託の5年間1,750万円は、350万円掛けることの5年間と考えるが、年により350万円を下回ったり超えたりすることがあるのかとの質疑に対し、指定管理料の額については今後の協議になりますが、管理運営者の公募の際の募集要項において、年間の上限額を350万円としているため、350万円を超えることは想定していませんとの回答がありました。

次に、総務部、中伊豆支所関係では、補足説明がなく、質疑を行いました。

中伊豆支所の屋上防水改修工事の詳細についての質疑に対し、台風24号の被害により正面

玄関屋上の防水シート等が剥離飛散、建物屋上の防水シートも耐用年数が15年を経過しているので、あわせて修繕する予算ですとの回答がありました。

以上、各部ごとの審査の結果、討議はなく、反対討論1名あり、採決の結果、議案第95号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第3回）については、補足説明、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第97号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号 平成30年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）については、補足説明はなく、質疑を行いました。

予算書の81ページの施設費の管渠工事はマンホールの高さ調整との説明だが、マンホールふたの交換も必要となるのかとの質疑に対して、マンホールふたの耐用年数は、国の指針により、車道部ではおおむね15年、歩道部では30年となっていますとの回答がありました。

その他、討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第95号、議案第97号及び議案第98号の3議案について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第95号及び議案第96号について、教育厚生委員会委員長、木村建一議員。

〔教育厚生委員会委員長 木村建一君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（木村建一君） おはようございます。16番、木村建一です。

ただいま議長から報告を求められました議案第95号、議案第96号の2議案について審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第95号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）所管科目の主な質疑として、児童福祉総務費、修善寺地区の放課後児童クラブ開設に当たって、備品購入費の詳細説明を求めたのに対し、修善寺南小学校区に今回4月から、あゆのさとの施設内に新たに放課後児童クラブを開設します。テーブルやパーテーション、本棚、下に敷くマットなどの備品の購入を予定しています。それらの備品をあゆのさに貸し出すということで事業を進める予定です。あゆのさとの開設について議会に報告しなかったことについてはおわび申し上げますが、南小学校区は非常に申し込みが多く、こひつじ園のほうにもお願いしていましたが、やはりそれ以上の受け入れは困難という状況の中で、新たな受け入れ先として社会福祉法人信愛会で受けていただくということになりましたとの答弁がありました。

次に、小中学校エアコン整備事業について、日本全国で一斉にエアコン導入するということになる、相当な台数が必要になる。取りそろえることが可能かとの質疑に対し、11月の臨時議会で、設計費予算の承認を受けました。今度、その設計の入札が執行されますが、エアコンを確保するための手段は、設計入札の段階で機種を指定するということだと考えてい

ます。エアコン本体ももちろんですが、受電施設の設備も全ての学校で増設工事が必要で、設備も受注生産となります。御指摘のとおり自治体間の競争で大変厳しい状況ですが、設計作業と並行し、発注準備を進め、夏までの整備に向け最善の努力をいたしますとの答弁がありました。

次に、債務負担行為の外国語指導助手業務委託の内容説明を求めたのに対し、学習指導要領で、小学校で外国語科ができ、授業時間数もふえていくので、それに応じたALTの配置の人数を教育委員会の事務局のほうで換算をして、現在の6名に1人プラスということでの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第95号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）教育厚生委員会所管科目については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第96号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について、質疑、討議、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時39分

再開 午前 9時41分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第95号から議案第98号までの4議案について質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第95号から議案第98号までの4議案について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第95号について討論、採決を行います。

議案第95号について討論を行います。

先に反対討論を行います。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第95号 一般会計補正予算（第4回）について、反対の立場から討論を行いま

す。

反対する項目は、第3表債務負担行為補正のうち、月ヶ瀬道の駅指定管理委託でありまして、平成31年度から年間350万円を5年間、合計1,750万円の債務負担行為の補正であります。

総務経済委員会において、指定管理料は何に使われるかとの委員の問いに答えまして、当局側は、公園、建物の光熱水費は自分で負担できるようにしてもらおうとか、収益を生む施設には指定管理料は支払わないなどと言っていたわけでありまして。しかしながら、情報交流コーナー、多目的スペース、交流広場、水際公園などは、いずれも指定管理者が利用料金を徴収することになっており、これは条例で決められております。それらはまさに収益施設と言うべきものであります。そのような答弁では、指定管理料はどのように使われるかという質問に何も答えていないというわけでありまして。

これでは、何をもって、どこを指定管理とするのか。物販スペース、レストランの位置づけはどうなっているのか。はたまた公益事業に使うと言われているものとの位置づけはどうなっているのか。何もはっきりしていないわけでありまして。何もそれらは検討されていない。

市長は、事業者に、いいですか、これ大事なところですよ。市長は、事業者に、しっかりともうけていただくなんてことを議会で堂々と発言しておりますが、業者は、今般、この業者は、施設の賃借料はなし、公益費はなし。その上、指定管理料までもらえらば、左うちわで大もうけができるというのは当たり前のお話であります。

例えば、これは伊豆市でやっておりますが、天城の天城越え道の駅の出店者が何人かいるわけですが、この人たちは、高額な出店料、公益費の負担に苦しめられております。しかしながら、月ヶ瀬のほうの事業者は至れり尽くせりでありまして、施設の賃借料や公益費はゼロ。あまつさえ指定管理料までもらえるというのでは、根本的におかしい、不公平であると感じているのは、私だけではないと思います。

そもそもこの月ヶ瀬道の駅は、誰のために建設するのか考えてみますと、どうも地元の人が参加するという話も余り聞こえてこない。特定の市外の業者にもうけさせるために建設するのか、大変疑問に思うところであります。

とにかく、指定管理料の使い道が、当局側自体がよくわからないというていたらくでは、余りにも月ヶ瀬道の駅の先行きが暗く、前途に希望は持てそうにありません。したがって、このような指定管理料の債務負担行為は、即刻取り下げらるべきであると思います。

以上、私の反対討論といたします。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

14番、杉山誠議員。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

○14番（杉山 誠君） 皆さん、おはようございます。14番、杉山誠です。

議案第95号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について、賛成の立場で討論をいたします。

この予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億4,994万9,000円を追加して、予算総額を歳入歳出それぞれ181億6,221万9,000円とするもので、小学校、中学校にエアコンを整備するための費用4億500万円のほか、学校の夏季電力使用量の増加に伴う電気料金の増や、天城中学校施設のバリアフリー化改修工事など、学校教育環境改善に伴うものを初め、修善寺地区放課後児童クラブ開設にかかわる費用、林業活性化のための高性能林業機械導入に対する補助金、台風24号被害に伴う対策など、いずれの予算も必要かつ緊急性を要するものとなっています。特に小中学校普通教室へのエアコン整備については、子供の命と健康を守る取り組みとしても大きく期待できます。

この夏、日本各地は災害級と言われるほどの暑さに見舞われました。小学生が熱中症で亡くなる痛ましい事故も起きました。しかし、夏の暑さはことしに限ったことではなく、気象庁が真夏日を定義した2007年以降は、真夏の気温が明らかに上昇しています。

子供は汗を出して体温を調整するための汗腺や自律神経が未発達など、幾つかの理由で大人より熱中症になりやすいとされています。未来を担う子供たちに安全な学習環境を整えることは喫緊の課題です。

教育委員会では、本予算成立後は、速やかに業者、機種を選定作業を行い、来年夏前までの全普通教室へのエアコン整備完了を目指しています。

これまで全国でも普通教室のエアコン設置は、自治体の重い財政負担が壁となり、なかなか進んできませんでした。このため国は、緊急対策として、平成30年度補正予算で公立小中学校などへのエアコン設置に対する臨時特例交付金を盛り込みましたが、これは平成30年度事業に限られています。そのため、繰越明許費が設定された議案第95号を可決、成立させることが不可欠でございます。

このような理由から、ぜひ全議員の皆様のご理解と御賛同を賜りますことをお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

議案第95号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第96号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第97号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第3回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第98号 平成30年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第99号、議案第101号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第5、議案第99号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について及び日程第6、議案第101号 伊豆市下水道事業等の公営企業化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを一括して議題といたします。

本案につきましては、総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長に報告を求めます。

議案第99号及び議案第101号について、総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） ただいま議長から報告を求められました議案第99号及び議案第101号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第99号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、補足説明、討議、討論はなく、採決の結果、議案第99号は賛成多数で原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

次に、議案第101号 伊豆市下水道事業等の公営企業化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、補足説明はなく、確認事項が2件あり、討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第99号及び議案第101号の2議案について委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時55分

再開 午前 9時55分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第99号及び議案第101号議案について、それぞれ討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第99号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第101号 伊豆市下水道事業等の公営企業化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

◎議案第102号～議案第105号の委員長報告、質疑、討論、採決



○議長（三田忠男君） 日程第7、議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆体験農園）から日程第10、議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆室内温水プール）を議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長に報告を求めます。

議案第102号から議案第104号の3議案について、総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） ただいま議長から報告を求められました議案第102号、議案第103号及び議案第104号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆体験農園）は、補足説明はなく、質疑を行いました。

中伊豆体験農園のような市の施設は、今後も指定管理として続けられるのかの質疑に対し、地元の農業者の方で組織し、一生懸命運営されています。審査会でもA評価をいただいております、そのような組織を指定管理者として運営するのが賢明であると考えていますとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第102号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について（筥湯）は、補足説明はなく、質疑を行いました。

筥湯は今後も伊豆市観光協会に指定管理者の指定を続けるのかとの質疑に対して、観光協会は地元の温泉場を一体的に管理しながら筥湯も管理しています。審査会ではAの評価であり、その評価が下がらない限り指定管理者を継続することとなりますとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第103号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について（恋人岬）は、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、今まで5年間の指定管理期間を3年間にした理由はどの質疑に対し、土肥地区は、観光防災まちづくり重点地区対策基本計画策定業務を行っています。今後この地区の観光施設を取り巻く状況が大きく変わることが予想されますことから、5年間では長く、3年間のスパンの中で検討したいとの答弁がありました。

その他の質疑の後、討議はなく、反対討論が1名あり、採決の結果、議案第104号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第102号、議案第103号及び議案第104号の3議案について委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第105号について、教育厚生委員会委員長、木村建一議員。  
〔教育厚生委員会委員長 木村建一君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました議案第105号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆室内温水プール）について、天城温泉プール廃止に伴う利用者の希望についての説明を求めたのに対し、今度の提案書の中にも、現在、中伊豆へ送迎をしている方がいて、その送迎の対処をしていただくという指定管理者のほうから提案書をいただいておりますとの答弁がありました。

質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第102号から議案第105号について質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第102号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆体験農園）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について（筥湯）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について（恋人岬）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆室内温泉プール）を採決いたします。

[「温水」と言う人あり]

○議長（三田忠男君） 温水プールですね、すみません。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第106号～議案第108号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第11、議案第106号 市道路線の認定についてから日程第13、議案第108号 市道路線の変更についてまでの3議案を議題といたします。

本案につきましては、総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長に報告を求めます。

議案第106号から議案第108号の3議案について、総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

[総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇]

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） ただいま議長から報告を求められました議案第106号、議案第107号及び議案第108号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第106号 市道路線の認定について、議案第107号 市道路線の廃止について、議案第

108号 市道路線の変更についての3議案は、天城北道路に関連した議案ですので、一括議案として審査を行いました。

補足説明はなく、道路位置の説明図面がわかりにくい、今後は理解しやすい図面の提出を願いたいとの要望がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第106号、議案第107号及び議案第108号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第106号、議案第107号及び議案第108号の3議案について委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時06分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第106号から議案第108号について質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第106号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第106号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第107号 市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第108号 市道路線の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

#### ◎請願第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第14、請願第4号 「伊豆市自然環境と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」に罰則や安全に関する条項等の新規追加に関する請願書を議題といたします。

本案については、総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

請願第4号について、総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） ただいま議長から報告を求められました請願第4号 「伊豆市自然環境と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」に罰則や安全に関する条項等の新規追加に関する請願書について、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

初めに、紹介議員である西島信也議員に本請願の提案趣旨について求め、請願者からは申し入れによる意見陳述がありました。

紹介議員、意見陳述者に対する質疑では、請願書の中の請願の趣旨についての事実関係の確認が行われました。

審査の中では、請願第1項目については、上位法を超えた条例はつくることのできないとの意見がありました。請願第2項目については、市の指導力強化の観点から進めるべきとの意見がありました。請願第3項目につきましては、安全基準や災害対策基準については技術的基準なので、国が基準を制定すべきとの意見がありました。

委員間討議では、請願3項目のうち、請願第2項目を一部採択すべきとの意見があり、反対討論1名、賛成討論1名があり、採決の結果、賛成多数で一部採択とすべきものと決しました。

請願第4号につきましては、会議規則第143条第2項の規定により請願結果を市長に送付すること及びその処理の結果及び結果の報告を請求することを適当と認めることにしました。

これで委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時14分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから請願第4号について質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。

まず、反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

この請願について反対討論いたしますけれども、まず議員の皆さん、伊豆市民の皆さん、皆さんは、再生可能エネルギーについてどのように考えるんですか。私たちは、原子力発電所は嫌だ、火力発電所もだめだと。今、世界は、風力や太陽光、水力、再生可能エネルギーを何とか利用しようとする時代なんですね。そういうときに、私たちのまちは、大規模太陽光発電に反対しますか。小規模発電所がいいと言うんですね。しかし、能率を考えたら、大規模のほうが僕は絶対有利だと思いますよ。

既にこの請願による弊害が起こっているんですよ。大野の皆さんはあたふたしちゃっているんだ。何だよ、大規模をつくっちゃだめなのかよと。大規模の発電所をつくると、ソーラー発電所をつくると、火災が起きるのかよと、山が壊れるのかよと、こういう心配が起きているんですよ。

この請願書は、半経寺地区を対象にして反対していると思うんですね。どういう住民説明が行われたのか、私は知りませんが、条例に反しても住民が賛成すれば建設可能だと。

僕は、なぜ市長に頼まないんだと。僕は、委員会的时候、一緒に来ていた傍聴者に言ったんですよ。なぜ東電に頼まないんだと言いました。市長が反対すればできませんよ。東電の希望するところまで電気持ってきてくれよと言えませんができないんですよ。どこへ持ってこいといます。東電は修善寺変電所まで持ってこいと決まっているんですよ。そうでしょう。まさか半経寺で変えますよとは言いませんよ。東電はお金がなくて今困っているんだ。

そういう努力をしないんですね。

この提案者の中の一人だと思えるんですけども、法律で買うことに決まっているんだと。買うことは決まっていますけれども、どこで買うかなんていうことは法律に書いていないんですよ。

再生可能エネルギーで一番問題になるのは、発電した電気をどこまで持っていくかなんです。山の中へつくったって、東電で、ちゃんと東電の希望するところまで持ってきてくださいよと言え、その電気はどのような発電をしようと無駄になっちゃうんですよ。そうでしょう。東電が送電線を建てて、鉄塔を建ててまで買いますよとは言いませんよ。そういうことを何も調べていないんですね、この方はね。

土砂災害特別警戒区域だと。この方の出した地図だと思えるんですね。どこに土砂災害特別警戒区域なんですか。ちゃんと等高線が全部書いてあるんじゃないですか、これ。土砂災害特別警戒区域、入っているでしょう。確かに崩れているところもあるからね。しかし、そういうものを直させようとする努力は何もしてきていないんですよ。

40度近い山腹に22ヘクタールというようなことも書いてあるんですね。40度近い山腹ってどこにあるんですか。皆さん、40度ってどのぐらいの傾斜だと思いますか。スキーやったことある人おられますか。スキー場には壁というのが大体あるんですね、有名なスキー場には。蔵王の壁は何度だと思いますか。38度ですよ。日本で一番傾斜がきつい壁というのは、僕は面白山かなと思えるんですけども、これは43度、威張っていましたね、面白山の人。しかし、死者も出ましたね、面白山ではね。そのぐらいに壁という傾斜がきついんです。しかし、どこに、こんな壁、つくれるような傾斜がこの地図では見えませんよ。議員の皆さん、どこにそんな傾斜のきついところがあるんですか。大体、山というのは30度程度で落ち着くんです。

ここに書いてあるから、傾斜を問題にしましたけれども、私の家もソーラー発電パネル積んであるんですよ。火事が起きる、火事が起きると、この方おっしゃっているんですね。おっかなくて困りますね。本当に火事が起こるんですか。

この方は余りプラスチックのことはよく知らないんだよね。そこへ発火原因を押しつければ、確かにそこの1点は無理でしょう。しかし、セルロイドが燃えるように爆発的な爆発は起きませんよ。めらめらとは燃えません。そういう事例を、ただ発火して危ないと。

消火は消火剤じゃなきゃだめだというようなことも書いてありますね。この方は独断と偏見が強過ぎる。もっと市民が納得するように、市民に不安感を与えないような説明をしてもらいたいですよ。

これはあれですか、雨の日、火事が起きたら危険な状態になるんですか。大体、消防ホースはあれですよ。水道管の中を流れる水と違って、あれは出たらすぐ水滴なんですよ、消防ホース。消防団の方は、経験者たくさんいらっしゃるでしょう、この中。向こうからこっちまで感電するんですか。そんなことはあり得ないです。これは後で消防署に確認するといいたいですね。こういうふうに非常に独断と偏見で危険をあおっている。まだまだいっぱいあり

ますけれども、余り言っても切りがないから。

自分の頭の中で心配だ、心配だと言っているようなケースがいっぱいあるんですね。これだけじゃないです。この方の出したいろいろな記事を見ても、科学的根拠がないことがたくさんあります。

私は、少なくとも、ここ半経寺の太陽光発電所は、住民が嫌だと言えば、特に市長が判こを押さない限りできません。なぜできないかと言ったら、つくったらどうやって電気を運ぶか。こんなことは業者は百も承知しているはずです。よって、今後の他の大規模ソーラー発電所が伊豆市ではできないのかという心配も含めて、中規模もそうですよね。この方が言っている日向はどうかのこののと、これどうも小さな発電所を言っているようなので、あえて反対させていただきます。

終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

6番、下山祥二議員。

〔6番 下山祥二君登壇〕

○6番（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

請願第4号 「伊豆市自然環境と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」に罰則や安全に関する条項等の新規追加に関する請願書について、一部採択による賛成の立場で討論いたします。

FIT法は、2012年7月、東日本大震災の翌年に、時の菅直人総理大臣が、俺の顔を見なくなかったら、この法案を通せと言った国会で成立した法律ですが、再生可能エネルギーとは、資源が枯渇せずに繰り返し使える発電源として、国も積極的に推進して事業展開されてきました。しかしながら、法制化後、5年、6年経過した現在、FIT法には多くの不備が指摘されているのも事実です。

時として一部の事業者は、環境問題を無視した利益優先主義、特に近隣住民の安全・安心を後回しにして、強引に事業を押し進める行為は、到底住民の理解を得ることはできません。

請願第4号について、請願者が将来の安心・安全に不安を覚え、条例の抑制力を強化してほしいという趣旨は十分理解できます。その上で請願事項のうち、1の罰則条項を追加すること。また、3の災害に対する安全基準、災害対策基準を設定することは、上位法との関係を慎重に検討した結果、条例改正は困難であると判断いたしました。

仮に伊豆市条例を改正し、抑止力を強化したとしても、上位法の範囲を超えたものとなり、その条例自体が違反となり、条例の安定性を欠いてしまうことになり、逆に伊豆市条例によって事業者の開発を抑止する効果が大きく後退することになってしまいます。

先ほどの委員長報告のとおり、総務経済委員会でも十分審議し、その結果、請願事項の2を一部採択し、今後も事業者の法令遵守を監視するとともに、住民の生活、そして安心・安全が保証されるように条例の抑止効果を検証していきます。



なおかつ、委員会において、衆参両院議長を初め内閣総理大臣、関係各省庁大臣宛てに再生可能エネルギー発電事業関係法令における住民意向の反映及び安全基準の規定を求める意見書を提出することを決議いたしました。

伊豆市条例の内容は、現行の法律下においては限界であると考え、全国で住民と事業者との間に多くのトラブルが発生していることを十分に認識し、今後も現行法の不備を指摘し、必要であれば国の法改正を強く要望していくべきであると考えています。

以上、一部採択として賛成討論といたします。

○議長（三田忠男君） これより請願第4号について採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は一部採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎日程の追加

○議長（三田忠男君） お諮りいたします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、この3件を日程に追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認め、3件を日程に追加することに決定しました。

#### ◎報告第24号の上程、説明、確認事項

○議長（三田忠男君） それでは、追加日程第1、報告第24号 専決処分報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第24号について提案理由を申し上げます。

本件は、消防車両の交通事故に伴う和解及び損害賠償の額が決定しましたので、報告する

ものでございます。

詳細について、総務部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、報告第24号の補足説明をさせていただきます。

まず、お配りした議案書の3ページをお願いいたします。

専決処分書になります。今回の交通事故でございますが、まず損害賠償の額としましては2万8,000円。相手方は、そちら記載の方になります。発生した日、場所につきましては、平成30年7月28日の17時41分ごろ、土肥地区内になります。

状況ですが、まず4ページ、5ページの場所の確認をお願いいたします。

土肥地区の国道136号の修善寺方面から松崎方面へ下ったところの左側に市営住宅の土肥団地がございます。その少し松崎寄りの市道向木風3号線と国道との交差点が場所となります。

6ページをお願いいたします。

状況でございますが、この日は台風12号が接近しているということで、消防団員に地区の巡回と広報活動の指令が出ておりました。このとき、消防団員が運転したポンプ車、修善寺方面から国道136に向かっている途中、黒い車がポンプ車になります。消防団員が136から市道向木風3号線へ右折する際、徐行してウィンカーを出したわけですが、この相手方の車両が後ろから接近しており、右側から追い越しをかけた。ポンプ車は当然右折ということで、そこで接触事故が発生したものでございます。

和解の内容につきましては、3ページに戻っていただきまして、双方の過失割合を伊豆市が10%、相手方が90%とするという内容で和解が成立してございます。

補足説明は以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいまの説明に対し、確認事項等がございましたら発言を許します。

発言はありませんか。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

交通事故の和解について質問させていただきます。

この2万何がしかというのは、これ伊豆市が相手側に払うんですか。それとも伊豆市がもらうんですか。

それから……、何だ笑っているのは。うそついちゃだめだぞ、おまえ。そうでしょう、これ。

こっちはあれでしょう、10%なんでしょう。消防車が破損しなかったんですか、ぶつけられて。総額20万円近い事故ですよ。その辺説明してください。

以上です。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、今回の2万8,000円につきましては、損害賠償の額ですので、相手方の修理代に対する10%の伊豆市の過失割合分の額になります。

伊豆市のポンプ車両につきましても、当然修理が発生しております。23万2,000円発生しております。そのうちの当然10%もこちらの過失ですので、市の修理代の10%と、なおかつ相手側の28万円に対する10%。今回は損害賠償ということですので、2万8,000円の額が今回専決しているということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） すると、伊豆市の20万何がしかの損害を受けたというふうに理解してよろしいですね。そうすると、相手側の過失分は、伊豆市は請求しないのかどうなのか伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 伊豆市の車両の23万2,000円に対する相手側が過失9割ありますので、その分の請求とか修理にかかる費用は相手側から支払われるということです。

○議長（三田忠男君） 最後の質問になりますが。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 当然相手側から20万円ぐらいもらうわけですけども、それはあれですか、次の決算あたりにのりますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 修理工場の修理代で、保険屋は伊豆市を通さずに直接修理の工場に保険金が支払われると同時に、相手方の市への支払いも、その修理工場へ払いますので、市の予算上は出てきません。

以上です。

○議長（三田忠男君） ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） ないようですので、以上で報告第24号を終わります。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 追加日程第2、発議第3号 伊豆市修善寺・中伊豆・天城地区の新中学校の整備を求める決議についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

9番、青木靖議員。

〔9番 青木 靖君登壇〕

○9番（青木 靖君） 9番、青木靖です。

発議第3号 伊豆市修善寺・中伊豆・天城地区の新中学校の整備を求める決議について、提案理由を述べさせていただきます。

伊豆市においては、少子化に対応するための学校教育の審議会が平成20年から開かれており、その中では、生徒・児童数が少な過ぎることによる課題についての検討がなされてきたと理解しております。

もともとの旧4町それぞれではできなかったとしても、合併した伊豆市としてならできることは何なのかが検討されてきた。その結果として、小学校については、旧町単位、あるいはそれぞれの地域ごとの実情に合わせた対応が既にとられつつある、あるいはとられたところであります。そして、中学校については、一定の規模で統合した形の中で中学生の教育環境をよりよくしていこうという議論が進められ、今も続いていると理解をしております。

昨年までの議会内でのことについても具体的な議案が示され、さまざまな議論がなされてきたのは、皆様も御承知のとおりであります。その後、教育振興審議会の答申がなされ、教育委員会としての決定についても、先般、市内に配布されました広報伊豆12月号にも掲載されたことは、皆様も御存じのとおりと思います。その中には、修善寺・中伊豆・天城地区の中学校基本方針を策定しましたということで、新中学校の8つのコンセプト、そして目指す教育環境、さらには2025年度の開校に向けてとする3つの大きな柱を示し、検討の内容についての案を示しているところであります。

このタイミングで、我々議員としても意思表示をするほうがよいとの判断から、今回この決議を提出させていただくこととしました。

もちろん、今後、関連する議案が議会に上程されれば、その際に、中身についての審査をし、判断をしていくことは当然のことです。このタイミングで中学校のあり方についてのこうした決議を出すことに対しては、さまざまな意見の疑義が当然あると思います。それぞれの立場があるのも当然と思います。

しかし、一方で、前回の新中学校に関する議論の中で、特に若い保護者の世代の中から新しい中学校の整備を求める要望があり、さまざまな活動があったことも事実であります。さらには、期待していた新しい中学校ができないということの理由で、市外に転出された若い世帯があったということも事実であります。

そうした新しい中学校を求める世代の方々とともに活動してきた自分としても、その思いを受けとめられなかったことに対して、自分なりの判断を当時示したこともありました。

今回も、この決議を出すことによって、行政に対して何らの強制力や拘束力があるわけではありませんが、伊豆市の今回示された中学校の教育環境のあり方について示された教育委員会の方針を軸に、今後、中身の議論がスピード感を持って、さらに内容がより深く審議されることを願って、また今回の提案どおりに進んだとしても、2025年、6年4カ月後の開校を目指すとしておる中で、より早く議論が進み、その間に新中学校ができないことを理由に、市外に転出される若い世帯がないことを願って、本議案を提出するものであります。

決議の内容を朗読させていただきます。

伊豆市修善寺・中伊豆・天城地区の新中学校の整備を求める決議。

過日、伊豆市教育委員会から「伊豆市修善寺・中伊豆・天城地区の中学校基本方針」が示された。伊豆市の将来を見据えると本方針が示す新中学校については、保護者からの要望も強く、早期整備の必要性は高い。

今こそ「地域の宝」である子どもたちのために、議会・行政が一丸となった取り組みとして以下の課題解決に向け取り組むべきである。

1、現在の児童数、未就学児の数から、今後数年のうちには、天城中学校、中伊豆中学校では段階的に1学年1クラスの単クラス化が見込まれ、修善寺中学校でさえ2クラスの学年が出現するほど少子化が進行する。

2、校舎についても、大地震等の災害に際しても生徒の安全が確保されなければならない。しかし、中伊豆中学校は築54年、天城中学校は築46年と施設の老朽化も深刻であり、修善寺中学校でさえインフラの老朽化が進んでいる。

これら課題を解決し、質の高い教育環境を目指すためには基本方針の早期実現に向け中学校の統合に取り組むべきであり、特に最優先すべき事項は次のとおりである。

1、校地選定と校地選定に伴う通学対策の早期着手。

子どもたちにとってのより良い教育環境を実現するためには、新たな一団の校地が望ましい。校地選定に際しては、生徒・保護者にとってより良い校地となるよう安心安全な学校生活環境を最優先し、防災対策、通学対策等に配慮の上、選定作業を早急に進める。

また新中学校建設に際しての最大の課題は、通学負担の軽減であることを肝に銘じ、校地選定後速やかにバス通学対策をはじめ徒歩、自転車通学対策について建設部局、交通安全及び防犯関係部局と連携し、具体的な計画案に着手する。

2、開校年度の明示と将来負担の軽減による整備。

教育基本方針では、2025年度の開校が明記された。「合併特例債」の活用など市の将来負担の軽減に最大限配慮する。

以上の取り組みと併せ、校舎の設計、配置等についても、「生徒の安全とより良い教育環境」を最優先した計画策定に向け、保護者や市民の意見を踏まえつつ取り組むべきである。

以上のとおり決議する。

平成30年12月19日。

伊豆市長、菊地豊様。

伊豆市議会議長、三田忠男。

以上、議会会議規則第14条第1項の規定により議案を提出します。

以上です。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ほかにはいませんか。

まず初めに、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

いろいろ今聞いていまして、6つになりました。お尋ねします。

1つ目です。今の提案は、相当以前にさかのぼって、この学校再編成の流れというようなことをお話なされていましたけれども、私は、どこからこのところをきちっと論議すべきかということになったときには、1つ目ですね、去年の6月7日に中学校教育環境改善に関する請願が採択されましたね。それで、その中に、請願者は、「市民、議会、行政が一丸となって」とあるんですね。それを我々は全議員が重く受けとめました、この「一丸となって」ということと、今回、決議案を8名の方が出したいということの関係についてお尋ねします。どう捉えているのか。

それから、2つ目に、同じように請願者、どういう要求をやっていたかということ、今後の中学校のあり方について複数の方針を明示してほしいということでした。複数の方向性、複数の案を検討したことを求めております、議会に対して。それは採択されたんですね。そうすると、この複数の中身についてどのように判断されたのか、具体的事実が皆さんの賛成者も含めて、提案者は把握されたのかお尋ねします。

3つ目です。市民目線で政治にかかわるといって大切な議会制民主主義の根幹にかかわる極めて重要なことが今議会で、議員の中で一般質問の中で話題になりましたが、今、この基本方針を市民から見たときに、今、提案理由の中にありましたように、広報紙については確かに市民に知らされました。しかしながら、今現在、基本方針の市民への説明は実行されておられません、それにも先駆けて議会の意思を示そうという決意は、決議案、きょう出されているのは、市民目線という視点から、この決議案をどのように判断しておりますか。

次に、この中に、4つ目です。少子化が進行するということの現状は言われています。そうしますと、2025年に新しい中学校をつくりましょと、教育委員会もその方向で今動いていますね。そうしますと、少子化が大変だからというのが1つの理由です。学校のさまざまな教育環境が変わってくるからということは、よく私もわかるんですけど、そうすると、そのためにやるんだから、そのためにやるんだから、そうすると、すぐにはならないけれど

も、2025年以降、この1クラスだったとか、極めて少ない、中学校に限りましょう、中学校のこの学校がちょっと上向きになる可能性はあるというふうに秘めているのかどうか、改善されるのかどうかお尋ねします。

それから、5つ目に、文教ガーデンのあの否決以降、この中学校問題どうするのかと、環境問題どうするのかということ、全議員共通事項、いわゆる議会はゼロベースからスタートしていきましょと。文教ガーデンで賛否が分かれたんだけど、それは横にちゃんと置いておいて、みんなと一緒に今後の中学校のあるべき姿をどうしましょかということ、ゼロからやりましょということ、スタートしてきたんですが、この間、何度となく常任委員会を開いたり全協を開いたりしてきましたが、そうすると、今現在です。議会として共有できた到達点というのはどこにあると判断しておりますか。

最後です。この決議について、行政に対して強制力がないということは、確かに私はそうだと思うんですが、決議とはどういうものなのかをお伺いします。意見書とは違う、決議とは。全国共通です。議会が行う事実上の意思形成行為で、政治的効果を狙うんですね、これは。意見書とは性格が違う。議会の意思を対外的に表明する、これが極めて重要だということで、政治的効果を狙うのがこの決議だと私は思っているんですが、確かに青木議員、提案理由に言われるように、これを決めたからといって、行政が動かなくちゃならないということはないんですね、法的には。ただし、今言った議会としての政治的効果というものがあるというふうに私は判断しておりますけれども、それらに対する見解をお願いします。

以上であります。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁を求めますが、6項目ということで多くにわたっておりますので、途中でわからなくなったら、また木村議員、補足説明なりお願いいたします。それでは、青木議員をお願いします。

〔9番 青木 靖君登壇〕

○9番（青木 靖君） それでは、ただいまの木村建一議員の質疑に答えさせていただきます。

まず、「一丸となって」という請願項目に対して、この決議を出すことに対しての関係性ということでいいですかね。一丸となって、要するに請願者の願意を我々も一緒に聞きましたよね。その中で、請願者は、とにかく中学校のよりよい環境をつくってほしいんだと。そのために、仲間割れをしていないで、みんなでちゃんと方向性を出して、中身の議論をしてくださいよということだったというふうに僕は請願者の意図を受けています。

現実的には、そうは言っても、先ほども申しましたように、議員の中にもいろいろな意見もありますから、一丸となってもらいたいと言われてなれるというものでもないということ、これは現実ですので、これからも我々は、請願者の言っているように中身の議論を一緒に進めていくべきだと思っています。この決議を出したからといって一丸になれないとかというふうには僕は思っておりません。

それから、2番目の複数の方針を示せという請願者に対してどうかということだったので

すけれども、これも請願者にも確認しましたよね。その際に言っていたことは、請願者が言っていたことは、要するに最初から統合ありきのような方針を出して、また皆さんから理解を得られないと困るので、複数のものを検討したんですよと。その結果、こういうことになったんですよという経過がわかれば、僕らはそれでいいんだと。最終的に統合というのが審議会の結論だったわけですからけれども、それに対しては、このとおりに進めてほしいという請願者の意向を確認しましたので、複数の方針についての整合性は、ここでは問題ないと思っています。

それから、市民から見たときに、市民への説明が広報に載っただけで不十分な段階で、議会としてこの決議を出すのはどうか、タイミング的にどうかということだったと思いますけれども、議会だけが今、意思を表示していない状態で、審議会の結論も出て、教育委員会の計画も出た。では、議員はどう思っているんだということを僕は示すべきだと思ったので、これを出したんです。それは先ほども述べたとおりです。

議会全体としては、議案が出たら、これからももちろん審議をして、内容の精査をしていくんですよ。だけど、私は議員として意思表示もしてはいけないのかと言ったら、そんなことはないと思っています。

それで、さらに言うのであるならば、せっかく新しい中学校を望んでも、議会でまた否決されるんじゃないかと思っている若い人がいることも事実です。

これから用地の交渉になったときに、地主さんだって、どうせ議会が反対するんだったら進まないだろうと思っている方がいるということも事実です。

だから、さっきも言いましたけれども、決議を出しても拘束力はないですけれども、議員の中にもこういうふうに進めようと思っている議員もいるんだよという、そういう意思表示のつもりで、この決議を出しています。

それから、少子化が今後どのように改善されるかと思っているかということですがけれども、それは申しわけないですけれども、私がどうこうできることでもないですし、もちろん伊豆市をもっと住みよい環境に整備して、今いる人には残ってもらい、できれば外からも入ってきてもらえるような、一度、学校に行った人が、また働きに戻ってきてくれるような伊豆市にしていくことは必要だと思いますし、それはみんなで作るべきだと思いますけれども、それによってどこまで少子化が改善されるかというのは、私の口からは述べられない問題だと思っています。

それから、文教以後ゼロベースでやってきたんだけれども、では、今、我々としては、どこまできていると認識しているかということですが、それもさっき述べたとおりで、それぞれのお考えの中で、それぞれ考えが深まっていると思いますので、だからこそ、私は、さっきも、繰り返しになりますけれども、こういう方針で進めたいと思っている議員もいるんですよという意思表示をしたいということです。

それから、決議は、私の言ったとおりに法的な拘束力はないかもしれないけれども、意思



形成行為であって、対外的な効果を狙っているのかということですが、もちろんそのとおりです。私は議員としてこういうふうに進めてほしいという意思表示を今していますというふうに何回も言っています。でき得るのであれば、今回、署名をされなかった議員の方にも賛同していただきたいという気持ちで、外に向けて私は、少なくとも、私とこれに署名した議員は、今回出た方針に沿って、それを軸に進めてほしいという意思を表明しているということです。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 全てにわたって言いません。気づいたところだけ。あとは、また具体的なことは、ちょっと質疑じゃない、討論の中で話したいと思います、譲りますが、1つは、複数案、統合ありきで進めちゃだめですよということで、確かに複数案についてということで見ると、私はお尋ねしているのは、基本方針を進めなさいという決議ですよ、決議案だから。そうすると、複数案を示しましたと。これとこれとこれを複数案示して、ただ示しただけじゃなくて、これについてはこういうやり方と、それからこの問題を取り上げれば、こういう効果があるんだけど、こういう課題は残るよねと。2つ挙げたら、1番目と違って、また別の効果と課題があるよねという比較検討した上で統合しましょうということが今、基本方針で出されているんです。

私がお尋ねしたいのは、振興審議会はいろいろなことを話されたこと、全部読みましたけれども、それについてはコメントしません、失礼に当たるから。ただし、それを受けた教育委員会が複数案示してくださいといった議会における請願者の議決は、我々もすごく大事にするし、何せ、選択権を私たちが判断するんじゃなくて、市民の皆さんにその判断材料を提供するということが、極めて重要なことだと思う。

そうすると、お尋ねしているのは、振興審議会じゃなくて、教育委員会はこのように考えていましたということで、今回、決議を出そうとしている方々は、どんな案が話されたのかということをお尋ねですかということでもあります。

それから、3つ目に、議会の表示の件について、議会はどうか表現するのかということですが、青木議員言われるように、議員は何も意思表示しちゃだめだということは、私も思いません。私は私でやっているんだけど、今回お尋ねしているのは、議員としてじゃなくて、議会としてどういうふうに、僕は到達点が出てきたのかなと、文教以降。たまたま私は委員長をやられたから、皆さんの意見を常任委員会を中心として、これは常任委員会だけじゃなくて、全議員の課題だからというスタンスで、私は一委員というよりも、どちらかという、所管の委員長としてどうあるべきかという立場から文教以降ずっとやってきましたけれども、そういう意味で、議会としてどういうふうに今到達しているのかということとはちょっとわからなかったもので、もう一度あったらお願いしたい。

それから、ちょっとこの辺がわからなかったですね、すみません。議会及び政治というのは、地方政治というのは、あくまでも市民のためにやっているんですね、市長もそうだろうし、我々もそう。なんだけれども、役割分担があるんだけれども、市民目線ということで、3番、私、今回の一般質問の中で聞いて、うん、なるほどと思ったんだけれども、そうすると、広報紙に掲載されただけでは、市民、わかったとならないですよ、読まない人もいるかもしれないけれども、どうしてこんな基本方針が出たのかということは、さまざまな賛同するところ、疑問に思うところというのが出てくると思う。そうしますと、市民への説明は、今後、教育委員会でやりますということで、今回の一般質問の中で出ましたけれども、それまだやられていない中で、議会がさあ意思表示をしましょうという意味がわからない。市民目線といったときにどうなのかなと思うので、お願いします。

少子化は結構です。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

青木靖議員。

○9番（青木 靖君） 違っていたら、また指摘してください。

要するに複数の方針を示された内容をどのように私が理解しているかということでよろしいでしょうか。

中学校のあり方についての話ですので、中学校のあり方については、現状維持、要するに今のままの学校をそのまま残す。それか、3校を1校に統合する。修善寺・中伊豆・天城の3校です。土肥については小中一貫になっていますので。今、2つ言いました。現状維持、そのまま残す、3校を1校。それから、小中一貫校化にする。小学校と中学校を一緒にして小中一貫校にする。これらが大体選択肢だったと思います。その中で審議をされて、いろいろ検討した結果、伊豆市の今の地理的な状況とか、さまざまな状況を考えた場合には、伊豆市の中学校は統合して、一定規模の人数の中規模程度の学校にしたほうが、中学生の学習環境は、教育環境はよくなるという判断をしたというふうに教育委員会がしたというふうに思っています。

それで、議会としての意思表示の話です。請願者の意図するところとどうかというようなこととあわせながら、さっきも述べましたけれども、繰り返しになりますけれども、議会としてというよりも、私は一議員として、こういう方針でいきたいと。前回からもその方針ですから、同じ考え方ですので、改めてここで、今回示されているような方向で進めてほしいという議員がいるということを表示させていただきたいと思っています。

そして、それは遅いくらいだと思っていました、議会として情報発信するのに。議論はもちろんしてきているんですけども、なかなか進んでいないというふうに思っている方もたくさんいたと思います。なので、このタイミングであえてさせていただくのがいいだろうと私が判断したということです。

そして、議会としてどこまで到達しているかというお話ですけども、議会としては、さ

つきも言いましたように、議案が出てきたら、それをみんなで審査しましょう。そして、ここで、今、発議として提出させていただきましたので、賛成する人、賛成できない人が当然分かれると思います。私もこの発議をするときに、賛同していただく、あるいはこういう発議を出しますということで、一人一人にお話をさせていただきました。その際にもお話ししたとおり、今現在、全員の議員がこの発議に賛同できる立場ではないということも十分承知しています。ただ、中身について議論する気持ちがない議員は一人もいらっしゃらないと思っていますので、私はとにかくこういう方針で進めたいと思っている議員がいるということを外に向けて示したい。そして、その中でぜひ全員の議員で中身についての議論をしましょうという投げかけをさせていただいているつもりです。

以上です。

○議長（三田忠男君） 最後の質問です。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 1つだけお尋ねします。

冒頭、質問の中に一丸となってというところについて、仲間外れをしないでということがあったんですけども、一丸となつてと請願者が求めたのは、大いに議員の中で論議をしていただいて、異論は異論として横に置きながらも、一致したところで一つ一つ積み上げていくと。なるべく、なるべくですよ、違った意見がないように、大いに議会で論議することは一丸となつてというふうに私は受けとめたんですけども、ちょっとすみません、青木議員が言う一丸となつてという意味はどういうことなのか。私は、熟議をして、延々に議員同士、意見が違ふのを戦わせろというんじゃなくて、お互いが、意見が違えば、大いにそのところは論議をして、いわゆる市長も今回、溝を埋めると、議会と行政の溝をとという話。議員の中で溝があるならば、そのところを大いに論議をして、違った意見も尊重しながらも、最大限一致するところをたくさんつくってくる方向で持って行ってほしいというのは、請願者の一丸となつてという意味じゃないかなと私はそういうふうに理解したんですけども、青木議員の一丸となつてという見解を最後にお願ひします。

○議長（三田忠男君） 答弁願ひします。

青木靖議員。

○9番（青木 靖君） 請願者が一丸となつてとか、そもそもあのときの請願を出してきた請願者の意図というのは、1回、文教のときに、中学校を含む文教全体の話が一旦とまってしまって、新しい中学校ができて、中学生の教育環境はよくなると期待していた保護者の皆さんが、もうこれで新しい中学校はできないのかと行ってすごく落胆してしまったと、失望してしまったということがあって、このまま何も議論が進まないと、みんな愛想を尽かして外へ出ていっちゃうんじゃないかということが心配なので、ここで議論がとまったのではなくて、これからも議論が続いていくんですよ、みんなで中学校の教育環境を考えてくれるんですよということを皆さんから発信してくださいというのが請願者の一番の意図だったと思

ています。

ですから、我々全員が同じ考えになって、全員が教育委員会の案に賛成する必要は、僕はないと思っていますし、中身については、これから出てきた議案をもんでいかなきゃならないことは当然だと思っています。ですので、我々は一丸とならないと前に進めてはいけないなんていうことは、請願者は言っていないと思っています。

むしろ中学生のためには、どういう環境がいいのかということをおもひで考えてください。仲間割れだけして、前に進まないような状況だと、みんな、愛想を尽かしちゃいますよと、それじゃ困りますというのが請願者の意図だと僕は思っています。

○議長（三田忠男君） これで木村建一議員の質疑は終わります。

ほかにございませんか。

2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

○2番（山口 繁君） 質疑は単純明快に、大きくは2つでございます。

1つ目は、これもちょっと先ほどのやりとりの中である程度出てきているんだと思いますが、なぜ今、この内容の決議が今必要なのか。このタイミングで意思表示をすることが大事だということを言われておったんですけども、なぜ必要かということをお聞きします。

その中の1つとして、この書かれている内容というのは、基本方針ということにのっとった形でのことをずらずらと、ちょっとこういう理由で少子化と老朽化があつて、だからこうなんだというところの問題はあるにしても、内容的にはそういうものが書いてあるんですが、何かこの基本方針では物足りないということがあつたのか。いやいや、これはちょっと多いよと。ちょっと制御したほうがいいよというようなものがあるのか。それとも、全くこの基本方針どおりだよと、これでいいんだよということをお聞きすることをちょっと教えていただきたいというのが1つ目。

それから、2つ目、今、基本方針を受け取つて、これは第2委員会でお原案をいただいて、それから全員協議会でお多少の修正もしていただいたような記憶もあるんですが、それで最終的な基本方針をつくつていただいて、全協で報告を受けたと。その説明報告を受けた内容についての多少の質疑のやりとりはしているけれども、この基本方針に関してきちっとした議論をするということにはまだ至っていない状況にあると思うんですね。それが1つ。

それから、それがおいおいやられていくんでしょうけれども、それに基づいて来年年明けから年度末にかけて、いわゆる整備計画をつくりますというようなことを言われておつたと思いますね。それから、多分3月の定例会では、平成31年度の一般会計の予算が提案されると思いますが、そこに関連する予算も多分含まれてこないとお間に合つてこないの、そういうものが出てくると。まだそれがどういう格好で出てくるかというのを待っている状態なんですね。そういう状況の中で、今なぜここで決議をしなきゃいけないのかということですね。それが1点目。

それから、2つ目、この発議の仕方は問題ではないかなというふうに思ったんですが、その質問をいたします。

議員発議に関しましては、市議会の会議規則で定められた要件があって、これは十分満たしていますね。提出者と、それから賛成者7名で8名の署名がありますから、十分に満たしているんですが、この問題というのは、結構これまでも文教のこともあり、それから仕切り直して第二弾が始まったという非常に重要な問題ですから、こういうことの議員発議をして決議をとるといふ、議会としての決議をするというときには、やはりある意味、全会一致くらいの、あるいはそれに近い形のものが必要じゃないかなということなんですね。

記憶に新しいんですが、昨年9月にこども園の問題に関しましてありましたですね。またこれちょっと討論でも言うかもしれませんけれども、これは署名者14人いたのかな、それで議論を進めて、最終的には全員の賛成を得られた。それで、議会としての確認をしたということになっているわけですね。今回のやつは、そういう全体の議論はなかったですね。あるいは全員協議会が終わってから議員がみんないる場で、こういうのを出すけれども、こういう趣旨で出すんだというようなことがなかったような気がします。とはいえ、さっき言ったように、議会会議規則では要件を満たしていますから、問題ないというふうには思っているんですけども、ただ、しゃにむに議会議決をするということで、8名を得れば、これは議会として可決されるわけですね。それは要件を整えた段階でさっとくるわけですね。

また、後ほど言いますが、ある1つの会派ですね、そちらの会派で発議というか、こういうことをしようとした。私は、もう1つの会派があるんですけども、その会派長をしています、打診もありました。このときにもあったんですけども、その会派としての打診がありました。会派としては議論を重ねた結果、ちょっと違うんじゃないのと、まだ何も提案されていないのに、それを前のめりになるような格好で発議をする。しかも、それを議会決議にしてしまうということはいかなものかということで拒否をした、拒否というか、ちょっと乗れませんよということを表明した記憶がございます。

会派同士で、もう1つの会派が賛成しないというような状況の中で、これを強行することはいかなものか。こういうことでいいのかどうなのかということをお聞きしたいと思います。

以上であります。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

青木靖議員。

〔9番 青木 靖君登壇〕

○9番（青木 靖君） 山口繁議員の質疑にお答えします。

先ほどとかなりの部分というか、全部重複しますけれども、もう1回言います。

なぜ今この内容かということ。基本方針、このとおりでいいと思っているのか、あるいは物足りないと思っているのか。基本方針の議論、あるいは整備計画、3月に関連予算が出て

くるかもしれない、その前のタイミングでなぜ今なのか、なぜこの内容なのかという質問でいいかと思いますが、我々はこの発議を出す前提として、統合は賛成しています。昨年からずっと一貫してそうです。その中で中身はまだこれからだと思っています。

基本方針についても、その内容に合っていますので、この方針で、大方針はこれで進めて、中身については、当然先ほどから何度も言っていますけれども、関連予算等が出てくるでしょうから、そのときに議会の中でしっかり議論するべきであると思っています。

それはなぜ今かということ、前のめりになっているんじゃないかと山口さんから、これ出す前にも言われました。僕は逆に遅過ぎると思っているんです。今まで議会が文教のときに、中学校のこともとめたわけですよ、事実上。その後、何も発信していない状態になっちゃっているんです、逆に言うと。だから、何も発信しないまままた年を越したくないもので、ここで予算が出てくる前の段階で、予算として出すまでには、それなりの準備だっせなきゃ出せないわけじゃないですか、議案として出すんだから。その前に、拘束力はないけれども、確かに皆さんに向けて発信しているんだけど、意思表示はさせてもらいたいということを出しているんです。それは何回もすみません、繰り返して申しわけない。

それから、発議の出し方としても問題じゃないかというふうに御指摘ですけれども、確かにそうかもしれません。全会一致で発議をして、それで通るということが本来望ましいのかもしれないんだけど、この中学校の問題ってすごく重要な問題であるのにもかかわらず、外に向けての意思表示がされていないので、不本意ですけれども、全員に賛同いただけないとわかっていながら、今回あえて出しているんです。それは、対外的にも、さっきも言いました。新しい中学校を望んでいた皆さん。それから、これからもしこれを進めていく上で協力をしていただかなければならなくなる地権者の皆さんであるとか、関係する皆さんに対して、文教が否決になって以降、何のメッセージも議会からは発信していないんですよ。その状況をずっと引きずっているのはよくないというふうに思ったので、発議の出し方としては、山口議員の御指摘のとおり、確かによくないかもしれないけれども、だけど、意思表示をしてもだめということはないですよということ、木村議員にもさっき言ったとおりです。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口繁議員。

○2番（山口 繁君） よくないことだけれども強行するというところで、議員としての意思表示が大事だということだったならば、議員としての意思表示ということで、8名の皆さんがきちっと我々はこういうことありますということを出してやればいいことであって、それを何で議会全体の決議という、それも圧倒的多数で可決されるような状況じゃない。ぎりぎり、それこそ1票差で可決するのかもしれないのかよくわかりませんが、そういうような状況に持ち込むということ。これは外側から見れば、議会ってまた割れてい

るのと、そういう割れている状況をあえてつくり出したんじゃないかというふうに思うわけですね。というようなことに関してはどういうふうに思いますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

青木靖議員。

○9番（青木 靖君） そんなに悪い状態だとは思っていません。さっきも言いましたけれども、皆さんが中学校の教育環境とかについては、前向きに考えていただいていると思っています。

ただし、何回も言いますが、議会としてどうなのかという発信を全くしていないので、今の現状はこうですよということをお示しすることも必要だと自分は思っています。

山口議員のおっしゃるとおりで、強行するとかという気持ちはないんですけども、余りにも何も発信していないのはいかがなものかというふうに思っていることは事実です。

現状はこうですよということを正式に対外的にも示させていただくということは、議会として何もしないよりは、むしろそのほうがいいと思ったので、出させていただいたということです。

○議長（三田忠男君） 最後の質問になります。

山口繁議員。

○2番（山口 繁君） どう考えてもという言い方はおかしいんですが、下手すると、これ討論みたいになっちゃって、質疑じゃなくなると、これまた叱られるんですけども、やはり前のめり感というか、丸のみ感といいますか、僕らはきちっと出てきたものに対してはやるんだから、それまで拒否しているわけじゃない。

もっとはっきり言わせてもらいますけれども、中学校の整備計画に反対するわけじゃないんです。これは後で討論でやりますから、ですから、いわゆる前のめり感的なそんな感じを市民の皆さんが抱くんじゃないかなという危惧を覚えたものだから、こういう話をしているわけですし、その点に関してはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

青木靖議員。

○9番（青木 靖君） 前のめり感、それから市民の方からどういうふうに思われるかということですけども、私は議会の現状がこうですということを、議会がこうですということをお示しすることのほうが今やるべきだと思っていると先ほども言いました。

以上です。

○議長（三田忠男君） ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

大勢いますね。どうしましょう。書いてもらいましょうか。

それでは、暫時休憩いたします。

たくさんいますので、通告書を議長に出していただければと思います。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時40分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

討論がありますので、これを許します。

まず、反対討論から行います。

2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

○2番（山口 繁君） 2番、山口繁です。

発議第3号 3地区の新中学校の整備を求める決議に対する反対討論を行います。

まず、最初に申し上げておきますが、この発議に対する反対討論を行いますけれども、3地区の新中学校整備に反対するものではないということを明らかにしておきたいと思います。

今現在、市長部局並びに教育委員会によって進めようとしている新中学校整備に関して、なぜこの時期にこのような発議をして議会の議決を図ろうとするのか、その理由、真意がわからないということがあります。

今回の新中学校整備問題は、文教ガーデンシティの中止を受けて、市民からの請願に基づいて動き出しました。教育委員会は教育振興審議会を立ち上げ、そこにこの問題を諮問。そして、審議会は、長期間にわたる議論の結果、結論を導き出して、それを教育委員会に答申をした。教育委員会は、それを受けて基本方針案を策定し、案の段階で議会第2委員会への説明報告。さらには、全員協議会を経て、その間、かなりのやりとりがありました。その中での修正に応じていただいた点もあったように思います。が、その上での最終方針を決定されたと理解しております。そして、それを市長をトップとする総合教育会議にかけて議論をして確認をしたと、こういう状況だろうというふうに思います。

そして、ここにあります方針には、2025年度の開校ということが明記をされました。もち



ろん有利な起債である合併特例債を使って、そのタイムリミット、ぎりぎりのところでありますけれども、その開校が明記されて、それに向けて粛々と進めていくというのが今の姿ではないでしょうか。

ただ、年明けから年度末までに向けてでき上がるという整備計画がどのようなものになるのか、まだ何もわかっていない状況にあります。それが出された段階で十分に吟味する必要がありますし、市民説明をどのようにするのかということも課題としてあります。また、新年度の当初予算には関連する予算が計上されるであろうことも推定できます。それらのいずれについても、その提案内容を真摯に受けとめ、議論を深めていくというのが議会の役目ではないかと思えます。そんな当たり前のことを前にして、なぜ今この決議をしなければならないのかということでもあります。

執行部が今、こういうあるスケジュール感を出して進めていくという上で、何かおくらしている事態が今あるのかと、あるいはおくれる兆しがあるのか。さらには、このままだまっていると、2025年の開校ということに間に合わせるができないではないかという、そういう不信を抱いているとしか思えませんし、そう捉えても仕方ないと思えます。

議会としては、第2委員会で議論を進めてきました。11月からは教育厚生委員会に名称を変えて、引き続き木村委員長のもとで議論が進んでいくものと思えます。ただし、執行部から提案されるものがない限り、動くことはできないということではないでしょうか。それは年明けから年度末にかけての中で具体的に動き出すものと思っています。こうした常任委員会でも、真摯に対応していこうとしているところに、まだ何も提起されない段階でこの決議は一体何のためなのかということでもあります。

執行部に対しても、教育厚生委員会に対しても、とても失礼な対応じゃないかと言わざるを得ません。何のための決議なのか、全くの意味不明です。というか、ある疑念が湧いてくるということをまずは申し上げておきます。

こうした議員決議は、先ほど少し申し上げましたけれども、全会一致、あるいは限りなくそれに近い姿が原則だろうと思えます。そのためには、全員協議会を開催するなどして、全議員一堂に会しての議論の場が必要です。それが今回ありましたか。今回は、1つの会派を中心に全員協議をするということなしに、個別対応されたように思います。私はもう1つの会派の代表として、その話を受けました。先ほど申し上げたとおりです。そして、会派内で議論をした結果、会派の意見としては、この話には乗れないということを伝えたつもりです。2つしかない会派の意見が分かれるようなことを議会の議決に持つていこうとする強引な手法は許されるものではありません。結果としては、議会可決要件を整える2名を加えて、しゃにむに議会での議決を目指す姿勢を整えたということだろうと思えます。

昨年の9月の定例会で、こども園整備の決議がありましたけれども、それとは随分と趣きが違うと思えます。そのときはたしか全員協議会か、あるいはそれが閉会した後の全員での議論だったかは、ちょっとこれ記憶が定かでないんですが、結果、提出者、賛成者、合計で

14名の署名があり、そして議会での議論の末、採決では全員賛成という形になりました。こういう形になるようなものならいいんですが、そうではない状況が今回はあるということです。

こうした手続なしで強行的に、強行的という言葉がちょっときついかもしれませんが、備えてまいりました。しかし、これだから、透けて見えることは、この議決の内容、中学校をやっていこうということに関しては、誰も反対できないだろうと。仮に反対したら、それはその議員がおかしいという印象操作をしているというふうに言われても仕方ないじゃないか。このことで思い出しますのは、文教ガーデンシティ構想ですね、これがいわゆる予算が否決ということで、議会の議決により中止になったときに、なぜ中止になったのかということをお問われて、反対議員に聞いてくれとかいう議論もありましたし、反対した議員が悪いというようなことで、公営掲示板まで使ってフェイスブックに上げられた記憶があります。ひどい嫌な思いをした記憶があります。これと同じような構図をつくり上げようとしているんじゃないかという、そんな疑念に駆られたところでもあります。

今回の行為は、やはり議員発議の慣例的な原則を無視して、一丸となることを期待されている議会をあえて分断しようとするもので、こうしたことは許されるものではないのではないのでしょうか。また、請願者の思いを真っ向から踏みにじる行為だというふうに思います。

この決議の真意は、結局わからずじまいといいますか、あえてこの時期にこのようなことをするということについて邪推を——邪推を、こういうことでいいかどうかわかりませんが——するならば、今後、中学校問題で執行部から提案される内容については、全てのみ込めと、つまり白紙委任をしろということに等しいものじゃないかと。別の言い方をすれば、将来の議決に関しての担保をとりたいとする執行部の意向を受けたものではないかという、そんな疑念もありますけれども、まさかそんなことはするはずはない。そんなことはするはずはないんですが、その意向を受けないとは言うものの、ある意味、付度をしたと、そういう構造が浮かんできます。もしそういうことであるならば、議会人としての自殺行為と言ってもよいこの決議に関して、改めて反対の表明をします。

改めて申し上げますが、新中学校の整備ということに関しては反対するものではありません。そういうことを表示して、私の討論ということにさせていただきます。反対討論ということにさせていただきます。

以上であります。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論。

1 番、波多野靖明議員。

〔発言する人あり〕

○議長（三田忠男君） お静かに願います。

〔1 番 波多野靖明君登壇〕

○1 番（波多野靖明君） 1 番、波多野靖明です。

伊豆市修善寺・中伊豆・天城地区の新中学校の整備を求める決議に対する賛成討論を行います。

昨年3月の議会にて、文教ガーデンシティ構想の否決とともに、新中学校建設も白紙撤回となったことを受け、多くの新中学校建設推進を望む市民の皆様からの声は、いまだに多く届けられております。

なぜなら、こうして月日の進む中も、刻々と老朽化に耐える校舎とともに、一緒に過ごす生徒たちがございます。少ない生徒数の部活動には限りがあり、思うように大会に臨めない部活もあるようです。そういった環境を回避するために、地元中学を選択しないという家庭も、今後はさらにふえていくのは、よりよい教育環境を求める保護者の選択としては仕方ないことと思います。今のままでは、近隣市町への転出がふえる理由の一つになっていくことは目に見えていることでしょう。

文教ガーデンシティ構想否決の際、新中学校建設には反対ではないという御意見もちらほらございました。それは皆さんも、各3中学校の現状をよくわかっていらっしゃるからだと思っております。そして、その現状は待ったなしであることもおわかりいただいていると思います。納得いくまでの話し合いや説明だけを延々と続けることは、最善の策とは言えない状況が各中学校にあります。

また、子育て中、これから子育てをと考える世代の方々にとっては、いつまでも足踏みをしている進展のない議会と思われること、そのようなことで、またそのような議会への関心の薄れというものは、ますます伊豆市離れを招きかねない、そう危惧いたすところであります。

子供の成長は早いものです。私たちが1年かけて話し合う間に産声を上げた子は、首が座り、寝返りを覚える。さらに、はいはいし始め、つかまり立ち、そして初めての一步を踏み出します。1年の間に劇的に自宅という環境の中でも成長する子供たち。人間の能力というものは、ただただ時間をかければよいということではなく、いかに限られた大切な時間を有効に使えるかというすばらしい能力も、子供のうちから備わっているのであります。

伊豆市の将来、今の子供たちが戻りたいと思えるようなふるさとづくり、また他市町に住む人たちからも、他県に住む人たちからも、子育てをしたいと思われる、まねをしたいと思われる、そのような教育環境づくりは、今、少子化が進む中だからこそ、私たち伊豆市に住み、経済を支える大人の重要な使命の一つだと思えます。

前回、白紙となった新中学校建設への取り組みは、建設場所、校地の選定の不明のままで、ゼロからのスタートかもしれませんが、当時から変わらない問題、中学校の課題はゼロにはなりません。課題をクリアするためにも、いち早くそれらと向き合い、校地の選定、通学路、通学方法の対策なども含め、将来の市民負担も視野に入れ、取り組んでいく必要があると考えます。

以上、伊豆市修善寺・中伊豆・天城地区の新中学校の整備を求める決議の私の賛成討論と

いたします。

議員皆様の御賛同をお願いして終わりにいたします。

○議長（三田忠男君） 次に、反対討論を行います。

12番、小長谷朗夫議員。

〔12番 小長谷朗夫君登壇〕

○12番（小長谷朗夫君） 12番、小長谷朗夫です。

発議第3号 伊豆市修善寺・中伊豆・天城地区の新中学校の整備を求める決議に反対の立場で討論したいと思います。

なお、先ほどから質疑が2人の議員から行われましたが、提出者の答弁を聞いていて、この時点で反対に立った価値が私自身非常に大きくなりました。ああ、反対の立場で、この時点では意見を申し上げたほうがいいなというのが、やりとりの中で感じたところでございます。

それでは、早速いきたいと思います。

今回は、決議文の内容にかかわることと、決議を上程する時期の2つの点について述べさせていただきます。

さて、その1つ目でございますが、自分勝手な読み取りで大変恐縮ではございますが、決議文の内容を読まさせていただきますと、なおかつ要約すると、まず1つ目に、少子化による学級数の減少をうたっております。少子化による学級数、どんどん学級が少なくなりますよということを1つ目にうたっております。

それから、2つ目として、生徒の安全確保と3中学校の校舎の老朽化との関係を挙げて、2つ目にうたっております。

そして、なおかつ文書を読んでいきますと、この2点を課題として捉え、これは大きな課題ですよ、2つありますということで捉えて、基本方針の早期実現に向け、特に最優先すべき事項として、1、校地選定と校地選定に伴う通学対策の早期着手、2つ目として、開校年度の明示と将来負担の軽減による整備の2つをうたっております。今私が申し上げました1、2は、課題解決のための最優先事項として、これを解決のための事項として挙げているわけです。

よくよく考えてください。先ほど私申し上げましたが、学級減がなぜ校地と校地選定にかかわることにつながっていくか。要するに私に言わせてみると、全く因果関係がゼロとは言わないけれども、なおかつ基本方針から拾っている文章ですから、拾う場所が違うでしょう。ですから、こういう決議文を私も見ました。見たときに、読まさせていただきます、えっ、この決議、私だけなんではなかね。だから、冒頭申し上げました。私の読み取りではということで、ですから、整合性がなっていないということで、まず第1点目にいかなものかというものが私の疑問点でございます。

それから、2つ目に、先ほどからもう何回も出ているんですが、決議を上程する時期につ

いて、やはりいかなものかなということをつくづくと感じます。このことが一番理解できなかった事項です。今もなぜ今なんですかと。急がなくてはこの思惑も十分推測できます。ここでやりたいなというお気持ちも、先ほど私どもの会派長の反対の立場での討論の中にも出てきましたが、それはあるでしょう。ありますが、そうじゃないでしょうというのが私の思いでございます。要するに文教の白紙撤回以降、構想の中にあつた施設、例えば温泉病院、先ほども話題に出た東こども園についても、これは十分とは言いませんが、議論した結果の全会一致だったんですね。それに近い結果だったんです。

私は、議会はこういう形で進んでいくというのが一番理想的でございます。というのはなぜかと言いますと、私ごとになります、副議長を拝命したときに、私はあえて言わせていただきました。要するに何とか派と何とか派とじゃないんだから、そうじゃなくて、みんな一緒ですよ。そういうことが私の任期の中で、議会運営の中でできれば、こんな幸せなことはありませんということをお述べさせていただきました。

ですが、今回ここで出てくるということは、どうなんでしょうと。ですから、東こども園、温泉病院のときには、別な見方をすれば、質疑の中にもあつたように、議会が一丸となつてという体をしていました。ところが、今回は見事にそれが崩れ去って、空中分解をしたのが現状だと思います。

しかし、今後、3中学校の統合については、今どこまで来ているかということをもう一度確認します。2回の全協の場がありました。教育委員会から報告ですから、中身についての質疑は申し上げられませんかというお話があつて、私、座長ですから進めていたわけですから、そういう思いで進めました。ですから、教育委員会が報告した字面に関して質問のある方はいかがですかということで皆さんに提案したはずなんです。ですから、中身についての議論というのは全くないわけです。ですから、今回の議会の中でも一般質問で、鈴木正人議員が基本方針の中身に触れました。こういうのは当然出てくることなんです。今後の3月議会、または教育厚生委員会の常任委員会の中で、事によつたら、これについて所管事務ということで話されるかもわからない。そういうきちつと順序立てて場を得ていった結果の決議なら、私、大変理解できるんですね、この2つ目は。だから、先ほど申し上げましたように、2つの点の後半はこういう理由なんです。

加えて、今後、教育委員会の実施すると思います、保護者を含めた市民説明会も行われるはずなんです。それで、新たに基本方針が出てきたんだから、今までいろいろな保護者の声は聞いているにしても、基本方針そのものについての御意見はまだ聞いていないんです。ここを間違えたら困るんですね。だから、今後の説明会の中で教育委員会どういうふうに運ぶのか、それはわかりません。わからないんですけども、きちつとその辺を説明して、市民に、そして市民の声をつかんで、私たちが判断する。そのときがタイムリーです。機が熟したということになるんですね。だから、そういう意味で提案されるなら理解できますよね。だけど、今回、この時点では、先ほどから申し上げておりますように、なかなかこの時点で

どうですかと言われたら、なぜ今なんだろう、今じゃないんだと思います、私は。大変理解に苦しみます。

以上、2点について反対討論させていただきました。結果については、いずれにしましても、やはりよくよくそういうことを考えて、今後の議会運営にもかかわっていくことですから、ぜひ考えていただきたいなと思います。

どうも失礼いたしました。

○議長（三田忠男君） 次に、反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

既に山口議員、小長谷朗夫議員から急所をついたお話がありましたので、同じことを言うつもりはないんですけども、私は、まだまだ議論が足りないんじゃないかと思うんですね。

私は、私のブログを読んでいただければわかるように、2年後、選挙があるんだから、何でそこでぶつけてみんなで議論しないんだというのが私の本音です。統合したからって、伊豆市の人口減少とまるわけじゃないんですからね。やがていずれは、統合した学校で野球ができなくなるような状態だって出てくるんです。これが、この提案は学校建設しか考えていないんですよ。

私はいつも言っているのは、教育を議論しようよと言っているんです。今、教育問題、一番大事なことは何ですか。先生が忙し過ぎる。部活をどうしようということ、部活も性別さえ議論されている時代なんですよ。それを伊豆市は、野球がやりたいとか、部活動、たくさんできるような考えでやっていると思います。教育委員会が部活をどうしようかというような議論はしたんでしょうか。ぜひ教育の議論をしてもらいたいんです。

私は、基本的に学校の人数なんていうのは関係ないと思っているんです。私は、この席で何度も言っていますけれども、桜島へ行って見てきたのは、生徒5人に先生7人ついていると。向こうのほうで言うのは、郷中教育というんですか。とにかく子供の教育をどうするかということが優先されているわけです。この議論の中では、子供の教育をどうするか。私は、もっともっとしてもらいたいですね。

学校建設がおくれたら、市民がどんどん出て行ってしまう。そういう方もいらっしゃるでしょう。孟母三遷というような教えもあるわけですから、よりよい教育のところへ、お父さん、お母さんは住みたいと。ぜひそういう議論をしましょうよ。よりよい学校をつくろうと。僕は統合だけじゃないと思いますよ。

土肥の小中一貫校がいいでしょうか。そういう御父兄もいらっしゃる。そういう声も私のところへ届いています。しかし、土肥の一貫校にしろ、先ほども言いましたけれども、やがて子供の減少でおかしくなってくるのは事実だだと思います。これは伊豆市の宿命です。伊豆市の人口減少をとめる問題と学校教育はまた別問題だと思いますよ。

私のブログを見てもらえればわかるように、私は、土肥の統廃合をどうするかということ  
は意思表示しておるわけですね。三島の皆さんは、豊岡さんのおっしゃることと、ほかの2  
人の候補者がおっしゃること、相対立しましたけれども、いわゆる駅の再開発をするという  
豊岡さんがまた新しい市長になったと。何で私たちのまちは、そういう政策を市民に訴えな  
いんですか。2年後選挙あるんだからやりましょうよ。それをみんなで訴えて、どっちがい  
いんだと。私たち議会が選択するんじゃないくて、市民が選択すればいいんです。ぜひ、私た  
ちあと2年でじっくり議論して、うそついていちゃだめだぞ、議論して、市民に情報を提供  
して、こんな慌ててやることはないと思いますよ。

あの日向の場所、あそこが最善だと思いません。いつも言うように、あそこは高低差がつ  
いているんですね。お話聞いていると、地主さんの意向もまだまだよくわかっていないと。  
地主さんも含めて、みんながそれじゃやろうよと。学校を新しくしようというようにしませ  
んか。そういう観点から、山口さんや小長谷朗夫議員のおっしゃるのは正論です。

ぜひ、こんな私がいつも言っているでしょう。グアム島へ行って戻ってきたんじゃないか  
と。そんな議論の続きの延長じゃ困ります。やはり透明な伊豆市をつくりたいと思います。

反対討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、最後の討論になります。反対討論。

木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

一番気がかりなことから始めます。順番がちょっと狂ったな、1、2、3と番号をつけた  
んですけれども。

紹介議員は、議会は何もしていない。だから、我々動くんだと言いましたよ。本当にそう  
ですか。何もしていないんですか。確かに市民の皆さんに、議会は今、具体的にこうする  
ということの発信は確かにやっていない。ただし、議会の中でいろいろな形でやっているで  
しょう。何もしていないんじゃない。ましてや、私は、教育厚生委員長という立場で、先ほど  
質疑の中でやったけれども、常任委員会だけじゃなくて、これはみんなの問題です。みんな  
の問題というか、全市民の問題だから、その権限を持っている全議員に常に呼びかけてい  
こうということをやりましたよ。

それに加えて、山口議員言いましたけれども、反対討論の中で、議会のあるべき姿が問わ  
れているんです、今回は本当に。中伊豆温泉病院、こども園、どうしました。原案をつくっ  
て、それに対する意見がありましたら、具体的な案を持ってきてくださいと。それを持ち寄  
りました。そこでまた論議をして、では、こういうことだったら、皆さんの中伊豆温泉病院  
にしても、こども園の問題にしても、これだったら決議はできるねということで、本当にみ  
んなで話し合っただけじゃないですか。今回はぼんと持ってきただけですよ、あなた方だ  
けの。だから、本当に残念というか、がっかりした。

委員長としてずっとやって、別に僕はすばらしいとか何か思っていないですよ。皆さんの意見を聞きながら、所管事務調査、10月23日に教育委員会から3中学校の基本方針案の案ですと言って説明を受けました。そして翌日、こういう委員会で話し合いをしましたと皆さんにお話ししました。そして、24日には、皆さんから、一人一人から意見を聞きました、どうですかと。まさに今回、その次は、そして今、基本方針の議論の場があるだろうと、必ずや。そのときには、教育委員会任せで、議会は高みの見物で、問題あると批判するだけではなくて、かといってすべからず賛成でもなくて、議会がどうかかわるのか、まさに新たなチャレンジ、どういうふうに議会がこの問題にかかわっていくのかという新たな挑戦ですよ、議会としても。それをやる寸前になって、いかにも私たちの意思を表示したかったと言っているんですけども、議員の表示だったらいいですよ。先ほど言ったように決議というのが、議会の意思表示をやっているんです。まさに政治的効果を狙っている以外の何ものでもないですよ、あなた方は、本当に。

それから、ちょっと文教のときに何を話していましたかね。振り返りながら、今回どうあるべきかとお話します。

今回、決議に賛成した議員の方々は、名前言いませんね、名誉のために。この請願が出てきたときに、文教は否決された問題について討論ありました。どんなことをやったか。新中学校ができないと、若者が伊豆市への関心や期待が落ちる。だから、人口減少に拍車をかけるじゃないかと言ったんです。また、子育て世代にあきらめられ、そっぽを向かれて、人口減少の加速化を避けられないと、そういう話だったんですよ。覚えてますよね、言われた方は。それで、今度また新中学校。別にそれは反対とか何か言っているわけではない。だから、だから、これは青木議員に対して、ちょっと政治的課題、大きな課題を私は質問したのかなと思っているんですけども、こういうことで中学校、文教のときには一緒にやらないとだめですよと言っていた。だから、若者がそっぽを向かれて、伊豆の国市に行くんじゃないのというふうな話をしていたんです。そうであるならば、では、お尋ねしますが、2025年、平成37年度、教育委員会から出された資料を見ますと、このときに中学校の生徒数は455人です。残念ながら社人研の推計もずっと減ってきているんですね。15年後の2040年、244人です。さらに、5年後、2045年、200人台に落ちこっちゃうんですよ。455人が20年後には、このままいくなら200人になるということを真剣に受けとめたときに、今言った、中学校を一緒にやらないと人口減少に歯どめがかからない。その文教のときに反対したときには、とんでもないということがだっと吹き荒れましたよ。そうであるならば、この問題をどう捉えるのかと、決議に賛同された方も、あなた方だめだよというので、一緒になって考えませんか。

社人研の言うとおりのことであるならば、2045年には、20年後には、今、455人が200人になっちゃうんですよ。そうすると、また新たな課題が出てくる。部活どうするの、先生の数が足りるか足りないかと出てくるじゃないですか。同じことをやらないために、ましてや中学校と



いうのは、おおむね40年、50年もつじやないですか。10年先を見据えたってだめですよ。そこを見据えて、やはり私は、今回の基本方針について、皆さんと大いに教育委員会に出されたら、そういう視点からやはりやっていく必要があるというふうに思っております。

冒頭言うのを忘れていましたが、3中学校、基本的姿勢、今回の決議に対して、3中学校を統合すべきだという決議であります。3中学校、だから、反対だから決議に反対するという立場では私は毛頭ありません。最初にこれ述べておきます。なぜならば、反対だというと、必ず、こんな反対という意思表示をすると、間髪入れずに、あなたは統合に反対なんですねと問いかけがくる。この間、何回も来ましたよ。そうじゃないと。何でそういうふうに一律に反対すると、統合に反対というレッテル張りをするのか。もうやめてほしいですね、本当に。

最後に、いろいろな議論の中で候補地の問題が出たから、ちょっと明らかにしていきたい。

今議会で教育長は、候補地も決定していないと答弁しましたが、振り返ってみますと、ちょっと前、10月2日に行われた総合教育会議で市長はこのように述べておりました。前回の新中学校計画のときに、新たな校地を求めるときの選定作業をしているので、日向地区が最良であるとの決定を得ているので、地権者さんに候補地として検討してよいかの意向を確認してほしいと、こういう議事録があります。そうしますと、別にここはだめだと言っているんじゃないんです。議決するに当たって、教育長、教育委員会は候補地も決定しておりません。まだ、だから何も発表できませんと言っている。それも総合教育会議のトップの方。市長はそのようにもう日向の地権者にちょっと確認してほしいと。このまま進めます。ちゃんと総合教育会議は、市長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議、調整の場として法的に位置づけられているんです。そうであるならば、ここの場、一番肝心かなめの一つ。土地どうするのと。全然見解が違うんだから、そこは明らかにしないで、決議やりましょうということであれば、私は本末転倒。

議論すべきところは私はたくさんあると思います。この中で1つ入れておきます。

本当にすばらしい学校をつくらうとするならば、統合する選択肢もあり得るでしょう。あり得るんです。ただ、本当にここは考えなくちゃならないのは、今、教師の超過勤務が社会問題化していますよね、日本全国中。そして、教師は今どうなっているかということ、この中にすみません、基本方針の中に教育を担う教員にとって働きやすく、働きがいのある実現できる適切な教員数、こういうふうに行っているんですよ。私もそういう意味では賛成。

ただ、適切な教員数というのは、どういうふうに、何が適切なのかということ、私は考えます。先生が教材研究や研修に充てる時間をきちんと持てると。今までよりふやして、本当にそれこそが、私は子供たちにとってよりよい環境に結びつくと思います。教師の研修する、そういう場が本当によりよい教育環境の一つの大きなかなめだと私は思っています。その実現に向けて、法定的に国のほうから人数は決まっているんですけども、では、それで終わりかというんじゃないくて、今でもやっていますけれども、伊豆市として本当にそのためには、

教師を伊豆市は雇用しようよという選択肢もあるのかなど、一つの検討課題として、私はこの方針について話し合いの場をいただきたいと思います。

いずれにしても、余りにも時期尚早です。市民本位の、市民こそ主人公と言っておきながら、広報紙に出しただけで、なぜ議会が議決しなくちゃならないのか、本末転倒であります。逆さま、そんな議会じゃ困ります。

以上で反対討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより発議第3号について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

ちょっとお時間ください。よろしいですか、事務局。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

なお、決議文の取り扱いにつきましては、議長に御一任願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時21分

再開 午後 0時21分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 追加日程第3、発議第4号 再生可能エネルギー発電事業関係法令における住民意向の反映及び安全基準等の規定を求める意見書についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） 発議第4号 再生可能エネルギー発電事業関係法令における住民意向の反映及び安全基準等の規定を求める意見書の提出について、総務経済委員会を代表して提案理由を述べさせていただきます。

現在、全国各地に設置された、また設置されようとしている太陽光発電設備には、住民の生活や治山など安全面の配慮に欠けるケースがあります。さらに、景観法、農地法、土砂災害法など、現行の土地利用法制で十分対応していない部分もあり、法の不備を突いたり、法令を遵守しない発電設備も少なくない現状を問題化し、政府等に対し法整備による規制の強化を求め、意見書を提出するものです。

以下、意見書を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

再生可能エネルギー発電事業関係法令における住民意向の反映及び安全基準等の規定を求める意見書。

太陽光発電などの再生可能なエネルギーを活用した発電事業は、温室効果ガスの削減やエネルギー自給率の向上、化石燃料調達に伴う資金流出の抑制等の観点から推進すべきものとして、適切な場所ですっかりとした安全意識の下での事業実施が望まれる。

しかし、メガソーラー発電事業をめぐるのは、住民と事業者との間にトラブルの発生が見られるケースがあり、そのトラブルの多くの要因は、土砂災害が想定される場所への施設設置に対する反対や施工不良等による影響の心配、火災が発生した場合、水を使用した消火活動では感電事故につながる恐れがあるなど消火設備や消火体制に対する懸念、自然や都市景観への阻害等である。

よって、下記事項について法改正等の対応を強く要望する。

#### 記

1、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT法」という。）における事業認定要件に住民意向の反映を明記する。

2、再生可能エネルギー発電施設整備に関わる関係法令に、施設整備における安全基準を明記する。

3、再生可能エネルギー電気事業が要因となった被害に対して、補償責務の確実な遂行のため、保険加入や信託等を電気事業者（既に稼働している事業者を含む。）の義務とする旨を法令等に明記する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日。

静岡県伊豆市議会。

なお、この案件につきましては、山梨県議会を初めとして全国の多くの自治体が既に同様の意見書が提出されております。総務経済委員会で協議した結果、意見書の採択を賛成多数で決定いたしました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣であります。

以上、議員の皆様の賛同をお願いし、提案理由とさせていただきます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託をしないことにな

っておりますので、直ちに討論に入ります。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第4号について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取り扱いにつきましては、議長に御一任願います。

### ◎閉会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、本定例会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものについては、伊豆市議会会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。そのようにさせていただきます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第4回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

皆様方には、長い間、慎重に御審議いただき、まことにありがとうございました。

閉会 午後 0時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 三 田 忠 男

署 名 議 員 小 長 谷 順 二

署 名 議 員 小 長 谷 朗 夫